第十七条　公団の職員は、総裁が任命する。
（役員及び職員の地位）
第十八条　公団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務の範囲）
第十九条　公団は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。
一　海外における石油の探鉱に必要な資金を供給するための出資及び資金の貸付けを行なうこと。
二　海外における石油の探鉱及び採取（これらに伴う可燃性天然ガスの採取を含む。第四号において同じ。）に必要な資金に係る債務の保証を行なうこと。
三　石油の探鉱に必要な機械の貸付けを行なうこと。
四　石油の探鉱及び採取に係る技術に関する指導を行なうこと。
五　委託を受けて、国内における石油及び可燃性天然ガスの探鉱に必要な地質構造の調査を行なうこと。
六　前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。
七　前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務を行なうこと。
2　公団は、前項第七号に掲げる業務を行なおうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。
（業務方法書）
第二十条　公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第四章　財務及び会計

（事業年度）
第二十一条　公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
（予算等の認可）
第二十二条　公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
（財務諸表）
第二十三条　公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
2　公団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。
（利益及び損失の処理並びに納付金）
第二十四条　公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。
2　公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
3　公団は　第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
4　前項の規定による納付金に関し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。
（借入金及び石油開発債券）
第二十五条　公団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は石油開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。
2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
4　第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
5　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
6　公団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
7　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
8　第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。
（債務保証）
第二十六条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。
（償還計画）
第二十七条　公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。
（余裕金の運用）
第二十八条　公団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
一　国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有
二　銀行への預金又は郵便貯金
三　信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託
（財産の処分等の制限）
第二十九条　公団は、通商産業省令で定める重要な財産を譲り渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。
（給与及び退職手当の支給の基準）
第三十条　公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
（通商産業省令への委任）
第三十一条　この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章　監督

（監督）

第三十二条　公団は、通商産業大臣が監督する。

2　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十三条　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　雑則

（解散）

第三十四条　公団の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第三十五条　通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第二十条第一項、第二十二条、第二十五条第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第二十七条又は第二十九条の認可をしようとするとき。

二　第二十条第二項又は第三十一条の通商産業省令を定めようとするとき。

三　第二十三条第一項又は第三十条の承認をしようとするとき。

四　第二十八条第一号の規定による指定をしようとするとき。

（他の法令の準用）

第三十六条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章　罰則

第三十七条　第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十八条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第十九条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第二十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十二条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第三十九条　第六条の規定に違反して石油開発公団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条から第十六条までの規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（公団の設立）

第二条　通商産業大臣は、公団の総裁又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された総裁又は監事となるべき者は、公団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ総裁又は監事に任命されたものとする。

第三条　通商産業大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3　設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された総裁となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条　公団は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（石油資源開発株式会社の解散等）

第六条　石油資源開発株式会社法（昭和三十年法律第百五十二号）により設立された石油資源開発株式会社（以下「会社」という。）は、この法律の公布の日から起算して二月以内に商法第三百四十三条（定款変更の決議方法）に規定する株主総会の決議を得て、公団の設立に際し、公団に対してその営業の全部を出資することができる。

2　会社は、前項の規定による出資をする場合には、あらかじめ、その旨を設立委員に申し出なければならない。

3　設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、通商産業大臣の認可を申請しなければならない。

4　第一項に規定する決議があつた場合において、前項の認可があつたときは、政府以外の株主の所有する株式は、その認可のあつた時に会社が買い取つて消却したものとみなす。

5　前項の場合における株式一株の買取価格は、会社の純資産の額をその発行済株式の総数で除して得た額とする。

6　前項の会社の純資産の額は、臨時に通商産業省に置く評価審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。第三十五条の規定は、この場合について準用する。

7　前項の評価審査会が決定する。

8　第三項の認可があつたときは、会社の一切の権利及び義務は、公団の成立の時において公団に承継されるものとし、会社は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

9　前項の規定による承継があつたときは、会社の解散の時までに政府の一般会計及び産業投資特別会計から会社に対して出資された額は、公団の設立に際し、それぞれ政府の一般会計及び産業投資特別会計から公団に対して出資されたものとする。

10　第八項の規定により会社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（公団に承継される会社の社債の効力）

第七条　前条第八項の規定により公団に承継される会社の社債に係る債務について石油資源開発株式会社法第十三条の二の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該社債に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

2　前項の会社の社債は、第二十五条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の規定による債券とみなす。

（臨時の業務等）

第八条　公団は、この法律の施行後三年間は、第十九条第一項の規定にかかわらず、通商産業大臣の認可を受けて、石油資源開発株式会社法第七条第一項及び第二項に規定する業務（第十九条第一項各号に掲げる業務を除く。）を行なうことができる。

2　公団は、前項の業務の円滑な実施を図るため、臨時に当該業務の実施を一体として所掌するための組織を設け、かつ、当該業務に係る経理を区分して整理するものとする。

第九条　公団は、前条第一項の業務を廃止するときは、通商産業大臣の認可を受けて、その業務に係る財産を譲り渡し、又は第十九条第一項の規定にかかわらず出資するものとする。

2　前項の規定による財産の譲渡については、第二十九条の規定は、適用しない。

3　第三十五条の規定は、第一項の認可に準用する。

（非課税）

第十条　附則第六条第八項の規定により公団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得については、不動産取得税を課することができない。

（経過規定）

第十一条　この法律の施行の際現に石油開発公団という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十二条　公団の最初の事業年度は、第二十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十三年三月三十一日に終わるものとする。

第十三条　公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資本計画については、第二十二条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

（石油資源開発株式会社法の廃止）

第十四条　石油資源開発株式会社法は、廃止する。

（石油資源開発株式会社法の廃止に伴う経過規定）

第十五条　前条の規定の施行前にした廃止前の石油資源開発株式会社法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正）

第十六条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十六条の十を次のように改める。

第六十六条の十　削除

第八十三条を次のように改める。

第八十三条　削除

（所得税法の一部改正）

第十七条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中石炭鉱業合理化事業団の項の次に次のように加える。

石油開発公団	石油開発公団法（昭和四十二年法律第九十九号）

（法人税法の一部改正）

第十八条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中水害予防組合及び水害予防組合連合の項の次に次のように加える。

石油開発公団	石油開発公団法（昭和四十二年法律第九十九号）

（印紙税法の一部改正）

第十九条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中石炭鉱業合理化事業団の項の次に次のように加える。

石油開発公団	石油開発公団法（昭和四十二年法律第九十九号）

（地方税法の一部改正）

第二十条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「森林開発公団」の下に「、石油開発公団」を加える。

（公職選挙法の一部改正）

第二十一条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条の二第一項第二号中「森林開発公団」の下に「、石油開発公団」を加える。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第二十二条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

「第二十四条第二項中「森林開発公団」の下に「、石油開発公団」を加える。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第二十三条　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「森林開発公団」の下に「、石油開発公団」を加える。

（内閣総理・法務・大蔵・通商産業・自治大臣署名）

法律第百号（昭四二・七・三一）

◎雇用促進事業団法の一部を改正する法律

雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十条の規定に基づいて職業安定機関が労働者の雇入れ又は配置その他の雇用に関する事項につき事業主に対して行なう援助について必要な協力を行なうこと。

第十九条第三項に次の一号を加える。

三　身体に障害のある者を雇い入れる事業主に対して、身体に障害のある者の作業を容易にするため必要な施設又は設備の設置又は整備に要する資金の貸付けを行なうこと。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（労働・内閣総理大臣署名）

法律第百一号（昭四二・七・三一）

◎森林病害虫等防除法の一部を改正する法律

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「であつてはく皮しないもの」を「並びにこれらの包装」に改める。

第三条第一項第一号中「伐倒及びはく皮」を「伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及びはく皮」に改め、同項第二号中「伐採跡地を所有し、又は管理する者に対し、森林病害虫等が附着し、又は附着するおそれがある根株のはく皮」を「森林病害虫等が附着し、又は附着するおそれがある根株の存する伐採跡地を所有し、又は管理する者に対し、薬剤による防除又は当該根株のはく皮」に改め、同項第三号中「農林大臣の指定するものをいう」を「農林大臣の指定するものをいい、その容器及び包装を含む」に改め、同項第六号中「そのはく皮又は枝条及び樹皮の焼却の措置」を「薬剤による防除又は当該伐採木等のはく皮若しくは森林病害虫等並びにその附着している枝条、樹皮及び包装の焼却」に改め、同条第三項第三号中「行う」を「行なう」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、森林病害虫等の駆除又はそのまん延の防止のための措置を緊急に行なう必要があるときは、この限りでない。

第三条第六項中「第一項の命令」を「前項の規定による命令書の交付」に、「当該命令書をその者に通達する」を「当該命令書をその者に交付する」に、「当該命令の内容」を「当該命令書の内容」に、「通達に代える」を「その交付に代える」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　農林大臣は、第三項ただし書の規定により公表をしないで第一項第一号から第四号まで又は第六号に掲げる命令をする場合には、その命令に係る措置の実施に必要な備準期間を考慮して、同項の期間を定めなければならない。

7　農林大臣は、第一項の規定による命令をするには、その命令を受けるべき者に対し、左に掲げる事項を記載した命令書を交付しなければならない。

一　第一項第一号から第四号まで又は第六号に掲げる命令をする命令にあつては、左の事項

イ　第三項各号に掲げる事項

ロ　その命令を受ける者が、次条第一項に規定する場合に該当することとなつたとした場合には、同項の規定による措置をとることがある旨

ハ　次条第一項の規定による措置をとることにより同条第二項に規定する場合に該当することとなつたとした場合には、同項の規定による費用の徴収をすることがある旨

二　第一項第五号に掲げる命令にあつては、第三項各号に掲げる事項

第四条第一項中「行わないときは、当該措置の全部又は一部を行う」を「行なわないとき、行なつても十分でないとき又は行なう見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行なう」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　農林大臣は、前項の規定により同項の措置の全部又は一部を行なつた場合において、その費用の額が、同項の命令を受けた者が自らその措置の全部又は一部を行なつたとした場合にその者が受けることとなるべき第八条第一項の規定による補償の額をこえるときは、そのこえる部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

第四条に次の一項を加える。

3　前項の規定による費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

第四条の次に次の一条を加える。

（協力要請）

第四条の二　農林大臣は、第三条第一項又は前条第一項の規定により森林病害虫等の駆除又はそのまん延の防止のため必要な措置を行なう場合において必要があるときは、地方公共団体又は森林組合若しくは森林組合連合会に対し、当該措置の実施に関し必要な業務の内容を記載した文書を交付して、その業務に協力することを要請することができる。

第五条第二項中「第六項」を「第八項」に、「前条」を「前二条」に改める。

第六条第一項中「森林、苗畑又は貯木場」を「森林その他樹木が生育している土地、苗畑又は船車若しくは貯木場」に改め、「樹皮」の下に「若しくは包装」を加える。

第七条第一項中「認めるとき、又は伐採木等に森林病害虫等が附着し、若しくは附着するおそれがあると認めるときは」を「認めるときにあつては第三条第一項第三号、指定種苗が森林病害虫等の被害を受け、又は受けるおそれがあると認めるときにあつては同項第四号、伐採木等に森林病害虫等が附着し、又は附着するおそれがあると認めるときにあつては同項第六号に掲げる措置を行なうべき旨を」に改め、同項第一号及び第三号中「行う」を「行なう」に、同条第二項中「行わないとき」を「行なわないとき、行なつても十分でないとき又は行なう見込みがないとき」に改める。

第八条第二項中「指示に係る場合にあつては」の下に、「樹木の伐倒の措置を行なうことにより通常生ずべき損失額に相当する金額及び薬剤による防除」を加え、「はく皮又は枝条、樹皮」を「はく皮又は枝条、樹皮、包装」に、焼却又は薬剤による防除の措置を行なう」を「焼却の措置を行なう」に改める。

第十条中「行う」を「行なう」に改め、「その者の受ける利益を限度として」を削り、「地方自治法（昭和二十三年法律第六十七号）第二百十七条」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十四条」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　この法律の施行前にした改正前の第三条第一項又は第五条第一項の規定による命令に係る農林大臣又は都道府県知事の行なう駆除措置及び当該駆除措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前にした改正前の第七条第一項の規定による指示に係る当該官吏又は森林害虫防除員の行なう処分については、なお従前の例による。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第百二号（昭四二・七・三一）

◎中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、中部圏の都市整備区域及び都市開発区域の整備及び開発並びに保全区域の整備に関し必要な事項を定め、もつて中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号。以下「法」という。）第一条に規定する目的の達成に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「都市整備区域」とは、法第十三条第一項の規定により指定された区域をいう。

2 この法律で「都市開発区域」とは、法第十四条第一項の規定により指定された区域をいう。

3 この法律で「保全区域」とは、法第十六条第一項の規定により指定された区域をいう。

（都市整備区域建設計画等の承認）

第三条 都市整備区域、都市開発区域又は保全区域の指定があつたときは、関係県知事は、法第九条に規定する基本開発整備計画に基づき、関係市町村長と協議し、中部圏開発整備地方協議会の意見をきいて、当該都市整備区域に係る都市整備区域建設計画、当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画又は当該保全区域に係る保全区域整備計画を作成し、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に承認を申請しなければならない。都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画又は保全区域整備計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、前項の承認をしようとするときは、中部圏開発整備審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の承認をしたときは、その承認に係る都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画又は保全区域整備計画を関係行政機関の長に送付しなければならない。

（都市整備区域建設計画等の内容）

第四条 都市整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画には、次の各号に掲げる事項につきその大綱を定めるものとする。

一 都市整備区域又は都市開発区域の整備及び開発の基本構想
二 人口の規模及び労働力の需給に関する事項
三 産業の業種、規模等に関する事項
四 土地の利用に関する事項
五 次に掲げる施設の整備に関する事項
イ 道路、鉄道、港湾、空港等の交通施設及び通信施設
ロ 住宅用地、工場用地等の宅地
ハ 公園、緑地等の空地
ニ 河川、水路及び海岸
ホ 住宅等の建築物
ヘ 水道、工業用水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設
ト 公害の発生の防止に関する施設
チ 学校等の教育文化施設
リ 流通業務市街地における流通業務施設
ヌ その他政令で定める主要な施設
六 都市整備区域又は都市開発区域の整備及び開発に関連して交通通信体系又は水の供給体系を広域的に整備する必要がある場合における当該都市整備区域又は都市開発区域の区域外にわたる前号イ、ニ及びヘに掲げる施設の整備に関する事項

第五条 保全区域整備計画には、次の各号に掲げる事項につきその大綱を定めるものとする。

一 保全区域の整備の基本構想
二 土地の利用に関する事項
三 観光資源の保全若しくは開発、緑地の保全又は文化財の保存に関連して必要とされる道路、公園その他の政令で定める施設の整備に関する事項

（都市整備区域等の都市計画）

第六条 建設大臣は、都市計画法（大正八年法律第三十六号）第二条第二項の規定により都市整備区域又は都市開発区域により都市計画区域を決定しようとするときは、同項の規定にかかわらず、関係市町村の意見をきくことを要しない。

2 建設大臣は、都市計画法の規定による都市計画を決定しようとするときは、都市整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画を尊重するものとする。

（施設の整備等）

第七条 国及び地方公共団体（港務局を含む。）は、都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画及び保全区域整備計画を達成するため必要な施設の整備の促進及び資金のあつせんに努めるものとする。

（地方税の不均一課税に伴う措置）

第八条 低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）第五条の規定が適用される場合を除き、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第二項の規定により、政令で定める地方公共団体が、都市開発区域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（国有財産の売払代金等の特約）

第九条 各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下この条において同じ。）は、都市整備区域内又は都市開発区域内において政令で定める製造業（物品の加工修理業を含む。）、運送業、倉庫業その他の事業を営む者に対し、その事業に必要な工場、事業場又は政令で定めるその他の施設の用に供するため普通財産である国有財産を譲渡する場合において、当該都市整備区域に係る都市整備区域建設計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画に照らして適当であると認められるときは、その売払代金又は交換差金について、確実な担保を徴し、かつ、利息を附して、十年以内の延納の特約をすることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定により延納の特約をしようとするときは、延納期限、担保及び利率について、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の規定により延納の特約をした場合において、当該財産の譲渡を受けた者の

する管理が適当でないと認めるときは、ただちにその特約を解除しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（中部圏開発整備法の一部改正）

2　中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

六　中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号）の施行に関する事務を処理すること。

（流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正）

3　流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）第八条第二項の基本整備計画に」の下に「、中部圏の区域内の大都市に係るものにあつては中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）第九条第二項の基本開発整備計画に」を加える。

（内閣総理・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・郵政・労働・建設・自治大臣署名）

法律第百三号（昭四二・七・三一）

◎近畿圏の保全区域の整備に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊緑地の保全その他保全区域の整備に関し特別の措置を定め、保全区域内における文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「既成都市区域」とは、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する区域をいう。

2　この法律で「保全区域」とは、法第十四条第一項の規定により指定された区域をいう。

3　この法律で「近郊緑地」とは、既成都市区域の近郊における保全区域内の樹林地（これに隣接する土地でこれと一体となつて緑地を形成しているもの及びこれに隣接する池沼を含む。）であつて、相当規模の広さを有しているものをいう。

（保全区域整備計画の承認）

第三条　保全区域の指定があつたときは、関係府県知事は、法第八条に規定する基本整備計画に基づき、関係市町村長と協議して、当該保全区域に係る保全区域整備計画を作成し、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に承認を申請しなければならない。保全区域整備計画を変更しようとするときも、同様とする。

2　内閣総理大臣は、前項の承認をしようとするときは、近畿圏整備審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3　内閣総理大臣は、第一項の承認をしたときは、その承認に係る保全区域整備計画を関係行政機関の長に送付しなければならない。

（保全区域整備計画の内容）

第四条　保全区域整備計画には、次の各号に掲げる事項につきその大綱を定めるものとする。

一　保全区域の整備の基本構想

二　土地の利用に関する事項

三　文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に関連して必要とされる道路、公園その他の政令で定める施設の整備に関する事項

（近郊緑地保全区域の指定）

第五条　内閣総理大臣は、近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによつて得られる既成都市区域及びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しい近郊緑地の土地の区域を、近郊緑地保全区域として指定することができる。

2　内閣総理大臣は、近郊緑地保全区域の指定をしようとするときは、関係地方公共団体及び近畿圏整備審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3　近郊緑地保全区域の指定は、内閣総理大臣が総理府令で定めるところにより告示することによつて、その効力を生ずる。

4　前二項の規定は、近郊緑地保全区域の変更について準用する。

（近郊緑地特別保全地区の指定）

第六条　建設大臣は、近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域について、都市計画法（大正八年法律第三十六号）の定める手続によつて、都市計画の施設として、近郊緑地特別保全地区を指定することができる。

一　地形、交通施設の整備の状況、周辺の土地の開発の状況等に照らして無秩序な市街地化のおそれが特に大であること。

二　近郊緑地特別保全地区として指定することによつて得られる既成都市区域及びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しいこと。

2　建設大臣は、近郊緑地特別保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、近畿圏整備長官の意見をきかなければならない。

3　建設大臣は、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十条第一項又は第二項の規定により指定された国立公園又は国定公園の区域について近郊緑地特別保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、公園計画上の観点からする厚生大臣の意見をきかなければならない。

4　建設大臣は、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）に規定する鉱区について近郊緑地特別保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、鉱物

資源開発上の観点からする通商産業大臣の意見をきかなければならない。

（指定の準備のための土地の立入り等）

第七条　内閣総理大臣又は建設大臣は、近郊緑地保全区域又は近郊緑地特別保全地区の指定の準備のため他人の占有する土地に立ち入つて調査を行なう必要がある場合においては、その必要な限度において、他人の占有する土地に、みずから立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2　前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の前日から起算して前四日目に当たる日が終わるまでに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

4　日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5　土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

6　第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

7　国は、第一項の規定による行為により他人に損失を与えた場合において、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

8　前項の規定による損失の補償については、内閣総理大臣又は建設大臣と損失を受けた者が協議しなければならない。

9　前項の規定による協議が成立しない場合においては、内閣総理大臣若しくは建設大臣又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（標識の設置等）

第八条　府県は、近郊緑地特別保全地区内に、近郊緑地特別保全地区の指定があつたときは、その地区内に、近郊緑地特別保全地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2　近郊緑地特別保全地区内の土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3　何人も、第一項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4　府県は、第一項の規定による行為により損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

5　前条第八項及び第九項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第八項中「内閣総理大臣又は建設大臣」とあり、及び同条第九項中「内閣総理大臣若しくは建設大臣」とあるのは、「府県知事」と読み替えるものとする。

（近郊緑地保全区域における行為の届出）

第九条　近郊緑地保全区域（近郊緑地特別保全地区を除く。以下この条において同じ。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、総理府令で定めるところにより、あらかじめ、府県知事にその旨を届け出なければならない。

一　建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

二　宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

三　木竹の伐採

四　前三号に掲げるもののほか、当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

2　府県知事は、前項の届出があつた場合において、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

3　国の機関は、第一項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、府県知事にその旨を通知しなければならない。

4　次の各号に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。

一　保全区域整備計画に基づいて行なう行為で政令で定めるもの

二　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

三　近郊緑地保全区域が指定され、又はその区域が拡張された際すでに着手していた行為

四　非常災害のため必要な応急措置として行なう行為

五　前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないものであつて、政令で定めるもの

（近郊緑地特別保全地区における行為の制限）

第十条　近郊緑地特別保全地区内においては、次の各号に掲げる行為は、府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該近郊緑地特別保全地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際すでに着手していた行為、非常災害のため必要な応急措置として行なう行為又は前条第四項第五号の政令で定める行為に該当する行為については、この限りでない。

一　前条第一項第一号から第三号までに掲げる行為

二　前号に掲げるもののほか、当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

2　府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が当該近郊緑地の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

3　府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附することができる。

4　近郊緑地特別保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該近郊緑地特別保全地区内においてすでに第一項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三十日以内に、府県知事にその旨を届け出なければならない。

5　近郊緑地特別保全地区内において非常災害のため必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、府県知事にその旨を届け出なければならない。

6　近郊緑地特別保全地区内において前条第四項第五号の政令で定める行為に該当する行為で第一項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、府県知事にその旨を通知しなければならない。

7　府県知事は、第四項若しくは第五項の届出又は前項の通知があつた場合において、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、届出又は通知

らない。

（損失の補償）

第十二条　府県は、第十条第一項の許可を受けることができないために損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、次の各号の一に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

一　第十条第一項の許可の申請に係る行為をするについて、他に、行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めている法律（法律に基づく命令及び条例を含むものとし、当該許可その他の処分を受けることができないために損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。）がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当するとき。

二　第十条第一項の許可の申請に係る行為が社会通念上近郊緑地特別保全地区の指定の趣旨に著しく反すると認められるとき。

2　第七条第八項及び第九項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第八項中「内閣総理大臣又は建設大臣」とあり、及び同条第九項中「内閣総理大臣若しくは建設大臣」とあるのは、「府県知事」と読み替えるものとする。

（土地の買入れ）

第十三条　府県は、近郊緑地特別保全地区内の土地で当該近郊緑地の保全上必要があると認めるものについて、その所有者から第十条第一項の許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を府県において買い入れるべき旨の申出があった場合においては、これを買い入れるものとする。

2　前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとする。

（買入れた土地の管理）

第十四条　府県は、前条第一項の規定により買い入れた土地については、この法律の目的に適合するように管理しなければならない。

（費用の負担及び補助）

第十五条　近郊緑地保全区域又は近郊緑地特別保全地区の指定があった後における当該近郊緑地特別保全区域又は近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

8　国の機関が行なう行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、府県知事に協議しなければならない。

9　次の各号に掲げる行為については、第一項から第七項まで及び前項後段の規定は、適用しない。

一　保全区域整備計画に基づいて行なう行為で政令で定めるもの

二　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

（原状回復命令等）

第十一条　府県知事は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に附された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該近郊緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2　府県知事は、前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとするときは、あらかじめ、当該原状回復等を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくて聴聞に応じないときは、この限りでない。

3　第一項の規定により原状回復等を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等をなすから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行なうべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行なわないときは、府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行なう旨をあらかじめ公告しなければならない。

4　前項の規定により原状回復等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

（損失の補償）

第十二条　府県は、第十条第一項の許可を受けることができないために損失を受けた者がある場合において、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、次の各号の一に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

一　第十条第一項の許可の申請に係る行為をするについて、他に、行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めている法律（法律に基づく命令及び条例を含むものとし、当該許可その他の処分を受けることができないために損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。）がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当するとき。

二　第十条第一項の許可の申請に係る行為が社会通念上近郊緑地特別保全地区の指定の趣旨に著しく反すると認められるとき。

2　第七条第八項及び第九項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第八項中「内閣総理大臣又は建設大臣」とあり、及び同条第九項中「内閣総理大臣若しくは建設大臣」とあるのは、「府県知事」と読み替えるものとする。

（土地の買入れ）

第十三条　府県は、近郊緑地特別保全地区内の土地で当該近郊緑地の保全上必要があると認めるものについて、その所有者から第十条第一項の許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を府県において買い入れるべき旨の申出があった場合においては、これを買い入れるものとする。

2　前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとする。

（買入れた土地の管理）

第十四条　府県は、前条第一項の規定により買い入れた土地については、この法律の目的に適合するように管理しなければならない。

（費用の負担及び補助）

第十五条　近郊緑地保全区域又は近郊緑地特別保全地区の指定があった後における当該近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全に要する費用は、府県の負担とする。

2　国は、第十二条第一項の規定による損失の補償及び第十三条第一項の規定による土地の買入れに要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を補助する。

（報告及び立入検査等）

第十六条　府県知事は、近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、第十条第一項の規定による許可を受けた者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2　府県知事は、第十条第一項若しくは第三項又は第十一条第一項の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、近郊緑地特別保全地区内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第十条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の当該近郊緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができる。

3　前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

（大都市の特例）

第十七条　この法律の規定により、府県が処理することとされている事務又は府県知事の権限に属するものとされている事務（第三条第一項に規定する事務を除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中府県又は府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

（施設の整備等）

第十八条　国及び地方公共団体は、保全区域整備計画を達成するために必要な施設の整備の促進及び資金のあっせんに努めるものとする。

（近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全のために必要な資金についての配慮）

第十九条　国は、府県が近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全のために行なう事業に必要な資金につ

いては、法令の範囲内において、資金事情及び当該府県の財政状況が許す限り、配慮するものとする。

（土地調整委員会の裁定）

第二十条　第十条第一項の規定による処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、土地調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

2　行政不服審査法第十八条の規定は、前項に規定する処分につき、処分庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

（罰則）

第二十一条　第十一条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十二条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第十条第一項の規定に違反した者

二　第十条第三項の規定により許可に附された条件に違反した者

第二十三条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第七条第五項の規定に違反した者

二　第八条第三項の規定に違反した者

三　第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四　第十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五　第十六条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（都市計画法の一部改正）

2　都市計画法の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

都市計画区域内ニ於テハ近畿圏ノ保全区域ノ整備ニ関スル法律（昭和四十二年法律第百三号）第二十条第一項の規定による異議を裁定すること。

第二十五条第一項中「又は首都圏近郊緑地保全法第十八条第一項」を「、首都圏近郊緑地保全法第十八条第一項又は近畿圏の保全区域の整備に関する法律

備ニ関スル法律ニ依ル近郊緑地特別保全地区ノ指定、変更又ハ廃止ヲ為ストキハ都市計画ノ施設トシテ之ヲ為スベシ

（建設省設置法の一部改正）

3　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号の四の次に次の一号を加える。

六の五　近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）による近郊緑地特別保全地区の指定及びその地区内の近郊緑地の保全に関する事務を管理すること。

（土地調整委員会設置法の一部改正）

4　土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）第二十条第一項の規定による異議を裁定すること。

第二十五条第一項中「又は首都圏近郊緑地保全法第十八条第一項」を「、首都圏近郊緑地保全法第十八条第一項又は近畿圏の保全区域の整備に関する法律第二十条第一項」に改める。

第四十五条第一項中「首都圏近郊緑地保全法」を「首都圏近郊緑地保全法」に改める。

第四十五条に次の二項を加える。

6　第一項の規定により近畿圏の保全区域の整備に関する法律の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、委員会は、裁定で、近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地を保全するために必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

7　前項の規定により近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地を保全するために定められた事項は、近畿圏の保全区域の整備に関する法律の規定の適用については、同法第十条第三項の規定により許可に附された条件とみなす。

（近畿圏整備法の一部改正）

5　近畿圏整備法の一部を次のように改正する。

第四条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）の施行に関する事務（建設省の所掌に属するものを除く。）を処理すること。

（内閣総理・大蔵・厚生・通商産業・建設・自治大臣署名）

法律第百四号（昭四二・七・三一）

◎昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律

（特別措置法による退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額の改定）

第一条　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」という。）第六条第一項第一号の規定により改定された年金又は同法第七条の二第一項の規定により支給される年金のうち、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「施行法」という。）第二条第一項第二号に規定する旧法（以下「旧法」という。）の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当するものについては、昭和四十二年十月分以後、

仮定俸給（同条ただし書の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条本文の規定に基づき年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給。別表第一において「昭和四十一年仮定俸給」という。）に対応する別表第一の仮定俸給とする。

3　前二項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者又は遺族年金に相当する年金を受ける六十五歳未満の妻、子若しくは孫に係るものの額は、「別表第一の仮定俸給を」とあるのは、「別表第一の仮定俸給に、その額にそれぞれ対応する別表第二の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額）を加えて得た額を」として、同項又は前項の規定により算定した額とする。この場合において、当該年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

4　第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が六十五歳又は七十歳に達したとき（遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その日の属する月の翌月分以後、これらの規定に準じてその額を改定する。この場合においては、前項の規定を準用する。

5　第一項、第二項又は前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

（特別措置法による公務傷病年金等の額の改定）

第二条　特別措置法第六条第一項第二号の規定により改定された年金のうち、公務による傷病を給付事由とする年金（以下「障害年金」という。）、公務による死亡を給付事由とする年金（以下「殉職年金」という。）又は公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とする年金（以下「障害遺族年金」という。）については、昭和四十二年十月分以後、その額を、昭和四十年法律第百一号第二条第一項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給（同条第二項ただし書の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給とする。

2　前項に規定する年金うち、昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十年法律第百一号。以下「昭和四十年法律第百一号」という。）第一条の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給（同条第二項又は第三項の規定により同条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2　前項に規定する年金うち、昭和四十年度における特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十二号。以下「昭和四十一年法律第百二十二号」という。）附則第二条に規定するものに対する同項の規定の適用については、同項の規定による改定の基礎となる俸給とみなす仮定俸給は、同条の規定に基づき改定された年金額の算定の基礎となつた

金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、それぞれ旧陸軍共済組合、特別措置法第一条に規定する共済協会又は同法第二条に規定する外地関係共済組合が支給した年金の算定の例（その算定の際俸給月額に乗ずべき月数は、障害年金及び障害遺族年金にあつては、同法第六条第三項の規定により改定された月数によるものとし、殉職年金にあつては、別表第三の上欄に掲げる当該仮定俸給に応じ同表の下欄に掲げる率を二箇月に乗じた月数によるものとする。）により算定した額に改定する。

2　次の各号に掲げる年金については、前項又は第四項において準用する前条第二項から第四項までの規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十二年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一　障害年金　別表第四に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては四万三千円を、三級から六級までに該当するものにあつては七千円をそれぞれ加算した額とする。）

二　殉職年金　十万二千円（七十歳以上の場合には十一万九千円とし、六十五歳以上七十歳未満の場合及び六十五歳未満の妻、子又は孫の場合には十一万千円とする。）

三　障害遺族年金　前号に掲げる金額の十分の六に相当する金額

3　殉職年金を受ける権利を有する者に扶養遺族（戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第二十四条に規定する遺族（夫、子、父、母、孫、祖父、祖母又は同条に規定する入夫婚姻による妻の父若しくは母にあつては、同法第二十五条第一項各号の条件に該当するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）があるときは、前項第二号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一　扶養遺族が一人である場合　七千円

二　扶養遺族が二人以上である場合　七千円

4　前条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

（旧法による年金の額の改定）

第三条　旧法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金（旧法第九十四条の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。）については、昭和四十二年十月分以後、その額を、昭和四十年法律第百一号第二条第一項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給（同条第二項又は第三項の規定により同条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給とする。

2　旧法第九十条の規定による年金のうち、障害年金、殉職年金又は障害遺族年金については、昭和四十二年十月分以後、その額を、昭和四十年法律第百一号第三条第二項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給（同条第三項において準用する同法第一条第三項又は第二条第二項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同法第三条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

の仮定俸給を俸給とみなし、旧法第九十条に規定する従前の法令の規定の例（その算定の際俸給月額に乗ずべき月数は、殉職年金にあつては、別表第三の上欄に掲げる当該仮定俸給に応じ同表の下欄に掲げる率を二箇月に乗じた月数によるものとする。）により算定した額に改定する。

3　第一条第二項から第五項までの規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、前条第二項及び第三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、それぞれ準用する。

（昭和三十五年三月三十一日以前の新法による年金の額の改定）

第四条　昭和三十五年三月三十一日以前に国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「新法」という。）の退職（死亡を含む。以下この条及び次条において同じ。）をした組合員（第四項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金（施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。次項及び次条第一項において同じ。）については、昭和四十二年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額を、それぞれ新法第九十条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十三号）による改正前の新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

一　仮定新法の俸給年額　昭和四十年法律第百一号の規定により算定した額に一・一を乗じて得た額をいう。

二　仮定恩給法の俸給年額　昭和四十年法律第百一号第四条第一項第二号の規定により算定した額で恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第八十三号。以下「昭和四十二年法律第八十三号」という。）附則別表第一から附則別表第三までの上欄に掲げるものに対応するこれらの表の下欄に掲げる仮定俸給年額をいう。

三　仮定旧法の俸給年額　昭和四十年法律第百一号第四条第一項第三号の規定により算定した額で別表第一の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給の額の十二倍に相当する金額をいう。

2　六十五歳以上の者又は遺族年金を受ける六十五歳未満の妻、子若しくは孫に係る退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で前項の規定の適用を受けるものの額のうち、施行法第十一条第一項第一号から第三号までの期間として年金額の計算の基礎となるものに係る額は、前項各号列記以外の部分中「仮定恩給法の俸給年額」とあるのは「仮定恩給法の俸給年額に、その額にそれぞれ対応する恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第八十三号）附則別表第四から附則別表第六までの第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者については、これらの表の第二欄に掲げる金額）を加えて得た額」と、「仮定旧法の俸給年額」とあるのは「仮定旧法の俸給年額に、その額を十二で除して得た額にそれぞれ対応する別表第二の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額）の十二倍に相当する金額を加えて得た額」として同項の規定により算定した額とする。この場合においては、第一条第三項後段の規定を準用する。

3　第一条第四項及び第五項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「第四条第二項」と読み替えるものとする。

4　衛視等（新法附則第十三条に規定する衛視等をいい、施行法第五十一条の三第一項の規定により衛視等であつたものとみなされる者を含む。以下同じ。）で昭和三十五年三月三十一日以前に新法の退職（衛視等でなくなることを含む。以下この項及び次条第二項において同じ。）をしたものに係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金（施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。次条第二項において同じ。）については、昭和四十二年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定衛視等の新法の俸給年額又は仮定衛視等の恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

一　仮定衛視等の新法の俸給年額　昭和四十年法律第百一号第四条第三項第一号の規定により算定した額に一・一を乗じて得た額をいう。

二　仮定衛視等の恩給法の俸給年額　昭和四十年法律第百一号第四条第三項第二号の規定により算定した額で別表第一の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給年額をいう。

三　仮定旧法の俸給年額　昭和四十年法律第百一号第四条第三項第三号の規定により算定した額を十二で除して得た額で別表第一の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給の額の十二倍に相当する金額をいう。

5　第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

6　この条に定めるもののほか、第一項又は第四項の規定による年金額の改定及び第二項又は第三項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

（昭和四十二年九月三十日以前の新法による年金の額の改定）

第五条　昭和三十五年四月一日以後に新法の退職をした組合員（次項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十二年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額をそれぞれ新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

一　仮定新法の俸給年額　昭和四十年法律第百一号第五条第一項第一号の規定により算定した額に一・一を乗じて得た額をいう。

二　仮定恩給法の俸給年額　昭和四十年法律第百一号第五条第一項第二号の規定により算定した額で昭和四十二年法律第八十三号附則別表第一から附則別表第三までの上欄に掲げるものに対応するこれらの表の下欄に掲げる仮定俸給年額をいう。

三　仮定旧法の俸給年額　昭和四十年法律第百一号第五条第一項第三号の規定により算定した額を十二で除して得た額で別表第一の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給の額の十

二倍に相当する金額をいう。

2　昭和三十五年四月一日以後に新法の退職をした衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和四十二年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定衛視等の新法の俸給年額又は仮定衛視等の恩給法の俸給年額をそれぞれ新法附則第十三条の二第二項若しくは施行法第二条第一項第三号又は同項第十七号の二に規定する衛視等の俸給年額又は衛視等の恩給法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

一　仮定衛視等の新法の俸給年額　昭和四十年法律第百一号第五条第二項第一号の規定により算定した額に一・一を乗じて得た額をいう。

二　仮定衛視等の恩給法の俸給年額　昭和四十年法律第百一号第五条第二項第二号の規定により算定した額で昭和四十二年法律第八十三号附則別表第一の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給年額をいう。

3　前条第二項、第三項及び第六項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、同条第五項及び第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、それぞれ準用する。

4　昭和四十年法律第百一号第一条第二項の規定は、昭和四十年十月一日以後に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額を前三項の規定により改定する場合について準用する。

（端数計算）

第六条　第一条から前条までの規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年金額に一円未満の端数があるときはその端数を切り上げた金額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。

（費用の負担）

第七条　第一条から第五条までの規定による年金額の改定により増加する費用の負担は、次に定めるところによる。

一　第一条から第三条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。

二　第四条及び第五条の規定による年金額の改定により増加する費用（次号に掲げる費用を除く。）のうち、施行法第十一条第一項第四号（同法第四十二条において準用する場合を含む。）の施行日以後の組合員期間以外の期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、国が負担し、同号の施行日以後の組合員期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、新法第九十九条第二項第二号及び第四項、第百二十五条並びに第百二十六条第二項の規定の例による。

三　第四条及び第五条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち公務による廃疾年金又は公務に係る遺族年金についての費用は、国が負担する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。ただし、附則第六条中施行法第二十条、第二十七条及び第四十一条第一項の改正規定並びに附則第七条及び附則第九条から附則第十三条までの規定は、公布の日から施行する。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法との調整）

第二条　この法律の施行の際、特別措置法の規定による年金のうち公務による傷病又は死亡を給付事由とするものを受ける権利を有する者で、同一の事由により戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による年金を受ける権利をあわせ有するものについては、この法律は、適用しない。

（新たに旧軍人の恩給を受けることとなる者に関する経過措置）

第三条　施行法第二条第一項第七号に規定する更新組合員（同法第四十一条第一項各号に掲げる者及び同法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員を含む。次条、附則第九条及び附則第十条において、「更新組合員等」という。）がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に退職し、又は死亡した場合において、昭和四十二年法律第八十三号第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第二十四条の九及び施行法の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、これらの法律の規定により、昭和四十二年十月分から、その者若しくはその遺族に退職年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又は同月分からその者若しくはその遺族の退職年金、減額退職年金若しくは遺族年金の額を、これらの法律の規定を適用して算定した額に改定する。

2　前項の規定は、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

3　第一項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき一時恩給の支給を受け、又は施行法第二条第一項第二号の二に規定する旧法等、新法若しくは施行法の規定による退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金（これらに相当する給付を含む。）の支給を受けた者（新法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）又はその遺族である場合においては、当該退職年金又は遺族年金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該一時恩給又はこれらの一時金の額（新法第八十条第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額（以下この項において「支給額等」という。）の一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額）の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

（琉球諸島民政府職員期間のある者に関する経過措置）

第四条　前条の規定は、更新組合員等が施行日前に退職し、又は死亡した場合において、昭和四十二年法律第八十三号第三条の規定による改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）第十条の二及び施行法の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるとき、又はその者若しくはその遺族の退職年金、減額退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金の額を改定すべきこととなるときについて準用する。

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正）

第五条　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「若しくは昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法

律等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十二号）附則第二条」を、「昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十二号）附則第二条若しくは昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百四号）第一条若しくは第二条」に改める。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第六条　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「年額」の下に「（第五条第二項本文の規定を適用しないものとしたならば恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十一号。第三十二条の二第二項において「昭和四十一年法律第百二十一号」という。）附則第六条の規定の適用を受ける者については、同条の規定により算定した普通恩給の年額）」を加える。

第十五条第二項及び第三項中「十五万円」を「二十万円」に、「七十五万円」を「九十万円」に改める。

第二十条中「場合」の下に「及び増加恩給等を受ける権利を有する更新組合員若しくは更新組合員であつた者又はその遺族が第四十条第一項又は第二項の規定による申出をした場合」を加える。

第二十七条中「場合」の下に「及び増加恩給等を受ける権利を有していた更新組合員又は更新組合員であつた者で第四十条第一項又は第二項の規定による申出のあつたものが当該公務傷病により死亡した場合」を加える。

第三十二条の二第二項中「又は孫」を「若しくは孫又は七十歳以上の者」に、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十一号）」を「昭和四十一年法律第百二十一号」に改める。

第三十三条中「七万七千六百四十四円」を「九万千九十四円」に改める。

第四十一条第一項中「第三節まで」の下に「、第二十六条第二項」の下に「、第二十七条」を加える。

別表中「二九一、二〇〇円」を「三七〇、二〇〇円」に、「一九四、二〇〇円」を「二四七、二〇〇円」に、「一三四、二〇〇円」を「一六九、二〇〇円」に改め、同表の備考二中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

（国家公務員共済組合法等の一部改正）

第七条　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年第百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条に次の一項を加える。

2　改正後の施行法第二条第一項第五号及び第七条第一項第二号（同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の規定にかかわらず、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百四号）の公布の日の属する月の翌月分以後適用する。

（恩給公務員期間を有する者等の年金の額の引上げに伴う経過措置）

第八条　附則第六条の規定による改正後の施行法（以下「改正後の施行法」という。）第十三条、第三十二条の二第二項、第三十三条（これらの規定を同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用す

る場合を含む。）及び別表の規定は、昭和四十二年九月三十日以前に給付事由が生じた退職年金、廃疾年金及び遺族年金についても、同年十月分以後適用する。

2　改正後の施行法第十五条（同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十二年九月三十日以前に給付事由の生じた退職年金についても、同年十月分以後適用する。この場合において、退職年金の額は、第四条又は第五条の規定による改定前の退職年金について附則第六条の規定による改正前の施行法第十五条の規定を適用し又は準用した場合の支給額を下らないものとする。

（増加恩給等を受ける権利を有していた者に係る公務による年金の支給等に関する経過措置）

第九条　この法律の公布の日前に退職し、若しくは死亡した更新組合員等（更新組合員等であつた者を含む。次条第八項を除き、以下同じ。）又はその遺族が、改正後の施行法第二十条又は第二十七条（これらの規定を同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。次条第三項及び第四項において同じ。）の規定の適用により、新たに新法第八十一条第一項第一号の規定による廃疾年金若しくは遺族年金を新たに支給すべきこととなるとき（次条第三項の規定の適用があるときを除く。）は、この法律の公布の日の属する月の翌月分以後、これらの者に、これらの規定による廃疾年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又は同月分以後これらの者の廃疾年金若しくは遺族年金の額を新法及び施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

2　施行法第四十条第一項又は第二項（これらの規定を同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。次項並びに次条第三項及び第四項において同じ。）の申出があつた更新組合員等で組合員期間が二十年未満のものが、この法律の公布の日前に、公務による傷病（以下「公務傷病」という。）によらないで退職後死亡した場合において、その者の死亡の際新法及び改正後の施行法の規定を適用するとしたならば新法第八十一条第一項第一号の規定による廃疾年金を支給すべきこととなるときは、その者の遺族を廃疾年金を受ける権利を有する者の遺族とみなして、同日の属する月の翌月分以後、新法第八十八条第一項第三号又は第四号の規定による遺族年金を新たに支給する。

3　施行法第四十条第一項又は第二項の申出があつた者のうち政令で定めるものの公務による廃疾年金の額は、新法第八十二条若しくは施行法第二十二条若しくは第二十三条（これらの規定を同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により算定した額又は改正後の施行法第二十四条（同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）に定める額が、同法第二条第一項第八号に規定する傷病年金の額及び新法の規定による退職給付の額を合算した額を基準として政令で定める金額より少ないときは、当該金額とする。

4　附則第三条第三項の規定は、第一項若しくは第二項の規定により新たに廃疾年金若しくは遺族年金を支給し、又は第一項の規定によりこれらの年金の額を改定する場合について準用する。

第十条　この法律の公布の際、現に増加恩給等（施行法第一条第一項第九号に規定する増加恩給等をいう。以下同じ。）を受ける権利を有する更新組合員等である者は、退職の日（この法律の公布の日前に退職した者にあつては、この法律の公布の日。以

下この項において同じ。）から六十日を経過する日以前に、当該増加恩給等を受けることを希望しない旨をその裁定庁に申し出ることができる。この場合には、当該増加恩給等を受ける権利は、その退職の日の前日において消滅したものとみなす。

2　前項に規定する者が同項の申出の期限前に死亡した場合には、同項の申出は、その遺族がすることができる。

3　前二項の規定による申出は、改正後の施行法第二十条及び第二十七条の規定の適用については、同法第四十条第一項又は第二項の規定による申出とみなす。

4　第一項に規定する者（この法律の公布の日前に退職した者を除く。）が組合員である間に死亡した場合においては、その者の遺族でその死亡により増加恩給等に係る扶助料を受けることとなる者は、その死亡の日から六十日を経過する日以前に、当該扶助料を受けることを希望しない旨をその裁定庁に申し出ることができる。この場合においては、当該扶助料を受ける権利は、当該死亡した者は、改正後の施行法第二十七条の規定の適用については、増加恩給等を受ける権利を有していた者で同法第四十条第二項の規定による申出のあつたものに該当するものとみなす。

5　この法律の公布の日前に死亡した更新組合員等の遺族でその死亡により増加恩給等に係る扶助料を受けている者は、同日から六十日を経過する日以前に、当該扶助料を受けることを希望しない旨をその裁定庁に申し出ることができる。この場合においては、当該扶助料を受ける権利は、この法律の公布の日の前日において消滅したものとみなす。

6　公務傷病により死亡した更新組合員等につき前項の申出があつた場合には、この法律の公布の日の属する月の翌月分以後、その者の遺族に、新法第八十八条第一項第一号の規定による遺族年金を新たに支給し、又は同月分以後、その者の遺族年金を新法及び施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

7　公務傷病によらないで退職後死亡した更新組合員等につき第五項の申出があつた場合において、その者の死亡の際新法及び改正後の施行法の規定を適用するとしたならば新法第八十一条第一項第一号の規定による廃疾年金を支給すべきこととなるときは、その者の遺族を廃疾年金を受ける権利を有する者の遺族とみなして、この法律の公布の日の属する月の翌月分以後、新法第八十八条第一項第二号から第四号までの規定による遺族年金を新たに支給し、又は同月分以後その者の遺族年金をこれらの法律の規定を適用して算定した額に改定する。

8　前条（この法律の公布の際現に更新組合員等である者については、同条第三項）の規定は、第三項又は前二項の規定の適用により、新たに新法第八十一条第一項第一号若しくは第八十八条の規定による廃疾年金若しくは遺族年金を支給し、又はこれらの年金の額を改定することとなる場合について準用する。

9　施行法第四十条第四項及び第五十四条の規定は、第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による申出があつた場合について準用する。

10　第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による申出があつた更新組合員等につき公務による廃疾年金又は遺族年金を支給する場合において、その者が昭和三十四年一月一日（施行法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員については、同年十月一日）以後の更新組合員等であつた期間に係る分として増加恩給の支給を受けていたときは、当該増加恩

給の額の総額に相当する額に達するまで、当該廃疾年金又は遺族年金の支給に際し、その支給時に係る支給額から政令で定める額を控除するものとする。

11　前条及びこの条に規定するもののほか、増加恩給等を受ける権利を有していた更新組合員等に係る長期給付に関する規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）

第十一条　通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一条第二号中「五年」を「八年」に改め、「退職する者」の下に「（その退職の場合に国家公務員共済組合法第七十九条の二の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなる女子以外の女子を除く。）」を加える。

附則第四十四条第二号中「五年」を「八年」に改め、「資格を喪失する者」の下に「（その資格の喪失の際農林漁業団体職員共済組合法第三十七条の三の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなる女子以外の女子を除く。）」を加える。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　昭和三十六年十一月一日前から引き続き新法に基づく共済組合（以下この条において「組合」という。）の組合員であつて、昭和四十一年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職した者（その退職の場合に新法の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなつた女子以外の女子及び明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。）については、前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一条中「退職の日」とあるのは、「昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百四号）の公布の日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2　前項に規定する者が再び組合の組合員となつて退職した場合において、新法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一条に規定する申出をすることができない。

3　第一項の規定の適用により同項に規定する者に新法第八十条第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4　第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

第十三条　昭和三十六年十一月一日前から引き続き農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）に基づく共済組合の組合員又は任意継続組合員であつて、昭和四十一年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に農林漁業団体職員共済組合法第三十八条第一項に規定する事由に該当してその資格を喪失した者（その資格の喪失の際同法の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなつた女子以外の女子及び明治四十四年四月一

日以前に生まれた者を除く。）については、附則第十一条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第四十四条中「これらの規定の適用を受けることとなつた日」とあるのは、「昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百四号）の公布の日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が農林漁業団体職員共済組合法の規定による退職年金又は障害年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第四十四条に規定する申出をすることができない。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に農林漁業団体職員共済組合法第三十八条第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の資格の喪失に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

別表第一

昭和四十年法律第百一号別表第一の仮定俸給又は昭和四十一年仮定俸給	仮定俸給
八、六〇〇円	九、四六〇円
八、八三〇	九、七二〇
九、〇四〇	九、九五〇
九、三三〇	一〇、二七〇
九、五一〇	一〇、四六〇
九、八四〇	一〇、八三〇
一〇、三二〇	一一、三五〇
一〇、八二〇	一一、九〇〇
一一、三一〇	一二、四四〇
一一、八二〇	一三、〇〇〇
一二、三一〇	一三、五四〇
一二、八一〇	一四、〇九〇
一三、一三〇	一四、四五〇
一三、四五〇	一四、七九〇
一三、八二〇	一五、二〇〇
一四、三四〇	一五、七八〇
一四、七八〇	一六、二六〇
一五、二一〇	一六、七三〇
一五、七二〇	一七、二九〇
一六、二三〇	一七、八六〇
一六、七九〇	一八、四八〇
一七、三六〇	一九、〇九〇
一八、〇七〇	一九、八八〇
一八、五〇〇	二〇、三五〇
一九、〇八〇	二〇、九九〇
一九、六四〇	二一、六一〇
二〇、七七〇	二二、八四〇
二一、〇六〇	二三、一七〇
二一、九一〇	二四、一〇〇
二三、〇五〇	二五、三六〇
二四、三一〇	二六、七四〇
二四、九五〇	二七、四四〇
二五、五六〇	二八、一二〇
二六、四四〇	二九、〇八〇
二六、九五〇	二九、六四〇
二八、四五〇	三一、二九〇
二九、一九〇	三二、一一〇
二九、九六〇	三二、九六〇
三一、四六〇	三四、六一〇
三二、九七〇	三六、二七〇
三三、三六〇	三六、六九〇
三四、六〇〇	三八、〇六〇
三六、三七〇	四〇、〇〇〇
三八、一二〇	四一、九三〇
三九、二〇〇	四三、一二〇
四〇、二六〇	四四、二八〇
四二、三九〇	四六、六三〇
四四、五三〇	四八、九八〇
四四、九六〇	四九、四六〇
四六、六六〇	五一、三三〇
四八、八〇〇	五三、六八〇
五〇、九四〇	五六、〇三〇
五三、〇七〇	五八、三八〇
五四、四一〇	五九、八五〇
五五、八四〇	六一、四三〇
五八、六〇〇	六四、四六〇
六一、三八〇	六七、五三〇
六二、七八〇	六九、〇六〇
六四、一四〇	七〇、五六〇
六六、九〇〇	七三、五九〇
六八、一七〇	七四、九八〇
六九、六七〇	七六、六三〇
七二、四三〇	七九、六八〇
七五、四四〇	八二、九八〇
七六、九九〇	八四、六九〇
七八、四六〇	八六、三一〇
八〇、〇〇〇	八八、〇〇〇
八一、四八〇	八九、六三〇
八四、四九〇	九二、九四〇
八七、五〇〇	九六、二五〇
八八、九八〇	九七、八八〇
九〇、五二〇	九九、五七〇
備考	

別表第二

年金額の算定の基礎となつている昭和四十年法律第百一号別表第一の仮定俸給又は昭和四十一年仮定俸給（以下「仮定俸給等」という。）の額が八、六〇〇円に満たないときは、その仮定俸給等の額に一・一を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

別表第一の仮定俸給	第一欄	第二欄
九、四六〇円	八、六〇〇円	一、五九〇円
九、七二〇	八、八〇〇	一、六三〇
九、九五〇	九、〇〇〇	一、六七〇
一〇、二七〇	九、三〇〇	一、七三〇
一〇、四六〇	九、五〇〇	一、七六〇
一〇、八三〇	九、八〇〇	一、八三〇
一一、三五〇	一〇、三〇〇	一、九一〇
一一、九〇〇	一〇、八〇〇	二、〇〇〇
一二、四四〇	一一、三〇〇	二、〇九〇
一三、〇〇〇	一一、八〇〇	二、一八〇
一三、五四〇	一二、三〇〇	二、二八〇
一四、〇九〇	一二、八〇〇	二、三七〇
一四、四五〇	一三、一〇〇	二、四三〇
一四、七九〇	一三、五〇〇	二、四九〇
一五、二〇〇	一三、八〇〇	二、五六〇
一五、七八〇	一四、三〇〇	二、六五〇
一六、二六〇	一、四八〇	二、七四〇
一六、七三〇	一、五二〇	二、八一〇
一七、二九〇	一、五七〇	二、九一〇
一七、八六〇	一、六三〇	三、〇〇〇
一八、四八〇	一、六八〇	三、一〇〇
一九、〇九〇	一、七四〇	三、二二〇
一九、八八〇	一、八一〇	三、三四〇
二〇、三五〇	一、八五〇	三、四三〇
二〇、九九〇	一、九一〇	三、五三〇
二一、六一〇	一、九六〇	三、六三〇
二二、八四〇	二、〇八〇	三、八四〇
二三、一七〇	二、一〇〇	三、八九〇
二四、一〇〇	二、一九〇	四、〇五〇
二五、三六〇	二、三〇〇	四、二六〇
二六、七四〇	二、四三〇	四、四九〇
二七、四四〇	二、五〇〇	四、六二〇
二八、一二〇	二、五五〇	四、七三〇
二九、〇八〇	二、六五〇	四、八九〇
二九、六四〇	二、七〇〇	四、九九〇
三一、二九〇	二、八五〇	五、二七〇
三二、一一〇	二、九三〇	五、四〇〇
三二、九六〇	二、九九〇	五、五四〇
三四、六一〇	三、一四〇	五、八二〇
三六、二七〇	三、二九〇	六、〇九〇
三六、六九〇	三、三四〇	六、一八〇
三八、〇六〇	三、四六〇	六、四〇〇
四〇、〇〇〇	四、六四〇	六、七三〇
四一、九三〇	三、八二〇	七、〇六〇

四三、一二〇	三、九三〇	七、二六〇
四四、二八〇	四、〇三〇	七、四五〇
四六、六三〇	四、二三〇	七、八四〇
四八、九八〇	四、四六〇	八、二四〇
四九、四六〇	四、四九〇	八、三二〇
五一、二三〇	四、六七〇	八、六三〇
五三、六八〇	四、八八〇	九、〇三〇
五六、〇三〇	五、一〇〇	九、四三〇
五八、三八〇	五、三一〇	九、八二〇
五九、八五〇	五、四四〇	一〇、〇七〇
六一、四三〇	五、五八〇	一〇、三三〇
六四、四六〇	五、八六〇	一〇、八四〇
六七、五三〇	六、一三〇	一一、三五〇
六九、〇六〇	六、二八〇	一一、六二〇
七〇、五六〇	六、四一〇	一一、八七〇
七三、五九〇	六、六九〇	一二、一三〇
七四、九八〇	六、八二〇	一二、六一〇
七六、六三〇	六、九七〇	一二、八九〇
七九、六八〇	七、二四〇	一三、四〇〇
八二、九八〇	七、五五〇	一三、九六〇
八四、六九〇	七、七〇〇	一四、二四〇
八六、三一〇	七、八四〇	一四、五一〇
八八、〇〇〇	八、〇〇〇	一四、八〇〇
八九、六三〇	八、一五〇	一五、〇八〇
九二、九四〇	八、四五〇	一五、六三〇
九六、二五〇	八、七五〇	一六、一九〇
九七、八八〇	九、〇〇〇	一六、四六〇
九九、五七〇	九、〇五〇	一六、七五〇

備考

別表第一の仮定俸給の額が九、四六〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に、一〇分の一〇を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第一欄に掲げる金額とし、一一〇分の一八・五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第二欄に掲げる金額とする。

別表第三

別表第一の下欄に掲げる仮定俸給	率
五八、三八〇円以上のもの	二一・六割
五三、六八〇円をこえ五八、三八〇円未満のもの	二二・三割
五一、二三〇円をこえ五三、六八〇円以下のもの	二三・〇割
四九、四六〇円をこえ五一、二三〇円以下のもの	二三・二割
三四、六一〇円をこえ四九、四六〇円以下のもの	二三・四割
三二、九六〇円をこえ三四、六一〇円以下のもの	二三・九割
二九、六四〇円をこえ三二、九六〇円以下のもの	二四・五割
二四、一〇〇円をこえ二九、六四〇円以下のもの	二五・二割
二三、一七〇円をこえ二四、一〇〇円以下のもの	二五・七割
二一、六一〇円をこえ二三、一七〇円以下のもの	二六・一割
二〇、九九〇円をこえ二一、六一〇円以下のもの	二七・二割
二〇、三五〇円をこえ二〇、九九〇円以下のもの	二七・五割
一七、八六〇円をこえ二〇、三五〇円以下のもの	二七・九割
一五、七八〇円をこえ一七、八六〇円以下のもの	二八・三割
一五、二〇〇円をこえ一五、七八〇円以下のもの	二九・〇割
一四、七九〇円をこえ一五、二〇〇円以下のもの	二九・九割
一四、四五〇円をこえ一四、七九〇円以下のもの	三〇・六割
一四、〇九〇円をこえ一四、四五〇円以下のもの	三〇・九割
一三、五四〇円をこえ一四、〇九〇円以下のもの	三一・三割
一三、〇〇〇円をこえ一三、五四〇円以下のもの	三一・三割
一二、〇〇〇円以下のもの	三二・九割

別表第四

障害の等級	年金額
一級	三八七、〇〇〇円
二級	三一三、〇〇〇円
三級	二五二、〇〇〇円
四級	一九〇、〇〇〇円
五級	一四七、〇〇〇円
六級	一一二、〇〇〇円

備考

一　障害の等級の区分は、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十九号）別表第二に基づいて大蔵大臣の定めたところによる。

二　この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法別表第一号表の二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣の定めるところにより、その障害の程度が四級に該当するものにあつては、「一九〇、〇〇〇円」とあるのは、「二二一、〇〇〇円」と読み替えるものとし、その障害の程度が五級又は六級に該当するものにあつては、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百五号（昭四二・七・三一）

◎昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律

（昭和四十二年九月三十日以前の地方公務員共済組合の年金の額の改定）

第一条　地方公務員共済組合の組合員であつた者（第五項各号に掲げる年金を受ける者を除く。）に係る地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「新法」という。）の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金（それぞれ地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下「施行法」という。）の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下同じ。）で、昭和四十二年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の給料年額又は仮定退職年金条例の給料年額をそれぞれ新法第四十四条第二項若しくは施行法第二条第一項第三十三号又は同項第二十九号若しくは第五十七条第三項若しくは第二条第一項第三十二号に規定する給料年額若しくは新法の給料年額又は退職年金条例の給料年額若しくは恩給法の給料年額若しくは共済法の給料年額とみなし、新法又は施行法（昭和四十一年十月一日前に退職した者については、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十三号）による改正前の施行法）の規定を適用して算定した額に改定する。

一　仮定新法の給料年額　昭和三十五年三月三十一日において施行されていた給与に関する条例（新法第百四十二条第一項に規定する国の職員にあつては、給与に関する法令。以下この条において「旧給与条例」という。）がその者の退職（死亡を含む。以下この条において同じ。）の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与条例の規定により受けるべきであつた給料に基づき、新法第四十四条第二項の計算の基礎となるべき給料を求め、その給料の額を基礎として同項及び施行法第二条第二項の規定により算定した給料年額に一・三二を乗じて得た額をいう。

二　仮定退職年金条例の給料年額　旧給与条例がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与条例の規定により受けるべきであつた給料を基礎として、施行法第二条第一項第二十八号に規定する退職当時の給料年額又は恩給法（大正十二年法律第四十八号）に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した給料年額を求め、その年額に対応する別表第一の下欄に掲げる仮定給料年額を求めた場合におけるその仮定給料年額をいう。

三　仮定共済法の給料年額　旧給与条例がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与条例の規定により受けるべきであつた給料を基礎として、旧市町村共済法（施行法第二条第一項第三号イに規定する旧市町村共済法をいう。）第十七条第一項又はこれに相当する共済条例（施行法第二条第一項第三号ロに規定する共済条例をいう。）の規定に規定する給付額の算定の基準となるべき給料に相当する額を求め、その額に対応する別表第二の下欄に掲げる仮定給料を求めた場合におけるその仮定給料の額の十二倍に相当する金額をいう。

2　六十五歳以上の者又は遺族年金を受ける六十五歳未満の妻、子若しくは孫に係る退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で前項の規定の適用を受けるものの額のうち、施行法第十一条第一項第一号から第四号までの期間として年金額の計算の基礎となるものに係る額は、前項各号列記以外の部分中「仮定退職年金条例の給料年額」とあるのは「仮定退職年金条例の給料年額に、その年額を恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第八十三号。以下「昭和四十二年法律第八十三号」という。）附則別表第四に掲げる仮定俸給年額とみなした場合におけるその額にそれぞれ対応する同表の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額）を加えて得た額」と、「仮定共済法の給料年額」とあるのは「仮定共済法の給料年額を十二で除して得た額を別表第三に掲げる仮定給料とみなした場合におけるその額にそれぞれ対応する同表の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額）の十二倍に相当する金額を加えて得た額」として、同項の規定により算定した額とする。この場合において、これらの年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

3　第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が六十五歳又は七十歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その日の属する月の翌月分以後、前二項の規定に準じてその額を改定する。

4　前三項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

5　第一項から前項まで（第一項第三号の仮定共済法の給料年額に係る部分を除く。）の規定は、次に掲げる年金（施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。）で昭和四十二年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替えは、政令で定める。

一　地方公共団体の長（新法第百条に規定する地方公共団体の長をいう。）であつた者に係る新法第百二条から第百四条まで、第百六条又は第百七条の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金

二　警察職員（新法附則第十九条に規定する警察職員をいい、施行法第百三十二条の規定により警察職員であつたものとみなされる者を含む。）であつた者に係る新法附則第二十条から第二十二条まで、第二十四条又は第二十五条の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金

三　消防組合員（施行法第二条第一項第十一号に規定する消防組合員をいう。）であつた者に係る施行法第百八条の規定により変更して適用することとされた新法の規定による退職年金、減額退職年金又は遺族年金

6　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十三号）附則第十条第一項の規定は、昭和四十年十月一日以後に新法の退職をした地方公務員共済組合の組合員に係る退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の前各項の規定による改定年金額について準用する

7　この条に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定による年金額の改定に関して必要な事項は、政令で定める。

第二条　前条の規定により年金額を改定する場合において、同条の規定により算出して得た年金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額をもつて同条の規定による改定年金額とする。

第三条　第一条の規定による年金額の改定により増加する費用（次項に規定する費用を除く。）のうち、施行法第十一条第一項第五号、第六十八条第一項第二号、第九十条第一項第二号又は第百十一条第一項第二号の期間（以下この項において「施行日以後の組合員期間」という。）以外の期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、国、地方公共団体又は地方公務員共済組合が負担し、施行日以後の組合員期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、新法第百十三条第二項第二号及び第四項、第百四十一条（第三項を除く。）並びに第百四十二条第一項、第二項及び第六項の規定の例による。

2　第一条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち公務による廃疾年金又は公務に係る遺族年金についての費用は、国又は地方公共団体が負担する。

（新たに旧軍人の恩給を受けることとなる者に係る年金の支給等）

第四条　施行法第二条第一項第十号に規定する更新組合員（施行法第五十五条第一項各号に掲げる者を含む。以下「更新組合員等」という。）が昭和四十二年十月一日前に退職し、又は死亡した場合において、昭和四十二年法律第八十三号第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第二十四条の九及び施行法の規定を適用するとしたならば、退職年金若しくは遺族年金を新たに支給すべきこととなるとき、又はその者若しくはその遺族の退職年金、減額退職年金若しくは遺族年金の額が増加することとなるときは、これらの法律の規定により、昭和四十二年十月分から、その者若しくはその遺族に当該退職年金若しくは遺族年金を支給し、又は当該退職年金、減額退職年金若しくは遺族年金の額を改定する。

2　前項の規定は、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

3　第一項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき退職給与金（施行法第二条第一項第十二号に規

定する退職給与金をいい、これに相当する給付を含む。）の支給を受け、又は施行法第二条第一項第三号に規定する共済法、新法若しくは施行法の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金（これらに相当する給付を含む。）の支給を受けた者（新法第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）又はその遺族である場合には、当該退職年金又は遺族年金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該退職給与金又はこれらの一時金の額（新法第八十三条第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額（以下この項において「支給額等」という。）の一部が地方公務員共済組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。）の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が地方公務員共済組合に返還された場合は、この限りでない。

（琉球諸島民政府職員期間のある者に係る年金の支給等）

第五条　前条の規定は、更新組合員等が昭和四十二年十月一日前に退職し、又は死亡した場合において、昭和四十二年法律第八十三号第三条の規定による改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）第十条の二及び施行法の規定を適用するとしたならば、退職年金若しくは遺族年金若しくは退職年金若しくは遺族年金を新たに支給すべきこととなるとき、又はその者若しくはその遺族の退職年金、減額退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金の額が増加することとなるときについて準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。ただし、次条の規定、附則第三条中施行法第二条第一項第二十九号、第七条第一項第三号、第十二条第一項、第二十五条、第三十四条、第五十五条第一項、第六十四条及び第百四十三条の二の二の改正規定並びに施行法第百三十六条の次に一条を加える改正規定並びに附則第四条、第五条、第八条、第九条及び第十一条から第十四条までの規定は、公布の日から施行する。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十九号中「算定した給料年額」の下に「（政令で定める退職年金条例に係るものにあつては、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例に準じ政令で定めるところにより算定した額とする。次号及び第三十一号において同じ。）」を加える。

第三条の三第一項第五号中「。以下この号において「法律第八十二号」という。」を削り、「法律第八十二号による」を「恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第八十三号）による」に改める。

第三条の四第三項中「前二項」を「前三項」に、「及び第六十四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　退職年金を受ける者が当該共済会を組織する地方議会議員である間における公務に関連する傷病により恩給法別表第一号表ノ二に掲げる程度の不具廃疾の状態にあるときは、その者が五十五歳未満であつても、その状態にある間、前項の規定による停止は、行なわない。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第三条　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十九号中「算定した給料年額」の下に「（政令で定める退職年金条例に係るものにあつては、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例に準じ政令で定めるところにより算定した額とする。次号及び第三十一号において同じ。）」を加える。

第三条の三第一項第五号中「。以下この号において「法律第八十二号」という。」を削り、「法律第八十二号による」を「恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第八十三号）による」に改める。

第三条の四第三項中「前二項」を「前三項」に、「及び四十年改定法」を「、四十年改定法及び四十二年改定法」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百四号。以下この条において「四十二年改定法」という。）第三条第一項及び第三項並びに第六条の規定は、旧市町村共済法の規定による年金のうち昭和三十五年三月三十一日以前に給付事由が生じたものについて、四十二年改定法第五条第一項（第一号及び第二号を除く。）及び第三項並びに第六条の規定は、旧市町村共済法の規定による年金のうち同年四月一日以後に給付事由が生じたものについて準用する。この場合においては、第一項後段の規定を準用する。

第七条第一項第三号及び第十条第一号中「第六十四条第一項」を「第六十四条」に改める。

第二十五条中「場合」の下に「及び増加退隠料等を受ける権利を有する更新組合員若しくは更新組合員であつた者又はその遺族が第五十一条第一項又は第二項の申出をした場合」を加える。

第三十四条中「場合」の下に「及び増加退隠料等を受ける権利を有していた更新組合員又は更新組合員であつた者で第五十一条第一項又は第二項の申出のあつたものが当該増加退隠料等に係る公務傷病により死亡した場合」を加える。

第四十一条中「七万七千六百四十四円」を「九万四千九十四円」に改める。

第五十五条第一項中「第一項まで」の下に「、第二十五条」を加え、「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

第五十七条第七項及び第八項中「十五万円」を「二十万円」に、「七十五万円」を「九十万円」に改め、同条第九項中「又は孫」を「若しくは孫又は七十歳以上の者」に改める。

第六十四条第三項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、「同項」を「第一項（前項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、更新組合員（第一項に規定する更新組合員を除く。）の施行日前の厚生年金保険の被保険者であつた期間（地方公共団体に使用されﾚ、地方公共団体から給与を受ける者であつた期間に限る。）で政令で定めるものについて準用する。

第九十五条第二項及び第三項中「十五万円」を「二十万円」に、「七十五万円」を「九十万円」に改める。

第百三十六条の次に次の一条を加える。

（追加費用に関する自治大臣の権限）

第百三十六条の二　新法第百三十条第一項及び第四項の規定による場合のほか、自治大臣は、第三条の五並びに前条第一項及び第二項の規定による費用の適正な負担を確保するため必要があると認めるときは、組合又は連合会に対して、給付に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして実地について給付に関する帳簿書類の検査をさせることができる。

2　自治大臣は、前項の規定による検査の実施については、都道府県知事をして行なわせることができる。

3　自治大臣は、公立学校共済組合又は警察共済組合について第一項の規定による検査をさせるとき（前項の規定により都道府県知事をして行なわせるときを含む。）は、あらかじめ、文部大臣又は内閣総理大臣にその旨を通知するものとする。

第百四十三条の二の二第三項を同条第四項とし、

第二十五条中「場合」の下に「及び増加退隠料等を受ける権利を有する更新組合員若しくは更新組合員であつた者又はその遺族が第五十一条第一項又は第二項の申出をした場合」を加える。

同条第二項第一号中「退隠料」の下に「（法律第百五十五号附則第三十一条（同法附則第十四条第三号の規定を準用する部分に限る。）の規定に相当する退職年金条例の規定によりその年額が計算されたものを除く。）」を加え、同項第三号中「普通恩給」の下に「（法律第百五十五号附則第十四条第三号（同法附則第十八条第二項、附則第二十三条第六項及び附則第三十一条において準用する場合を含む。）の規定によりその年額が計算されたもの（次項において「減算普通恩給」という。）を除く。）」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3　新法第二百二条の二第三項に規定する退職年金及び減額退職年金には、第五十七条第四項（第五十八条において準用する場合を含む。）又は国の施行法第十四条（同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により減算普通恩給の額に相当する額をもつてその額とされた退職年金及びこれに基づく減額退職年金を含まないものとする。

別表第二中「二九一、二〇〇円」を「三七〇、二〇〇円」に、「一九四、二〇〇円」を「二四七、二〇〇円」に、「一三四、二〇〇円」を「一六九、二〇〇円」に改め、同表の備考二中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

（共済会が支給する退職年金の停止に関する経過措置）

第四条　附則第二条の規定による改正後の新法第百六十四条第二項の規定は、この法律の公布の日前に給付事由が生じた退職年金についても、同日の属する月の翌月分以後適用する。

（退職年金条例の給料年額等の算定等に関する経過措置）

第五条　附則第三条の規定による改正後の施行法（以下「改正後の施行法」という。）第二条第一項第二十九号から第三十一号までの規定は、この法律の公布の日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

2　改正後の施行法第百四十三条の二の二の規定は、この法律の公布の日以後の退職について適用し、同日前の退職については、なお従前の例による。

（多額所得による恩給組合条例の退隠料又は新法の退職年金の停止に関する経過措置）

第六条　施行法第三条第一項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合条例の規定による退隠料の支給につき適用される改正後の施行法第三条の三第一項第五号の規定により改正されたものとされた恩給法第五十八条ノ四第一項の規定に相当する恩給組合条例の規定は、昭和四十二年九月三十日以前に給付事由が生じた退隠料についても、同年十月分以後適用する。この場合において、退隠料の支給年額は、従前の恩給組合条例の規定又は附則第三条の規定による改正前の施行法第三条の三第二項第五号の規定の例により支給することができる額を下ることはない。

2　昭和四十二年法律第八十三号による改正後の恩給法第五十八条ノ四第一項の規定を適用する場合における改正後の施行法第十七条第三項（同法第五十五条第一項、第七十三条第二項、第八十六条、第百十六条第二項及び第百二十一条において準用する場合を含む。）、第五十七条第七項及び第八項（同法第五十八条において準用する場合を含む。）並びに第九十五条第二項及び第三項（同法第百六条において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十二年九月三十日以前に給付事由が生じた退職年金についても、同年十月分以後適用する。この場合において、退隠料の支給年額は、従前の恩給組合条例の規定又は附則第三条の規定による改正前の施行法第三条の三第二項第五号の規定の例により支給することができる額を下ることはない。

（遺族年金又は廃疾年金の最低保障額の引上げ等に関する経過措置）

第七条　改正後の施行法第四十一条（同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、第五十七条第九項（同法第五十八条において準用する場合を含む。）及び別表第二の規定は、昭和四十二年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年十月分以後適用する。

（増加退隠料等を受ける権利を有していた者に係る公務による年金の支給等に関する経過措置）

第八条　この法律の公布の日前に退職し、若しくは死亡した更新組合員等（更新組合員等であつた者を含む。次条第八項を除き、以下同じ。）又はその遺族が、改正後の施行法第二十五条又は第三十四条（これらの規定を同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。次条第三項及び第四項において同じ。）の規定の適用により、新たに新法第八十六条第一項第一号の規定による廃疾年金に関する規定又は新法第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金に関する規定の適用を受けることとなるとき（次条第三項の規定の適用があるときを除く。）は、同日の属する月の翌月分以後、これらの者に、これらの規定による廃疾年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又は同月分以後これらの者の廃疾年金若しくは遺族年金の額を新法及び改正後の施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

2　施行法第五十一条第一項又は第二項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定を同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。次項並びに次条第三項及び第四項において同じ。）の申出のあつた更新組合員等で組合員期間が二十年未満のものが、この法律の公布の日前に、公務による傷病（以下「公務傷病」という。）によらないで退職後死亡した場合において、その者の死亡の際新法及び改正後の施行法の規定を適用するとしたならば新法第八十六条第一項第一号の規定による廃疾年金を支給すべきこととなるときは、その者の遺族を廃疾年金を受ける権利を有する者の遺族とみなして、同日の属する月の翌月分以後、新法第九十三条第一項第三号又第四号の規定による遺族年金を新たに支給する。

3　施行法第五十一条第一項又は第二項の申出があつた者のうち政令で定めるものの公務による廃疾年金の額は、新法第八十七条若しくは施行法第二十七条若しくは第二十八条（これらの規定を同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により算定した額又は改正後の施行法第二十九条（同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）に定める額が、政令で定める金額より少ないときは、当該金額とする。

4　第四条第三項の規定は、第一項若しくは第二項の規定により新たに廃疾年金若しくは遺族年金を支給し、又は第一項の規定によりこれらの年金の額を改定する場合について準用する。

第九条　この法律の公布の際、現に増加退隠料等（施行法第二条第一項第十五号に規定する増加退隠料等をいい、同項第四十三号に規定する増加恩給等を含む。以下同じ。）を受ける権利を有する更新組合員等である者は、退職の日（この法律の公布の日前に退職した者にあつては、この法律の公布の日。以下この項において同じ。）から六十日を経過する日以前に、当該増加退隠料等を受けない旨を当該権利の裁定を行なつた者に対して申し出ることができる。この場合には、当該増加退隠料等を受ける権利は、その退職の日の前日において消滅したものとみなす。

2　前項に規定する者が同項の申出の期限前に死亡し

は、同日から六十日を経過する日以前に、当該退職年金条例の遺族年金を受けない旨を当該年金を受ける権利の裁定を行なつた者に対して申し出ることができる。この場合には、当該年金を受ける権利は、この法律の公布の日の前日において消滅したものとみなす。

6　公務傷病により死亡した更新組合員等につき前項の規定による申出があつた場合には、この法律の公布の日の属する月の翌月分以後、その者の遺族に、新法第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金を新たに支給し、又は同月分以後、その者の遺族年金を新法及び改正後の施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

7　公務傷病によらないで退職後死亡した更新組合員等につき第五項の規定による申出があつた場合において、その者の死亡の際新法及び改正後の施行法の規定を適用するとしたならば新法第八十六条第一項第一号の規定による廃疾年金を支給すべきこととなるときは、その者の遺族を廃疾年金を受ける権利を有する者の遺族とみなして、この法律の公布の日の属する月の翌月分以後、新法第九十三条第一項第二号から第四号までの規定による遺族年金を新たに支給し、又は同月分以後その者の遺族年金をこれらの法律の規定を適用して算定した額に改定する。

8　前条（この法律の公布の際現に更新組合員等である者については、同条第三項）の規定は、第三項又は、前二項の規定の適用により、新たに新法第八十六条第一項第一号若しくは第九十三条の規定による廃疾年金若しくは遺族年金を支給し、又はこれらの年金の額を改定することとなる場合について準用する。

9　施行法第五条第八項及び第百三十五条の規定は、第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による申出があつた場合について準用する。

10　第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による申出があつた更新組合員等につき公務による廃疾年金又は公務に係る遺族年金を支給する場合において、その者が昭和三十七年十二月一日以後の更新組合員等であつた期間に係る分として増加退隠料（増加恩給を含む。）の支給を受けていたときは、当該増加退隠料の額の総額に相当するまで、当該廃疾年金又は遺族年金の支給に際し、その支給時に係る支給額から政令で定める額を控除するものとする。

11　前条及びこの条に規定するもののほか、増加退隠料等を受ける権利を有していた更新組合員等に係る長期給付に関する規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（地方職員共済組合等が支給する国家公務員共済組合法による年金の年額改定に伴う費用の負担）

第十条　施行法第三条の二において準用する昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律第四条及び第五条の規定による年金額の改定により増加する費用（公務による廃疾年金又は公務に係る遺族年金に係るものを除く。）のうち、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第十一条第一項第四号（同法第四十二条において準用する場合を含む。）の施行日以後の組合員期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、施行法第三条の五の規定にかかわらず、新法第百十三条第二項第二号及び第四項、第百四十一条（第三項を除く。）並びに第百四十二条第二項、第三項及び第六項の規定の例による。

（退職一時金に関する特例）

第十一条　更新組合員（施行法第二条第一項第十号に規定する更新組合員をいう。）又は団体共済更新組合員（施行法第百四十三条第一項第五号に規定する団体共済更新組合員をいう。）で昭和四十一年十月三十一日までに退職するとしたならば施行法第二十四条又は同法第百四十三条第七項又は同法第百四十三条の二において準用する昭和四十二年四月一日以前に生まれた者を除く。）のうち、昭和四十四年十月三十一日までに退職した者について新法第八十三条第一項及び第二項（同法第二百二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用する場合（施行法第二十四条又は厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百四号）附則第二十三条の規定の適用のある場合を除く。）において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上新法第八十三条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合（新法第三条第一項に規定する組合をいう。以下この条において同じ。）又は団体共済組合（新法第百七十四条第一項に規定する団体共済組合をいう。以下この条において同じ。）に申し出たときは、新法第八十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項（新法第二百二条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定を適用する。

2　前項に規定する更新組合員又は団体共済更新組合員が昭和四十一年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職したときは、その者に対しても同項と同様とする。この場合において、同項中「退職の日」とあるのは、「この法律の公布の日」とする。

3　前項に規定する者が再び組合又は団体共済組合の組合員となつて退職した場合において、新法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、その者は、第一項に規定する申出をすることができない。

4　第二項の規定の適用により同項に規定する者に新法第八十三条第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に同項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

5　第二項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づ

く通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

（厚生保険特別会計からの交付金）

第十二条　政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、改正後の施行法第六十四条第三項において準用する同条第一項の規定により組員期間に算入されることとなつた厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、この法律の公布の日から二年以内に厚生保険特別会計から当該被保険者であつた者が属する組合に交付するものとする。

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第十三条　厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「第百四十三条の二十二第一項」の下に「、昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第百五号）附則第十二条」を加える。

（通算年金通則法の一部改正）

第十四条　通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第二項中「厚生年金保険の被保険者である」を削る。

別表第一

年金の額の計算の基礎となつている給料年額	仮定給料年額
八六、〇〇〇円	一一三、五〇〇円
八八、三〇〇	一一六、六〇〇
九〇、四〇〇	一一九、四〇〇
九三、三〇〇	一二三、二〇〇
九五、一〇〇	一二五、五〇〇
九八、四〇〇	一二九、九〇〇
一〇三、二〇〇	一三六、二〇〇
一〇八、二〇〇	一四二、八〇〇
一一三、一〇〇	一四九、三〇〇
一一八、二〇〇	一五六、〇〇〇
一二三、一〇〇	一六二、五〇〇
一二八、一〇〇	一六九、一〇〇
一三三、三〇〇	一七三、四〇〇
一三四、五〇〇	一七七、五〇〇
一三八、二〇〇	一八二、四〇〇
一四三、四〇〇	一八九、三〇〇
一四七、八〇〇	一九五、一〇〇
一五二、一〇〇	二〇〇、八〇〇
一五七、二〇〇	二〇七、五〇〇
一六二、三〇〇	二一三、二〇〇
一六七、九〇〇	二一九、四〇〇
一七三、六〇〇	二二五、五〇〇
一八〇、七〇〇	二三二、九〇〇
一八五、〇〇〇	二三八、六〇〇
一九〇、八〇〇	二四四、二〇〇
一九六、四〇〇	二五一、九〇〇
二〇七、七〇〇	二五九、三〇〇
二一〇、六〇〇	二七四、一〇〇
二一九、一〇〇	二七八、〇〇〇
二二〇、五〇〇	二八九、二〇〇
二二四、一〇〇	三〇四、三〇〇
二二五、五〇〇	三一二、〇〇〇
二二九、九〇〇	三二九、三〇〇
二三六、二〇〇	三三七、四〇〇
二四二、八〇〇	三四五、七〇〇
二四九、三〇〇	三五五、五〇〇
二五六、〇〇〇	三六五、三〇〇
二六二、五〇〇	三七五、〇〇〇
二六九、一〇〇	三八五、三〇〇
二七三、四〇〇	三九五、五〇〇
二七七、五〇〇	四一五、三〇〇
二八二、四〇〇	四二五、二〇〇
二八九、三〇〇	四三五、一〇〇
二九五、一〇〇	四四〇、三〇〇
三〇〇、八〇〇	四五六、七〇〇
三〇七、五〇〇	四八〇、〇〇〇
三一三、二〇〇	五〇三、一〇〇
三一九、〇〇〇	五一七、四〇〇
三二六、七〇〇	五三一、四〇〇
三三二、五〇〇	五五九、六〇〇
三三九、三〇〇	五六二、三〇〇
三四六、一〇〇	五六七、九〇〇
三五三、〇〇〇	五七三、六〇〇
三六三、七〇〇	五八〇、七〇〇
三七三、五〇〇	五八七、八〇〇
三八三、三〇〇	五九五、一〇〇
三九三、一〇〇	六〇三、〇〇〇
四〇三、九〇〇	六一二、三〇〇
四一四、八〇〇	六二二、七〇〇
四二五、七〇〇	六三二、六〇〇
四三六、六〇〇	六四二、五〇〇
四四八、五〇〇	六五二、四〇〇
四五九、四〇〇	六六二、三〇〇
四七一、三〇〇	六七二、二〇〇
四八二、二〇〇	六八二、一〇〇
四九三、一〇〇	六九二、〇〇〇
五〇四、〇〇〇	七〇二、九〇〇
五一五、九〇〇	七一二、八〇〇
五二七、八〇〇	七二二、七〇〇
五三八、七〇〇	七三二、六〇〇
五四九、六〇〇	七四二、五〇〇
五六一、五〇〇	七五二、四〇〇
五七二、四〇〇	七六二、三〇〇
五八三、三〇〇	七七二、二〇〇
五九四、二〇〇	七八二、一〇〇
六〇五、一〇〇	七九二、〇〇〇
六一六、〇〇〇	八〇二、九〇〇
六二七、九〇〇	八一二、八〇〇
六三八、八〇〇	八二二、七〇〇
六四九、七〇〇	八三二、六〇〇
六六〇、六〇〇	八四二、五〇〇
六七一、五〇〇	八五二、四〇〇
六八二、四〇〇	八六二、三〇〇
六九三、三〇〇	八七二、二〇〇
七〇四、二〇〇	八八二、一〇〇
七一五、一〇〇	八九二、〇〇〇
七二六、〇〇〇	九〇二、九〇〇
七三六、九〇〇	九一二、八〇〇
七四七、八〇〇	九二二、七〇〇
七五八、七〇〇	九三二、六〇〇
七六九、六〇〇	九四二、五〇〇
七八一、五〇〇	九五二、四〇〇
七九二、四〇〇	九六二、三〇〇
八〇三、三〇〇	九七二、二〇〇
八一四、二〇〇	九八二、一〇〇
八二五、一〇〇	九九二、〇〇〇
八三六、〇〇〇	一〇〇二、九〇〇
八四六、九〇〇	一〇一二、八〇〇
八五七、八〇〇	一〇二二、七〇〇
八六八、七〇〇	一〇三二、六〇〇
八七九、六〇〇	一〇四二、五〇〇
八八九、五〇〇	一〇五二、四〇〇
九〇〇、四〇〇	一〇六二、三〇〇
九一一、三〇〇	一〇七二、二〇〇
九二二、二〇〇	一〇八二、一〇〇
九三三、一〇〇	一〇九二、〇〇〇
九四四、〇〇〇	一一〇二、九〇〇
九五四、九〇〇	一一一二、八〇〇
九六五、八〇〇	一一二二、七〇〇
九七六、七〇〇	一一三二、六〇〇
九八七、六〇〇	一一四二、五〇〇
九九八、五〇〇	一一五二、四〇〇
一〇〇九、四〇〇	一一六二、三〇〇
一〇二〇、三〇〇	一一七二、二〇〇
一〇三一、二〇〇	一一八二、一〇〇
一〇四一、一〇〇	一一九二、〇〇〇
一〇五二、〇〇〇	一二〇二、九〇〇
一〇六二、九〇〇	一二一二、八〇〇
一〇七三、八〇〇	一二二二、七〇〇
一〇八四、七〇〇	一二三二、六〇〇
一〇九五、六〇〇	一二四二、五〇〇
一一〇六、五〇〇	一二五二、四〇〇
一一一七、四〇〇	一二六二、三〇〇
一一二八、三〇〇	一二七二、二〇〇
一一三九、二〇〇	一二八二、一〇〇
一一四九、一〇〇	一二九二、〇〇〇
一一六〇、〇〇〇	一三〇二、九〇〇
一一七〇、九〇〇	一三一二、八〇〇
一一八一、八〇〇	一三二二、七〇〇
一一九二、七〇〇	一三三二、六〇〇
一二〇三、六〇〇	一三四二、五〇〇
一二一四、五〇〇	一三五二、四〇〇
一二二五、四〇〇	一三六二、三〇〇
一二三六、三〇〇	一三七二、二〇〇
一二四七、二〇〇	一三八二、一〇〇
一二五八、一〇〇	一三九二、〇〇〇
一二六九、〇〇〇	一四〇二、九〇〇
一二八〇、九〇〇	一四一二、八〇〇
一二九一、八〇〇	一四二二、七〇〇
一三〇二、七〇〇	一四三二、六〇〇
一三一三、六〇〇	一四四二、五〇〇
一三二四、五〇〇	一四五二、四〇〇
一三三五、四〇〇	一四六二、三〇〇
一三四六、三〇〇	一四七二、二〇〇
一三五七、二〇〇	一四八二、一〇〇
一三六八、一〇〇	一四九二、〇〇〇
一三七九、〇〇〇	一五〇二、九〇〇
一三八九、九〇〇	一五一二、八〇〇
一四〇〇、八〇〇	一五二二、七〇〇
一四一一、七〇〇	一五三二、六〇〇
一四二二、六〇〇	一五四二、五〇〇
一四三三、五〇〇	一五五二、四〇〇
一四四四、四〇〇	一五六二、三〇〇
一四五五、三〇〇	一五七二、二〇〇
一四六五、二〇〇	一五八二、一〇〇
一四七五、一〇〇	一五九二、〇〇〇
一四八五、〇〇〇	一六〇二、九〇〇
一四九四、九〇〇	一六一二、八〇〇
一五〇四、八〇〇	一六二二、七〇〇
一五一四、七〇〇	一六三二、六〇〇
一五二四、六〇〇	一六四二、五〇〇
一五三四、五〇〇	一六五二、四〇〇
一五四四、四〇〇	一六六二、三〇〇
一五五四、三〇〇	一六七二、二〇〇
一五六四、二〇〇	一六八二、一〇〇
一五七四、一〇〇	一六九二、〇〇〇
一五八四、〇〇〇	一七〇二、九〇〇
一五九三、九〇〇	一七一二、八〇〇
一六〇三、八〇〇	一七二二、七〇〇
一六一三、七〇〇	一七三二、六〇〇
一六二三、六〇〇	一七四二、五〇〇
一六三三、五〇〇	一七五二、四〇〇
一六四三、四〇〇	一七六二、三〇〇
一六五三、三〇〇	一七七二、二〇〇
一六六三、二〇〇	一七八二、一〇〇
一六七三、一〇〇	一七九二、〇〇〇
一六八三、〇〇〇	一八〇二、九〇〇
一六九二、九〇〇	一八一二、八〇〇
一七〇二、八〇〇	一八二二、七〇〇
一七一二、七〇〇	一八三二、六〇〇
一七二二、六〇〇	一八四二、五〇〇
一七三二、五〇〇	一八五二、四〇〇
一七四二、四〇〇	一八六二、三〇〇
一七五二、三〇〇	一八七二、二〇〇
一七六二、二〇〇	一八八二、一〇〇
一七七二、一〇〇	一八九二、〇〇〇
一七八二、〇〇〇	一九〇二、九〇〇
一七九一、九〇〇	一九一二、八〇〇
一八〇一、八〇〇	一九二二、七〇〇
一八一一、七〇〇	一九三二、六〇〇
一八二一、六〇〇	一九四二、五〇〇
一八三一、五〇〇	一九五二、四〇〇
一八四一、四〇〇	一九六二、三〇〇
一八五一、三〇〇	一九七二、二〇〇
一八六一、二〇〇	一九八二、一〇〇
一八七一、一〇〇	一九九二、〇〇〇
一八八一、〇〇〇	二〇〇二、九〇〇
一八九〇、九〇〇	二〇一二、八〇〇
一九〇〇、八〇〇	二〇二二、七〇〇
一九一〇、七〇〇	二〇三二、六〇〇
一九二〇、六〇〇	二〇四二、五〇〇
一九三〇、五〇〇	二〇五二、四〇〇
一九四〇、四〇〇	二〇六二、三〇〇
一九五〇、三〇〇	二〇七二、二〇〇
一九六〇、二〇〇	二〇八二、一〇〇
一九七〇、一〇〇	二〇九二、〇〇〇
一九八〇、〇〇〇	二一〇二、九〇〇
一九八九、九〇〇	二一一二、八〇〇
一九九九、八〇〇	二一二二、七〇〇
二〇〇九、七〇〇	二一三二、六〇〇
二〇一九、六〇〇	二一四二、五〇〇
二〇二九、五〇〇	二一五二、四〇〇
二〇三九、四〇〇	二一六二、三〇〇
二〇四九、三〇〇	二一七二、二〇〇
二〇五九、二〇〇	二一八二、一〇〇
二〇六九、一〇〇	二一九二、〇〇〇
二〇七九、〇〇〇	二二〇二、九〇〇
二〇八八、九〇〇	二二一二、八〇〇
二〇九八、八〇〇	二二二二、七〇〇
二一〇八、七〇〇	二二三二、六〇〇
二一一八、六〇〇	二二四二、五〇〇
二一二八、五〇〇	二二五二、四〇〇
二一三八、四〇〇	二二六二、三〇〇
二一四八、三〇〇	二二七二、二〇〇
二一五八、二〇〇	二二八二、一〇〇
二一六八、一〇〇	二二九二、〇〇〇
二一七八、〇〇〇	二三〇二、九〇〇
二一八七、九〇〇	二三一二、八〇〇
二一九七、八〇〇	二三二二、七〇〇
二二〇七、七〇〇	二三三二、六〇〇
二二一七、六〇〇	二三四二、五〇〇
二二二七、五〇〇	二三五二、四〇〇
二二三七、四〇〇	二三六二、三〇〇
二二四七、三〇〇	二三七二、二〇〇
二二五七、二〇〇	二三八二、一〇〇
二二六七、一〇〇	二三九二、〇〇〇
二二七七、〇〇〇	二四〇二、九〇〇
二二八六、九〇〇	二四一二、八〇〇
二二九六、八〇〇	二四二二、七〇〇
二三〇六、七〇〇	二四三二、六〇〇
二三一六、六〇〇	二四四二、五〇〇
二三二六、五〇〇	二四五二、四〇〇
二三三六、四〇〇	二四六二、三〇〇
二三四六、三〇〇	二四七二、二〇〇
二三五六、二〇〇	二四八二、一〇〇
二三六六、一〇〇	二四九二、〇〇〇
二三七六、〇〇〇	二五〇二、九〇〇
二三八五、九〇〇	二五一二、八〇〇
二三九五、八〇〇	二五二二、七〇〇
二四〇五、七〇〇	二五三二、六〇〇
二四一五、六〇〇	二五四二、五〇〇
二四二五、五〇〇	二五五二、四〇〇
二四三五、四〇〇	二五六二、三〇〇
二四四五、三〇〇	二五七二、二〇〇
二四五五、二〇〇	二五八二、一〇〇
二四六五、一〇〇	二五九二、〇〇〇
二四七五、〇〇〇	二六〇二、九〇〇
二四八四、九〇〇	二六一二、八〇〇
二四九四、八〇〇	二六二二、七〇〇
二五〇四、七〇〇	二六三二、六〇〇
二五一四、六〇〇	二六四二、五〇〇
二五二四、五〇〇	二六五二、四〇〇
二五三四、四〇〇	二六六二、三〇〇
二五四四、三〇〇	二六七二、二〇〇
二五五四、二〇〇	二六八二、一〇〇
二五六四、一〇〇	二六九二、〇〇〇
二五七四、〇〇〇	二七〇二、九〇〇
二五八三、九〇〇	二七一二、八〇〇
二五九三、八〇〇	二七二二、七〇〇
二六〇三、七〇〇	二七三二、六〇〇
二六一三、六〇〇	二七四二、五〇〇
二六二三、五〇〇	二七五二、四〇〇
二六三三、四〇〇	二七六二、三〇〇
二六四三、三〇〇	二七七二、二〇〇
二六五三、二〇〇	二七八二、一〇〇
二六六三、一〇〇	二七九二、〇〇〇
二六七三、〇〇〇	二八〇二、九〇〇
二六八二、九〇〇	二八一二、八〇〇
二六九二、八〇〇	二八二二、七〇〇
二七〇二、七〇〇	二八三二、六〇〇
二七一二、六〇〇	二八四二、五〇〇
二七二二、五〇〇	二八五二、四〇〇
二七三二、四〇〇	二八六二、三〇〇
二七四二、三〇〇	二八七二、二〇〇
二七五二、二〇〇	二八八二、一〇〇
二七六二、一〇〇	二八九二、〇〇〇
二七七二、〇〇〇	二九〇二、九〇〇
二七八一、九〇〇	二九一二、八〇〇
二七九一、八〇〇	二九二二、七〇〇
二八〇一、七〇〇	二九三二、六〇〇
二八一一、六〇〇	二九四二、五〇〇
二八二一、五〇〇	二九五二、四〇〇
二八三一、四〇〇	二九六二、三〇〇
二八四一、三〇〇	二九七二、二〇〇
二八五一、二〇〇	二九八二、一〇〇
二八六一、一〇〇	二九九二、〇〇〇
二八七一、〇〇〇	三〇〇二、九〇〇
二八八〇、九〇〇	三〇一二、八〇〇
二八九〇、八〇〇	三〇二二、七〇〇
二九〇〇、七〇〇	三〇三二、六〇〇
二九一〇、六〇〇	三〇四二、五〇〇
二九二〇、五〇〇	三〇五二、四〇〇
二九三〇、四〇〇	三〇六二、三〇〇
二九四〇、三〇〇	三〇七二、二〇〇
二九五〇、二〇〇	三〇八二、一〇〇
二九六〇、一〇〇	三〇九二、〇〇〇
二九七〇、〇〇〇	三一〇二、九〇〇
二九八九、九〇〇	三一一二、八〇〇
二九九九、八〇〇	三一二二、七〇〇
三〇〇九、七〇〇	三一三二、六〇〇
三〇一九、六〇〇	三一四二、五〇〇
三〇二九、五〇〇	三一五二、四〇〇
三〇三九、四〇〇	三一六二、三〇〇
三〇四九、三〇〇	三一七二、二〇〇
三〇五九、二〇〇	三一八二、一〇〇
三〇六九、一〇〇	三一九二、〇〇〇
三〇七九、〇〇〇	三二〇二、九〇〇
三〇八八、九〇〇	三二一二、八〇〇
三〇九八、八〇〇	三二二二、七〇〇
三一〇八、七〇〇	三二三二、六〇〇
三一一八、六〇〇	三二四二、五〇〇
三一二八、五〇〇	三二五二、四〇〇
三一三八、四〇〇	三二六二、三〇〇
三一四八、三〇〇	三二七二、二〇〇
三一五八、二〇〇	三二八二、一〇〇
三一六八、一〇〇	三二九二、〇〇〇
三一七八、〇〇〇	三三〇二、九〇〇
三一八七、九〇〇	三三一二、八〇〇
三一九七、八〇〇	三三二二、七〇〇
三二〇七、七〇〇	三三三二、六〇〇
三二一七、六〇〇	三三四二、五〇〇
三二二七、五〇〇	三三五二、四〇〇
三二三七、四〇〇	三三六二、三〇〇
三二四七、三〇〇	三三七二、二〇〇
三二五七、二〇〇	三三八二、一〇〇
三二六七、一〇〇	三三九二、〇〇〇
三二七七、〇〇〇	三四〇二、九〇〇
三二八六、九〇〇	三四一二、八〇〇
三二九六、八〇〇	三四二二、七〇〇
三三〇六、七〇〇	三四三二、六〇〇
三三一六、六〇〇	三四四二、五〇〇
三三二六、五〇〇	三四五二、四〇〇
三三三六、四〇〇	三四六二、三〇〇
三三四六、三〇〇	三四七二、二〇〇
三三五六、二〇〇	三四八二、一〇〇
三三六六、一〇〇	三四九二、〇〇〇
三三七六、〇〇〇	三五〇二、九〇〇
三三八五、九〇〇	三五一二、八〇〇
三三九五、八〇〇	三五二二、七〇〇
三四〇五、七〇〇	三五三二、六〇〇
三四一五、六〇〇	三五四二、五〇〇
三四二五、五〇〇	三五五二、四〇〇
三四三五、四〇〇	三五六二、三〇〇
三四四五、三〇〇	三五七二、二〇〇
三四五五、二〇〇	三五八二、一〇〇
三四六五、一〇〇	三五九二、〇〇〇
三四七五、〇〇〇	三六〇二、九〇〇
三四八四、九〇〇	三六一二、八〇〇
三四九四、八〇〇	三六二二、七〇〇
三五〇四、七〇〇	三六三二、六〇〇
三五一四、六〇〇	三六四二、五〇〇
三五二四、五〇〇	三六五二、四〇〇
三五三四、四〇〇	三六六二、三〇〇
三五四四、三〇〇	三六七二、二〇〇
三五五四、二〇〇	三六八二、一〇〇
三五六四、一〇〇	三六九二、〇〇〇
三五七四、〇〇〇	三七〇二、九〇〇
三五八三、九〇〇	三七一二、八〇〇
三五九三、八〇〇	三七二二、七〇〇
三六〇三、七〇〇	三七三二、六〇〇
三六一三、六〇〇	三七四二、五〇〇
三六二三、五〇〇	三七五二、四〇〇
三六三三、四〇〇	三七六二、三〇〇
三六四三、三〇〇	三七七二、二〇〇
三六五三、二〇〇	三七八二、一〇〇
三六六三、一〇〇	三七九二、〇〇〇
三六七三、〇〇〇	三八〇二、九〇〇
三六八二、九〇〇	三八一二、八〇〇
三六九二、八〇〇	三八二二、七〇〇
三七〇二、七〇〇	三八三二、六〇〇
三七一二、六〇〇	三八四二、五〇〇
三七二二、五〇〇	三八五二、四〇〇
三七三二、四〇〇	三八六二、三〇〇
三七四二、三〇〇	三八七二、二〇〇
三七五二、二〇〇	三八八二、一〇〇
三七六二、一〇〇	三八九二、〇〇〇
三七七二、〇〇〇	三九〇二、九〇〇
三七八一、九〇〇	三九一二、八〇〇
三七九一、八〇〇	三九二二、七〇〇
三八〇一、七〇〇	三九三二、六〇〇
三八一一、六〇〇	三九四二、五〇〇
三八二一、五〇〇	三九五二、四〇〇
三八三一、四〇〇	三九六二、三〇〇
三八四一、三〇〇	三九七二、二〇〇
三八五一、二〇〇	三九八二、一〇〇
三八六一、一〇〇	三九九二、〇〇〇
三八七一、〇〇〇	四〇〇二、九〇〇
三八八〇、九〇〇	四〇一二、八〇〇
三八九〇、八〇〇	四〇二二、七〇〇
三九〇〇、七〇〇	四〇三二、六〇〇
三九一〇、六〇〇	四〇四二、五〇〇
三九二〇、五〇〇	四〇五二、四〇〇
三九三〇、四〇〇	四〇六二、三〇〇
三九四〇、三〇〇	四〇七二、二〇〇
三九五〇、二〇〇	四〇八二、一〇〇
三九六〇、一〇〇	四〇九二、〇〇〇
三九七〇、〇〇〇	四一〇二、九〇〇
三九八九、九〇〇	四一一二、八〇〇
三九九九、八〇〇	四一二二、七〇〇
四〇〇九、七〇〇	四一三二、六〇〇
四〇一九、六〇〇	四一四二、五〇〇
四〇二九、五〇〇	四一五二、四〇〇
四〇三九、四〇〇	四一六二、三〇〇
四〇四九、三〇〇	四一七二、二〇〇
四〇五九、二〇〇	四一八二、一〇〇
四〇六九、一〇〇	四一九二、〇〇〇
四〇七九、〇〇〇	四二〇二、九〇〇
四〇八八、九〇〇	四二一二、八〇〇
四〇九八、八〇〇	四二二二、七〇〇
四一〇八、七〇〇	四二三二、六〇〇
四一一八、六〇〇	四二四二、五〇〇
四一二八、五〇〇	四二五二、四〇〇
四一三八、四〇〇	四二六二、三〇〇
四一四八、三〇〇	四二七二、二〇〇
四一五八、二〇〇	四二八二、一〇〇
四一六八、一〇〇	四二九二、〇〇〇
四一七八、〇〇〇	四三〇二、九〇〇
四一八七、九〇〇	四三一二、八〇〇
四一九七、八〇〇	四三二二、七〇〇
四二〇七、七〇〇	四三三二、六〇〇
四二一七、六〇〇	四三四二、五〇〇
四二二七、五〇〇	四三五二、四〇〇
四二三七、四〇〇	四三六二、三〇〇
四二四七、三〇〇	四三七二、二〇〇
四二五七、二〇〇	四三八二、一〇〇
四二六七、一〇〇	四三九二、〇〇〇
四二七七、〇〇〇	四四〇二、九〇〇
四二八六、九〇〇	四四一二、八〇〇
四二九六、八〇〇	四四二二、七〇〇
四三〇六、七〇〇	四四三二、六〇〇
四三一六、六〇〇	四四四二、五〇〇
四三二六、五〇〇	四四五二、四〇〇
四三三六、四〇〇	四四六二、三〇〇
四三四六、三〇〇	四四七二、二〇〇
四三五六、二〇〇	四四八二、一〇〇
四三六六、一〇〇	四四九二、〇〇〇
四三七六、〇〇〇	四五〇二、九〇〇
四三八五、九〇〇	四五一二、八〇〇
四三九五、八〇〇	四五二二、七〇〇
四四〇五、七〇〇	四五三二、六〇〇
四四一五、六〇〇	四五四二、五〇〇
四四二五、五〇〇	四五五二、四〇〇
四四三五、四〇〇	四五六二、三〇〇
四四四五、三〇〇	四五七二、二〇〇
四四五五、二〇〇	四五八二、一〇〇
四四六五、一〇〇	四五九二、〇〇〇
四四七五、〇〇〇	四六〇二、九〇〇
四四八四、九〇〇	四六一二、八〇〇
四四九四、八〇〇	四六二二、七〇〇
四五〇四、七〇〇	四六三二、六〇〇
四五一四、六〇〇	四六四二、五〇〇
四五二四、五〇〇	四六五二、四〇〇
四五三四、四〇〇	四六六二、三〇〇
四五四四、三〇〇	四六七二、二〇〇
四五五四、二〇〇	四六八二、一〇〇
四五六四、一〇〇	四六九二、〇〇〇
四五七四、〇〇〇	四七〇二、九〇〇
四五八三、九〇〇	四七一二、八〇〇
四五九三、八〇〇	四七二二、七〇〇
四六〇三、七〇〇	四七三二、六〇〇
四六一三、六〇〇	四七四二、五〇〇
四六二三、五〇〇	四七五二、四〇〇
四六三三、四〇〇	四七六二、三〇〇
四六四三、三〇〇	四七七二、二〇〇
四六五三、二〇〇	四七八二、一〇〇
四六六三、一〇〇	四七九二、〇〇〇
四六七三、〇〇〇	四八〇二、九〇〇
四六八二、九〇〇	四八一二、八〇〇
四六九二、八〇〇	四八二二、七〇〇
四七〇二、七〇〇	四八三二、六〇〇
四七一二、六〇〇	四八四二、五〇〇
四七二二、五〇〇	四八五二、四〇〇
四七三二、四〇〇	四八六二、三〇〇
四七四二、三〇〇	四八七二、二〇〇
四七五二、二〇〇	四八八二、一〇〇
四七六二、一〇〇	四八九二、〇〇〇
四七七二、〇〇〇	四九〇二、九〇〇
四七八一、九〇〇	四九一二、八〇〇
四七九一、八〇〇	四九二二、七〇〇
四八〇一、七〇〇	四九三二、六〇〇
四八一一、六〇〇	四九四二、五〇〇
四八二一、五〇〇	四九五二、四〇〇
四八三一、四〇〇	四九六二、三〇〇
四八四一、三〇〇	四九七二、二〇〇
四八五一、二〇〇	四九八二、一〇〇
四八六一、一〇〇	四九九二、〇〇〇
四八七一、〇〇〇	五〇〇二、九〇〇
四八八〇、九〇〇	五〇一二、八〇〇
四八九〇、八〇〇	五〇二二、七〇〇
四九〇〇、七〇〇	五〇三二、六〇〇
四九一〇、六〇〇	五〇四二、五〇〇
四九二〇、五〇〇	五〇五二、四〇〇
四九三〇、四〇〇	五〇六二、三〇〇
四九四〇、三〇〇	五〇七二、二〇〇
四九五〇、二〇〇	五〇八二、一〇〇
四九六〇、一〇〇	五〇九二、〇〇〇
四九七〇、〇〇〇	五一〇二、九〇〇
四九八九、九〇〇	五一一二、八〇〇
四九九九、八〇〇	五一二二、七〇〇
五〇〇九、七〇〇	五一三二、六〇〇
五〇一九、六〇〇	五一四二、五〇〇
五〇二九、五〇〇	五一五二、四〇〇
五〇三九、四〇〇	五一六二、三〇〇
五〇四九、三〇〇	五一七二、二〇〇
五〇五九、二〇〇	五一八二、一〇〇
五〇六九、一〇〇	五一九二、〇〇〇
五〇七九、〇〇〇	五二〇二、九〇〇
五〇八八、九〇〇	五二一二、八〇〇
五〇九八、八〇〇	五二二二、七〇〇
五一〇八、七〇〇	五二三二、六〇〇
五一一八、六〇〇	五二四二、五〇〇
五一二八、五〇〇	五二五二、四〇〇
五一三八、四〇〇	五二六二、三〇〇
五一四八、三〇〇	五二七二、二〇〇
五一五八、二〇〇	五二八二、一〇〇
五一六八、一〇〇	五二九二、〇〇〇
五一七八、〇〇〇	五三〇二、九〇〇
五一八七、九〇〇	五三一二、八〇〇
五一九七、八〇〇	五三二二、七〇〇
五二〇七、七〇〇	五三三二、六〇〇
五二一七、六〇〇	五三四二、五〇〇
五二二七、五〇〇	五三五二、四〇〇
五二三七、四〇〇	五三六二、三〇〇
五二四七、三〇〇	五三七二、二〇〇
五二五七、二〇〇	五三八二、一〇〇
五二六七、一〇〇	五三九二、〇〇〇
五二七七、〇〇〇	五四〇二、九〇〇
五二八六、九〇〇	五四一二、八〇〇
五二九六、八〇〇	五四二二、七〇〇
五三〇六、七〇〇	五四三二、六〇〇
五三一六、六〇〇	五四四二、五〇〇
五三二六、五〇〇	五四五二、四〇〇
五三三六、四〇〇	五四六二、三〇〇
五三四六、三〇〇	五四七二、二〇〇
五三五六、二〇〇	五四八二、一〇〇
五三六六、一〇〇	五四九二、〇〇〇
五三

三〇、三〇八
三一、七六七
三二、六六七
三三、五五〇
三四、一〇八
三五、四六七
三六、八八三
三七、六六七
三八、〇六七
三九、三四〇
四〇、六三七
四一、九三〇
四二、三三〇
四三、一二〇
四四、二八〇
四五、六三〇
四六、八五〇
四七、〇三〇
四八、二五〇
四九、四六〇
五〇、〇〇〇
五一、一三〇
五二、一七〇
五三、四五〇
五四、七五〇
五五、八〇八
五六、〇三〇
五七、二五八
五八、五四〇
五九、八五〇
六〇、三三〇
六一、四六〇
六二、六八〇
六三、九八〇
六四、二九〇
六五、五二〇
六六、八五〇
六七、一三〇
六八、四六〇
六九、七三〇
七〇、〇〇〇
七一、二七〇
七二、五四〇
七三、八一〇
七四、一五〇
七五、四三三

備考
年金の額の計算の基礎となつている給料の額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の給料の額に対応する仮定給料の額による。ただし、年金の額の計算の基礎となつている給料の額が七、一六七円に満たないときは、その給料の額に一・三二を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定給料の額とする。

別表第三

仮定給料	第一欄	第二欄
円	円	円
九、四六〇	八六〇	一、五九〇
九、七二〇	八八〇	一、六三〇
九、九五〇	九〇〇	一、六七〇
一〇、二七〇	九三〇	一、七三〇
一〇、四六〇	九五〇	一、七六〇
一〇、八三〇	九八〇	一、八三〇
一一、三五〇	一、〇三〇	一、九一〇
一一、九〇〇	一、〇八〇	一、九七〇
一二、四四〇	一、一三〇	二、〇三〇
一二、九八〇	一、一八〇	二、〇九〇
一三、五四〇	一、二三〇	二、一四〇
一三、九六〇	一、二八〇	二、一九〇
一四、三九〇	一、三四〇	二、二五〇
一四、八五〇	一、三九〇	二、三〇〇
一五、三一〇	一、四五〇	二、三六〇
一五、八二〇	一、五〇〇	二、四二〇
一六、三三〇	一、五六〇	二、四八〇
一六、八四〇	一、六一〇	二、五四〇
一七、三五〇	一、六七〇	二、六〇〇
一七、八六〇	一、七二〇	二、六六〇
一八、四八〇	一、七八〇	二、七二〇
一九、〇九〇	一、八四〇	二、七八〇
一九、八八〇	一、八九〇	二、八四〇
二〇、三五〇	一、九五〇	二、九〇〇
二〇、九〇〇	二、〇一〇	二、九六〇
二一、四六〇	二、〇七〇	三、〇二〇
二二、一七〇	二、一二〇	三、〇八〇
二二、九〇〇	二、一八〇	三、一四〇
二三、六三〇	二、二四〇	三、一九〇
二四、四〇〇	二、三〇〇	三、二五〇
二四、九九〇	二、三六〇	三、三一〇
二五、五七〇	二、四二〇	三、三七〇
二六、一四〇	二、四八〇	三、四三〇
二六、七一〇	二、五四〇	三、四九〇
二七、二八〇	二、六〇〇	三、五五〇
二七、八五〇	二、六六〇	三、六一〇
二八、四二〇	二、七二〇	三、六七〇
二八、九九〇	二、七八〇	三、七三〇
二九、五六〇	二、八四〇	三、七九〇
三〇、一三〇	二、八九〇	三、八五〇
三〇、七〇〇	二、九五〇	三、九一〇
三一、二七〇	三、〇一〇	三、九七〇
三一、八四〇	三、〇七〇	四、〇三〇
三二、四一〇	三、一三〇	四、〇九〇
三二、九八〇	三、一九〇	四、一五〇
三三、五五〇	三、二五〇	四、二一〇
三四、一二〇	三、三一〇	四、二七〇
三四、六九〇	三、三七〇	四、三三〇
三五、二六〇	三、四三〇	四、三九〇
三五、八三〇	三、四九〇	四、四五〇
三六、四〇〇	三、五五〇	四、五一〇
三六、九七〇	三、六一〇	四、五七〇
三七、五四〇	三、六七〇	四、六三〇
三八、一一〇	三、七三〇	四、六九〇
三八、六八〇	三、七九〇	四、七五〇
三九、二五〇	三、八五〇	四、八一〇
三九、八二〇	三、九一〇	四、八七〇
四〇、三九〇	三、九七〇	四、九三〇
四〇、九六〇	四、〇三〇	四、九九〇
四一、五三〇	四、〇九〇	五、〇五〇
四二、〇九〇	四、一五〇	五、一一〇
四二、六六〇	四、二一〇	五、一七〇
四三、二三〇	四、二七〇	五、二三〇
四三、七九〇	四、三三〇	五、二九〇
四四、三六〇	四、三九〇	五、三五〇
四四、八二〇	四、四五〇	五、四一〇
四五、三九〇	四、五一〇	五、四七〇
四五、九五〇	四、五七〇	五、五三〇
四六、五二〇	四、六三〇	五、五九〇
四六、一〇八〇	四、六九〇	五、六五〇
四七、六四〇	四、七五〇	五、七一〇
四八、二〇〇	四、八一〇	五、七七〇
四八、七五〇	四、八七〇	五、八三〇
四九、三一〇	四、九三〇	五、八九〇
四九、八七〇	四、九九〇	五、九五〇
五〇、四二〇	五、〇五〇	六、〇一〇
五〇、九八〇	五、一一〇	六、〇七〇
五一、五四〇	五、一七〇	六、一三〇
五二、一〇〇	五、二三〇	六、一九〇
五二、六六〇	五、二九〇	六、二五〇
五三、二三〇	五、三五〇	六、三一〇
五三、七九〇	五、四一〇	六、三七〇
五四、三六〇	五、四七〇	六、四三〇
五四、八二〇	五、五三〇	六、四九〇
五五、三九〇	五、五九〇	六、五五〇
五五、九五〇	五、六五〇	六、六一〇
五六、五二〇	五、七一〇	六、六七〇
五六、一〇八〇	五、七七〇	六、七三〇
五七、六四〇	五、八三〇	六、七九〇
五八、二〇〇	五、八九〇	六、八五〇
五八、七五〇	五、九五〇	六、九一〇
五九、三一〇	六、〇一〇	六、九七〇
五九、八七〇	六、〇七〇	七、〇三〇
六〇、四二〇	六、一三〇	七、〇九〇
六〇、九八〇	六、一九〇	七、一五〇
六一、五四〇	六、二五〇	七、二一〇
六二、一〇〇	六、三一〇	七、二七〇
六二、六六〇	六、三七〇	七、三三〇
六三、二三〇	六、四三〇	七、三九〇
六三、七九〇	六、四九〇	七、四五〇
六四、三六〇	六、五五〇	七、五一〇
六四、八二〇	六、六一〇	七、五七〇
六五、三九〇	六、六七〇	七、六三〇
六五、九五〇	六、七三〇	七、六九〇
六六、五二〇	六、七九〇	七、七五〇
六六、一〇八〇	六、八五〇	七、八一〇
六七、六四〇	六、九一〇	七、八七〇
六八、二〇〇	六、九七〇	七、九三〇
六八、七五〇	七、〇三〇	七、九九〇
六九、三一〇	七、〇九〇	八、〇五〇
六九、八七〇	七、一五〇	八、一一〇
七〇、四二〇	七、二一〇	八、一七〇
七〇、九八〇	七、二七〇	八、二三〇
七一、五四〇	七、三三〇	八、二九〇
七二、一〇〇	七、三九〇	八、三五〇
七二、六六〇	七、四五〇	八、四一〇
七三、二三〇	七、五一〇	八、四七〇
七三、七九〇	七、五七〇	八、五三〇
七四、三六〇	七、六三〇	八、五九〇
七四、八二〇	七、六九〇	八、六五〇
七五、三九〇	七、七五〇	八、七一〇
七五、九五〇	七、八一〇	八、七七〇
七六、五二〇	七、八七〇	八、八三〇
七六、一〇八〇	七、九三〇	八、八九〇
七七、六四〇	七、九九〇	八、九五〇
七八、二〇〇	八、〇五〇	九、〇一〇
七八、七五〇	八、一一〇	九、〇七〇
七九、三一〇	八、一七〇	九、一三〇
七九、八七〇	八、二三〇	九、一九〇
八〇、四二〇	八、二九〇	九、二五〇
八〇、九八〇	八、三五〇	九、三一〇
八一、五四〇	八、四一〇	九、三七〇
八二、一〇〇	八、四七〇	九、四三〇
八二、六六〇	八、五三〇	九、四九〇
八三、二三〇	八、五九〇	九、五五〇
八三、七九〇	八、六五〇	九、六一〇
八四、三六〇	八、七一〇	九、六七〇
八四、八二〇	八、七七〇	九、七三〇
八五、三九〇	八、八三〇	九、七九〇
八五、九五〇	八、八九〇	九、八五〇
八六、五二〇	八、九五〇	九、九一〇
八六、一〇八〇	九、〇一〇	九、九七〇
八七、六四〇	九、〇七〇	一〇、〇三〇
八八、二〇〇	九、一三〇	一〇、〇九〇
八八、七五〇	九、一九〇	一〇、一五〇
八九、三一〇	九、二五〇	一〇、二一〇
八九、八七〇	九、三一〇	一〇、二七〇
九〇、四二〇	九、三七〇	一〇、三三〇
九〇、九八〇	九、四三〇	一〇、三九〇
九一、五四〇	九、四九〇	一〇、四五〇
九二、一〇〇	九、五五〇	一〇、五一〇
九二、六六〇	九、六一〇	一〇、五七〇
九三、二三〇	九、六七〇	一〇、六三〇
九三、七九〇	九、七三〇	一〇、六九〇
九四、三六〇	九、七九〇	一〇、七五〇
九四、八二〇	九、八五〇	一〇、八一〇
九五、三九〇	九、九一〇	一〇、八七〇
九五、九五〇	九、九七〇	一〇、九三〇
九六、五二〇	一〇、〇三〇	一〇、九九〇
九六、一〇八〇	一〇、〇九〇	一一、〇五〇
九七、六四〇	一〇、一五〇	一一、一一〇
九八、二〇〇	一〇、二一〇	一一、一七〇
九八、七五〇	一〇、二七〇	一一、二三〇
九九、三一〇	一〇、三三〇	一一、二九〇
九九、八七〇	一〇、三九〇	一一、三五〇
一〇〇、四二〇	一〇、四五〇	一一、四一〇
一〇〇、九八〇	一〇、五一〇	一一、四七〇
一〇一、五四〇	一〇、五七〇	一一、五三〇
一〇二、一〇〇	一〇、六三〇	一一、五九〇
一〇二、六六〇	一〇、六九〇	一一、六五〇
一〇三、二三〇	一〇、七五〇	一一、七一〇
一〇三、七九〇	一〇、八一〇	一一、七七〇
一〇四、三六〇	一〇、八七〇	一一、八三〇
一〇四、八二〇	一〇、九三〇	一一、八九〇
一〇五、三九〇	一〇、九九〇	一一、九五〇
一〇五、九五〇	一一、〇五〇	一二、〇一〇
一〇六、五二〇	一一、一一〇	一二、〇七〇
一〇六、一〇八〇	一一、一七〇	一二、一三〇
一〇七、六四〇	一一、二三〇	一二、一九〇
一〇八、二〇〇	一一、二九〇	一二、二五〇
一〇八、七五〇	一一、三五〇	一二、三一〇
一〇九、三一〇	一一、四一〇	一二、三七〇
一〇九、八七〇	一一、四七〇	一二、四三〇
一一〇、四二〇	一一、五三〇	一二、四九〇
一一〇、九八〇	一一、五九〇	一二、五五〇
一一一、五四〇	一一、六五〇	一二、六一〇
一一二、一〇〇	一一、七一〇	一二、六七〇
一一二、六六〇	一一、七七〇	一二、七三〇
一一三、二三〇	一一、八三〇	一二、七九〇
一一三、七九〇	一一、八九〇	一二、八五〇
一一四、三六〇	一一、九五〇	一二、九一〇
一一四、八二〇	一二、〇一〇	一二、九七〇
一一五、三九〇	一二、〇七〇	一三、〇三〇
一一五、九五〇	一二、一三〇	一三、〇九〇
一一六、五二〇	一二、一九〇	一三、一五〇
一一六、一〇八〇	一二、二五〇	一三、二一〇
一一七、六四〇	一二、三一〇	一三、二七〇
一一八、二〇〇	一二、三七〇	一三、三三〇
一一八、七五〇	一二、四三〇	一三、三九〇
一一九、三一〇	一二、四九〇	一三、四五〇
一一九、八七〇	一二、五五〇	一三、五一〇
一二〇、四二〇	一二、六一〇	一三、五七〇
一二〇、九八〇	一二、六七〇	一三、六三〇
一二一、五四〇	一二、七三〇	一三、六九〇
一二二、一〇〇	一二、七九〇	一三、七五〇
一二二、六六〇	一二、八五〇	一三、八一〇
一二三、二三〇	一二、九一〇	一三、八七〇
一二三、七九〇	一二、九七〇	一三、九三〇
一二四、三六〇	一三、〇三〇	一三、九九〇
一二四、八二〇	一三、〇九〇	一四、〇五〇
一二五、三九〇	一三、一五〇	一四、一一〇
一二五、九五〇	一三、二一〇	一四、一七〇
一二六、五二〇	一三、二七〇	一四、二三〇
一二六、一〇八〇	一三、三三〇	一四、二九〇
一二七、六四〇	一三、三九〇	一四、三五〇
一二八、二〇〇	一三、四五〇	一四、四一〇
一二八、七五〇	一三、五一〇	一四、四七〇
一二九、三一〇	一三、五七〇	一四、五三〇
一二九、八七〇	一三、六三〇	一四、五九〇
一三〇、四二〇	一三、六九〇	一四、六五〇
一三〇、九八〇	一三、七五〇	一四、七一〇
一三一、五四〇	一三、八一〇	一四、七七〇
一三二、一〇〇	一三、八七〇	一四、八三〇
一三二、六六〇	一三、九三〇	一四、八九〇
一三三、二三〇	一三、九九〇	一四、九五〇
一三三、七九〇	一四、〇五〇	一五、〇一〇
一三四、三六〇	一四、一一〇	一五、〇七〇
一三四、八二〇	一四、一七〇	一五、一三〇
一三五、三九〇	一四、二三〇	一五、一九〇
一三五、九五〇	一四、二九〇	一五、二五〇
一三六、五二〇	一四、三五〇	一五、三一〇
一三六、一〇八〇	一四、四一〇	一五、三七〇
一三七、六四〇	一四、四七〇	一五、四三〇
一三八、二〇〇	一四、五三〇	一五、四九〇
一三八、七五〇	一四、五九〇	一五、五五〇
一三九、三一〇	一四、六五〇	一五、六一〇
一三九、八七〇	一四、七一〇	一五、六七〇
一四〇、四二〇	一四、七七〇	一五、七三〇
一四〇、九八〇	一四、八三〇	一五、七九〇
一四一、五四〇	一四、八九〇	一五、八五〇
一四二、一〇〇	一四、九五〇	一五、九一〇
一四二、六六〇	一五、〇一〇	一五、九七〇
一四三、二三〇	一五、〇七〇	一六、〇三〇
一四三、七九〇	一五、一三〇	一六、〇九〇
一四四、三六〇	一五、一九〇	一六、一五〇
一四四、八二〇	一五、二五〇	一六、二一〇
一四五、三九〇	一五、三一〇	一六、二七〇
一四五、九五〇	一五、三七〇	一六、三三〇
一四六、五二〇	一五、四三〇	一六、三九〇
一四六、一〇八〇	一五、四九〇	一六、四五〇
一四七、六四〇	一五、五五〇	一六、五一〇
一四八、二〇〇	一五、六一〇	一六、五七〇
一四八、七五〇	一五、六七〇	一六、六三〇
一四九、三一〇	一五、七三〇	一六、六九〇
一四九、八七〇	一五、七九〇	一六、七五〇
一五〇、四二〇	一五、八五〇	一六、八一〇
一五〇、九八〇	一五、九一〇	一六、八七〇
一五一、五四〇	一五、九七〇	一六、九三〇
一五二、一〇〇	一六、〇三〇	一六、九九〇
一五二、六六〇	一六、〇九〇	一七、〇五〇
一五三、二三〇	一六、一五〇	一七、一一〇
一五三、七九〇	一六、二一〇	一七、一七〇
一五四、三六〇	一六、二七〇	一七、二三〇
一五四、八二〇	一六、三三〇	一七、二九〇
一五五、三九〇	一六、三九〇	一七、三五〇
一五五、九五〇	一六、四五〇	一七、四一〇
一五六、五二〇	一六、五一〇	一七、四七〇
一五六、一〇八〇	一六、五七〇	一七、五三〇
一五七、六四〇	一六、六三〇	一七、五九〇
一五八、二〇〇	一六、六九〇	一七、六五〇
一五八、七五〇	一六、七五〇	一七、七一〇
一五九、三一〇	一六、八一〇	一七、七七〇
一五九、八七〇	一六、八七〇	一七、八三〇
一六〇、四二〇	一六、九三〇	一七、八九〇
一六〇、九八〇	一六、九九〇	一七、九五〇
一六一、五四〇	一七、〇五〇	一八、〇一〇
一六二、一〇〇	一七、一一〇	一八、〇七〇
一六二、六六〇	一七、一七〇	一八、一三〇
一六三、二三〇	一七、二三〇	一八、一九〇
一六三、七九〇	一七、二九〇	一八、二五〇
一六四、三六〇	一七、三五〇	一八、三一〇
一六四、八二〇	一七、四一〇	一八、三七〇
一六五、三九〇	一七、四七〇	一八、四三〇
一六五、九五〇	一七、五三〇	一八、四九〇
一六六、五二〇	一七、五九〇	一八、五五〇
一六六、一〇八〇	一七、六五〇	一八、六一〇
一六七、六四〇	一七、七一〇	一八、六七〇
一六八、二〇〇	一七、七七〇	一八、七三〇
一六八、七五〇	一七、八三〇	一八、七九〇
一六九、三一〇	一七、八九〇	一八、八五〇
一六九、八七〇	一七、九五〇	一八、九一〇
一七〇、四二〇	一八、〇一〇	一八、九七〇
一七〇、九八〇	一八、〇七〇	一九、〇三〇
一七一、五四〇	一八、一三〇	一九、〇九〇
一七二、一〇〇	一八、一九〇	一九、一五〇
一七二、六六〇	一八、二五〇	一九、二一〇
一七三、二三〇	一八、三一〇	一九、二七〇
一七三、七九〇	一八、三七〇	一九、三三〇
一七四、三六〇	一八、四三〇	一九、三九〇
一七四、八二〇	一八、四九〇	一九、四五〇
一七五、三九〇	一八、五五〇	一九、五一〇
一七五、九五〇	一八、六一〇	一九、五七〇
一七六、五二〇	一八、六七〇	一九、六三〇
一七六、一〇八〇	一八、七三〇	一九、六九〇
一七七、六四〇	一八、七九〇	一九、七五〇
一七八、二〇〇	一八、八五〇	一九、八一〇
一七八、七五〇	一八、九一〇	一九、八七〇
一七九、三一〇	一八、九七〇	一九、九三〇
一七九、八七〇	一九、〇三〇	一九、九九〇
一八〇、四二〇	一九、〇九〇	二〇、〇五〇
一八〇、九八〇	一九、一五〇	二〇、一一〇
一八一、五四〇	一九、二一〇	二〇、一七〇
一八二、一〇〇	一九、二七〇	二〇、二三〇
一八二、六六〇	一九、三三〇	二〇、二九〇
一八三、二三〇	一九、三九〇	二〇、三五〇
一八三、七九〇	一九、四五〇	二〇、四一〇
一八四、三六〇	一九、五一〇	二〇、四七〇
一八四、八二〇	一九、五七〇	二〇、五三〇
一八五、三九〇	一九、六三〇	二〇、五九〇
一八五、九五〇	一九、六九〇	二〇、六五〇
一八六、五二〇	一九、七五〇	二〇、七一〇
一八六、一〇八〇	一九、八一〇	二〇、七七〇
一八七、六四〇	一九、八七〇	二〇、八三〇
一八八、二〇〇	一九、九三〇	二〇、八九〇
一八八、七五〇	一九、九九〇	二〇、九五〇
一八九、三一〇	二〇、〇五〇	二一、〇一〇
一八九、八七〇	二〇、一一〇	二一、〇七〇
一九〇、四二〇	二〇、一七〇	二一、一三〇
一九〇、九八〇	二〇、二三〇	二一、一九〇
一九一、五四〇	二〇、二九〇	二一、二五〇
一九二、一〇〇	二〇、三五〇	二一、三一〇
一九二、六六〇	二〇、四一〇	二一、三七〇
一九三、二三〇	二〇、四七〇	二一、四三〇
一九三、七九〇	二〇、五三〇	二一、四九〇
一九四、三六〇	二〇、五九〇	二一、五五〇
一九四、八二〇	二〇、六五〇	二一、六一〇
一九五、三九〇	二〇、七一〇	二一、六七〇
一九五、九五〇	二〇、七七〇	二一、七三〇
一九六、五二〇	二〇、八三〇	二一、七九〇
一九六、一〇八〇	二〇、八九〇	二一、八五〇
一九七、六四〇	二〇、九五〇	二一、九一〇
一九八、二〇〇	二一、〇一〇	二一、九七〇
一九八、七五〇	二一、〇七〇	二二、〇三〇
一九九、三一〇	二一、一三〇	二二、〇九〇
一九九、八七〇	二一、一九〇	二二、一五〇
二〇〇、四二〇	二一、二五〇	二二、二一〇
二〇〇、九八〇	二一、三一〇	二二、二七〇
二〇一、五四〇	二一、三七〇	二二、三三〇
二〇二、一〇〇	二一、四三〇	二二、三九〇
二〇二、六六〇	二一、四九〇	二二、四五〇
二〇三、二三〇	二一、五五〇	二二、五一〇
二〇三、七九〇	二一、六一〇	二二、五七〇
二〇四、三六〇	二一、六七〇	二二、六三〇
二〇四、八二〇	二一、七三〇	二二、六九〇
二〇五、三九〇	二一、七九〇	二二、七五〇
二〇五、九五〇	二一、八五〇	二二、八一〇
二〇六、五二〇	二一、九一〇	二二、八七〇
二〇六、一〇八〇	二一、九七〇	二二、九三〇
二〇七、六四〇	二二、〇三〇	二二、九九〇
二〇八、二〇〇	二二、〇九〇	二三、〇五〇
二〇八、七五〇	二二、一五〇	二三、〇一〇
二〇九、三一〇	二二、二一〇	二三、〇七〇
二〇九、八七〇	二二、二七〇	二三、一三〇
二一〇、四二〇	二二、三三〇	二三、一九〇
二一〇、九八〇	二二、三九〇	二三、二五〇
二一一、五四〇	二二、四五〇	二三、三一〇
二一二、一〇〇	二二、五一〇	二三、三七〇
二一二、六六〇	二二、五七〇	二三、四三〇
二一三、二三〇	二二、六三〇	二三、四九〇
二一三、七九〇	二二、六九〇	二三、五五〇
二一四、三六〇	二二、七五〇	二三、六一〇
二一四、八二〇	二二、八一〇	二三、六七〇
二一五、三九〇	二二、八七〇	二三、七三〇
二一五、九五〇	二二、九三〇	二三、七九〇
二一六、五二〇	二二、九九〇	二三、八五〇
二一六、一〇八〇	二三、〇五〇	二三、九一〇
二一七、六四〇	二三、一一〇	二三、九七〇
二一八、二〇〇	二三、一七〇	二四、〇三〇
二一八、七五〇	二三、二三〇	二四、〇九〇
二一九、三一〇	二三、二九〇	二四、一五〇
二一九、八七〇	二三、三五〇	二四、二一〇
二二〇、四二〇	二三、四一〇	二四、二七〇
二二〇、九八〇	二三、四七〇	二四、三三〇
二二一、五四〇	二三、五三〇	二四、三九〇
二二二、一〇〇	二三、五九〇	二四、四五〇
二二二、六六〇	二三、六五〇	二四、五一〇
二二三、二三〇	二三、七一〇	二四、五七〇
二二三、七九〇	二三、七七〇	二四、六三〇
二二四、三六〇	二三、八三〇	二四、六九〇
二二四、八二〇	二三、八九〇	二四、七五〇
二二五、三九〇	二三、九五〇	二四、八一〇
二二五、九五〇	二四、〇一〇	二四、八七〇
二二六、五二〇	二四、〇七〇	二四、九三〇
二二六、一〇八〇	二四、一三〇	二四、九九〇
二二七、六四〇	二四、一九〇	二五、〇五〇
二二八、二〇〇	二四、二五〇	二五、一一〇
二二八、七五〇	二四、三一〇	二五、一七〇
二二九、三一〇	二四、三七〇	二五、二三〇
二二九、八七〇	二四、四三〇	二五、二九〇
二三〇、四二〇	二四、四九〇	二五、三五〇
二三〇、九八〇	二四、五五〇	二五、四一〇
二三一、五四〇	二四、六一〇	二五、四七〇
二三二、一〇〇	二四、六七〇	二五、五三〇
二三二、六六〇	二四、七三〇	二五、五九〇
二三三、二三〇	二四、七九〇	二五、六五〇
二三三、七九〇	二四、八五〇	二五、七一〇
二三四、三六〇	二四、九一〇	二五、七七〇
二三四、八二〇	二四、九七〇	二五、八三〇
二三五、三九〇	二五、〇三〇	二五、八九〇
二三五、九五〇	二五、〇九〇	二五、九五〇
二三六、五二〇	二五、一五〇	二六、〇一〇
二三六、一〇八〇	二五、二一〇	二六、〇七〇
二三七、六四〇	二五、二七〇	二六、一三〇
二三八、二〇〇	二五、三三〇	二六、一九〇
二三八、七五〇	二五、三九〇	二六、二五〇
二三九、三一〇	二五、四五〇	二六、三一〇
二三九、八七〇	二五、五一〇	二六、三七〇
二四〇、四二〇	二五、五七〇	二六、四三〇
二四〇、九八〇	二五、六三〇	二六、四九〇
二四一、五四〇	二五、六九〇	二六、五五〇
二四二、一〇〇	二五、七五〇	二六、六一〇
二四二、六六〇	二五、八一〇	二六、六七〇
二四三、二三〇	二五、八七〇	二六、七三〇
二四三、七九〇	二五、九三〇	二六、七九〇
二四四、三六〇	二五、九九〇	二六、八五〇
二四四、八二〇	二六、〇五〇	二六、九一〇
二四五、三九〇	二六、一一〇	二六、九七〇
二四五、九五〇	二六、一七〇	二七、〇三〇
二四六、五二〇	二六、二三〇	二七、〇九〇
二四六、一〇八〇	二六、二九〇	二七、一五〇
二四七、六四〇	二六、三五〇	二七、二一〇
二四八、二〇〇	二六、四一〇	二七、二七〇
二四八、七五〇	二六、四七〇	二七、三三〇
二四九、三一〇	二六、五三〇	二七、三九〇
二四九、八七〇	二六、五九〇	二七、四五〇
二五〇、四二〇	二六、六五〇	二七、五一〇
二五〇、九八〇	二六、七一〇	二七、五七〇
二五一、五四〇	二六、七七〇	二七、六三〇
二五二、一〇〇	二六、八三〇	二七、六九〇
二五二、六六〇	二六、八九〇	二七、七五〇
二五三、二三〇	二六、九五〇	二七、八一〇
二五三、七九〇	二七、〇一〇	二七、八七〇
二五四、三六〇	二七、〇七〇	二七、九三〇
二五四、八二〇	二七、一三〇	二七、九九〇
二五五、三九〇	二七、一九〇	二八、〇五〇
二五五、九五〇	二七、二五〇	二八、一一〇
二五六、五二〇	二七、三一〇	二八、一七〇
二五六、一〇八〇	二七、三七〇	二八、二三〇
二五七、六四〇	二七、四三〇	二八、二九〇
二五八、二〇〇	二七、四九〇	二八、三五〇
二五八、七五〇	二七、五五〇	二八、四一〇
二五九、三一〇	二七、六一〇	二八、四七〇
二五九、八七〇	二七、六七〇	二八、五三〇
二六〇、四二〇	二七、七三〇	二八、五九〇
二六〇、九八〇	二七、七九〇	二八、六五〇
二六一、五四〇	二七、八五〇	二八、七一〇
二六二、一〇〇	二七、九一〇	二八、七七〇
二六二、六六〇	二七、九七〇	二八、八三〇
二六三、二三〇	二八、〇三〇	二八、八九〇
二六三、七九〇	二八、〇九〇	二八、九五〇
二六四、三六〇	二八、一五〇	二九、〇一〇
二六四、八二〇	二八、二一〇	二九、〇七〇
二六五、三九〇	二八、二七〇	二九、一三〇
二六五、九五〇	二八、三三〇	二九、一九〇
二六六、五二〇	二八、三九〇	二九、二五〇
二六六、一〇八〇	二八、四五〇	二九、三一〇
二六七、六四〇	二八、五一〇	二九、三七〇
二六八、二〇〇	二八、五七〇	二九、四三〇
二六八、七五〇	二八、六三〇	二九、四九〇
二六九、三一〇	二八、六九〇	二九、五五〇

組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十年法律第八十三号。以下「昭和四十年度改定法」という。）第一条第一項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給（同条第二項又は第三項の規定により同条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同法第一条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給を準用して算定した額に改定する。

2　前項に規定する年金のうち、昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十四号）附則第二条第一項に規定するものに対する前項の規定の適用については、同項の規定による改定の基礎となる俸給とみなす仮定俸給は、同条第一項の規定に基づき改定された年金額の算定の基礎となつた仮定俸給（同項ただし書の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同項本文の規定に基づき年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給。別表第一において「昭和四十一年仮定俸給」という。）に対応する別表第一の仮定俸給とする。

3　前二項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者又は遺族年金に相当する年金を受ける六十五歳未満の妻、子若しくは孫に係るものの額は、第一項中「別表第一の仮定俸給を」とあるのは、「別表第一の仮定俸給に、その額にそれぞれ対応する別表第二の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額）を加えて得た額を」として、同項又は前項の規定により算定した額とする。この場合において、当該年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

4　第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳又は七十歳に達したとき（遺族年金を受ける者が六十五歳又は七十歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳又は七十歳に達したときを除く。）は、その日の属する月の翌月分以後、これらの規定に準じてその額を改定する。この場合においては、前項の規定を準用する。

5　第一項、第二項又は前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

（旧法による障害年金、殉職年金又は障害遺族年金の額の改定）

第二条　共済組合が支給する旧法第九十条の規定による年金に相当する年金のうち、公務による傷病を給付事由とする年金（以下この条において「障害年金」という。）、公務による死亡を給付事由とする年金（以下この条において「殉職年金」という。）又は公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とする年金（以下この条において「障害遺族年金」という。）については、昭和四十二年十月分以後、その額を、昭和四十年度改定法第二条第一項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給（同表第二の第一欄に掲げる金額又は同条第四項において準用する同法第一条第三項の規定により同法第二条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給。別表第一において「昭和四十一年仮定俸給」という。）に対応する別表第一の仮定俸給とする。

（旧法による障害年金、殉職年金又は障害遺族年金の額の改定）

第三条　昭和四十二年九月三十日以前に法の退職（死亡を含む。以下この項において同じ。）をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、同年十月分以後、その額を、昭和四十年度改定法第三条第一項の規定

定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法第九十条に規定する従前の法令の規定の例（その算定の際俸給月額に乗ずべき月数は、殉職年金にあつては、別表第三の上欄に掲げる当該仮定俸給に応じ同表の下欄に掲げる率を二箇月に乗じた月数によるものとする。）により算定した額に改定する。

2　次の各号に掲げる年金については、前項又は第四項において準用する前条第二項から第四項までの規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十二年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一　障害年金　別表第四に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては四万三千円を、三級から六級までに該当するものにあつては七千円をそれぞれ加算した額とする。）

二　殉職年金　十万二千円（七十歳以上の場合には十一万九千円とし、六十五歳以上七十歳未満の場合及び六十五歳未満の妻、子又は孫の場合には十一万一千円とする。）

三　障害遺族年金　前号に掲げる額の十分の六に相当する金額

3　殉職年金を受ける権利を有する者に扶養遺族（戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第二十四条に規定する遺族（夫、子、父、母、孫、祖父、祖母又は同条に規定する入夫婚姻による妻の父若しくは母にあつては、同法第二十五条第二項各号の条件に該当するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）があるときは、前項第二号に掲げる額を加えた額を同号に掲げる額とする。

一　扶養遺族が一人である場合　五千円

二　扶養遺族が二人以上である場合　七千円

4　前条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

（昭和四十二年九月三十日以前の退職に係る法による年金の額の改定）

第三条　昭和四十二年九月三十日以前に法の退職（死亡を含む。以下この項において同じ。）をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、同年十月分以後、その額を、昭和四十年度改定法第三条第一項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた俸給年額（同条第二項において準用する同法第一条第三項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については同法第三条第一項の規定により、昭和四十年十月一日以後に法の退職をした組合員に係る年金については同項の規定に準じてそれぞれ年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき俸給年額）を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）で別表第一の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給の額の十二倍に相当する金額を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定（法第五十条の二第二項後段の規定については、昭和三十九年十月一日前に退職した者にあつては、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十三号）による改正前の同項後段の規定。次項において同じ。）を適用して算定した額に改定する。

2　前項の規定の適用を受ける退職年金、減額退職年金又は遺族年金のうち、六十五歳以上の者又は遺族年金を受ける六十五歳未満の妻、子若しくは孫に係

るものの額は、同項の規定により算定した額（法附則第六条第六項又は法附則第十四条第二項（これらの規定を法附則第十七条の二及び法附則第二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたものにあつては、これらの規定の適用を受けなかつたものとして算定した額）に、その算定の基礎となつた俸給年額を十二で除して得た額で別表第二の上欄に掲げるものに対応する同表の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者にあつては、同表の第二欄に掲げる金額）の十二倍に相当する金額を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定（法附則第六条第六項及び法附則第十四条第二項（これらの規定を法附則第十七条の二及び法附則第二十六条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定を除く。）の例により算定した額のうちその計算の基礎となつた法附則第五条第一項各号に掲げる期間（その期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた期間）に対応する部分の額を加えた額とする。この場合において、当該年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、その額を算定するものとする。

3　法附則第六条第六項及び法附則第十四条第二項の規定は、前項の規定により算定された年金の額について準用する。この場合において、法附則第六条第六項中「第五十八条第二項第三号、前項又は附則第十四条第五項の」とあり、法附則第十四条第二項中「同項の」及び「前項の」とあるのは、「昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百六号）第三条第二項の」と読み替えるものとする。

4　第一条第四項及び第五項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「第三条第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

（端数計算）

第四条　第一条から前条までの規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。

（費用の負担）

第五条　第一条及び第二条の規定による年金額の改定により増加する費用は、日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社が負担する。

2　第三条の規定による年金額の改定により増加する費用の負担は、次に定めるところによる。

一　法附則第五条第一項各号に掲げる期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社が負担する。

二　前号の費用以外の費用については、法第六十四条第一項並びに第六十六条第一項第二号及び第三項第二号の規定の例による。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。ただし、附則第八条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

（新たに旧軍人の恩給を受けることとなる者に関する経過措置）

第二条　公共企業体職員等共済組合法附則第四条第二項に規定する更新組合員（同法附則第二十六条第一項に規定する転入組合員及び当該更新組合員又は転入組合員であつた者で再びもとの共済組合の組合員

となつた者を含む。以下「更新組合員等」という。）であつた者（更新組合員等で死亡したものを含む。以下同じ。）又はその遺族で、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第二十四条の九の規定により新たに普通恩給である軍人恩給又はこれに係る扶助料（以下「軍人普通恩給等」という。）を受ける権利又は資格を取得したものが、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において当該更新組合員等であつた者の退職又は死亡により退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利を有していたときは、当該年金の基礎となつている組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を除算して、昭和四十二年十月分から、当該年金の額を改定する。ただし、当該年金の基礎となつている組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を除算した残りの期間が年金たる給付の基礎となるべき期間に満たないときは、その者又はその遺族は、施行日において当該年金を受ける権利を喪失するものとする。

2　前項ただし書の場合において、その者又はその遺族が施行日の前日までに既に支給を受けた年金の額が、当該年金の基礎となつている組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を除算した残りの期間を基礎として算出した退職一時金基礎額に相当する額に満たないときは、当該退職一時金基礎額に相当する額から既に支給を受けた年金の額を差し引いた残りの額に相当する金額をその者又はその遺族に支給する。

3　前項に規定する退職一時金基礎額の算出の基礎となつた期間は、公共企業体職員等共済組合法第六十一条の二第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

4　第一項の規定に該当する者が、施行日から起算して九十日以内に、総理府令で定めるところにより、当該軍人普通恩給等を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、その者は、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。

第三条　更新組合員等が法律第百五十五号附則第二十四条の九の規定により新たに普通恩給である軍人恩給を受ける権利又は資格を取得した場合において、施行日から起算して九十日以内に、総理府令で定めるところにより、当該軍人恩給を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、その者は、当該軍人恩給を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。

第四条　公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十一号）附則第七条第一項又は第二項の一時金の支給を受けた更新組合員等であつた者又はその遺族で、法律第百五十五号附則第二十四条の九の規定により新たに軍人普通恩給等を受けることとなつたもの（附則第二条第四項の申出をした者を含む。）については、共済組合は、当該一時金に相当する額をその者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金若しくは遺族年金又は附則第二条第二項の規定による給付金の額から控除するものとする。

2　前項に規定する一時金の支給を受けた更新組合員等で、法律第百五十五号附則第二十四条の九の規定により新たに普通恩給である軍人恩給を受ける権利又は資格を取得したもの（前条の申出をした者を含む。）については、共済組合は、当該一時金に相当する額をその者の退職又は死亡に係る給付金の額から控除するものとする。

（琉球諸島民政府職員期間のある者に関する経過措置）

第五条　更新組合員等であつた者又はその遺族について、当該更新組合員等であつた者の在職年又は組合員期間の計算につき元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号。以下「昭和二十八年法律第百五十六号」という。）第十条の二及び公共企業体職員等共済組合法の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、同法及びこの法律の規定により、昭和四十二年十月分から、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給する。

2　前項の規定は、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

3　公共企業体職員等共済組合法附則第十六条第三項の規定は、第一項の規定により退職年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者」とあるのは「退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金の支給を受けた更新組合員等であつた者又はその遺族」と、「又は減額退職年金」とあるのは「、減額退職年金又は遺族年金」と、「当該退職一時金」とあるのは「当該退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金」と読み替えるものとする。

4　施行日の前日において現に公共企業体職員等共済組合法の規定により退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利を有する者について、当該年金に係る更新組合員等であつた者の組合員期間の計算につき昭和二十八年法律第百五十六号第十条の二及び公共企業体職員等共済組合法の規定を適用するとしたならば当該年金の年額が増加することとなるときは、同法の規定により、昭和四十二年十月分から、当該年金の年額を改定する。

（費用の負担）

第六条　附則第二条から前条までの規定により生ずる共済組合の追加費用は、公共企業体が負担する。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第七条　公共企業体職員等共済組合法の一部を次のように改正する。

附則第六条第六項中「又は孫」を「若しくは孫又は七十歳以上の者」に、「又は子」を「若しくは子又は七十歳以上の者」に、「第十四条第四項」を「第十四条第五項」に改め、「法律第百二十一号」の下に「。以下「昭和四十一年法律第百二十一号」という。」を加える。

附則第十四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する者が七十歳以上の者である場合（その者が普通恩給である軍人恩給を受ける権利を有する場合を除く。）における退職年金の年額については、同項の規定により算定した金額が附則第四条第三項本文の規定を適用しないものとして昭和四十一年法律第百二十一号附則第六条の規定の例により算定した金額より少ないときは、前項の規定にかかわらず、その金額を退職年金の年額とする。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三十九条第一項第二号中「五年」を「八年」に改め、「退職した者」の下に「（その退職の場合に公共企業体職員等共済組合法第六十一条の二の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなる女

子以外の女子を除く。）」を加える。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九条　昭和三十六年十一月一日前から引き続き共済組合の組合員であつて、昭和四十一年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職したもの（その退職の場合に公共企業体職員等共済組合法の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなつた女子及び明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。）については、前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第三十九条第一項中「退職後」とあるのは「昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百六号）の公布の日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2　前項に規定する者が再びもとの共済組合の組合員となつて退職した場合において、公共企業体職員等共済組合法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第三十九条第一項に規定する申出をすることができない。

3　第一項の規定の適用により同項に規定する者に公共企業体職員等共済組合法第五十四条第五項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4　第一項の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

別表第一

昭和四十年度改定法別表第一の仮定俸給又は昭和四十一年仮定俸給	仮定俸給
八、六〇〇円	九、四六〇円
八、八三〇	九、七二〇
九、〇四〇	九、九五〇
九、二三〇	一〇、二七〇
九、五一〇	一〇、四六〇
九、八四〇	一〇、三二〇
一〇、一三〇	一〇、八二〇
一一、一三〇	一一、八二〇
一二、三一〇	一二、八一〇
一二、八一〇	一三、一三〇
一三、一三〇	一三、四五〇
一三、四五〇	一三、八二〇
一四、三四〇	一四、七八〇
一四、七八〇	一五、二一〇
一五、二一〇	一五、七二〇
一五、七二〇	一六、二三〇
一六、二三〇	一六、七九〇
一六、七九〇	一七、三六〇
一七、三六〇	一八、〇七〇
一八、〇七〇	一八、五〇〇
一八、五〇〇	一九、〇八〇
一九、〇八〇	一九、六四〇
一九、六四〇	二〇、七七〇
二〇、七七〇	二一、〇六〇
二一、〇六〇	二一、九一〇
二一、九一〇	二三、〇五〇
二三、〇五〇	二四、三一〇
二四、三一〇	二五、五六〇
一〇、八三〇	一一、三五〇
一一、三五〇	一一、九〇〇
一一、九〇〇	一二、四四〇
一二、四四〇	一三、〇〇〇
一三、〇〇〇	一三、五四〇
一三、五四〇	一四、〇九〇
一四、〇九〇	一四、四五〇
一四、四五〇	一四、七九〇
一四、七九〇	一五、二〇〇
一五、二〇〇	一五、七八〇
一五、七八〇	一六、二六〇
一六、二六〇	一六、七三〇
一六、七三〇	一七、二九〇
一七、二九〇	一七、八六〇
一七、八六〇	一八、四八〇
一八、四八〇	一九、〇九〇
一九、〇九〇	一九、八八〇
一九、八八〇	二〇、三五〇
二〇、三五〇	二〇、九九〇
二〇、九九〇	二一、六一〇
二一、六一〇	二二、八四〇
二二、八四〇	二三、一七〇
二三、一七〇	二四、一〇〇
二四、一〇〇	二五、三六〇
二五、三六〇	二六、七四〇
二六、七四〇	二七、四四〇
二七、四四〇	二八、一二〇

二六、四四〇	二九、〇八〇
二六、九五〇	二九、六四〇
二八、四五〇	三一、二九〇
二九、一九〇	三二、一一〇
二九、九六〇	三二、九六〇
三一、四六〇	三四、六一〇
三二、九七〇	三六、二七〇
三三、三六〇	三六、六九〇
三四、六〇〇	三八、〇六〇
三六、三七〇	四〇、〇〇〇
三八、一二〇	四一、九三〇
三九、二〇〇	四三、一二〇
四〇、二六〇	四四、二八〇
四二、三九〇	四六、六三〇
四四、五三〇	四八、九八〇
四四、九六〇	四九、四六〇
四六、六六〇	五一、三三〇
四八、八〇〇	五三、六八〇
五〇、九四〇	五六、〇三〇
五三、〇七〇	五八、三八〇
五四、四一〇	五九、八五〇
五五、八四〇	六一、四三〇
五八、六〇〇	六四、四六〇
六一、三八〇	六七、五三〇
六二、七八〇	六九、〇六〇
六四、一四〇	七〇、五六〇
六六、九〇〇	七三、五九〇
六八、一七〇	七四、九八〇
六九、六七〇	七六、六三〇
七二、四三〇	七九、六八〇
七五、四四〇	八二、九八〇
七六、九九〇	八四、六九〇
七八、四六〇	八六、三一〇
八〇、〇〇〇	八八、〇〇〇
八一、四八〇	八九、六三〇
八四、四九〇	九二、九四〇
八七、五〇〇	九六、二五〇
八八、九八〇	九七、八八〇
九〇、五二〇	九九、五七〇

備考

一　年金額の算定の基礎となつている昭和四十年度改定法別表第一の仮定俸給又は昭和四十一年仮定俸給（以下「仮定俸給等」という。）の額が、八、六〇〇円に満たないときは、その仮定俸給等の額に一〇〇分の一一〇を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

二　昭和四十一年仮定俸給のうち、八、六〇〇円をこえ、一三、四五〇円に満たないものでこの表の上欄に掲げられていないものについては、その直近多額の昭和四十一年仮定俸給に対応するこの表の仮定俸給による。

別表第二

別表第一の仮定俸給	第一欄	第二欄
九、四六〇円	八六〇円	一、五九〇円
九、七二〇	八八〇	一、六三〇
九、九五〇	九〇〇	一、六七〇
一〇、二七〇	九三〇	一、七三〇
一〇、四六〇	九五〇	一、七六〇
一〇、八三〇	九八〇	一、八三〇
一一、三五〇	一、〇三〇	一、九一〇
一一、九〇〇	一、〇八〇	二、〇〇〇
一二、四四〇	一、一三〇	二、〇九〇
一三、〇〇〇	一、一八〇	二、一八〇
一三、五四〇	一、二三〇	二、二八〇
一四、〇九〇	一、二八〇	二、三七〇
一四、四五〇	一、三一〇	二、四三〇
一四、七九〇	一、三五〇	二、四九〇
一五、二〇〇	一、三八〇	二、五六〇
一五、七八〇	一、四三〇	二、六五〇
一六、二六〇	一、四八〇	二、七四〇
一六、七三〇	一、五二〇	二、八一〇
一七、二九〇	一、五七〇	二、九一〇
一七、八六〇	一、六三〇	三、〇〇〇
一八、四八〇	一、六八〇	三、一〇〇
一九、〇九〇	一、七四〇	三、二二〇
一九、八八〇	一、八一〇	三、三四〇
二〇、三五〇	一、八五〇	三、四三〇
二〇、九九〇	一、九一〇	三、五三〇
二一、六一〇	一、九六〇	三、六三〇
二二、八四〇	二、〇八〇	三、八四〇
二三、一七〇	二、一〇〇	三、八九〇
二四、一〇〇	二、一九〇	四、〇五〇
二五、三六〇	二、三〇〇	四、二六〇
二六、七四〇	二、四三〇	四、四九〇
二七、四四〇	二、五〇〇	四、六二〇
二八、一二〇	二、五五〇	四、七三〇
二九、〇八〇	二、六五〇	四、八九〇
二九、六四〇	二、七〇〇	四、九九〇
三一、二九〇	二、八五〇	五、二七〇
三二、一一〇	二、九三〇	五、四〇〇
三二、九六〇	二、九九〇	五、五四〇
三四、六一〇	三、一四〇	五、八二〇
三六、二七〇	三、二九〇	六、〇九〇
三六、六九〇	三、三四〇	六、一八〇
三八、〇六〇	三、四六〇	六、四〇〇
四〇、〇〇〇	三、六四〇	六、七三〇
四一、九三〇	三、八二〇	七、〇六〇
四三、一二〇	三、九三〇	七、二六〇
四四、二八〇	四、〇三〇	七、四五〇
四六、六三〇	四、二三〇	七、八四〇
四八、九八〇	四、四六〇	八、二四〇
四九、四六〇	四、四九〇	八、三二〇
五一、三三〇	四、六七〇	八、六三〇
五三、六八〇	四、八八〇	九、〇三〇
五六、〇三〇	五、一〇〇	九、四三〇
五八、三八〇	五、三一〇	九、八二〇
五九、八五〇	五、四四〇	一〇、〇七〇
六一、四三〇	五、五八〇	一〇、三三〇
六四、四六〇	五、八六〇	一〇、八四〇
六七、五三〇	六、一三〇	一一、三五〇
六九、〇六〇	六、二八〇	一一、六二〇
七〇、五六〇	六、四一〇	一一、八七〇
七三、五九〇	六、六九〇	一二、三八〇
七四、九八〇	六、八二〇	一二、六一〇
七六、六三〇	六、九七〇	一二、八九〇
七九、六八〇	七、二四〇	一三、四〇〇
八二、九八〇	七、五五〇	一三、九六〇
八四、六九〇	七、七〇〇	一四、二四〇
八六、三一〇	七、八四〇	一四、五一〇
八八、〇〇〇	八、〇〇〇	一四、八〇〇
八九、六三〇	八、一五〇	一五、〇八〇
九二、九四〇	八、四五〇	一五、六三〇
九六、二五〇	八、七五〇	一六、一九〇
九七、八八〇	八、九〇〇	一六、四六〇
九九、五七〇	九、〇五〇	一六、七五〇

備考

別表第一の仮定俸給の額が、九、四六〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に、一一〇分の一〇を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第一欄に掲げる金額とし、一一〇分の一八・五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第二欄に掲げる金額とする。

別表第三

別表第一の仮定俸給	率
五八、三八〇円以上のもの	二一・六割
五三、六八〇円をこえ五八、三八〇円未満のもの	二二・三割
五一、三三〇円をこえ五三、六八〇円以下のもの	二三・〇割
四九、四六〇円をこえ五一、三三〇円以下のもの	二三・二割
三四、六一〇円をこえ四九、四六〇円以下のもの	二三・四割
三二、九六〇円をこえ三四、六一〇円以下のもの	二三・九割
二九、六四〇円をこえ三二、九六〇円以下のもの	二四・五割
二四、一〇〇円をこえ二九、六四〇円以下のもの	二五・二割
二三、一七〇円をこえ二四、一〇〇円以下のもの	二五・七割
二一、六一〇円をこえ二三、一七〇円以下のもの	二六・一割
二〇、九九〇円をこえ二一、六一〇円以下のもの	二七・二割
二〇、三五〇円をこえ二〇、九九〇円以下のもの	二七・五割
一七、八六〇円をこえ二〇、三五〇円以下のもの	二七・九割

一五、七八〇円をこえ一七、八六〇円以下のもの	二八・三割
一五、二〇〇円をこえ一五、七八〇円以下のもの	二九・〇割
一四、七九〇円をこえ一五、二〇〇円以下のもの	二九・九割
一四、四五〇円をこえ一四、七九〇円以下のもの	三〇・六割
一四、〇九〇円をこえ一四、四五〇円以下のもの	三〇・九割
一三、五四〇円をこえ一四、〇九〇円以下のもの	三一・三割
一三、〇〇〇円をこえ一三、五四〇円以下のもの	三一・三割
一三、〇〇〇円以下のもの	三二・九割

別表第四

障害の等級	年金額
一級	三八七、〇〇〇円
二級	三一三、〇〇〇円
三級	二五二、〇〇〇円
四級	一九〇、〇〇〇円
五級	一四七、〇〇〇円
六級	一一二、〇〇〇円

備考

一　障害の等級の区分は、昭和四十年度改定法別表第三に基づいて大蔵大臣、運輸大臣及び郵政大臣の定めたところによる。

二　この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣、運輸大臣及び郵政大臣の定めるところにより、その障害の程度が四級に該当するものにあつては、「一九〇、〇〇〇円」とあるのは、「二二二、〇〇〇円」と読み替えるものとし、その障害の程度が五級又は六級に該当するものにあつては、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

法律第百七号（昭四二・七・三一）

◎通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法（衆法）

（大蔵・運輸・郵政・内閣総理大臣署名）

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　通学路に係る交通安全施設等の整備に関する緊急措置（第四条―第八条）
第三章　踏切道の構造改良及び踏切道に係る保安設備の整備に関する緊急措置（第九条―第二十条）
第四章　通学路に係る交通安全施設等整備事業及び踏切道整備事業の実施に関する費用（第二十一条―第二十六条）
第五章　通学路及び踏切道に係る交通規制等（第二十七条・第二十八条）
第六章　中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会等（第二十九条―第三十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、緊急に交通の安全を確保する必要がある通学路及び踏切道について、国及び地方公共団体が一体となつて、総合的な計画のもとに通学路に係る交通安全施設等整備事業及び踏切道の構造改良に関する事業をすみやかに実施すること等により、これらの通学路及び踏切道における交通環境の改善を行ない、もつて交通事故の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。

2　この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者（同法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なう道路にあつては、建設大臣）をいう。

3　この法律において「通学路」とは、児童又は幼児が小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。）又は幼稚園若しくは保育所に通うため通行する道路の区間で、これらの施設の敷地の出入口から五百メートルの区域内に存するものをいう。

4　この法律において「踏切道」とは、道路が鉄道（新設軌道を含む。）と交差する場合におけるその交差している道路の部分をいう。

5　この法律において「交通安全施設等整備事業」とは、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和四十一年法律第四十五号。以下「交通安全施設等整備事業法」という。）第二条第三項各号に掲げる事業（道路の改築（同項第二号イに規定する道路の改築を除く。）に伴つて行なわれるものを除く。）という。

6　この法律において「踏切道整備事業」とは、踏切道の構造改良及び踏切道に係る保安設備の整備に関する事業をいう。

7　この法律において「踏切道の構造改良」とは、踏切道の舗装及び拡幅をいう。

8　この法律において「踏切道に係る保安設備の整備」とは、踏切警報機及び踏切遮断機（しゃ）の整備をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、緊急に交通の安全を確保する必要がある通学路及び踏切道について、一体となつて、総合的な計画のもとに、交通安全施設等整備事業、踏切道の構造改良に関する事業等をすみやかに実施するように努めるとともに、鉄道事業者が行なう踏切道に係る保安設備の整備に関する事業の実施の推進に努めなければならない。

第二章　通学路に係る交通安全施設等の整備に関する緊急措置

（市町村通学路交通安全施設等緊急整備計画）

第四条　都道府県公安委員会（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十四条の規定により権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。以下同じ。）及び市町村道の道路管理者（以下この条においてこれらを「市町村計画作成者」という。）は、協議により、通学路における交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して総理府令、建設省令で定める基準に該当する通学路（市町村道（道路法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なうものを除く。）であるものに限る。）であつて緊急に交通の安全を確保する必要があると認められるものについて、昭和四十二年度及び昭和四十三年度において実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画（以下「市町村通学路交通安全施設等緊急整備計画」という。）を作成しなければならない。

2　市町村計画作成者は、市町村通学路交通安全施設等緊急整備計画を作成する場合においては、市町村

通学路及び踏切道交通安全対策協議会（当該市町村に市町村通学路及び踏切道交通安全対策協議会が置かれていないときは、関係者）の意見をきかなければならない。

3　市町村計画作成者は、昭和四十二年八月三十一日までに、市町村通学路交通安全施設等緊急整備計画を次条第一項に規定する都道府県計画作成者に提出しなければならない。

（都道府県総合通学路交通安全施設等緊急整備計画）

第五条　都道府県公安委員会並びに道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一般国道及び都道府県道の道路管理者（以下この条においてこれらを「都道府県計画作成者」という。）は、協議により、前条第一項の総理府令、建設省令で定める基準に該当する通学路（指定区間外の一般国道及び都道府県道（同法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なうものを除く。）であるものに限る。）であつて緊急に交通の安全を確保する必要があると認められるものについて、昭和四十二年度及び昭和四十三年度において実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成し、当該計画と前条第三項の規定により提出された市町村通学路交通安全施設等緊急整備計画とを調整して、当該都道府県の通学路に係る交通安全施設等整備事業に関する総合的な計画（以下「都道府県総合通学路交通安全施設等緊急整備計画」という。）を作成しなければならない。

2　都道府県計画作成者は、都道府県総合通学路交通安全施設等緊急整備計画を作成する場合においては、都道府県通学路及び踏切道交通安全対策協議会の意見をきかなければならない。

3　都道府県計画作成者は、昭和四十二年九月三十日までに、都道府県総合通学路交通安全施設等緊急整備計画を国家公安委員会及び建設大臣に提出しなければならない。

（指定区間内通学路等交通安全施設等緊急整備計画）

第六条　都道府県公安委員会及び建設大臣である道路管理者は、協議により、第四条第一項の総理府令、建設省令で定める基準に該当する通学路（指定区間内の一般国道及び道路法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なうものを除く。）であつて緊急に交通の安全を確保する必要があると認められるものについて、昭和四十二年度及び昭和四十三年度において実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画（以下「指定区間内通学路等緊急整備計画」という。）を作成しなければならない。

2　都道府県公安委員会及び建設大臣である道路管理者は、昭和四十二年九月三十日までに、指定区間内通学路等交通安全施設等緊急整備計画を国家公安委員会及び建設大臣に提出しなければならない。

3　前二項に規定する道路管理者である建設大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方建設局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（交通安全施設等整備事業法の規定による交通安全施設等整備事業として実施すべき事業に関する計画等）

第七条　国家公安委員会及び建設大臣は、協議により、第五条第三項及び前条第二項の規定により提出された都道府県総合通学路交通安全施設等緊急整備計画及び指定区間内通学路等交通安全施設等緊急整備計画に定める交通安全施設等整備事業のうち、昭和四十二年度及び昭和四十三年度において交通安全施設等整備事業法の規定による交通安全施設等整備事業として実施すべきものに関する計画の案を作成し、これに伴い、交通安全施設等整備事業に関

第一項に規定する交通安全施設等整備事業三箇年計画を変更する案を作成しなければならない。

2　国家公安委員会及び建設大臣は、前項の計画の案を作成する場合においては、中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会の意見をきかなければならない。

3　内閣総理大臣及び建設大臣は、昭和四十二年十一月三十日までに、第一項の規定により作成された交通安全施設等整備事業三箇年計画を変更する案についての交通安全施設等整備事業法第四条第五項において準用する同条第二項の規定による閣議の決定を求めなければならない。

4　前三項の規定に基づく交通安全施設等整備事業三箇年計画の変更に伴う交通安全施設等整備事業法第五条第一項後段の規定による変更に係る実施計画の提出は、昭和四十二年十二月三十一日までにしなければならない。

（地方単独通学路交通安全施設等整備事業の実施）

第八条　都道府県公安委員会は都道府県総合通学路交通安全施設等緊急整備計画又は指定区間内通学路等交通安全施設等緊急整備計画に従い、指定区間外の一般国道、都道府県道又は市町村道の道路管理者は、都道府県総合通学路交通安全施設等緊急整備計画に従い、通学路に係る交通安全施設等整備事業（交通安全施設等整備事業法の規定による交通安全施設等整備事業として実施すべきものを除く。）を実施しなければならない。

（踏切道の構造改良及び踏切道に係る保安設備の整備に関する緊急措置）

第三章

（市町村踏切道緊急構造改良計画）

第九条　鉄道事業者（軌道経営者を含む。以下同じ。）及び市町村道の道路管理者は、協議により、踏切道における交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して運輸省令、建設省令で定める基準に該当する踏切道（市町村道（道路法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なうものを除く。）であるものに限る。）であつて緊急に交通の安全を確保する必要があると認められるものについて、昭和四十二年度及び昭和四十三年度において実施すべき踏切道の構造改良に関する計画（以下「市町村踏切道緊急構造改良計画」という。）を作成しなければならない。

2　鉄道事業者及び市町村道の道路管理者は、市町村踏切道緊急構造改良計画を作成する場合においては、市町村通学路及び踏切道交通安全対策協議会（当該市町村に市町村通学路及び踏切道交通安全対策協議会が置かれていないときは、関係者）の意見をきかなければならない。

3　鉄道事業者及び市町村道の道路管理者は、昭和四十二年八月三十一日までに、市町村踏切道緊急構造改良計画を第十一条第一項に規定する道路管理者に提出しなければならない。

（都道府県踏切道緊急構造改良計画）

第十条　鉄道事業者並びに指定区間外の一般国道及び都道府県道の道路管理者は、協議により、前条第一項の運輸省令、建設省令で定める基準に該当する踏切道（指定区間外の一般国道及び都道府県道（道路法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なうものを除く。）であるものに限る。）であつて緊急に交通の安全を確保する必要があると認められるものについて、昭和四十二年度及び昭和四十三年度において実施すべき踏切道の構造改良に関する事業に関する計画（以下「都道府県踏切道緊急構造改良計画」という。）を作成しなければならない。

2　鉄道事業者並びに指定区間外の一般国道及び都道府県道の道路管理者は、都道府県踏切道緊急構造改

良計画を作成する場合においては、都道府県通学路及び踏切道交通安全対策協議会の意見をきかなければならない。

（都道府県総合踏切道緊急構造改良計画）

第十一条 第九条第一項の鉄道事業者並びに前条第一項の鉄道事業者及び道路管理者は、協議により、都道府県踏切道緊急構造改良計画と第九条第三項の規定により提出された市町村踏切道緊急構造改良計画とを調整して、当該都道府県の踏切道の構造改良に関する事業に関する総合的な計画（以下「都道府県総合踏切道緊急構造改良計画」という。）を作成しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による都道府県総合踏切道緊急構造改良計画の作成について準用する。

3 第一項に規定する鉄道事業者及び道路管理者は、昭和四十二年九月三十日までに、都道府県総合踏切道緊急構造改良計画を運輸大臣及び建設大臣に提出しなければならない。

（指定区間内踏切道等緊急構造改良計画）

第十二条 鉄道事業者及び建設大臣である道路管理者は、協議により、第九条第一項の運輸省令、建設省令で定める基準に該当する踏切道（指定区間内の一般国道及び道路法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なう道路であるものに限る。）であつて緊急に交通の安全を確保する必要があると認められるものについて、昭和四十二年度及び昭和四十三年度において実施すべき踏切道の構造改良に関する事業に関する計画（以下「指定区間内踏切道等緊急構造改良計画」という。）を作成しなければならない。

2 鉄道事業者及び建設大臣である道路管理者は、昭和四十二年九月三十日までに、指定区間内踏切道等緊急構造改良計画を運輸大臣及び建設大臣に提出しなければならない。

3 第六条第三項の規定は、前二項に規定する道路管理者である建設大臣の権限の委任について準用する。

（保安設備緊急整備計画）

第十三条 鉄道事業者は、踏切道における交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して運輸省令で定める基準に該当する踏切道であつて緊急に交通の安全を確保する必要があると認められるものについて、昭和四十二年度及び昭和四十三年度において実施すべき踏切道の構造改良に関する事業に関する計画（以下「保安設備緊急整備計画」という。）を作成しなければならない。

2 第九条第二項又は第十条第二項の規定は、前項の規定による保安設備緊急整備計画の作成について準用する。

3 鉄道事業者は、昭和四十二年九月三十日までに、保安設備緊急整備計画を運輸大臣に提出しなければならない。

（踏切道整備事業を実施すべき踏切道の指定）

第十四条 運輸大臣及び建設大臣は、踏切道における交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して運輸省令、建設省令で定める基準に従い、緊急に交通の安全を確保する必要があると認められる踏切道を、昭和四十二年度及び昭和四十三年度において踏切道に係る保安設備の整備

に関する事業を実施すべき踏切道として指定するものとする。

3 運輸大臣及び建設大臣又は運輸大臣は、第一項又は前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該鉄道事業者及び道路管理者並びに都道府県公安委員会又は当該鉄道事業者及び都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

4 運輸大臣及び建設大臣又は運輸大臣は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、運輸省令、建設省令又は運輸省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（踏切道緊急整備計画）

第十五条 運輸大臣及び建設大臣は、協議により、第十一条第三項、第十二条第二項及び第十三条第三項の規定により提出された都道府県総合踏切道緊急構造改良計画、指定区間内踏切道等緊急構造改良計画及び保安設備緊急整備計画に定める踏切道整備事業のうち、昭和四十二年度及び昭和四十三年度において実施すべき前条第一項の規定により指定した踏切道（以下「甲種指定踏切道」という。）及び同条第二項の指定により指定した踏切道（以下「乙種指定踏切道」という。）に係る踏切道整備事業に関する計画（以下「踏切道緊急整備計画」という。）の案を作成しなければならない。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の規定により踏切道緊急整備計画の案を作成する場合においては、中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会の意見をきかなければならない。

3 運輸大臣及び建設大臣は、前二項の規定により作成された踏切道緊急整備計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

4 運輸大臣及び建設大臣は、昭和四十二年十一月三十日までに、前項の規定による閣議の決定を求めなければならない。

5 踏切道緊急整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 昭和四十二年度及び昭和四十三年度において行なうべき甲種指定踏切道及び乙種指定踏切道に係る踏切道整備事業の実施の目標

二 昭和四十二年度及び昭和四十三年度において行なうべき甲種指定踏切道及び乙種指定踏切道に係る踏切道整備事業の量

6 運輸大臣及び建設大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、踏切道緊急整備計画を公表しなければならない。

7 第一項から第三項まで及び前二項の規定は、踏切道緊急整備計画を変更しようとする場合について準用する。

（踏切道整備事業の実施計画）

第十六条 鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道緊急整備計画に即して、運輸省令、建設省令で定めるところにより、協議により、甲種指定踏切道の構造改良に関する事業の実施計画を作成し、運輸大臣及び建設大臣に提出しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 鉄道事業者は、踏切道緊急整備計画に即して、運輸省令で定めるところにより、乙種指定踏切道に係る保安設備の整備に関する事業の実施計画を作成し、運輸大臣に提出しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

3 前二項の実施計画は、交通事故の態様、交通及び踏切道の状況等を考慮して、効果的に交通事故を防止することができるように定めなければならない。

4 第一項前段の規定による実施計画の提出及び第二項前段の規定による実施計画の提出は、昭和四十二年十二月三十一日までにしなければならない。

5　運輸大臣及び建設大臣又は運輸大臣は、第一項又は第二項の実施計画が踏切道緊急整備計画に照らして適当でないと認めるときは、鉄道事業者及び道路管理者又は鉄道事業者にその変更を指示することができる。

6　第六条第三項の規定は、第一項に規定する道路管理者である建設大臣の権限の委任について準用する。

（踏切道整備事業の実施）

第十七条　道路管理者は、前条第一項の実施計画に従い、甲種指定踏切道の構造改良に関する事業を実施しなければならない。

2　鉄道事業者は、前条第二項の実施計画に従い、乙種指定踏切道に係る保安設備の整備に関する事業を実施しなければならない。

第十八条　道路管理者は、都道府県総合踏切道緊急構造改良計画又は指定区間内踏切道等緊急構造改良計画に従い、踏切道の構造改良に関する事業（踏切道緊急計画による踏切道の構造改良に関する事業として前条第一項の規定により実施すべきものを除く。）を実施しなければならない。

2　鉄道事業者は、保安設備緊急整備計画に従い、踏切道に係る保安設備の整備に関する事業（踏切道緊急整備計画による踏切道に係る保安設備の整備に関する事業として前条第二項の規定により実施すべきものを除く。）を実施しなければならない。

（鉄道事業者の協力）

第十九条　道路管理者が踏切道の構造改良に関する事業を実施する場合においては、鉄道事業者は、当該事業の実施について、道路管理者に協力しなければならない。

（踏切道改良促進法との関係）

第二十条　この法律の規定により道路管理者及び鉄道事業者が実施すべき踏切道整備事業に関しては、踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）の規定は、適用がないものとする。

第四章　通学路に係る交通安全施設等整備事業についての費用

（通学路に係る交通安全施設等整備事業についての補助の特例）

第二十一条　国は、道路管理者が市町村道である通学路について実施する交通安全施設等整備事業のうち、交通安全施設等整備事業として実施するものに要する費用については、道路法第五十六条及び交通安全施設等整備事業法第七条第三項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一以上三分の二以内をその費用を負担する市町村に対して補助することができる。

（踏切道整備事業の実施に要する費用の負担）

第二十二条　この法律の規定による踏切道の構造改良に関する事業の実施に要する費用の負担については、鉄道事業者と道路管理者との協議により定める。

2　前項の費用のうち、同項の協議により道路管理者が負担すべき費用は、道路法の規定に基づき道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担する。

3　前章の規定による踏切道に係る保安設備の整備に関する事業の実施に要する費用は、鉄道事業者が負担するものとする。

（踏切道の構造改良に関する事業に係る費用の負担）

第二十三条　国は、前条第二項の規定により市町村が負担する費用のうち、当該市町村である道路管理者

が実施する踏切道緊急整備計画による踏切道の構造改良に関する事業に要するものについては、道路法第五十六条の規定にかかわらず、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一以上三分の二以内を当該市町村に対して補助することができる。

（鉄道事業者に対する補助等）

第二十四条　国は、政令で定める鉄道事業者に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、乙種指定踏切道に係る保安設備の整備に関する事業の実施に要する費用の一部を補助することができる。

2　都道府県又は市町村は、前項の政令で定める鉄道事業者に対し、当該都道府県又は市町村の予算の範囲内において、政令で定めるところにより、乙種指定踏切道に係る保安設備の整備に関する事業の実施に要する費用の一部を補助することができる。

3　運輸大臣は、この法律の規定による踏切道整備事業の実施について、鉄道事業者が必要とする資金の確保に関する措置を講ずるように努めなければならない。

（地方単独通学路交通安全施設等整備事業に対する国の財政上の措置）

第二十五条　道路管理者は、踏切道整備事業の実施に即応して、踏切道に係る交通の安全を確保するための計画的な踏切道の統合及び踏切道に係る車両の通行制限を図るものとする。

第六章　中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会等

（中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会）

第二十六条　国は、第十八条第一項の規定により道路管理者が都道府県総合踏切道緊急構造改良計画に従つて実施する踏切道の構造改良に関する事業に要する費用について、地方債その他必要な財政上の措置を講ずるように努めなければならない。

第五章　通学路及び踏切道に係る交通規制等

（通学路及び踏切道に係る交通規制）

第二十七条　都道府県公安委員会は、通学路に係る交通安全施設等整備事業及び踏切道整備事業の実施に即応して、通学路及び踏切道に係る交通の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

（踏切道の統合等）

第二十八条　道路管理者は、踏切道整備事業の実施に即応して、踏切道に係る交通の安全を確保するための計画的な踏切道の統合及び踏切道に係る車両の通行制限を図るものとする。

第六章　中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会等

（中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会）

第二十九条　総理府に、附属機関として、中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会（以下「中央協議会」という。）を置く。

2　中央協議会は、通学路及び踏切道に係る交通の安全を確保するために必要な緊急措置に関する計画について審議し、及びその実施を推進するものとする。

3　中央協議会の構成員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

一　大蔵大臣
二　文部大臣
三　厚生大臣
四　運輸大臣
五　建設大臣
六　自治大臣

七　内閣官房長官
八　総理府総務長官
九　国家公安委員会委員長

4　中央協議会の庶務は、内閣総理大臣官房において行なう。

5　前四項に定めるもののほか、中央協議会の運営その他中央協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県通学路及び踏切道交通安全対策協議会）

第三十条　都道府県に、都道府県通学路及び踏切道交通安全対策協議会（以下「都道府県協議会」という。）を置く。

2　都道府県協議会は、通学路及び踏切道に係る交通の安全を確保するために必要な緊急措置に関する計画について審議し、及びその実施を推進するものとする。

3　都道府県協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4　会長は、都道府県知事をもつて充てる。

5　委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

一　関係地方行政機関の長
二　都道府県の教育委員会の教育長
三　警視総監又は道府県の道府県警察本部長
四　都道府県の職員のうちから当該都道府県の知事が指名する者
五　都道府県の区域内の市町村の市町村長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
六　学識経験のある者のうちから都道府県知事が任命する者

（市町村通学路及び踏切道交通安全対策協議会）

第三十一条　市町村は、条例で、市町村通学路及び踏切道交通安全対策協議会を置くことができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行前に踏切道改良促進法第三条第一項の規定により踏切道の構造改良に相当する踏切道の構造の改良の方法を定めて指定した踏切道については、この法律中踏切道の構造改良に関する規定は、適用しない。

（総理府設置法の一部改正）

3　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中同和対策協議会の項の次に次のように加える。

中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会	通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法（昭和四十二年法律第百七号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

（内閣総理・大蔵・文部・厚生・運輸・建設・自治大臣署名）

法律第百八号（昭四二・八・一）

◎労働省設置法の一部を改正する法律

労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　労働者の安全及び衛生の確保

第五条第一項中「左の五局」を「次の六局」に、「労働基準局」を「労働基準局安全衛生局」に改め、同条第二項中「労災防止対策部、労災補償部及び」を削る。

第八条第一項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同項第六号の二中「、中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会」を削り、同号を同項第五号とし、同項中第六号の三を削り、第六号の四を第六号とし、同項第九号中「工場、鉱山その他の場所」を「労働基準監督官の権限の行使その他工場事業場等」に、「監督を行うこと」を「監督の実施に関すること」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号中「労働基準法」の下に「（同法第百条第一項の規定により労働基準局長の所掌に属せしめられた事項に係る部分に限る。）」を加え、「じん肺法、最低賃金法、労働福祉事業団法及び労働災害防止団体等に関する法律の施行に関すること。」を「最低賃金法及び労働福祉事業団法の施行に関すること、」に改め、同号を同項第十号とし、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に、「第六号の四」を「第六号」に、「第十一号」を「第十号」に改め、同項を同条第二項とする。

第八条の次に次の一条を加える。

（安全衛生局の事務）

第八条の二　安全衛生局においては、次の事務をつかさどる。

一　産業安全の基準に関する事項（鉱山における保安の基準に関するものを除く。）。

二　労働衛生の基準に関すること（鉱山における通気及び災害時の救護の基準に関するものを除く。）。

三　じん肺に関する労働者の健康管理の区分等の決定に関すること。

四　中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会の監督に関すること。

五　産業安全研究所及び労働衛生研究所の管理及び監督を行なうこと。

六　前各号に掲げるもののほか、労働基準法（同法第百条第一項の規定により労働基準局長の所掌に属せしめられた事項に係る部分を除く。）並びにじん肺法及び労働災害防止団体等に関する法律（労働基準監督官の権限の行使に関する部分を除く。）の施行に関すること、その他労働者の安全及び衛生の確保に関する事務（鉱山における保安並びに通気及び災害時の救護に関するものを除く。）で他の所掌に属しないものに関すること。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（労働基準法の一部改正）

2　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第一項中「労働基準局」の下に「及び安全衛生局」を加える。

第九十九条第一項中「労働基準局」の下に「、安全衛生局」を加え、同条第二項中「労働基準局長」の下に「、安全衛生局長」を加える。

第百条第一項中「法令」の下に「（安全及び衛生に関

するものを除く。）」を、「任免教養」の下に「及び権限の行使」を加え、「監督年報の作成」を「監督年報の作成並びに」に改め、「この法律」の下に「（安全及び衛生に関する部分を除く。）」を加え、同条第二項中「労働基準局長」の下に「又は安全衛生局長」を加え、同条第三項中労働基準局長」の下に「、安全衛生局長」を加え、同条第五項中「労働基準局長」の下に、安全衛生局長」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

安全衛生局長は、労働に関する主務大臣の指揮監督を受けて、地方労働局長及び都道府県労働基準局長を指揮監督し、安全及び衛生に関する法令の制定改廃に関する事項その他この法律（労働基準局長の所掌に属しない事項に係る部分に限る。）の施行に関する事項をつかさどり、所属の官吏を指揮監督する。

第百条の二第一項中「労働基準局長及び」の下に「安全衛生局長並びに」を加え、「労働基準局長が」を「労働基準局長又は安全衛生局長が」に改め、同条第二項中「労働基準局」の下に「若しくは安全衛生局」を加える。

（鉱山保安法の一部改正）

3　鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の見出し中「労働基準局長」を「安全衛生局長」に改め、同条第二項中「労働基準局長」を「労働省安全衛生局長」に改める。

（じん肺法の一部改正）

4　じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「労働省労働基準局」を「労働省安全衛生局」に改める。

（通商産業・労働・内閣総理大臣署名）

法律第百九号（四二・八・一）
◎自治省設置法の一部を改正する法律

自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

2　行政局に、公務員部を置く。

第十条に次の一項を加える。

2　公務員部においては、前項第六号から第九号の二までに掲げる事務をつかさどる。

第二十六条の表中「三七三人」を「三八三人」に、「一三七人」を「一四一人」に、「五一〇人」を「五二四人」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（自治・内閣総理大臣署名）

法律第百十号（昭四二・八・一）
◎公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、公共用飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止、航空機の離着陸のひん繁な実施により生ずる損失の補償その他必要な措置について定めることにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定飛行場」とは、運輸大臣が設置する公共用飛行場であつて、当該飛行場における航空機の離陸又は着陸のひん繁な実施により生ずる騒音等による障害が著しいと認めて政令で指定するもの及び新東京国際空港をいう。

（航行の方法の指定）

第三条　運輸大臣は、公共用飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため必要があると認めるときは、航空交通の安全を阻害しない限度において、当該飛行場において航空機が離陸し、又は着陸することができる経路又は時間その他当該飛行場及びその周辺における航空機の航行の方法を告示で指定することができる。

2　運輸大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る公共用飛行場の周辺地域を管轄する都道府県知事の意見をきかなければならない。

3　航空機は、第一項の規定による指定があつたときは、航行の安全を確保するためやむを得ないと認められる場合その他運輸省令で定める場合を除き、これに従わなければならない。

（特定飛行場の設置者及び使用者の責務）

第四条　特定飛行場の設置者はこの法律の規定による措置、航空機の騒音により生ずる障害の防止に必要な施設の整備等を行なうことにより、航空機の離陸又は着陸のため特定飛行場を使用する者は航空機の航行の方法の改善、特定飛行場の設置者が行なう措置に要する費用の負担等を行なうことにより、ともに特定飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止等に努めなければならない。

（騒音防止工事の助成）

第五条　特定飛行場の設置者は、地方公共団体その他の者が当該飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次の施設について必要な工事を行なうときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校

二　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条第一項に規定する病院

三　前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの

（共同利用施設の助成）

第六条　特定飛行場の設置者は、当該飛行場の周辺地域をその区域とする市（特別区を含む。以下同じ。）町村で航空機の騒音によりその周辺地域の住民の生活が著しく阻害されていると認められるものが、その障害の緩和に資するため、学習、集会等の用に供するための施設その他の一般住民の生活に必要な共同利用施設で政令で定めるものの整備について必要な措置をとるときは、当該市町村に対し、政令で定

めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

（資金の融通等）

第七条　国は、第五条の工事を行なう者又は前条の措置をとる市町村に対し、必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

（国の普通財産の譲渡等）

第八条　国は、第五条の工事又は第六条の措置に係る事業の用に供するため必要があると認めるときは、地方公共団体その他の者に対し、普通財産を譲渡し、又は貸し付けることができる。

（移転の補償等）

第九条　運輸大臣は、特定飛行場の周辺における住民のこうむる障害の軽減に資するため、当該飛行場の周辺の一定の区域を、政令で定めるところにより、指定することができる。

2　特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより、前項の指定の際現にその指定に係る区域（以下「指定区域」という。）に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を指定区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

3　特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより、指定区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

（損失の補償）

第十条　特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより、当該飛行場における航空機の離陸又は着陸のひん繁な実施により、従来適法に農業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失をこうむつたときは、その損失を補償する。

2　前項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

（損失補償の申請）

第十一条　前条の規定による損失の補償（新東京国際空港に係るものを除く。）を受けようとする者は、運輸省令で定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを運輸大臣に送付しなければならない。

3　運輸大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償金の額を決定し、遅滞なく、これを都道府県知事を経由して当該申請者に通知しなければならない。

（異議の申出）

第十二条　前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、運輸省令で定める手続に従い、運輸大臣に対して異議を申し出ることができる。

2　運輸大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日の翌日から起算して三十日以内にあらためて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償金の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

（補償金の交付）

第十三条　政府は、前条第一項の規定による異議の申出がないときは、同項の期間の満了の日の翌日から起算して三十日以内に、同項の規定による異議の申出があつた場合において同条第二項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日の翌日から起算して三十日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

（増額請求の訴え）

第十四条　第十二条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から三月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

2　前項の訴えにおいては、国を被告とする。

（争訟の方式）

第十五条　第十一条第三項の規定による決定に不服がある者は、第十二条第一項及び前条第一項の規定によることによつてのみ争うことができる。

（新東京国際空港に係る損失補償の手続等）

第十六条　新東京国際空港に係る第十条の規定による損失の補償については、当事者間の協議により定める。協議がととのわないとき、又は協議することができないときは、当事者は、運輸大臣の裁定を申請することができる。

2　運輸大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

3　運輸大臣は、第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

4　損失の補償をすべき旨を定める裁定においては、補償金の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

第十七条　前条第一項の裁定のうち補償金の額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

2　前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

3　前条第一項の裁定についての異議申立てにおいては、補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

4　前条第一項の裁定のうち補償金の額について不服がある者は、第一項の規定によることによつてのみ争うことができる。

（罰則）

第十八条　航空機乗組員が第三条第三項の規定に違反して、航空機を運航したときは、一万円以下の罰金に処する。

2　機長以外の航空機乗組員が前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、機長に対して、同項の刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の一部改正）

2　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「日本国内にある国際連合の軍隊」の下に「（以下「アメリカ合衆国軍隊等」と総称する。）」を加える。

本則に次の一条を加える。

（アメリカ合衆国軍隊等及び自衛隊の航空機以外の航空機の離着陸に対する適用）

第七条　第一条第一項の規定の適用については、アメリカ合衆国軍隊等及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊の航空機以外の航空機の離陸及び着陸であつて、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並び

に日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条又は日本国における国際連合軍隊の地位に関する協定第五条の規定によりアメリカ合衆国軍隊等が使用する飛行場を使用して行なわれるものは、アメリカ合衆国軍隊等の航空機の離陸及び着陸とみなす。

（新東京国際空港公団法の一部改正）

3　新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（補助金等）

第三十四条の二　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、公団の補助金等及び間接補助金等に関し準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「新東京国際空港公団」と、「各省各庁の長」とあるのは「新東京国際空港公団の総裁」と、第二条、第七条及び第十九条中「国」とあるのは「新東京国際空港公団」と読み替えるものとする。

（防衛施設周辺の整備等に関する法律の一部改正）

4　防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　損失の補償（第九条―第十四条）」を「第三章　損失の補償（第九条―第十四条）」に改める。

第五条第一項中「使用する飛行場」の下に「（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第二条に規定する特定飛行場を除く。）」を加える。

本則に次の一章を加える。

第四章　雑則

（自衛隊等の航空機以外の航空機の離着陸に対する適用）

第十五条　第三条第二項の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で防衛施設たる飛行場を使用して行なわれるものは、自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなし、第九条第一項の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で自衛隊の設置する飛行場を使用して行なわれるものは、自衛隊の航空機の離陸及び着陸とみなす。

（内閣総理・法務・大蔵・運輸大臣署名）

法律第百十一号（昭四二・八・一）

◎児童福祉法の一部を改正する法律

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「盲ろうあ児施設」を「盲ろうあ児施設」に、「し体不自由児施設」を「肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」に改める。

第二十七条第一項第三号中「盲ろうあ児施設」を「盲ろうあ児施設」に、「し体不自由児施設」を「肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」に改め、同条第三項中「第一項第三号」の下に「又は第二項」を加え、同条第六項中「第三号」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

都道府県知事は、第四十三条の三又は第四十三条の四に規定する児童については、前項第三号の措置に代えて、厚生大臣が指定する国立療養所に対し、これらの児童を入所させて肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけるこれと同様な治療等を行なうことを委託することができる。

第三十一条中「盲ろうあ児施設」を「盲ろうあ児施設」に改め、「し体不自由児施設」を削り、「その者を」を「引き続きその者を」に改め、後段を削り、同条に次の三項を加える。

都道府県知事は、第二十七条第一項第三号の規定により肢体不自由児施設に入所した児童又は同条第二項の規定による委託により国立療養所に入所した第四十三条の三に規定する児童については満二十歳に達するまで、第二十七条第一項第三号の規定により重症心身障害児施設に入所した児童又は同条第二項の規定による委託により国立療養所に入所した第四十三条の四に規定する児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで、引き続きその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、若しくは第二十七条第二項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更することができる。

前項に規定する変更の措置は、この法律の適用については、第二十七条第一項第三号又は第二項に規定する措置とみなす。

第一項又は第二項の場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聞かなければならない。

第三十二条第一項及び第三十七条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第三十三条の二第四項中「一年以内」を「六箇月以内」に改める。

第三十四条第二項中「盲ろうあ児施設」に、「し体不自由児施設」を「肢体不自由児施設」に、「第四十四条まで」を「第四十三条まで」に、「第四十四条」を「第四十三条」に改める。

第四十三条中「盲ろうあ児施設」を「盲ろうあ児施設」に、「ろうあ児」を「ろうあ児」に改める。

第四十三条の三中「し体不自由児施設」を「肢体不自由児施設」に、「上し、下し又は体幹の機能の障害」を「上肢、下肢又は体幹の機能の障害」に、「し体不自由児施設」を「肢体不自由児施設」に、「上し、下し又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童」を「上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童」に改める。

第四十三条の四を第四十三条の五とし、第四十三条の三の次に次の一条を加える。

第四十三条の四　重症心身障害児施設は、重度の精神薄弱及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設とする。

第四十八条第一項中「盲ろうあ児施設」を「盲ろうあ児施設」に、「し体不自由児施設」を「肢体不自由児施設」に改める。

第五十三条の二中「第七号」を「第七号の二」に改める。

第五十四条中「盲ろうあ児施設」を「盲ろうあ児施設」に、「し体不自由児施設」を「肢体不自由児施設」に改める。

第五十六条第一項中「第七号」を「第七号の二」に改める。

第五十六条の二第一項中「設置した」を「設置する」に、「その修理」を「その新設（社会福祉事業法第二十九条第一項の規定により設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の新設に限る。）、修理」に改める。

第六十三条の次に次の二条を加える。

第六十三条の二　都道府県知事は、第三十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、第二十七条第一項第三号の規定により精神薄弱児施設（国の設置する精神薄弱児施設を除く。）に入所した児童であつてその障害の程度が重度であるものについて、引き続いて入所させておかなければその者の福祉をそこなうおそれがあると認めるときは、満二十歳に達した後においても、引き続きその者をその施設に在所させることができる。

都道府県知事は、第三十一条第二項の規定にかかわらず、当分の間、第二十七条第一項第三号の規定により肢体不自由児施設に入所した児童又は同条第二項の規定による委託により国立療養所に入所した第四十三条の三に規定する児童であつてその障害の程度が重度であるものについて、引き続いて入所させておかなければその者の福祉をそこなうおそれがあると認めるときは、満二十歳に達した後においても、引き続きその者を肢体不自由児施設に在所させ、若しくは第二十七条第二項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更することができる。

前項に規定する変更の措置は、この法律の適用については、第二十七条第一項第三号又は第二項に規定する措置とみなす。

第一項又は第二項の場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聞かなければならない。

第六十三条の三　都道府県知事は、当分の間、必要があると認めるときは、重度の精神薄弱及び重度の肢体不自由が重複している満十八歳以上の者について、その者を重症心身障害児施設に入所させ、又は第二十七条第二項に規定する国立療養所に対し、その者を入所させて治療等を行なうことを委託することができる。

前項に規定する措置は、この法律の適用については、第二十七条第一項第三号又は同条第二項に規定する措置とみなす。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（返還請求権を有する者が申し出るべき期間に関する経過措置）

2　一時保護を加えた児童の所持する物につき、この法律の施行前に、この法律による改正前の第三十三条の二第四項の規定により、その返還請求を申し出るべき旨を公告した場合における当該返還請求を申し出るべき期間は、この法律による改正後の同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（社会福祉事業法の一部改正）

3　社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「盲ろうあ児施設」を「盲ろうあ児施設」に、「し体不自由児施設」を「肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」に改める。

（社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正）

4　社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「し体不自由児施設」を「肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」に改める。

（厚生・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百十二号（昭四二・八・一）

◎社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律

社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二百四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める。

第十一条に次の一項を加える。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

第二十三条第一項第一号中「修理」を「新設、修理」に改める。

第五章中第三十一条の次に次の一条を加える。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十一条の二　振興会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三十四条の二第二号中「第二十八条第一項」の下に「及び第三十一条の二」を加える。

附則第八項中「又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者更生援護施設を設置する民法第三十四条（公益法人）の法人」を「、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者更生援護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する老人福祉施設又は母子福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に規定する母子福祉施設を設置する民法第三十四条（公益法人）の法人、児童福祉法に規定する児童福祉施設を設置する宗教法人」に改める。

附則第十七項を附則第二十項とし、附則第十項から附則第十六項までを三項ずつ繰り下げ、附則第九項の次に次の三項を加える。

10　振興会は、政令の定めるところにより、社会福祉法人が昭和三十八年度から昭和四十一年度までの間において年金福祉事業団からその設置する社会福祉事業施設の改造に必要な資金を借り入れた場合に、当該資金として借り入れた借入金の利子に相当する金額を、年金福祉事業団に交付するものとする。

11　前項の規定により振興会が年金福祉事業団に交付金を交付したときは、当該資金を借り入れた社会福祉法人から年金福祉事業団に対し、当該交付金の額に相当する額の当該借入金に係る利子の支払いがあつたものとみなす。

12　振興会は、政令の定めるところにより、昭和四十二年度において社会福祉法人に対しその設置する社会福祉事業施設の改造に必要な資金として貸し付ける貸付金については、利子を徴しないものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百十三号（昭四二・八・一）

◎身体障害者福祉法の一部を改正する法律

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条の二」を「第十二条の三」に改める。

第一条中「福祉を図ること」を「生活の安定に寄与する等その福祉の増進を図ること」に改める。

第三条を次のように改める。

（国、地方公共団体及び国民の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、身体障害者に対する更生の援助と更生のために必要な保護の実施に努めなければならない。

2　国民は、身体障害者がその障害を克服し、社会経済活動に参与しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

第五条第一項中「ろうあ者更生施設、身体障害者収容授産施設」を「ろうあ者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者授産施設」に改める。

第一章中第十二条の二の次に次の一条を加える。

（身体障害者相談員）

第十二条の三　都道府県知事は、身体に障害のある者の福祉の増進を図るため、身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行なうことを、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

2　前項の規定により委託を受けた者は、身体障害者相談員と称する。

3　身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行なうに当たつては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

第十六条第二項第二号中「第二十一条の十一第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第十八条第一項第三号中「収容又は」を「収容若しくは通所又は」に、「収容し」を「収容し、若しくは通所させ、」に、「紹介すること」を「これらの者を収容し、若しくは通所させることを委託すること」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「又は身体障害者収容授産施設」を「、内部障害者更生施設又は身体障害者授産施設」に、「身体障害者の収容」を「身体障害者を収容し、又は通所させること」に改め、同項第二号中「収容」を「収容し、又は通所させること」に改める。

第二十一条の二の次に次の一条を加える。

（身体障害者家庭奉仕員による世話）

第二十一条の三　市町村は、社会福祉法人その他の団体に対して、身体上の障害のため日常生活を営むのに著しく支障のある身体障害者の家庭に身体障害者家庭奉仕員（身体障害者の家庭を訪問して身体障害者の日常生活上の世話を行なう者をいう。）を派遣してその日常生活上の世話を行なわせることを委託することができる。

第二十七条第二項中「、厚生大臣の認可を受けて」を削る。

第二十八条の二を次のように改める。

（措置の受託義務）

第二十八条の二　身体障害者更生援護施設は、援護の実施機関から第十八条第一項第三号又は第二項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第二十九条及び第三十条中「収容し」の下に「、又は通所させて」を加える。

第三十条の二（見出しを含む。）中「ろうあ者更生施設」を「ろうあ者更生施設」に、「ろうあ者を収容し」を

「ろうあ者を収容し、又は通所させて」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（内部障害者更生施設）

第三十条の三　内部障害者更生施設は、心臓又は呼吸器の機能に障害のある者を収容し、又は通所させて、医学的管理の下に、その更生に必要な指導及び訓練を行なう施設とする。

第三十一条（見出しを含む。）中「身体障害者収容授産施設」を「身体障害者授産施設」に改め、「収容し」の下に「、又は通所させて」を加える。

第三十五条第二号中「費用」の下に「（国の設置する身体障害者更生援護施設に対し第十八条第一項第三号の規定による委託をした場合において、その委託後に要する費用を除く。）」を加え、同条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　第二十一条の三の規定により市町村が行なう委託に要する費用

第三十六条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　第十二条の三の規定により都道府県知事が行なう委託に要する費用

第三十六条第三号中「費用」の下に「（国の設置する身体障害者更生援護施設に対し第十八条第一項第三号の規定による委託をした場合において、その委託後に要する費用を除く。）」を加える。

第三十六条の二中「第十八条第二項」を「第十八条第一項第三号又は第二項」に、「身体障害者の収容」を「身体障害者を収容し、又は通所させること」に改める。

第三十七条の二第四号中「第十八条第二項、第十九条及び」を「第十八条第一項第三号及び第二項、第十九条並びに」に改める。

第四十九条の次に次の一条を加える。

（福祉の措置の特例）

第四十九条の二　援護の実施機関は、児童福祉法第六十三条の四の規定による通知に係る児童について、第十八条第一項第三号又は第二項の措置をとることができる。

2　前項に規定する児童は、第九条、第九条の二、第十一条の二及び第三十五条から第三十六条の二までの規定の適用については、身体障害者とみなす。

別表に次の一号を加える。

五　心臓又は呼吸器の機能の障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（児童福祉法の一部改正）

2　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第六十三条の三の次に次の一条を加える。

第六十三条の四　児童相談所長は、当分の間、第二十六条第一項に規定する児童のうち身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた十五歳以上の者について、同法第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設に収容し、又は通所させることが適当であると認めるときは、その旨を同法第九条に規定する援護の実施機関に通知することができる。

（厚生省設置法の一部改正）

3　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第五十二号の四中「基準を定め、都道府県に対して身体障害者更生援護施設等の設置を認可し、又はその認可を取り消すこと」を「基準を定めること」に改める。

（社会福祉事業法の一部改正）

4　社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「し体不自由者更生施設」を「肢体不自由者更生施設」に、「ろうあ者更生施設又は身体障害者収容授産施設」を「ろうあ者更生施設、内部障害者更生施設又は身体障害者授産施設」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とする。

（社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正）

5　社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「及び身体障害者収容授産施設」を「、内部障害者更生施設及び身体障害者授産施設」に改める。

（経過規定）

6　この法律の施行の際現に社会福祉事業等の施設に関する措置法（昭和三十三年法律第百四十二号）第二条の規定により社会福祉法人が国から無償で貸付けを受けた普通財産をその用に供している生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第三項に規定する更生施設が、この法律の施行の日から起算して一箇月以内に更生施設でなくなつた場合において、同時に当該施設につきこの法律による改正後の身体障害者福祉法第三十条の三に規定する内部障害者更生施設として同法第十八条第二項の規定による厚生大臣の指定が行なわれ、かつ、当該社会福祉法人が当該普通財産を引き続きその内部障害者更生施設の用に供するときは、当分の間、当該施設を社会福祉事業等の施設に関する措置法第二条第一号に規定する施設とみなす。

（大蔵・厚生・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百十四号（昭四二・八・一）

◎引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特別交付金の支給（第三条―第八条）
第三章　雑則（第九条―第十六条）
附則

第一章　総則

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、引揚者及びその遺族並びに引揚前死亡者の遺族に対する特別交付金の支給に関し必要な事項を規定するものとする。

（定義）

第二条　この法律において「引揚者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　本邦以外の地域（以下「外地」という。）に昭和二十年八月十五日（以下「終戦日」という。）まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者で、終戦に伴つて発生した事態に基づく日本国政府の要請により本邦に引き揚げたもの

二　外地に昭和二十年八月九日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者で、ソヴィエト社会主義共和国連邦の参戦に伴つて発生した事態により同日以後終戦日前に本邦に引き揚げたもの

三　外地に終戦日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者で、本邦に滞在中、終戦によつてその生活の本拠を有していた外地へもどることができなくなつたもの

四　日本のもと委任統治領であつた南洋群島に昭和十八年十月一日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者で、戦争に関連する緊迫した事態に基づく日本国政府の要請により同日以後終戦日前に本邦に引き揚げたもの（前三号又は次項各号のいずれかに該当する者を除く。）

五　連合国（日本国との平和条約第二十五条第一文に規定する連合国をいう。）の領域をなしていた地域に、昭和十六年十二月八日（以下この号において「開戦日」という。）又は政令で定める地域ごとに政令で定める日まで、引き続き一年以上生活の本拠を有していた者（政令で定める者を除く。次項第四号において「連合国在住者」という。）で、日本国政府と連合国政府との間の在留者相互交換に関する合意又は戦争に関連する緊迫した事態に基づく日本国政府の要請により開戦日又は政令で定める日以後終戦日前に本邦に引き揚げたもの（前各号又は次項各号のいずれかに該当する者を除く。）

2　この法律において「引揚前死亡者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　外地に終戦日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者で、終戦に伴つて発生した事態に基づく外国官憲の命令、生活手段の喪失等のやむを得ない理由により本邦に引き揚げることを余儀なくされるに至つた後引き続き外地に生活の本拠を有するに至つたものであると内閣総理大臣の認める者で、外地に終戦日（第一項第二号又は前項第二号の規定の適用については、昭和二十年八月九日）まで引き続き生活の本拠を有していた期間が一年未満のものは、外地にこれらの日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していたものとみなす。

二　外地に昭和二十年八月九日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者で、ソヴィエト社会主義共和国連邦の参戦に伴つて発生した事態により本邦に引き揚げることを余儀なくされるに至つた後引き続き外地に生活の本拠を有するに至つたものであると内閣総理大臣の認める者で、外地に終戦日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた期間が一年未満のものは、外地にこれらの日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していたものとみなす。

三　日本のもと委任統治領であつた南洋群島に昭和十八年十月一日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者で、戦争に関連する緊迫した事態に基づく日本国政府の要請により同日以後終戦日前に本邦に引き揚げたもの

四　連合国在住者で、戦争に関連する緊迫した事態に基づく日本国政府の要請により本邦に引き揚げることを余儀なくされるに至つた後引き続き外地にあつて終戦日前に死亡したもの及び前項第五号に規定する合意により本邦に引き揚げる途中で死亡したもの

3　前二項の規定の適用上、昭和十四年十二月二十二日の閣議決定満洲開拓民に関する根本方策に関する件に基づく開拓民及び戦争に関連する緊迫した事態に基づく日本国政府の命令又は要請により外地に生活の本拠を有するに至つたものであると内閣総理大臣の認める者で、外地に終戦日（第一項第二号又は前項第二号の規定の適用については、昭和二十年八月九日）まで引き続き生活の本拠を有していた期間が一年未満のものは、外地にこれらの日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していたものとみなす。

4　この法律の適用に関しては、「本邦」には、歯舞群島、色丹島及び総理府令で定めるその他の島は、含まれないものとする。

生活手段の喪失等のやむを得ない理由により同日以後本邦に引き揚げたもの

二　外地に昭和二十年八月九日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者で、ソヴィエト社会主義共和国連邦の参戦に伴つて発生した事態により同日以後終戦日前に本邦に引き揚げたもの

三　外地に終戦日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者で、本邦に滞在中、終戦によつてその生活の本拠を有していた外地へもどることができなくなつたもの

四　日本のもと委任統治領であつた南洋群島に昭和十八年十月一日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者で、戦争に関連する緊迫した事態に基づく日本国政府の要請により同日以後終戦日前に本邦に引き揚げたもの（前三号又は次項各号のいずれかに該当する者を除く。）

五　連合国（日本国との平和条約第二十五条第一文に規定する連合国をいう。）の領域をなしていた地域に、昭和十六年十二月八日（以下この号において「開戦日」という。）又は政令で定める地域ごとに政令で定める日まで、引き続き一年以上生活の本拠を有していた者（政令で定める者を除く。次項

れないものとする。

第二章　特別交付金の支給

（特別交付金の支給）

第三条　次に掲げる者で、昭和四十二年八月一日（第一号又は第三号の場合において、引揚者の本邦に引き揚げた日又は引揚前死亡者の死亡した日が同年同月二日以後であるときは、それぞれその引き揚げた日又は死亡した日）において日本の国籍を有するものには、特別交付金を支給する。

一　引揚者

二　昭和四十二年七月三十一日以前に死亡した引揚者の遺族

三　引揚前死亡者の遺族

2　特別交付金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行なう。

3　前項の請求は、総理府令で定めるところにより、昭和四十五年三月三十一日（引揚者の本邦に引き揚げた日又は第一項第二号に規定する死亡した引揚者若しくは引揚前死亡者（以下「死亡者」と総称する。）の死亡の事実が判明した日が昭和四十三年四月二日以後であるときは、それぞれその引き揚げた日又は死亡の事実が判明した日から起算して二年を経過する日）までに行なわなければならない。

4　前項の期間内に特別交付金の支給を請求しなかつた者には、特別交付金は、支給しない。

（特別交付金の支給を受けるべき遺族の範囲）

第四条　特別交付金の支給を受けるべき遺族の範囲は、死亡者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母及び孫とする。ただし、配偶者については、死亡者の死亡の日以後昭和四十二年七月三十一日以前に、死亡者の二親等内の血族（以下この項において「近親者」という。）以外の者の配偶者となつた者及び近親者以外の者の養子となり、かつ、同年八月一日において当該養子である者を除き、子又は孫については、死亡者の死亡の日以後同年七月三十一日以前に離縁によつて死亡者との当該親族関係が終了した者及び同年八月一日（死亡者の死亡の日が同年同月二日以後であるときは、その死亡の日。第三項において同じ。）において近親者以外の者の養子となつている者を除く。

2　死亡者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、その子は、死亡者の死亡の当時における子とみなす。

3　前項の子で、昭和四十二年八月二日以後に出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したものは、同年八月一日において日本の国籍を有していたものとみなす。

（特別交付金の支給を受けるべき遺族の順位等）

第五条　特別交付金の支給を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫の順序による。ただし、父母については、死亡者の死亡の日（死亡者が終戦日後に死亡した引揚前死亡者であるときは、終戦日）においてその死亡者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にする。

2　前項の規定により特別交付金の支給を受けるべき順位にある遺族が、昭和四十二年八月一日（死亡者の死亡の事実が判明した日が同年同月二日以後であるときは、その死亡の事実が判明した日）以後引き続き一年以上生死不明である場合において、他に同順位者がないときは、次順位者の請求により、その次順位者（その次順位者と同順位の他の遺族があるときは、そのすべての同順位者）を特別交付金の支給を受けるべき順位の遺族とみなす。

3　前項の規定により特別交付金の支給を受けるべき遺族が二人以上あるときは、その一人のした特別交付金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別交付金の支給を受ける権利の認定は、全員に対してしたものとみなす。

（特別交付金の額）

第六条　引揚者に支給する特別交付金の額は、その者の終戦日（第二条第一項第四号又は第五号に該当する者については、これらの号の地域に生活の本拠を有していた期間の算定に関しこれらの号に定める日。次項において同じ。）における年齢の区分に応じ次の表に掲げる額とする。

年齢	特別交付金の額
五十歳以上	一六〇、〇〇〇円
三十五歳以上五十歳未満	一〇〇、〇〇〇円
二十五歳以上三十五歳未満	五〇、〇〇〇円
二十歳以上二十五歳未満	三〇、〇〇〇円
二十歳未満	二〇、〇〇〇円

2　前項の場合において、外地に終戦日まで引き続き八年以上生活の本拠を有していた者に支給する特別交付金の額は、同項の額に一万円を加算した額とする。

3　遺族に支給する特別交付金の額は、その者に係る死亡者一人につきその死亡者の終戦日（死亡者が第二条第一項第二号に該当する者で終戦日前に死亡したものであるときは、死亡者が同条第二項第二号に該当することとなつた日。次項において同じ。）における年齢の区分に応じ次の表に掲げる額とする。

年齢	特別交付金の額
五十歳以上	一一二、〇〇〇円
三十五歳以上五十歳未満	七〇、〇〇〇円
二十五歳以上三十五歳未満	三五、〇〇〇円
二十歳以上二十五歳未満	二一、〇〇〇円
二十歳未満	一四、〇〇〇円

4　前項の場合において、外地に終戦日まで引き続き八年以上生活の本拠を有していた死亡者の遺族に支給する特別交付金の額は、同項の額に七千円を加算した額とする。

（記名国債の交付）

第七条　特別交付金は、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2　前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3　前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4　第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5　この法律に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（特別交付金に係る権利の承継）

第八条　特別交付金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者がその死亡前に特別交付金の支給の請求をしていなかつたときは、その者の相続人は、自己の名で、当該特別交付金の支給を請求することができる。

2　第五条第三項の規定は、次の場合について準用する。

一　前項の規定による請求に基づいて特別交付金の支給を受けるべき同順位の相続人が二人以上ある場合

二　前条第一項に規定する国債の記名者が死亡し、同順位の相続人が二人以上ある場合において、当該国債の記名者の死亡前に支払うべきであつた当該国債の償還金の請求若しくはその支払をし、又は当該国債の記名変更の請求若しくはその記名変更をするとき。

第三章　雑則

（異議申立期間）

第九条　特別交付金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2　前項の異議申立てについては、行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、同法第十四条第三項の規定は、準用しない。

（譲渡又は担保の禁止）

第十条　特別交付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、第六条第一項の特別交付金の支給を受ける権利については、その権利を有する引揚者が、その請求前に、その者の配偶者、子又は父母で同項の特別交付金の支給を受ける権利を有するものに譲渡する場合は、この限りでない。

（差押えの禁止）

第十一条　特別交付金の支給を受ける権利及び第七条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）による場合は、この限りでない。

（非課税）

第十二条　特別交付金には、所得税を課さない。

2　第七条第一項に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

（国債の償還金の支払）

第十三条　第七条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2　郵政大臣は、前項の事務の一部を政令で定める当局に委託して取り扱わせることができる。

3　前項の場合においては、郵政大臣は、同項の当局に対し、その委託に係る支払に必要な資金を交付することができる。

4　第二項の規定による委託事務の範囲及び前項の規定による資金交付の手続は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

（特別交付金の返還）

第十四条　不実の申請その他不正の手段により第七条第一項に規定する国債の交付を受け、その償還金を受領した者があるときは、内閣総理大臣は、その者に対して償還金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずることができる。

2　前項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、内閣総理大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

3　前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、内閣総理大臣は、国税滞納処分の例によりこれを処分することができる。

4　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（権限の委任）

第十五条　この法律により内閣総理大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長及び那覇日本政府南方連絡事務所長にその一部を委任することができる。

4　第九条の規定は、前項の委任に基づいてされる部分についての審査請求に準用する。この場合において、同条第一項中「第四十五条」とあるのは、「第十四条第一項本文」と読み替えるものとする。

（総理府令への委任）

第十六条　この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他の執行について必要な細則は、総理府令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（国債の発行の日）

2　第七条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十二年八月十六日とする。ただし、昭和四十三年八月十六日以後特別交付金の支給を受ける権利を有するに至つた者に交付する国債については、その権利を有するに至つた日が八月十六日以後十二月三十一日以前であるときは、その年の八月十六日とし、その日が一月一日以後八月十五日以前であるときは、その前年の八月十六日とする。

（総理府設置法の一部改正）

3　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第十六号の二の次に次の一号を加える。

十六の三　引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）の施行に関すること。

第十五条第一項の表中在外財産問題審議会の項を削る。

（内閣総理大臣・大蔵・郵政大臣署名）

法律第百十五号（昭四二・八・一）

◎宅地建物取引業法の一部を改正する法律

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条を削り、第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次の四条を加える。

（誇大広告等の禁止）

第十四条　宅地建物取引業者は、その業務に関して広告するときは、当該広告に係る宅地又は建物の所在、規模、形質、利用の制限、環境、交通の利便又は代金、借賃等の対価の額若しくはその支払方法について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

（取引態様の明示）

第十四条の二　宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は貸借に関する注文を受けたときは、遅滞なく、その注文をした者に対し、自己がその相手方となつて当該売買若しくは交換を成立させるに

か、代理人として当該売買、交換若しくは貸借を成立させるか、又は媒介して当該売買、交換若しくは貸借を成立させるかの別を明らかにしなければならない。

（重要事項の説明等）

第十四条の三　宅地建物取引業者は、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の相手方又は依頼者に対して、その者が取得し、又は借りようとしている宅地又は建物に関し、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、少なくとも次の各号に掲げる事項について説明をしなければならない。この場合において、第一号から第四号までに掲げる事項についての説明は、これらの事項を記載した書面を交付してしなければならない。

一　当該宅地又は建物の上に存する登記された権利の種類及び内容並びに登記名義人又は登記簿の表題部に記載された所有者の氏名（法人にあつては、その名称）

二　都市計画法（大正八年法律第三十六号）、建築基準法その他の法令に基づく制限で政令で定めるものに関する事項の概要

三　私道に関する負担に関する事項

四　飲用水、電気及びガスの供給並びに排水のための施設の整備の状況（これらの施設が整備されていない場合においては、その整備の見通し及びその整備についての特別の負担に関する事項）

五　代金、交換差金又は借賃以外に授受される金銭の額及び当該金銭の授受の目的

六　契約の解除に関する事項

七　損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

八　代金又は交換差金に関する金銭の貸借のあつせんの内容及び当該あつせんに係る金銭の貸借が成立しないときの措置

（書面の交付）

第十四条の四　宅地建物取引業者は、みずから当事者として、若しくは当事者を代理して宅地若しくは建物の売買若しくは交換の契約を締結したとき、又はその媒介により宅地若しくは建物の売買若しくは交換の契約が成立したときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面（当事者を代理したときは、その相手方及び依頼者に交付しなければならない。

一　当事者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所

二　当該宅地の所在、地番その他当該宅地を特定するために必要な表示又は当該建物の所在、種類、構造その他当該建物を特定するために必要な表示

三　代金又は交換差金の額並びにその支払の時期及び方法

四　宅地又は建物の引渡しの時期

五　移転登記の申請の時期

六　代金及び交換差金以外の金銭の授受に関する定めがあるときは、その額並びに当該金銭の授受の時期及び目的

七　契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

八　損害賠償額の予定又は違約金に関する定めがあるときは、その内容

九　代金又は交換差金についての金銭の貸借のあつせんに関する定めがある場合においては、当該あつせんに係る金銭の貸借が成立しないときの措置

十　天災その他不可抗力による損害の負担に関する定めがあるときは、その内容

十一　当該宅地又は建物に係る租税その他の公課の負担に関する定めがあるときは、その内容

2　宅地建物取引業者は、当事者を代理して宅地若しくは建物の貸借の契約を締結したとき、又はその媒介により宅地若しくは建物の貸借の契約が成立したときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面をその相手方及び依頼者又は依頼者に交付しなければならない。

一　前項第一号、第二号、第四号、第七号、第八号及び第十号に掲げる事項

二　借賃の額並びにその支払の時期及び方法

三　借賃以外の金銭の授受に関する定めがあるときは、その額並びに当該金銭の授受の時期及び目的

第十八条に次の一号を加える。

三　手附について貸付けその他信用の供与をすることにより契約の締結を誘引する行為

第二十条第二項第三号中「第二十条の二」を「次条第一項又は第二項」に改め、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に、「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に、「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、建設大臣又は他の都道府県知事の免許を受けた宅地建物取引業者で当該都道府県の区域内において業務を行なうものが、当該都道府県の区域内における業務に関し、次の各号の一に該当する場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、六月以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一　第十四条から第十六条まで、第十七条第二項、第十八条、第十八条の二又は前条の規定に違反したとき。

二　次条第一項又は第二項の規定による建設大臣又は都道府県知事の指示に従わなかつたとき。

三　この法律の規定に基づく建設大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき。

四　前三号に規定する場合のほか、不正又は著しく不当な行為をしたとき。

第二十条に次の一項を加える。

8　都道府県知事は、第三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該宅地建物取引業者が建設大臣の免許を受けたものであるときは建設大臣に報告し、当該宅地建物取引業者が他の都道府県知事の免許を受けたものであるときは当該他の都道府県知事に通知しなければならない。

第二十条の二に次の二項を加える。

2　都道府県知事は、建設大臣又は他の都道府県知事の免許を受けた宅地建物取引業者で当該都道府県の区域内において業務を行なうものが前項各号の一に該当する場合においては、当該宅地建物取引業者に対して、当該都道府県の区域内における業務に関し、必要な指示をすることができる。

3　前条第八項の規定は、都道府県知事が前項の規定による指示をした場合に準用する。

第二十一条中「建設大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者に対して」を「建設大臣はすべての宅地建物取引業者に対して、都道府県知事は当該都道府県の区域内で宅地建物取引業を営む宅地建物取引業者に対して」に改める。

第二十二条の五を削り、第二十二条の六を第二十二条の五とする。

第二十四条第三号中「第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第二十五条中「第十八条の規定に違反した者」を「第十八条の規定に違反して同条第一号又は第二号に掲げる。

法律第百十六号（昭四一・八・一）

◎証券投資信託法の一部を改正する法律

証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第二十条の二」に、「第四章　監督（第二十条の二―第二十四条）」を「第四章　監督（第二十条の二―第二十四条の八）」に改める。

第二条第一項中「、且つ」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（証券投資信託とみなす信託）

第二条の二　信託財産を委託者の指図に基づいて特定の有価証券に対する投資として運用することを目的とする信託であつて、その受益権を証券投資信託の受益者に取得させることを目的とするものは、証券投資信託とみなして、この法律の規定を適用する。

第五条第六項に次の二号を加え、同条第七項を削る。

六　元本の追加信託をすることができる証券投資信託の受益証券については、前各号に掲げるもののほか、追加信託をすることができる元本の限度額

七　その他大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めて大蔵省令で定める事項

第六条第三項中「会社登記簿の謄本」の下に「、業務の方法を記載した書類」を加える。

第七条第一項中「第一号及び第二号」を「次に掲げる基準」に改め、「経験及び」及び「並びに証券市場の状況」を削り、同項に次の一号を加える。

三　免許申請者の営もうとする業務が、証券投資信託及び証券市場の状況に照らし、必要かつ適当なものであること。

第九条から第十一条までを次のように改める。

（基本事項の変更の認可）

第九条　委託会社は、次の場合においては、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一　商号を変更しようとするとき。

二　資本の額を変更しようとするとき。

三　業務の方法を変更しようとするとき。

（変更届出）

第十条　委託会社は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一　第六条第二項第二号又は第三号に掲げる事項に変更があつたとき。

二　第十八条第一項の承認に係る業務を廃止したとき。

第十一条　削除

第十二条第二項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九　信託の計算期間に関する事項

第十二条第二項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　受益者に関する事項

第十七条を次のように改める。

（委託会社の行為準則）

第十七条　委託会社は、証券投資信託の受益者のため忠実に信託財産の運用に係る指図を行なわなければならない。

2　委託会社は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　自己又はその取締役若しくは主要株主（自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて発行済株式の総数の百分の十をこえる株式を有する株主をいう。）が有する有価証券を信託財産をもつて取得し、又は信託財産として有する有価証券をこれらの者に対して売却し若しくは貸し付けることを受託会社に指図すること。

二　その運用の指図を行なう信託財産相互間において大蔵省令で定める有価証券の取引を行なうことを受託会社に指図すること。

三　同一法人の発行に係る種類を同じくする有価証券を、イに掲げる額がロに掲げる額をこえることとなる場合に、信託財産をもつて取得することを受託会社に指図すること。

イ　その運用の指図を行なうすべての証券投資信託につき、信託財産として有する当該有価証券の総額

ロ　当該有価証券の発行済総額に大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めて大蔵省令で定める率を乗じて得た額

（営業報告書の提出）

第十八条の三　委託会社は、営業年度ごとに、大蔵省令で定める様式により営業報告書を作成し、毎営業

3　前項第三号に規定する有価証券の総額及び発行済総額は、大蔵省令で定めるところにより計算しなければならない。

第十七条の次に次の一条を加える。

（議決権等の指図行使）

第十七条の二　信託財産として有する有価証券に係る議決権並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百二十二条ノ二第一項、第二百四十五条ノ二及び第二百八十条ノ四第一項の規定に基づく株主の権利その他これらに準ずる株主の権利で大蔵省令で定めるものの行使については、委託会社がその指図を行なうものとする。

2　信託財産として有する株式に係る議決権の行使については、商法第二百三十九条第六項の規定は、適用しない。

第十八条の次に次の二条を加える。

（営業年度）

第十八条の二　委託会社の営業年度は、毎年十月一日に始まり、翌年九月三十日に終わるものとする。

（営業報告書の提出）

第十八条の三　委託会社は、営業年度ごとに、大蔵省令で定める様式により営業報告書を作成し、毎営業

（建設・内閣総理大臣署名）

年度経過後二月以内にこれを大蔵大臣に提出しなければならない。

第十九条第一項中「信託契約を締結した日から六月」を「信託の計算期間」に、「期間内の当該信託契約に係る」を「計算期間中の当該」に、「期間が経過した日」を「計算期間の末日」に改める。

第二十条の三を第二十条の四とし、第二十条の二を第二十条の三とし、第三章中第二十条の次に次の一条を加える。

（説明書等の作成）

第二十条の二　委託会社は、証券投資信託の受益証券について、大蔵省令で定めるところにより、説明書を作成し、当該受益証券を取得しようとする者の利用に供しなければならない。

2　委託会社は、信託財産について、当該信託財産の計算期間の末日ごとに、大蔵省令で定めるところにより、運用報告書を作成し、当該信託財産に係る受益者の利用に供しなければならない。

第二十一条第一項中「報告書」の下に「（委託会社については、第十八条第一項の承認に係る業務又はその財産に係るものを含む。）」を加え、「若しくは委託会社、受託会社若しくはこれらの会社」を「、委託会社の第二十条第一項の帳簿書類その他の物件若しくは委託会社であつた者、受託会社若しくは受託会社」に改め、同条第二項中「規定により帳簿書類の」を削り、同条第三項中「資料又は報告書の徴取及び」を削る。

第二十三条第一項第一号ロ中「当該信託約款」の下に「若しくは業務の方法」を加える。

第二十四条第二号中「信託財産に関する報告書」の下に「又は同条第二項の規定による信託財産に関する総計算書」を、「当該報告書」の下に「又は総計算書」を加える。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　証券投資信託協会

（目的等）

第二十四条の二　委託会社及び受益証券の売買その他の取引を常時行なう証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいう。）は、投資者の保護を図るとともに、証券投資信託の健全な発展に資することを目的として、全国を通じて一個の証券投資信託協会（以下「協会」という。）を設立するものとする。

2　協会は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立される法人とする。

（名称の使用制限）

第二十四条の三　協会でない者は、証券投資信託協会という名称を用いてはならない。

（業務）

第二十四条の四　協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一　信託契約の締結及び解約、信託財産の運用並びに信託の元本の追加信託及び償還に関し、受益者の利益に反する行為を防止し、かつ、信託財産の安定及び運用の適正を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

二　受益証券の売買その他の取引を公正ならしめ、投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

三　前二号に掲げるもののほか、第二十四条の二第一項の目的を達成するため必要な業務

（業務規程）

第二十四条の五　協会は、その業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（報告の徴取）

第二十四条の六　大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、協会からその業務又は財産に関する資料又は報告書を徴することができる。

（監督命令）

第二十四条の七　大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、協会に通知して当該職員をして審問を行なわせた後、協会に対し理由を示して定款又は業務規程の変更その他その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（法令違反等による処分）

第二十四条の八　大蔵大臣は、協会の役員がこの法律等、この法律等に基づいてする行政官庁の処分又は職務上の義務に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、協会に通知して当該職員をして審問を行なわせた後、協会に対し理由を示して当該役員を解任すべき旨を命ずることができる。

第二十五条ただし書を削る。

第三十条中「第十七条」の下に「第二項第一号」を加える。

第三十二条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第二十条の二」を「第二十条の三」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第九条の規定に違反して、認可を受けないで商号、資本の額又は業務の方法を変更したとき。

第三十四条第一号を次のように改める。

一　第十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第三十五条中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号を次の二号を加える。

五　第二十条の二第一項の規定による説明書を作成せず、又は虚偽の記載をした説明書を作成したとき。

六　第二十条の二第二項の規定による運用報告書を作成せず、又は虚偽の記載をした運用報告書を作成したとき。

第三十五条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第十八条の三の規定に違反して、認可を受けないで商号又は業務の方法を変更したとき。

第三十六条の次に次の一条を加える。

第三十六条の二　第二十四条の三の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十七条中「前八条」を「第二十九条から前条まで」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。ただし、証券投資信託法第十七条の次に一条を加える改正規定及び同法第二十五条の改正規定並びに附則第五項及び第六項の規定は、公布の日から施行する。

2　改正後の証券投資信託法（以下「新法」という。）第五条第六項第七号の規定は、この法律の施行前に発行された受益証券については、適用しない。

3　この法律の施行の際現に改正前の証券投資信託法

第六条第一項の規定による免許を受けている会社は、この法律の施行後二月以内に新法第六条第三項に規定する業務の方法を記載した書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

4　この法律の施行の際現に証券取引法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第九十号）附則第二項に規定する証券業者である会社は、昭和四十三年三月三十一日までは、新法第二十四条の二第一項の規定の適用については、証券会社とみなす。

5　この法律の施行の際現に存する社団法人証券投資信託協会は、新法の規定による証券投資信託協会となるものとする。

6　前項の社団法人証券投資信託協会は、新法第四章の二に係る規定の施行前に、同章の規定に適合するようにその定款を変更し、民法第三十八条第二項の認可を受けるものとする。この場合においては、新法第二十四条の五の規定の例により業務規程を定め、大蔵大臣の認可を受けることができる。

7　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第三号中「証券投資信託」の下に「及び証券投資信託法第二条の二に規定する信託」を加える。

9　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第一項、第七十二条の三第一項及び第二百九十四条の三第一項中「規定する証券投資信託」の下に「（同法第二条の二に規定する信託を含む。）」を加える。

10　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十三号中「規定する証券投資信託」の下に「（同法第二条の二に規定する信託を含む。）」を加える。

11　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十八号中「規定する証券投資信託」の下に「（同法第二条の二（証券投資信託とみなす信託）に規定する信託を含む。）」を加える。

12　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五号の非課税物件の欄に次のように加える。

2　証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条の二（証券投資信託とみなす信託）に規定する信託の受益証券で政令で定めるもの

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百十七号（昭四二・八・一）

◎加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「法第五十六条の二中」を「法第五十四条の三第一項中「第五十三条第三項」とあるのは「第五十三条第三項又は暫定措置法第二十条の二」と、法第五十六条の二中」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（区分経理の特例）

第二十条の二　事業団は、第三条第一項第一号の業務、同項第二号の業務並びに同号の業務に係る指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）に係る法第四十八条第一項の特別の勘定において法第五十三条第一項本文に規定する残余を生じたときは、これらの規定にかかわらず、農林大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額をこえない額を、法第三十八条第一項第六号の業務（同号の指定助成対象事業に係るものに限る。）に必要な経費の財源に充てるため、同号の業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定に繰り入れることができる。

第二十一条第二項中「（これらの業務に附帯する業務を含む。）」を削る。

第二十二条第二項中「第十七条」の下に「若しくは第二十条の二」を加え、「同条各号」を「第十七条各号」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　畜産振興事業団は、昭和四十一事業年度に加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）第三条第一項第一号の業務、同項第二号の業務並びに同号の業務に係る指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に係る畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第四十八条第一項の特別の勘定において法第五十三条第一項本文に規定する残余を生じたときは、同項本文の規定によりその残余の額を積立金として整理したときは、この法律の施行の日において、当該積立金をその額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額まで減額して整理し、当該積立金の額からその減額後の積立金の額を差し引いて得た額を、法第四十八条第一項の規定にかかわらず、法第三十八条第一項第六号の業務（同号の指定助成対象事業に係るものに限る。）に必要な経費の財源に充てるため、同号の業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定に繰り入れるものとする。

3　前項の規定により繰り入れた繰入金は、法第五十四条の三第一項前段の規定の適用については、暫定措置法第二十条の二の規定により繰り入れた繰入金とみなす。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百十八号（昭四二・八・一）

◎船舶積量測度法の一部を改正する法律

船舶積量測度法（大正三年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「上甲板上」の下に「（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第三条ノ規定ニ依リ満載吃水線ヲ標示スルコトヲ要スル甲板ニ層以上ヲ備フル船舶ニシテ満載吃水線ノ位置ガ主務大臣ノ定ムル位置ニ在ルモノニ在リテハ上甲板ト上甲板ヨリ第二層ニ在ル甲板トノ間及上甲板上）」を加え、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　貨物艙（包装セザル液体又ハ気体ヲ積載スルタメノモノヲ除ク）、船用品倉庫、工作場及漁獲物処理場

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2　改正前の船舶積量測度法の規定により積量の測度を受けた船舶の総トン数及び純トン数については、次項又は船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第九条の規定による積量の改測を受けるまでの間は、なお従前の例による。

3　改正前の船舶積量測度法の規定により積量の測度を受けた船舶の所有者であつて、改正後の同法の規定により積量の測度を受けようとするものは、船籍港を管轄する管海官庁にその船舶の積量の改測を申請することができる。

4　船舶法第四条第二項及び第三項の規定は、前項の積量の改測について準用する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第百十九号（昭四二・八・一）

◎農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の次に次の一条を加える。

（特別な職）

第四十七条の二　食糧庁に次長一人を置く。

2　次長は、長官を助け、庁務を整理する。

第八十二条第二項の表中「南海区水産研究所」高知市」を「南西海区水産研究所」広島市」に、「内海区水産研究所」広島市」を「淡水区水産研究所」東京都」を「遠洋水産研究所」清水市」に改める。

第九十一条第一項の表を次のように改める。

区分	定員
本省	三〇、三三三人
食糧庁	二八、八六一人
林野庁	一、〇八〇人
水産庁	一、八六五人
合計	六二、一三九人

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　食糧庁の定員は、改正後の第九十一条第一項の規定にかかわらず、昭和四十二年十二月三十一日までの間は、二万八千八百六十五人とする。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第百二十号（昭四二・八・一）

◎許可、認可等の整理に関する法律

目次

第一章　総理府関係（第一条―第七条）
第二章　大蔵省関係（第八条）
第三章　文部省関係（第九条―第十二条）
第四章　厚生省関係（第十三条―第二十二条）
第五章　農林省関係（第二十三条・第二十四条）
第六章　通商産業省関係（第二十五条）
第七章　運輸省関係（第二十六条）
附則

第一章　総理府関係

（日本科学技術情報センター法の一部改正）

第一条　日本科学技術情報センター法（昭和三十二年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第四十条を次のように改める。

（科学技術庁長官への委任）

第四十条　この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することができる。ただし、第十三条及び第十六条に規定する権限については、この限りでない。

第四十一条中「、科学技術庁長官」の下に「。以下同じ。」を加える。

第四十三条第一号中「（第四十条の規定により科学技術庁長官に委任された場合には、科学技術庁長官）」を削る。

（理化学研究所法の一部改正）

第二条　理化学研究所法（昭和三十三年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第三十七条を次のように改める。

（科学技術庁長官への委任）

第三十七条　この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することができる。ただし、第十二条並びに第十五条第一項及び第二項に規定する権限については、この限りでない。

第三十八条中「科学技術庁長官」の下に「。以下同じ。」を加える。

第四十一条第一号中「（第三十七条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官）」を削る。

（新技術開発事業団法の一部改正）

第三条　新技術開発事業団法（昭和三十六年法律第八

の権限は、科学技術庁長官に委任することができる。ただし、第十二条、第十五条、第十九条第二項、第二十四条及び第三十六条に規定する権限については、この限りでない。

第三十九条中「内閣総理大臣」の下に「（前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。第四十一条第一号において同じ。）」を加える。

（核原料物質開発促進臨時措置法の一部改正）

第五条　核原料物質開発促進臨時措置法（昭和三十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四十六条中「内閣総理大臣」を「科学技術庁長官」に改める。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正）

第六条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項中「主務大臣」の下に「（内閣総理大臣については、第七十四条の二の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。次条から第七十二条までにおいて同じ。）」を加える。

第七十四条の次に次の一条を加える。

（科学技術庁長官への委任）

第七十四条の二　この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することができる。ただし、次の各号に掲げる権限については、この限りでない。

一　第三条第一項の規定による指定

二　第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項並びに第三十九条第一項及び第二項の規定による許可

三　第八条第一項、第十八条第一項及び第三十一条第一項の規定による認可

四　第十条第一項の規定による指定の取消し及び同条第二項の規定による指定の取消し又は事業の停止の命令

五　第二十条第一項の規定による許可の取消し及び同条第二項の規定による許可の取消し又は事業の停止の命令並びに第三十三条第一項及び第三項の規定による許可の取消し並びに同条第二項の規定による許可の取消し又は原子炉の運転の停止の命令

十二号）の一部を次のように改正する。

第四十五条を次のように改める。

（科学技術庁長官への委任）

第四十五条　この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することができる。ただし、第十二条、第十五条第一項及び第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十五条に規定する権限については、この限りでない。

第四十六条第一項中「科学技術庁長官」の下に「。以下同じ。」を加え、同条第二項中「（前条の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、科学技術庁長官）」を削る。

第四十九条第一号中「（第四十五条の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、科学技術庁長官）」を削る。

（日本原子力研究所法の一部改正）

第四条　日本原子力研究所法（昭和三十一年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（科学技術庁長官への委任）

第三十八条の二　この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することができる。ただし、第十三条、第十六条、第二十条第二項、第二十四条第二項及び第三十五条に規定する権限については、この限りでない。

第二章　大蔵省関係

（公認会計士法の一部改正）

第八条　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第四項中「第十七条第二項及び第三項」を「及び」に改める。

第十七条第二項及び第三項を削る。

第十九条第一項中「第十七条第一項又は第三項」を「第十七条」に改め、同条第二項中「第十七条第一項の登録の申請書」を「前項の登録申請書」に改め、同条第三項中「第十七条第一項又は第三項」を「第十七条」に改める。

（日本原子力船開発事業団法の一部改正）

第七条　日本原子力船開発事業団法（昭和三十八年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三十九条を次のように改める。

（科学技術庁長官への委任）

第三十九条　この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することができる。ただし、第十三条、第十六条、第二十条第二項、第二十四条第二項及び第三十五条に規定する権限については、この限りでない。

第二章　大蔵省関係

（公認会計士法の一部改正）

第八条　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第四項中「第十七条第二項及び第三項」を「及び」に改める。

第十七条第二項及び第三項を削る。

第十九条第一項中「第十七条第一項又は第三項」を「第十七条」に改め、同条第二項中「第十七条第一項の登録の申請書」を「前項の登録申請書」に改め、同条第三項中「第十七条第一項又は第三項」を「第十七条」に改める。

第二十条中「第十七条第一項」を「第十七条」に改める。

第二十一条第四号を削る。

第三章　文部省関係

（学校教育法の一部改正）

第九条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「、都道府県の教育委員会の認可を受けて」を削る。

（社会教育法の一部改正）

第十条　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号を次のように改める。

一　公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行なうこと。

第二十五条及び第二十六条を次のように改める。

第二十五条及び第二十六条　削除

（図書館法の一部改正）

第十一条　図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改め、同条の前の見出しを第十二条の見出しとする。

第十一条　削除

第二十四条を次のように改める。

第二十四条　削除

（予約出版法の廃止）

第十二条　予約出版法（明治四十三年法律第五十五号）は、廃止する。

第四章　厚生省関係

（「トラホーム」予防法の一部改正）

第十三条　「トラホーム」予防法（大正八年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「二十四時間以内ニ」を「命令ノ定ムル所ニ依リ診断シタル日ノ属スル月ノ翌月十日迄ニ」に改める。

（寄生虫病予防法の一部改正）

第十四条　寄生虫病予防法（昭和六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条ノ二中「二十四時間以内ニ」を「命令ノ定ムル所ニ依リ診断シタル日ノ属スル月ノ翌月十日迄ニ」に改める。

（優生保護法の一部改正）

第十五条　優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

（へい獣処理場等に関する法律の一部改正）

第十六条　へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「前条第五項」を「第九条第五項」に改め、同条第三号中「前条第一項」を「第九条第一項」に改める。

（狂犬病予防法の一部改正）

第十七条　狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「市町村長」を「保健所長」に改め、同条第二項中「市町村長」を「保健所長」に改め、「届出があつたときは」の下に「、政令の定めるところにより」を加える。

（保健婦助産婦看護婦法の一部改正）

第十八条　保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項及び第三項中「保健婦助産婦看護婦試験審議会」を「保健婦助産婦看護婦審議会」に改める。

第二十条中「助産婦試験」を「助産婦国家試験」に改める。

第三十三条及び第三十四条を次のように改める。

第三十三条　業務に従事する保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所その他省令で定める事項を、翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条　削除

第五十三条第二項ただし書を削る。

（歯科衛生士法の一部改正）

第十九条　歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「歯科衛生士」を「業務に従事する歯科衛生士」に改め、「（業務に従事する者については、更にその場所）」を削り、「その住所地」を「その就業地」に改める。

（歯科技工法の一部改正）

第二十条　歯科技工法（昭和三十年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「歯科技工士」を「業務に従事する歯科技工士」に改め、「（業務に従事する者については、さらにその場所）」を削り、「その住所地」を「その就業地」に改める。

（行旅病人及行旅死亡人取扱法の一部改正）

第二十一条　行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「記録シ其ノ屍体ヲ仮土葬スベシ」を「記録シタル後其ノ死体ノ埋葬又ハ火葬ヲ為スベシ」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「仮土葬」を「埋葬」に改める。

（公益質屋法の一部改正）

第二十二条　公益質屋法（昭和二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条　貸付金額及貸付利率ハ命令ヲ以テ定ムル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

第五条第一項を削る。

第十五条第四項中「公益法人」を「社会福祉法人」に改める。

第五章　農林省関係

（漁港法の一部改正）

第二十三条　漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第四項本文中「埋立」を「埋立て」に改

め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、左の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

一　漁港修築計画によつてする埋立て

二　前号に掲げるもののほか、第一種漁港又は第二種漁港の区域内の埋立てであつて当該漁港の利用を著しく阻害しないもの

（漁船法の一部改正）

第二十四条　漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第二号中「十五メートル未満」の下に「十メートル以上」を加え、同項第三号中「動力漁船」を「動力漁船で長さ十メートル以上のもの」に改める。

第六章　通商産業省関係

（計量法の一部改正）

第二十五条　計量法（昭和二十六年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第百五十八条の二第二項を削る。

第七章　運輸省関係

（地方鉄道法の一部改正）

第二十六条　地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条ノ二の次に次の一条を加える。

第三十六条ノ三　本法ニ規定スル主務大臣ノ職権ノ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ陸運局長ニ委任スルコトヲ得

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の際現に第十二条の規定による廃止前の予約出版法第四条の規定により納付した保証金に対する権利を有する者は、この法律の施行の日から一年以内に限り、その還付を請求することができる。

3　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（文部省設置法の一部改正）

4　文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三号中「及び予約出版の届出の受理に関する事務」を削る。

（厚生省設置法の一部改正）

5　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第十四号中「承認し又は」を削る。

（内閣総理・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸大臣署名）

法律第百二十一号（昭四二・八・一）

◎地方公務員災害補償法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　基金（第三条―第二十三条）
第三章　補償及び福祉施設（第二十四条―第四十八条）
第四章　費用の負担（第四十九条・第五十条）
第五章　不服申立て及び訴訟（第五十一条―第五十六条）
第六章　雑則（第五十七条―第六十八条）
第七章　非常勤の地方公務員（第六十九条―第七十一条）
第八章　罰則（第七十二条―第七十四条）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、地方公務員の公務上の災害（負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の迅速かつ公正な実施を確保するため、地方公共団体に代わつて補償を行なう基金の制度を設け、その行なう事業に関して必要な事項を定めるとともに、その他地方公務員の補償に関して必要な事項を定め、もつて地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「職員」とは、常時勤務に服することを要する地方公務員（常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に準ずる者で政令で定めるものを含む。）をいう。

2　この法律で「平均給与額」とは、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間（その期間内に職員となつた者については、その職員となつた日までの間）にその職員に対して支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいう。ただし、その金額は、次の各号の一によつて計算した額を下らないものとする。

一　給与の全部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合には、その期間中に支払われた給与の総額をその勤務した日数で除して得た金額の百分の六十

二　給与の一部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合には、その部分の給与の総額について前号の方法により計算した金額と、その他の部分の給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額との合算額

3　前項の給与は、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当、隔遠地手当、へき地手当、農林漁業改良普及手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び自治省令で定める手当（第一項の政令で定める者にあつては、これらの給与に相当する給与）とする。

4　第二項に規定する期間中に、次の各号の一に該当する日がある場合には、その日数及びその間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。

一　公務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために勤務することができなかつた日

二　産前産後の職員が、出産の予定日の六週間前から出産後六週間以内において勤務しなかつた日

三　地方公共団体の責めに帰すべき事由によつて勤務することができなかつた日

四　職員団体の業務にもつぱら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日

5　前三項の規定により平均給与額を計算することができない場合及び前三項の規定によつて計算した平均給与額が著しく公正を欠く場合における平均給与額の計算については、自治省令で定める。

6　前四項の規定によつて計算した平均給与額に一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げた額を平均給与額とする。

第二章　基金

（設置）

第三条　職員についてこの法律（第七章を除く。）に定める補償を実施し、及び公務上の災害を受けた職員の福祉に必要な施設をするため、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）を設置する。

2　基金は、法人とする。

（事務所）

第四条　基金は、主たる事務所を東京都に、従たる事務所を都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市ごとに置く。

（定款）

第五条　基金は、定款をもつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　資産に関する事項

五　運営審議会に関する事項

六　役員に関する事項

七　業務及びその執行に関する事項

八　負担金に関する事項

九　会計に関する事項

十　公告の方法

2　定款の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第六条　基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第七条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、基金について準用する。

（役員）

第八条　基金に、役員として理事長、理事若干人及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第九条　理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　監事は、基金の業務を監査する。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は自治大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命及び任期）

第十条　理事長及び監事は、自治大臣が任命する。

2　理事は、理事長が自治大臣の認可を受けて任命する。

3　役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　役員は、再任されることができる。

（運営審議会）

第十一条　基金に運営審議会を置く。

2　運営審議会は、委員十二人以内で組織する。

3　委員は、都道府県知事を代表する者、市長を代表する者、町村長を代表する者、都道府県教育委員会を代表する者、都道府県公安委員会を代表する者、地方公営企業の管理者を代表する者及び学識経験を有する者について、自治大臣が任命する。

4　次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。

一　定款の変更

二　業務規程の作成及び変更

三　毎事業年度の事業計画及び予算並びに決算

四　重要な財産の処分及び重大な債務の負担

5　運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて基金の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。

（業務規程）

第十二条　基金は、その業務を執行するために必要な事項で自治省令で定めるものについて、業務規程を定めるものとする。

2　基金は、業務規程を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを自治大臣に報告しなければならない。

（地方公共団体の便宜の供与）

第十三条　地方公共団体の機関は、基金の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他地方公共団体に対して、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で基金の利用に供することができる。

（国の配慮）

第十四条　国は、基金の健全な運営が図られるように、適切と認める技術的援助をする等必要な配慮を加えるものとする。

（基金の役員及び事務職員の公務員たる性質）

第十五条　基金の役員及び基金に使用され、その事務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（事業年度）

第十六条　基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

（事業計画及び予算）

第十七条　基金は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成して、自治大臣に提出し、その承認を受けなければならない。事業計画及び予算に自治省令で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（決算）

第十八条　基金は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2　基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、監事の意見をつけて自治大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

3　基金は、前項の承認を受けたときは、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

（借入金の制限）

第十九条　基金は、借入をしてはならない。ただし、基金の目的を達成するため必要な場合において、自治大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（自治大臣の権限）

第二十条　自治大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、基金に対して、業務若しくは財産の状況に関して報告をさせ、又はその所属職員をして業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の職員は、同項の規定により検査を行なう場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第二十一条　自治大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、定款の変更その他監督上必要な命令をすることができる。

第二十二条　自治大臣は、基金の役員が法令若しくは定款又は前条の規定による命令に違反したときは、これを解任することができる。

（自治省令への委任）

第二十三条　この章に定めるもののほか、基金の会計及び資産の運用その他財務に関し必要な事項は、自治省令で定める。

第三章　補償及び福祉施設

（補償の実施）

第二十四条　基金は、この章に規定する補償の事由が生じた場合に、補償を受けるべき職員若しくは遺族又は葬祭を行なう者に対し、その請求に基づいて補償を行なう。

2　基金は、定款の定めるところにより、従たる事務所の長に補償を行なわせることができる。

（補償の種類）

第二十五条　基金の行なう補償の種類は、次に掲げるものとする。

一　療養補償

二　休業補償

三　障害補償

イ　障害補償年金

ロ　障害補償一時金

四　遺族補償

イ　遺族補償年金

ロ　遺族補償一時金

五　葬祭補償

（療養補償）

第二十六条　職員が公務上負傷し、又は疾病にかかつた場合においては、療養補償として、必要な療養を行ない、又は必要な療養の費用を支給する。

第二十七条　前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

一　診察

二　薬剤又は治療材料の支給

三　処置、手術その他の治療

四　病院又は診療所への収容

五　看護

六　移送

（休業補償）

第二十八条　職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務することができない場合において、給与を受けないときは、休業補償として、その勤務することができない期間につき、平均給与額の百分の六十に相当する金額を支給する。

（障害補償）

第二十九条　職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき別表に定める程度の身体障害が存する場合においては、同表に定める第一級から第七

級までの等級に該当する身体障害がある場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、一年につき平均給与額に同表に定める日数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第八級から第十四級までの等級に該当する身体障害がある場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害の等級に応じ、平均給与額に同表に定める日数を乗じて得た金額を支給する。

2　別表に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、重い身体障害に応ずる等級による。

3　次に掲げる場合の身体障害の等級は、次の各号のうち職員に最も有利なものによる。

一　第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の一級上位の等級

二　第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級上位の等級

三　第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の三級上位の等級

4　前項第一号の規定による等級による障害補償の金額は、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害補償の金額を合算した金額をこえないものとする。ただし、同号の規定による等級が第七級以上になる場合は、この限りでない。

5　身体障害のある者が、公務上の負傷又は疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合には、自治省令で定めるところにより、その障害補償の金額から、従前の障害に応ずる障害補償の金額を差し引いた金額の障害補償を行なう。

6　障害補償年金を受ける者の当該身体障害の程度に変更があつたため、新たに別表中の他の等級に該当するに至つた場合には、新たに該当するに至つた等級に応ずる障害補償を行なうものとし、その後は、従前の障害補償は、行なわない。

（休業補償及び障害補償の制限）

第三十条　職員が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務上の負傷、疾病若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は公務上の負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、その者に係る休業補償又は障害補償は、自治省令で定めるところにより、その全部又は一部を行なわないことができる。

（遺族補償）

第三十一条　職員が公務上死亡した場合においては、遺族補償として、職員の遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

（遺族補償年金）

第三十二条　遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）以外の者にあつては、職員の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一　夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、五十五歳以上であること。

二　子又は孫については、十八歳未満であること。

三　兄弟姉妹については、十八歳未満又は五十五歳

以上であること。

四　前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、自治省令で定める廃疾の状態にあること。

2　職員の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子とみなす。

3　遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

第三十三条　遺族補償年金の額は、一年につき、次に掲げる額の合計額とする。

一　平均給与額に三百六十五を乗じて得た額（次号において「平均給与額の年額」という。）の百分の二十五に相当する額

二　遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族一人につき平均給与額の年額の百分の五に相当する額。ただし、その額が平均給与額の年額の百分の二十五に相当する額をこえるときは、平均給与額の年額の百分の二十五に相当する額

2　遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

3　遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

第三十四条　遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

一　死亡したとき。

二　婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。

三　直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四　離縁によつて、死亡した職員との親族関係が終了したとき。

五　子、孫又は兄弟姉妹はついては、十八歳に達したとき（職員の死亡の時から引き続き第三十二条第二項第四号の自治省令で定める廃疾の状態にあるときを除く。）。

六　第三十二条第一項第四号の自治省令で定める廃疾の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については職員の死亡の当時五十五歳以上であつたとき、子又は孫については十八歳未満であるとき、兄弟姉妹については十八歳未満であるか又は職員の死亡の当時五十五歳以上であつたときを除く。）。

2　遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の一に該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

第三十五条　遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が一年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請によつて、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

2　前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3　第三十三条第三項の規定は、第一項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第三項中「その増減を生じた月」とあるのは、「その支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。

（遺族補償一時金）

第三十六条　遺族補償一時金は、次に掲げる場合に支給する。

一　職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

二　遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該職員の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。

第三十七条　遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

一　配偶者

二　職員の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

三　前二号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によつて生計を維持していた者

四　第二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2　遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3　職員が遺言又はその者の属する任命権者に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者がある場合には、その者に、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を支給する。

第三十八条　遺族補償一時金の額は、業務上の死亡に係る他の法令による給付との均衡を考慮して政令で定める額（第三十六条第二号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。

2　第三十三条第二項の規定は、遺族補償一時金の額について準用する。

（遺族からの排除）

第三十九条　職員を故意に死亡させた者は、遺族補償を受けることができる遺族としない。

2　職員の死亡前に、当該職員の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることができる遺族としない。

3　職員の死亡前又は遺族補償年金を受けることができる遺族の当該遺族補償年金を受ける権利の消滅前に、当該職員の死亡又は当該権利の消滅によつて遺族補償一時金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。

4　遺族補償年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。職員の死亡前に当該職員の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。

5　遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受ける先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。

6　第三十四条第一項後段の規定は、前項後段の場合に準用する。

（年金たる補償の支給期間等）

第四十条　障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。

2　年金たる補償は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの期は、支給しない。

3　年金たる補償は、毎年三月、六月、九月及び十二月の四期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる補償は、支払期月でない月であつても、支払うものとする。

（年金たる補償の支払の調整）

第四十一条　年金たる補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる補償が支払われたときは、その支払われた年金たる補償は、その後に支払うべき年金たる補償の内払とみなすことができる。年金たる補償が減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる補償が支払われた場合における当該年金たる補償の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

（葬祭補償）

第四十二条　職員が公務上死亡した場合においては、葬祭を行なう者に対して、葬祭補償として、平均給与額の六十日分に相当する金額を支給する。

（死亡の推定）

第四十三条　船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗つていた職員若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた職員の生死が三箇月間わからない場合又はこれらの職員の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又は職員が行方不明となつた日に、当該職員は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗つていた職員若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた職員の生死が三箇月間わからない場合又はこれらの職員の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも、同様とする。

（未支給の補償）

第四十四条　この章の規定による補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族）に、これを支給する。

2　前項の規定による補償を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序（遺族補償年金については、第三十二条第三項に規定する順序）とする。

3　第一項の規定による補償を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（補償の手続）

第四十五条　基金は、この章の規定による補償を受けようとする者から補償の請求を受けたときは、その補償の請求の原因である災害が公務により生じたものであるかどうかをすみやかに認定し、その結果を当該請求をした者及び当該災害を受けた職員の任命権者に通知しなければならない。

2　基金は、前項の規定による認定をするに当たつては、災害を受けた職員の任命権者の意見をきかなければならない。

（船員である職員等の特例）

第四十六条　船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員である職員又は公務で外国旅行中の職員に係る補償につき特例を設ける必要がある場合においては、政令で特例を定めることができる。ただし、その特例は、この法律の規定の趣旨に適合するものでなければならない。

（福祉施設）

第四十七条　基金は、公務上の災害を受けた職員の福祉に関して必要な次の施設をするよう努めなければならない。

一　外科後処置に関する施設

二　休養又は療養に関する施設

三　リハビリテーションに関する施設

四　義肢、義眼、補聴器等の補装具の支給に関する施設

五　その他必要と認める施設

（自治省令への委任）

第四十八条　この章に定めるもののほか、基金の行なう補償及び前条の施設に関し必要な事項は、自治省令で定める。

第四章　費用の負担

（費用の負担）

第四十九条　基金の業務に要する費用は、地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者については、都道府県。以下同じ。）の負担金をもつて充てる。

2　前項の負担金の額は、政令で定める職務の種類による職員の区分に応じ、当該職務の種類ごとの職員に係る給与の総額に、補償に要する費用及び基金の事務に要する費用その他の事情を考慮して政令で定める割合を、それぞれ乗じて得た額の合計額とする。

3　前項の給与の総額とは、給料、報酬、賃金、手当その他名称のいかんを問わず、地方公共団体により支払われる給与（退職手当を除く。）の総額をいうものとする。

第五十条　地方公共団体は、前条の規定により負担すべき金額を、自治省令で定めるところにより、基金に払い込まなければならない。

第五章　不服申立て及び訴訟

（審査請求等）

第五十一条　基金が行なう補償に関する決定（次項の決定を除く。）に不服がある者は、地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」という。）に対して審査請求をすることができる。

2　基金の従たる事務所の長が行なう補償に関する決定に不服がある者は、地方公務員災害補償基金支部審査会（以下「支部審査会」という。）に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、さらに審査会に対して再審査請求をすることができる。

3　前二項の審査請求又は再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

4　第一項及び第二項の審査請求又は再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）が適用されるものとする。

（審査会等）

第五十二条　基金の主たる事務所に審査会を、従たる事務所に支部審査会を置く。

第五十三条　審査会は、委員五人をもつて組織する。

2　委員は、学識経験を有する者のうちから基金の理事長が委嘱する。

3　委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、再任されることができる。

5　審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6　会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長のあらかじめ指定する委員がその職務を行なう。

第五十四条　審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

2　審査会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第五十五条　支部審査会は、委員三人をもつて組織する。

2　委員は、学識経験を有する者のうちから従たる事務所の長が委嘱する。

3　第五十三条第三項から第六項まで及び前条の規定は、支部審査会の組織及び運営について準用する。

（不服申立ての前置）

第五十六条　第五十一条第一項又は第二項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は再審査請求に対する審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第六章　雑則

（年金たる補償の額の改定）

第五十七条　基金の行なう年金たる補償の額については、国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。

（損害賠償の免責）

第五十八条　地方公共団体は、基金がこの法律による補償を行なつた場合には、同一の事由については、その価額の限度において国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）又は民法による損害賠償の責めを免れる。

（第三者に対する損害賠償の請求）

第五十九条　基金は、補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合に補償を行なつたときは、その価額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2　前項の場合において、補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、基金は、その価額の限度において補償の義務を免れる。

（報告、出頭等）

第六十条　基金又は審査会若しくは支部審査会は、補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、基金から補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

2　前項の規定により出頭した者は、自治省令で定め

るところにより、旅費を受けることができる。

（一時差止め）

第六十一条　基金から補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなくて、前条第一項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、基金は、補償の支払を一時差し止めることができる。

（補償を受ける権利）

第六十二条　職員が離職した場合においても、補償を受ける権利は、影響を受けない。

2　補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることはできない。

（時効）

第六十三条　補償を受ける権利は、二年間（障害補償及び遺族補償については、五年間）行なわないときは、時効によつて消滅する。

（期間の計算）

第六十四条　この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

（非課税等）

第六十五条　この法律又はこの法律に基づく条例により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

（無料証明）

第六十六条　基金又はこの法律若しくはこの法律に基づく条例による補償を受けようとする者は、職員の戸籍に関して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料で証明を請求することができる。

（他の法律の適用除外）

第六十七条　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八章及び船員法第十章の規定は、職員のうち地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項に規定する特別職に属する地方公務員に関して適用しない。

2　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定は、職員に関して適用しない。

（地方公務員法との関係）

第六十八条　この法律の規定により地方公務員の補償を行なう基金の制度は、地方公務員法第三条第二項に規定する一般職に属する職員については、同法第四十五条第四項に規定する制度とする。

第七章　非常勤の地方公務員に係る補償の制度

（非常勤の地方公務員に係る補償の制度）

第六十九条　地方公共団体は、条例で、職員以外の地方公務員のうち法律（労働基準法を除く。）による公務上の災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償の制度を定めなければならない。

2　前項の条例で定める補償の制度は、この法律及び労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失したものであつてはならない。

（不服申立て等）

第七十条　前条第一項の規定に基づく条例による補償の実施に関して不服がある者は、当該地方公共団体の条例の定めるところにより、審査を申し立てることができる。

2　前項の規定による審査の申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

（職員に関する規定の準用）

第七十一条　第五十八条、第五十九条、第六十二条及び第六十三条の規定は、第六十九条第一項の規定に基づく条例による補償について準用する。この場合において、第五十八条及び第五十九条中「基金」とあるのは「地方公共団体」と、第六十二条第一項中「職員」とあるのは「第六十九条第一項に規定する者」と読み替えるものとする。

第八章　罰則

（罰則）

第七十二条　第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金の役員又は基金に使用され、その事務に従事する者は、三万円以下の罰金に処する。

第七十三条　第六十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだ者は、一万円以下の罰金に処する。

第七十四条　この法律又はこの法律に基づく政令の規定に違反して登記することを怠つた基金の役員は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十二年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（基金の設立）

第二条　都道府県知事、市長、町村長、都道府県教育委員会及び都道府県公安委員会の全国的連合組織は、昭和四十二年十月二十日までに、それぞれ一人の基金の設立委員を選任しなければならない。

第三条　設立委員は、昭和四十二年十一月十五日までに、第五条第一項に掲げる事項につき定款を定め、並びに基金の最初の事業年度の事業計画及び予算について自治大臣の認可を申請しなければならない。

2　自治大臣は、前項の認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

3　基金は、前項の規定による告示があつたときは、施行日に成立する。この場合において、基金は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

4　設立委員は、基金が成立したときは、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

5　基金の行なう設立の登記は、施行日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

6　基金の最初の事業年度は、第十六条の規定にかかわらず、その設立の日に始まり、昭和四十三年三月三十一日に終わるものとする。

（経過措置）

第四条　この法律の施行前に職員が公務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合（この法律の施行前の公務上の負傷又は疾病によりこの法律の施行後に廃疾となり、又は死亡した場合を含む。）におけるこれらの災害に係る補償については、なお従前の例による。当該補償に係る他の法令による給付との調整についても、同様とする。

（死亡の推定の特例）

第五条　第四十三条の規定は、この法律の施行前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明になつた際これに乗つており、又は船舶若しくは航空機に乗つていて、その航行中に行方不明となり、この法律の施行の際まだその生死がわからないか、又は三箇月以内にその死亡が明らかとなりこの法律の施行の際まだその死亡の時期がわからない職員についても、適用する。

（遺族補償の支給に関する暫定措置）

第六条　施行日から五年以内に、職員が公務上死亡した場合において、当該死亡に関し、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が遺族補償年金の最初の支払に先だつて申し出たときは、基金は、平均給与額の四百日分に相当する額を一時金として支給する。

2　前項の一時金が支給される場合には、当該職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が自治省令で定める算定方法に従い当該一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

3　第一項の一時金は、この法律の規定の適用については、遺族補償年金とみなす。

4　第一項の一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が第二項の規定により停止されている間は、当該遺族補償年金については、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第六十五条第二項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第二項第三号ただし書及び第三項第三号ただし書並びに特別児童扶養手当法（昭和三十九年法律第百三十四号）第四条第三項第三号ただし書及び第四項第三号ただし書の規定は、適用しない。

5　前項の規定は、第六十九条第一項の規定に基づく条例で定めるところにより、第一項の一時金に相当する補償の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金に相当する補償の支給が停止されている場合について準用する。

第七条　遺族補償一時金の額は、当分の間、第三十八条第一項の規定にかかわらず、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定による遺族補償一時金の額との均衡を考慮して政令で定める額（第三十六条第二号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。

（他の法令による給付との調整）

第八条　年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた身体障害又は死亡について政令で定める法令による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この法律の規定にかかわらず、この法律の規定による年額から当該給付の年額に百分の五十の範囲内で政令で定める率を乗じて得た額を減じた額とする。

（平均給与額の特例）

第九条　第二条第二項の平均給与額を計算する場合において、同項に規定する期間中に、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第七十一号）附則第二条第五項の規定による職員団体の業務にもつぱら従事するための休暇の日があるときは、当該休暇の日を第二条第四項第四号に規定する職員団体の業務にもつぱら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日とみなす。

（労働者災害補償保険法による保険関係の消滅）

第十条　施行日の前日に職員に関し労働者災害補償保険法による保険関係が成立している事業の事業主たる地方公共団体の当該事業についての保険関係は、同日に消滅するものとする。

2　前項の規定により保険関係が消滅した事業に係る保険料その他の徴収金については、なお従前の例による。

（経過措置についての政令への委任）

第十一条　附則第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方公務員法の一部改正）

第十二条　地方公務員法の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「、公務災害補償」を削る。

第四十五条第二項から第四項までを次のように改める。

2　前項の規定による補償の迅速かつ公正な実施を確保するため必要な補償に関する制度が実施されなければならない。

3　前項の補償に関する制度には、次に掲げる事項が定められなければならない。

一　職員の公務上の負傷又は疾病に対する必要な療養又は療養の費用の負担に関する事項

二　職員の公務上の負傷又は疾病に起因する療養の期間又は船員である職員の公務による行方不明の期間におけるその職員の所得の喪失に対する補償に関する事項

三　職員の公務上の負傷又は疾病に起因して、永久に、又は長期に所得能力を害された場合におけるその職員の受ける損害に対する補償に関する事項

四　職員の公務上の負傷又は疾病に起因する死亡の場合におけるその遺族又は職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持した者の受ける損害に対する補償に関する事項

4　第二項の補償に関する制度は、法律によつて定めるものとし、当該制度については、国の制度との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

第五十八条第三項本文中「第八十五条、第八十六条、第八十九条から第九十三条まで」を「第七十五条から第九十三条まで」に、「第九十六条」を「第八十九条」に改め、同項ただし書中「第八十五条、第八十六条及び」及び「中勤務条件に関する部分、第九十六条」を削り、「職員に」の下に「、同法第七十五条から第八十八条から第九十六条まで及び船員法第八十九条から第九十六条まで及び地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第一項に規定する者以外の職員に」を加える。

（地方公営企業法の一部改正）

第十三条　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「、第四十五条第二項から第四項まで」を削り、「第五十八条」の下に「（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第一項に規定する者に適用される場合に限り、第五十八条第三項中労働基準法第七十五条から第八十八条まで及び船員法第八十九条から第九十六条までに係る部分を除く。）」を加える。

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

第十四条　市町村立学校職員給与負担法の一部を次のように改正する。

第一条中「退職一時金、旅費並びに公務災害補償」を「退職一時金並びに旅費」に改める。

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第十五条　義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

五　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第四十九条の規定により公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員について都道府県が地方公務員災害補償基金に対して負担すべき負担金のうち、補償に要する費用に係る部分に要する経費

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）

第十六条　公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

四　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二十一号）第四十九条の規定により公立の養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員について都

道府県が地方公務員災害補償基金に対して負担すべき負担金のうち、補償に要する費用に係る部分に要する経費

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正等に伴う経過措置）

第十七条　この法律の施行の際現に市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条に規定する職員について都道府県が負担することとしている公務災害補償に関して、附則第十四条から前条までの規定による法律の改正に伴う必要な経過措置は、政令で定める。

（警察法の一部改正）

第十八条　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第二項中「服務並びに公務災害補償」を「並びに服務」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第十九条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第二項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条の規定による療養補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第百五十号）の規定による療養補償給付を退職の際に受けている者にあつては、「公務傷病がなおつた時又は労働基準法第八十一条の規定による打切補償若しくはこれは相当する補償を受けた時」を「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の規定による療養補償又はこれに相当する補償を退職の際に受けている者にあつては、「公務傷病がなおつた時」に改める。

第九十一条の見出し中「障害補償」を「障害補償年金」に改め、同条中「労働基準法第七十七条の規定による障害補償又はこれに相当する補償が行なわれることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金が支給され、又は長期傷病補償給付が行なわれることとなつたときはこれらの保険給付が行なわれる間」を「地方公務員災害補償法の規定による障害補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間」に改める。

第九十七条を次のように改める。

（公務による遺族年金と遺族補償年金との調整）

第九十七条　第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金は、地方公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、その額のうち、その算定の基礎となつた給料年額の百分の二十に相当する金額の支給を停止する。

第百三十六条第一項中「船員組合員又はその被扶養者が病気にかかり、又は負傷した場合」を「船員組合員が公務によらないで病気にかかり、若しくは負傷し、又は船員組合員の被扶養者が病気にかかり、若しくは負傷した場合」に改める。

第百三十七条第一項中「退職し、又は」の下に「公務によらないで」を加え、同条第二項中「遺族に対する給付」の下に、「（その支給事由が公務によるものを除く。）」を加え、同条第三項を削る。

第百四十二条第二項の表中

第八十六条第二項	労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条の規定による療養補償若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第百五十号）の規定による療養補償給付
	国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十条の規定による療養補償
	公務傷病がなおつた時又は労働基準法第八十一条の規定による打切補償若しくはこれに相当する補償を受けた時
	公務傷病がなおつた時

を

第八十六条第二項	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）	国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）

に、

第九十一条第九十七条の表中

第九十一条	労働基準法第七十七条の規定による障害補償又はこれに相当する補償が行なわれることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金が支給され、又は長期傷病補償給付が行なわれることとなつたときはこれらの保険給付が行なわれる間	国家公務員災害補償法の規定による障害補償年金が支給されることとなつたときはその障害補償年金が支給される間
	給料年額	俸給年額
第九十七条	労働基準法第七十七条の規定による障害補償又はこれに相当する補償が行なわれることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金が支給されることとなつたときはその保険給付が行なわれる間	国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金が支給されることとなつたときはその遺族補償年金が支給される間
	給料年額	俸給年額

を

第九十一条第九十七条	地方公務員災害補償法	国家公務員災害補償法
	給料年額	俸給年額

に

改める。

第百六十二条の次に次の一条を加える。

（公務傷病年金と障害補償年金との調整）

第百六十二条の二　公務傷病年金は、地方公務員災害補償法第六十九条の規定に基づく条例で定めるところにより同法の規定による障害補償年金に相当する補償（以下この条において「障害補償年金」という。）が行なわれることとなつたときは、当該補償が行なわれる間、当該公務傷病年金の額のうち前条第二項の規定により加算された金額に相当する金額（当該金額が障害補償年金の額をこえるときは、障害補償年金の額に相当する金額）の支給を停止する。

第百六十三条の二を第百六十三条の三とし、第百六十三条の次に次の一条を加える。

（公務による遺族年金と遺族補償年金との調整）

第百六十三条の二　前条第二項第四号の規定による遺族年金は、地方公務員災害補償法第六十九条の規定に基づく条例で定めるところにより同法の規定による遺族補償年金に相当する補償が行なわれることとなつたときは、当該補償が行なわれる間、当該遺族年金の額のうち、その百七十分の七十に相当する金額の支給を停止する。

第百七十四条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　地方公務員災害補償法第三条に規定する地方公務員災害補償基金

第二百二条の表第八十六条第二項の項中

療養補償若しくはこれに相当する補償	療養補償
打切補償若しくはこれに相当する補償	打切補償

を

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条の規定による療養補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付を退職の際に受けている者にあつては、「業務傷病がなおつた時又は労働基準法第八十一条の規定による打切補償を受けた時」	療養補償若しくはこれに相当する補償
地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の規定による療養補償又はこれに相当する補償を退職の際に受けている者にあつては、「公務傷病がなおつた時」	打切補償若しくはこれに相当する補償

に

改め、同表第九十一条の項中

労働基準法第七十七条の規定による障害補償が行なわれることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金が支給され、又は長期傷病補償給付が行なわれることとなつたときはこれらの保険給付が行なわれる間	障害補償若しくはこれに相当する補償
地方公務員災害補償法の規定による障害補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間	障害補償

を

に

改め、同表第九十七条の項中

労働基準法第七十九条の規定による遺族補償が行なわれることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金が支給されることとなつたときはその保険給付が行なわれる間	遺族補償若しくはこれに相当する補償
地方公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間	遺族補償

を

に

改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　労働基準法第七十七条の規定による障害補償若しくはこれに相当する補償が行なわれ、又は労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金が支給され、若しくは長期傷病補償給付が行なわれる事由が生じたことにより、この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この条において「改正前の地方公務員等共済組合法」という。）第九十一条の規定によりその一部の支給が停止されている公務による廃疾年金の支給については、なお従前の例による。労働基準法第七十九条の規定による遺族補償若しくはこれに相当する補償が行なわれ、又は労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金が支給される事由が生じたことにより、この法律の施行の際現に改正前の地方公務員等共済組合法第九十七条の規定によりその一部の支給が停止されている同法第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金の支給についても、同様とする。

2　この法律の施行前の公務による負傷又は疾病によりこの法律の施行後に廃疾となり又は死亡した場合における公務による廃疾年金又は遺族年金の支給については、改正前の地方公務員等共済組合法第九十一条又は第九十七条の規定は、なおその効力を有する。

（船員保険法の一部改正）

第二十一条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第二項中「場合ヲ含ム）」の下に「、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）若ハ同法ニ基ク条例」を加える。

（厚生年金保険法の一部改正）

第二十二条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第三号中「場合を含む。）」の下に「、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）若しくは同法に基づく条例」を加える。

（国民健康保険法の一部改正）

第二十三条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「療養補償その他」を「療養補償、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）若しくは同法に基づく条例の規定による療養補償その他」に改める。

（国民年金法の一部改正）

第二十四条　国民年金法の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項第一号中「場合を含む。）」の下に「並びに地方公務員災害補償

法（昭和四十二年法律第百二十一号）及び同法に基づく条例」を加える。

（児童扶養手当法の一部改正）

第二十五条　児童扶養手当法の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の一号を加える。

十八　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）及び同法に基づく条例の規定に基づく年金たる補償

（特別児童扶養手当法の一部改正）

第二十六条　特別児童扶養手当法の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の一号を加える。

十九　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）及び同法に基づく条例の規定に基づく年金たる補償

（所得税法の一部改正）

第二十七条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中地方公務員共済組合の項の次に次のように加える。

地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）

（法人税法の一部改正）

第二十八条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中地方公務員共済組合の項の次に次のように加える。

地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）

（印紙税法の一部改正）

第二十九条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中全国農業会議所の項の次に次のように加える。

地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）

（登録免許税法の一部改正）

第三十条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三中十八の項の次に次のように加える。

十八の二　地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。

（地方税法の一部改正）

第三十一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「地方団体関係団体共済組合」の下に「、地方公務員災害補償基金」を加える。

第二百六十二条第六号中「以下同じ。」の下に「、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）若しくは同法に基づく条例」を加え、「及び船員法」を「又は船員法」に改める。

（自治省設置法の一部改正）

第三十二条　自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号の二の次に次の一号を加える。

十五の三　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の施行に関する事務を行なうこと。

第十条第七号の次に次の一号を加える。

七の二　地方公務員災害補償法の施行に関すること。

別表

等級	日数	身体障害
第一級	二四〇	一　両眼が失明したもの 二　咀嚼及び言語の機能を廃したもの 三　精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五　半身不随となつたもの 六　両上肢をひじ関節以上で失つたもの 七　両上肢の用を全廃したもの 八　両下肢をひざ関節以上で失つたもの 九　両下肢の用を全廃したもの
第二級	二一三	一　一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二　両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 三　両上肢を腕関節以上で失つたもの 四　両下肢を足関節以上で失つたもの
第三級	一八八	一　一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二　咀嚼又は言語の機能を廃したもの 三　精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 四　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 五　両手の手指の全部を失つたもの
第四級	一六四	一　両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二　咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三　鼓膜の全部の欠損その他により両耳の聴力を全く失つたもの 四　一上肢をひじ関節以上で失つたもの 五　一下肢をひざ関節以上で失つたもの 六　両手の手指の全部の用を廃したもの 七　両足をリスフラン関節以上で失つたもの
第五級	一四二	一　一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になつたもの 二　一上肢を腕関節以上で失つたもの 三　一下肢を足関節以上で失つたもの 四　一上肢の用を全廃したもの 五　一下肢の用を全廃したもの

六　両足の足指の全部を失つたもの	
第六級　一二〇	
一　両眼の視力が〇・一以下になつたもの	
二　咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの	
三　鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができないもの	
四　脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの	
五　一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの	
六　一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの	
七　一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指を失つたもの	
第七級　一〇〇	
一　一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になつたもの	
二　鼓膜の中等度の欠損その他により両耳の聴力が四十センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの	
三　精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
四　神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
五　胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
六　一手の母指及び示指を失つたもの又は母指若しくは示指を含み三以上の手指を失つたもの	
七　一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指の用を廃したもの	
八　一足をリスフラン関節以上で失つたもの	

九　一上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
一〇　一下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
一一　両足の足指の全部の用を廃したもの	
一二　女子の外貌に著しい醜状を残すもの	
一三　両側の睾丸を失つたもの	
第八級　四五〇	
一　一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの	
二　脊柱に運動障害を残すもの	
三　一手の母指を含み二の手指を失つたもの	
四　一手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み三以上の手指の用を廃したもの	
五　一下肢を五センチメートル以上短縮したもの	
六　一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの	
七　一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの	
八　一上肢に仮関節を残すもの	
九　一下肢に仮関節を残すもの	
一〇　一足の足指の全部を失つたもの	
一一　脾臓又は一側の腎臓を失つたもの	
第九級　三五〇	
一　両眼の視力が〇・六以下になつたもの	
二　一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの	
三　両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	
四　両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
五　鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	
六　咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの	

七　鼓膜の全部の欠損その他により一耳の聴力を全く失つたもの	
八　一手の母指を失つたもの、示指を含み二の手指を失つたもの又は母指及び示指以外の三の手指を失つたもの	
九　一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの	
一〇　一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの	
一一　一足の足指の全部の用を廃したもの	
一二　生殖器に著しい障害を残すもの	
第一〇級　二七〇	
一　一眼の視力が〇・一以下になつたもの	
二　咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの	
三　十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
四　鼓膜の大部分の欠損その他により一耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができないもの	
五　一手の示指を失つたもの又は母指及び示指以外の二の手指を失つたもの	
六　一手の母指の用を廃したもの、示指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の三の手指の用を廃したもの	
七　一下肢を三センチメートル以上短縮したもの	
八　一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの	
九　一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの	
一〇　一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの	

第一一級　二〇〇	
一　両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	
二　両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
三　一眼のまぶたに著し欠損を残すもの	
四　鼓膜の中等度の欠損その他により一耳の聴力が四十センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの	
五　脊柱に奇形を残すもの	
六　一手の中指又は薬指を失つたもの	
七　一手の示指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の二の手指の用を廃したもの	
八　一足の第二の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの	
九　胸腹部臓器に障害を残すもの	
第一二級　一四〇	
一　一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	
二　一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
三　七歯以上に対の歯科補綴を加えたもの	
四　一耳の耳殻の大部分を欠損したもの	
五　鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの	
六　一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの	
七　一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの	
八　長管骨に奇形を残すもの	
九　一手の中指又は薬指の用を廃したもの	
一〇　一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指	

		第一三級	九〇
			一　一眼の視力が〇・六以下になつたもの 二　一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 三　両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 四　一手の小指を失つたもの 五　一手の母指の指骨の一部を失つたもの 六　一手の示指の指骨の一部を失つたもの 七　一手の示指の末関節を屈伸することができなくなつたもの 八　一下肢を一センチメートル以上短縮したもの 九　一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失つたもの 一〇　一足の第二の足指を用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの
		第一四級	五〇
			一　一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 二　三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 三　上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 四　下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 五　一手の小指の用を廃したもの 六　一手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失つたもの 七　一手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなつたもの 八　一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの 九　局部に神経症状を残すもの 一〇　男子の外貌に醜状を残すもの

備考

一　視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。

二　手指を失つたものとは、母指は指関節、その他の手指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三　手指の用を廃したものとは、手指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは第一指関節（母指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四　足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五　足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失つたもの又は中足指節関節若しくは第一指関節（第一の足指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

六　各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

（自治・内閣総理大臣署名）

法律第百二十二号（昭四二・八・一）

◎通関業法

税関貨物取扱人法（明治三十四年法律第二十八号）の全部を改正する。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　通関業
　第一節　許可（第三条―第十二条）
　第二節　業務（第十三条―第二十二条）
第三章　通関士
　第一節　通関士試験（第二十三条―第三十条）
　第二節　通関士の資格（第三十一条―第三十三条）
第四章　通関業者等の責任（第三十四条―第三十八条）
第五章　雑則（第三十九条・第四十条）
第六章　罰則（第四十一条―第四十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、通関業を営む者についてその業務の規制、通関士の設置等必要な事項を定め、その業務の適正な運営を図ることにより、関税の申告納付その他貨物の通関に関する手続の適正かつ迅速な実施を確保することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。

一　「通関業務」とは、他人の依頼によつてする次に掲げる事務をいう。

イ　次に掲げる手続又は行為につき、その依頼をした者の代理又は代行をすること。

(1)　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）その他関税に関する法令に基づき税関官署に対してする次に掲げる申告又は承認の申請からそれぞれの許可又は承認を得るまでの手続（関税の確定及び納付に関する手続を含み、貨物を保税地域に入れ、又は保税地域から出すことの届出を除く。以下「通関手続」という。）

(一)　輸出（関税法第七十五条に規定する積みもどしを含む。）又は輸入の申告

(二) 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機への船用品又は機用品の積込みの申告

(三) 保税倉庫若しくは保税工場に外国貨物を置くことの承認の申請又は保税展示場に入れる外国貨物に係る関税法第六十二条の三第二項の申告

(2) 関税法その他関税に関する法律によつてされた処分につき、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）又は関税法の規定に基づいて、税関長又は大蔵大臣に対してする不服申立て

(3) 通関手続、(2)の不服申立て又は関税法その他関税に関する法令の規定に基づく税関官署の調査、検査若しくは処分につき、税関官署に対してする主張又は陳述

ロ 関税法その他関税に関する法令又は行政不服審査法の規定に基づき税関官署又は大蔵大臣に対して提出する通関手続又はイの(2)の不服申立てに係る申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類（以下「通関書類」という。）を作成すること。

二 「通関業」とは、業として通関業務を行なうことをいう。

三 「通関業者」とは、次条第一項の許可を受けた者をいう。

四 「通関士」とは、第三十一条第一項の確認を受けて通関業者の通関業務に従事する者をいう。

第二章 通関業

第一節 許可

（通関業の許可）

第三条 通関業を営もうとする者は、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。

2 税関長は、前項の許可に条件を附することができる。

3 前項の条件は、この法律の目的を達成するために必要な最少限度のものでなければならない。

4 税関長は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告するとともに、許可を受けた者に許可証を交付する。

5 第一項の規定は、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条第一項の規定により弁護士が行なう職務については、適用しない。

（許可の申請）

第四条 通関業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を税関長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその役員の氏名及び住所

二 通関業務を行なおうとする営業所の名称及び所在地

三 前号の営業所ごとの責任者の氏名及び第十三条の規定により置こうとする通関士の数

四 通関業務を行なおうとする地域及びその通関業務に係る取扱貨物が一定の種類のもののみに限られる場合には当該貨物の種類

五 通関業以外の事業を営んでいるときは、その事業の種類

2 前項の許可申請書には、申請者の資産の状況を示す書面その他大蔵省令で定める書面を添附しなければならない。

（許可の基準）

第五条 税関長は、通関業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 許可申請に係る通関業の経営の基礎が確実であること。

二 許可申請者が、その人的構成に照らして、その行なおうとする通関業務を適正に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

三 許可申請に係る通関業の開始が、その営まれる地域における通関業務の量及び通関業者の数に照らして、必要かつ適当なものであること。

四 許可申請に係る通関業を営む営業所につき、第十三条第一項の要件を備えることとなつていること。

（欠格事由）

第六条 税関長は、許可申請者が次の各号の一に該当する場合には、通関業の許可をしてはならない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 破産者であつて復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの

四 次に掲げる法律の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられた者又はこれらの規定に該当する違反行為をして関税法（他の関税に関する法律において準用する場合を含む。）若しくは国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受けた者であつて、それぞれの刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過しないもの

イ 関税法第百九条から第百十二条まで（他の関税に関する法律において準用する場合を含む。）又は第百十三条の二の規定

ロ イに掲げるものを除き、国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの還付を受け、又はこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定

五 この法律の規定に違反する行為をして罰金の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの

六 第十一条第一項第一号若しくは第三十四条第一項の規定により通関業の許可を取り消された者又は第三十五条第一項の規定により通関業務に従事することを禁止された者であつて、これらの処分を受けた日から二年を経過しないもの

七 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分を受けた日から二年を経過しないもの

八 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）のうちに前各号の一に該当する者があるもの

（関連業務）

第七条 通関業者は、通関業務のほか、その関連業務として、通関業者の名称を用いて、他人の依頼に応じ、通関業務に先行し、後続し、その他当該業務に関連する業務を行なうことができる。ただし、他の法律においてその業務を行なうことが制限されている事項については、この限りでない。

（営業所の新設）

第八条 通関業者は、その通関業の許可に係る税関の管轄区域内において、通関業務を行なう営業所を新たに設けようとするときは、政令で定めるところにより、その営業所の所在地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。

2　第三条第二項から第四項まで及び第五条第二号から第四号までの規定は、前項の許可について準用する。

（営業区域の制限）

第九条　通関業者は、通関業の許可に係る税関の管轄区域（第三条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により通関業務を行なうことができる地域を限定する条件を附された場合には、当該限定された地域。以下この条において同じ。）内においてのみ、通関業を営むことができる。ただし、同一人から依頼を受けた通関業務その他税関官署に対する手続で相互に関連するものについては、政令で定めるところにより、当該許可に係る税関の管轄区域外においても、当該手続に係る通関業務を行なうことができる。

（許可の消滅）

第十条　通関業者が次の各号の一に該当するときは、当該通関業の許可は、消滅する。

一　通関業を廃止したとき。

二　死亡し、又は法人が解散したとき。

三　破産の宣告を受けたとき。

2　税関長は、通関業の許可が消滅したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

3　第一項の規定により通関業の許可が消滅した場合において、現に進行中の通関手続があるときは、当該手続については、当該許可を受けていた者（その者が死亡した場合には、その相続人とし、法人が合併により消滅した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人とする。）が引き続き当該許可を受けているものとみなす。

（許可の取消し）

第十一条　税関長は、通関業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消すことができる。

一　偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けたことが判明したとき。

二　第六条第一号、第三号から第五号まで又は第八号の一に該当するに至つたとき。

2　税関長は、前項の規定により通関業の許可の取消しをしようとするときは、あらかじめその者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えるとともに、第三十九条第一項の審査委員の意見を聞かなければならない。

（変更等の届出）

第十二条　通関業者が次の各号の一に該当することとなつた場合には、その者（第三号の場合にあつては、政令で定める者）は、遅滞なくその旨を税関長に届け出なければならない。

一　第四条第一項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる事項に変更があつたとき。

二　第六条第一号、第三号から第五号まで又は第八号の一に該当するに至つたとき。

三　第十条第一項の規定により通関業の許可が消滅したとき。

第二節　業務

（通関士の設置）

第十三条　通関業者は、その通関業務を行なう営業所ごとに、政令で定めるところにより、通関士を置かなければならない。ただし、当該営業所が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一　その営業所において取り扱う通関業務が、第九条ただし書の場合を除き、政令で定める地域以外の地域においてのみ行なわれることになつている場合

二　その営業所において取り扱う通関業務に係る貨物が第三条第二項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により一定の種類の貨物のみに限られている場合

2　通関業者は、前項の規定によるほか、その通関業務を行なう営業所に通関士を置くことができる。

（通関士の審査等）

第十四条　通関業者は、他人の依頼に応じて税関官署に提出する通関書類のうち政令で定めるもの（通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務に係るものに限る。）については、通関士にその内容を審査させ、かつ、これに記名押印させなければならない。

（更正に関する意見の聴取）

第十五条　通関業者が他人の依頼に応じて税関官署に対してした納税の申告について、関税法第七条の四第一項又は第三項の規定による更正をすべき場合において、当該更正が、当該申告に係る貨物の関税率表の適用上の所属又は課税価格の相違その他関税に関する法令の適用上の解釈の相違に基因して、納付すべき関税の額を増加するものであるときは、税関長は、当該通関業者に対し、当該相違に関し意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該関税の額の増加が計算又は転記の誤りその他これに類する客観的に明らかな誤りに基因するものである場合は、この限りでない。

（検査の通知）

第十六条　税関長は、通関業者の行なう通関手続に関し、税関職員に関税法第六十七条の検査その他これに準ずる関税に関する法律の規定に基づく検査で政令で定めるものをさせるときは、当該通関業者又はその従業者の立会いを求めるため、その旨を当該通関業者に通知しなければならない。

（名義貸しの禁止）

第十七条　通関業者は、その名義を他人に通関業のため使用させてはならない。

（料金の掲示等）

第十八条　通関業者は、通関業務（第七条に規定する関連業務を含む。）の料金の額を営業所において依頼者の見やすいように掲示しなければならない。

2　大蔵大臣は、前項の料金の額について必要な定めをすることができるものとし、この定めがされたときは、通関業者は、これに反して料金を受けてはならない。

（秘密を守る義務）

第十九条　通関業者（法人である場合には、その役員）及び通関士その他の通関業務の従業者は、正当な理由がなくて、通関業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。これらの者がこれらの者でなくなつた後も、同様とする。

（信用失墜行為の禁止）

第二十条　通関業者（法人である場合には、その役員）及び通関士は、通関業者又は通関士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

（押印等の効力）

第二十一条　第十四条の規定による通関士の記名押印又は第十五条若しくは第十六条の規定による税関長の措置の有無は、これらの条に規定する通関書類又は更正若しくは検査に係る処分の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

（記帳、届出、報告等）

第二十二条　通関業者は、政令で定めるところにより、通関業務（第七条に規定する関連業務を含む。以下この項及び第三項において同じ。）に関して帳簿を設け、その収入に関する事項を記載するとともに、その取扱いに係る通関業務に関する書類を一定期間保存しなければならない。

2　通関業者は、政令で定めるところにより、通関士その他の通関業務の従業者（当該通関業者が法人で

ある場合には、通関業務を担当する役員及び通関士その他の通関業務の従業者）の氏名及びその異動を税関長に届け出なければならない。

3　通関業者は、政令で定めるところにより、その取扱いに係る通関業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務に係る事項を記載した報告書を毎年一回税関長に提出しなければならない。

第三章　通関士

第一節　通関士試験

（通関士試験）

第二十三条　通関士になろうとする者は、通関士試験に合格しなければならない。

2　通関士試験は、通関士となるのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定するため、次に掲げる科目について行なう。

一　関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易管理法（同法第六章に係る部分に限る。）

二　通関書類の作成要領その他通関手続の実務

三　通関業法

（試験科目の一部免除）

第二十四条　次の各号の一に該当する者に対しては、その申請により、通関士試験において当該各号に掲げる科目の試験を免除する。

一　通関業者の通関業務又は官庁における関税その他通関に関する事務で政令で定めるものに従事した期間が通算して十五年以上になる者　前条第二項第一号及び第二号に掲げる科目

二　通関業者の通関業務又は官庁における通関事務で政令で定めるものに従事した期間が通算して五年以上になる者　前条第二項第二号に掲げる科目

（通関士となる資格）

第二十五条　通関士試験に合格した者は、どの税関の管轄区域内においても、通関士となる資格を有する。

（受験手数料）

第二十六条　通関士試験を受けようとする者は、千円をこえない範囲内で政令で定める額の受験手数料を納めなければならない。

2　前項の規定により納付した受験手数料は、通関士試験を受けなかつた場合においても、還付しない。

（試験の執行等）

第二十七条　通関士試験は、毎年一回以上、大蔵大臣が決定する問題により、各税関長が行なう。ただし、試験の採点は、次条第一項の試験委員が行なう。

（試験委員）

第二十八条　大蔵大臣は、毎回の通関士試験の問題の作成及び採点を行なわせるため、十五人以内の試験委員を委嘱するものとする。

2　試験委員は、通関業務に関し学識経験のある者のうちから委嘱する。

（合格の取消し等）

第二十九条　税関長は、不正の手段によつて通関士試験を受け、若しくは受けようとし、又は試験科目の免除を受け、若しくは受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2　税関長は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により二年以内の期間を定めて通関士試験を受けることができないものとすることができる。

（省令への委任）

第三十条　この節に定めるもののほか、通関士試験の受験の手続その他通関士試験に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第二節　通関士の資格

（確認）

第三十一条　通関業者は、通関士試験に合格した者を通関士という名称を用いてその通関業務に従事させようとするときは、その者の氏名、通関業務に従事させようとする営業所の名称その他政令で定める事項を税関長に届け出て、その者が次項の規定に該当しないことの確認を受けなければならない。

2　次の各号の一に該当する者は、通関士となることができない。

一　第六条第一号から第七号までの一に該当する者

二　第六条第四号イに掲げる法律の規定に該当する違反行為をした者であつて、当該違反行為があつた日から二年を経過しないもの

三　次に該当する者であつて、それぞれの停止の期間が経過しないもの

イ　第三十四条第一項の規定により通関業務の停止の処分を受けた者（当該処分の基因となつた違反行為をした者を含む。）

ロ　第三十五条第一項の規定により通関業務に従事することを停止された者

（通関士の資格の喪失）

第三十二条　通関士は、次の各号の一に該当するときは、通関士でなくなるものとする。

一　前条第一項の確認を受けた通関業者の通関業務に従事しないこととなつたとき。

二　第六条第一号から第七号までの一に該当するに至つたとき。

三　第二十九条第一項の規定により前条第一項の確認格の決定が取り消されたとき。

四　偽りその他不正の手段により前条第一項の確認を受けたことが判明したとき。

（名義貸しの禁止）

第三十三条　通関士（前条第一号の規定による異動の二十二条第二項の規定による異動の届出がない者を含む。）は、その名義を他人に通関業務のため使用させてはならない。

第四章　通関業者等の責任

（通関業者に対する監督処分）

第三十四条　税関長は、通関業者が次の各号の一に該当するときは、その通関業者に対し、戒告し、一年以内の期間を定めて通関業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可の取消しをすることができる。

一　通関業者が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第三条第二項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可に附された条件又は関税法その他関税に関する法令の規定に違反したとき。

二　通関業者の役員その他通関業務に従事する者につき、この法律、この法律に基づく命令若しくは関税法その他関税に関する法令の規定に違反する行為があつた場合又は通関業者の信用を害するような行為があつた場合において、その通関業者の責めに帰すべき理由があるとき。

2　税関長は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

（通関士に対する懲戒処分）

第三十五条　税関長は、通関士がこの法律又は関税法その他関税に関する法令の規定に違反したときは、その通関士に対し、戒告し、一年以内の期間を定めてその者が通関業務に従事することを停止し、又は二年間その者が通関業務に従事することを禁止することができる。

2　前条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

（調査の申出）

第三十六条　何人も、通関業者又は通関士に第三十四条第一項又は前条第一項に該当する事実があると認めたときは、税関長に対し、その事実を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

（処分の手続）

第三十七条　税関長は、第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ当該通関業者又は通関士にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

2　税関長は、第三十四条第一項の規定による処分をしようとするときは、第三十九条第一項の審査委員の意見を、第三十五条第一項の規定による処分をしようとするときは、当該通関士がその業務に従事する通関業者の意見を、それぞれ聞かなければならない。

3　税関長は、第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定による処分をするときは、その理由を附記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。

（報告の徴取等）

第三十八条　税関長は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、通関業者から報告を徴し、又は税関職員をして通関業者に質問させ、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2　税関職員は、前項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五章　雑則

（審査委員）

第三十九　税関長は、第十一条第一項の規定による処分について意見を聞くため、必要があるときは、三人以内の審査委員を委嘱するものとする。

2　審査委員は、通関業務に関し学識経験のある者のうちから委嘱する。

（名称の使用制限）

第四十条　通関業者でない者は、通関業者という名称を使用してはならない。

2　通関士でない者は、通関士という名称を使用してはならない。

第六章　罰則

第四十一条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　偽りその他不正の手段により第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けた者

二　第三条第一項の規定に違反して通関業を営んだ者及び同条第二項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により附された条件又は第九条の規定に違反して、当該条件により限定された種類以外の貨物につき、又は同条の規定により通関業を営むことができる地域以外の地域において、通関業を営んだ者

三　第十九条の規定に違反して、通関業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用した者

四　第三十四条第一項の規定による通関業務の全部又は一部の停止の処分に違反して通関業務を行なつた者

2　前項第三号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第四十二条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　偽りその他不正の手段により第三十一条第一項の確認を受けた者

二　第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、若しくは同項の規定による税関職員の質問に答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十三条　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第十八条第二項の規定により大蔵大臣がした定めに反して料金を受けた者

二　第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、若しくは同項の規定による税関職員の質問に答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十四条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第十七条の規定に違反してその名義を他人に使用させた者

二　第三十三条の規定に違反してその名義を他人に使用させた者

三　第四十条の規定に違反して通関業者又は通関士という名称を使用した者

第四十五条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十一条第一項（第三号を除く。）、第四十二条第一号、第四十三条又は前条第一号若しくは第三号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

2　この法律の施行の際現に税関貨物取扱人法（以下「旧法」という。）第二条第一項の規定による免許の申請をしている者については、第三条から第五条までの規定を適用せず、なお旧法第二条第一項の規定の例による。

3　この法律の施行の際現に旧法第二条第一項の規定による免許を受けている者及び前項の規定の適用を受けて同条第一項の規定の例による免許を受けた者（これらの者で次項の規定による更新の免許を受けたものを含む。）は、この法律の施行の日から三年間は、第三条第一項の規定による税関長の許可（これらの免許に条件が附されているときは、当該条件を附された当該許可）を受けた者とみなす。

4　前項の場合において、同項の免許に附された期限が経過するときは、税関長は、同項の期間内は、従前の例によりその更新をすることができる。

5　附則第三項の規定の適用を受ける者に係る旧法第二条第二項に規定する免許料及び旧法第五条に規定する身元保証物については、なお従前の例による。

6　附則第三項の規定の適用を受ける者については、第十三条第一項の規定は、適用しない。

7　附則第三項及び前項の規定は、同項に規定する者で第十三条第一項の要件を備えるもののうち第六条各号の一に該当しないものにつき、附則第三項の期間内において第三条第一項の許可をすることを妨げない。

8　旧法又はこれに基づく命令によつてした処分（附則第十二項の規定によりされる処分を含む。）、手続その他の行為（附則第二項の免許の申請及び附則第三項の免許を除く。）は、この法律中これに相当する規定がある場合には、この法律の相当規定によつてしたものとみなす。

9　第六条第五号及び第八号、第十一条第一項第二号、第十二条第二号、第三十一条第二項第一号並びに第三十二条第二号の規定の適用については、旧法

に基づいて刑に処せられた者は、この法律に基づいて刑に処せられた者とみなす。

10　第二十四条の規定の適用については、旧法に基づく税関貨物取扱人の業務で同条に規定する政令で定める通関業務に相当するものに従事した期間は、通関業者の当該通関業務に従事した期間とみなす。

11　この法律の施行の際現に通関業者という名称を使用している者については、この法律の施行後六月間は、第四十条第一項の規定は、適用しない。

12　この法律の施行前に税関貨物取扱人の業務に関する法令に違反し、又は旧法の規定に基づく税関長の命令に違反した行為に対する税関長の処分については、なお従前の例による。

13　この法律の施行前にした行為及び附則第五項の規定により従前の例によることとされる身元保証物に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

14　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十六号を次のように改める。

二十六　通関業の許可をし、これを営む者を監督し、及び通関士試験を行なうこと。

第九条の二第五号を次のように改める。

五　通関業の許可、通関業者の監督及び通関士試験に関すること。

15　関税法の一部を次のように改正する。

第十三条の三中「税関貨物取扱人」を「通関業者」に、「税関貨物取扱人法（明治三十四年法律第二十八号）第一条」を「通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第二条第三号」に改める。

第百五条第一項第六号及び第百十条第二項中「税関貨物取扱人」を「通関業者」に改める。

第百十三条の二中「税関貨物取扱人又は税関貨物取扱人に通関業務を委託した者」を「通関業者」に改める。

16　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第八条に次の一項を加える。

3　通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）附則第三項（税関貨物取扱人の経過措置）の規定により同法第三条第一項（通関業の許可）の規定による税関長の許可を受けた者とみなされた者で同法附則第三項の期間内に同条第一項の許可の申請の手続をした者が、当該申請に係る新法別表第一の第二十七号に掲げる通関業の許可を受ける場合における当該許可に係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、当該許可件数一件につき一万円とする。

別表第一の第二十七号中「税関貨物取扱人の免許」を「通関業の許可」に、「税関貨物取扱人法（明治三十四年法律第二十八号）第二条」を「通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第三条」に、「免許件数」を「許可件数」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百二十三号（昭四二・八・一）

◎日本学術振興会法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　役員及び職員（第八条―第十七条）
第三章　評議員会（第十八条・第十九条）
第四章　業務（第二十条・第二十一条）
第五章　財務及び会計（第二十二条―第三十一条）
第六章　監督等（第三十二条―第三十五条）
第七章　雑則（第三十六条・第三十七条）
第八章　罰則（第三十八条―第四十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　日本学術振興会は、学術研究の助成、研究者に対する援助、学術に関する国際協力の実施の促進その他学術の振興に関する事業を行ない、もつて学術の進展に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条　日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　振興会は、事務所を東京都に置く。

（基本金）

第四条　振興会の基本金は、附則第九条第三項の規定により承継する財団法人日本学術振興会の基本財産に相当する金額とする。

（登記）

第五条　振興会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第六条　振興会でない者は、日本学術振興会という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、振興会について準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第八条　振興会に、役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第九条　会長は、振興会を代表し、その業務を総理する。

2　理事長は、振興会を代表し、会長の定めるところにより、会長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3　理事は、会長の定めるところにより、会長及び理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長及び理事長にともに事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長がともに欠員のときはその職務を行なう。

4　監事は、振興会の業務を監査する。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は文部大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第十条　役員は、文部大臣が任命する。

（役員の任期）

第十一条　役員の任期は、二年とする。ただし、補欠

の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十二条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の解任）

第十三条　文部大臣は、役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　文部大臣は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

（役員の兼職禁止）

第十四条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第十五条　振興会と会長又は理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が振興会を代表する。

（職員の任命）

第十六条　振興会の職員は、会長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第十七条　振興会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　評議員会

（評議員会）

第十八条　振興会に、評議員会を置く。

2　評議員会は、十五人以内の評議員で組織する。

3　評議員会は、会長の諮問に応じ、振興会の業務の運営に関する重要事項を審議する。

4　評議員会は、振興会の業務の運営につき、会長に対して意見を述べることができる。

（評議員）

第十九条　評議員は、振興会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2　第十一条及び第十三条第二項の規定は、評議員について準用する。

第四章　業務

（業務）

第二十条　振興会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　共同して行なわれる学術の研究に関し、研究者に研究活動を行なうために必要な資金を支給すること。

二　学界と産業界との協力による学術の応用に関する研究に関し、資金の支給その他必要な援助を行なうこと。

三　学術の国際協力に関し、海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他国際協力による研究に必要な援助を行なうこと。

四　優秀な学術の研究者の育成に関し、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。

五　学術に関する情報資料について調査を行ない、その結果を利用に供し、及び学術に関する研究成果を普及すること。

六　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

2　振興会は、文部大臣の認可を受けて、前項各号に掲げる業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうことができる。

（業務方法書）

第二十一条　振興会は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

第五章　財務及び会計

（事業年度）

第二十二条　振興会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画等の認可）

第二十三条　振興会は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十四条　振興会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第二十五条　振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（次項において「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　振興会は、前項の文部大臣の承認を受けた財務諸表を事務所に備えておかなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十六条　振興会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　振興会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（短期借入金）

第二十七条　振興会は、文部大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

第二十八条　振興会は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他文部大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行への預金又は郵便貯金

三　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（財産の処分等の制限）

第二十九条　振興会は、文部省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十条　振興会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（文部省令への委任）

第三十一条　この法律に規定するもののほか、振興会の財務及び会計に関し必要な事項は、文部省令で定

める。

第六章　監督等

（監督）

第三十二条　振興会は、文部大臣が監督する。

2　文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十三条　文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に振興会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（国の配慮）

第三十四条　国は、第一条の目的を達成するため、振興会について必要な配慮をするものとする。

（日本学術会議との連絡）

第三十五条　文部大臣は、振興会の組織及び業務の運営に関し、日本学術会議と緊密な連絡を図るものとする。

第七章　雑則

（解散）

第三十六条　振興会の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第三十七条　文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第二十一条第一項、第二十三条、第二十七条第一項若しくは第二項ただし書又は第二十九条の規定による認可をしようとするとき。

二　第二十五条第一項又は第三十条の規定による承認をしようとするとき。

三　第二十一条第二項、第二十九条又は第三十一条の規定により文部省令を定めようとするとき。

四　第二十八条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第八章　罰則

（罰則）

第三十八条　第三十三条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした振興会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十九条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした振興会の役員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三　第二十条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第二十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十二条第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

第四十条　第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（振興会の設立）

第二条　文部大臣は、振興会の会長、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された会長、理事長、理事又は監事となるべき者は、振興会の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ会長、理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三条　文部大臣は、設立委員を命じて、振興会の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、振興会の設立の準備を完了したときは、その事務を前条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条　振興会は、設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

第六条　この法律の施行の際現に日本学術振興会という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条　振興会の最初の事業年度は、第二十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十三年三月三十一日に終わるものとする。

第八条　振興会の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「振興会の成立後遅滞なく」とする。

（財団法人日本学術振興会からの引継ぎ）

第九条　昭和七年十二月二十八日に設立された財団法人日本学術振興会は、寄附行為に定めるところにより、設立委員に対して、振興会においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2　設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、文部大臣の認可を申請しなければならない。

3　前項の認可があつたときは、財団法人日本学術振興会の一切の権利及び義務は、振興会の成立の時において振興会に承継されるものとし、財団法人日本学術振興会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4　附則第四条の規定により振興会の設立の登記がされたときは、登記官は、職権で財団法人日本学術振興会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

（地方税法の一部改正）

第十条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「日本学校給食会」の下に「、日本学術振興会」を加える。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十一条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「オリンピック記念青少年総合センター」の下に「、日本学術振興会」を加える。

（所得税法の一部改正）

第十二条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中日本開発銀行の項の次に次のように加える。

日本学術振興会	日本学術振興会法（昭和四十二年法律第百二十三号）

（法人税法の一部改正）

第十三条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中南方同胞援護会の項の次に次のように加える。

日本学術振興会	日本学術振興会法（昭和四十二年法律第百二十三号）

（印紙税法の一部改正）

第十四条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の表中公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第二号から第三号まで及び第五号（業務の範囲）の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

日本学術振興会法（昭和四十二年法律第百二十三号）第二十条第一項第三号（業務の範囲）の業務に関する文書	日本学術振興会

（大蔵・文部・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百二十四号（昭四二・八・一）

◎漁業災害補償法の一部を改正する法律

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　漁業共済組合連合会の漁業再共済事業（第百三十八条―第百四十七条）」を「第四章　漁業共済組合連合会の漁業再共済事業（第百三十八条―第百四十七条の二）　第四章の二　漁業再共済保険事業（第百四十七条の二―第百四十七条の十七）」に、「第百九十五条・第百九十六条」を「第百九十五条―第百九十六条の二」に改める。

第一条中「漁業共済団体の行なう」を「漁業共済団体と政府とが行なう」に改める。

第二条中「及び漁業共済組合連合会」を「、漁業共済組合連合会」に改め、「漁業再共済事業」の下に「及び政府が行なう漁業共済保険事業」を加える。

第七十八条第二項中「被共済者が営む」を「被共済者又はその構成員が営む」に、「被共済者の損害」を「被共済者又はその構成員の損害」に改める。

第八十条第二項中「同条第二号」を「同条第三号」に改める。

第八十五条第一項及び第九十一条第四項中「第百五条第二項第一号ロ」の下に「又は第百十六条第一項第二号ロ」を加える。

第百四条第一号中「（以下この条において「区画漁業等」と総称する。）」を削り、同条第二号中「区画漁業等」を「前号に掲げる漁業」に改め、同条第三号中「区画漁業等、前号に掲げる漁業」を「前二号に掲げる漁業」に改める。

第百五条第一項第二号ロ中「中小漁業者の全員」の下に「（政令で定めるところにより、都道府県知事が、当該中小漁業者の全員の住所及び漁獲物の販売に関する事情を考慮して、当該中小漁業者の住所地のすべてが含まれる地域を分けて二以上の区域を定めたときは、その定めた区域ごとに当該区域内に住所を有する当該中小漁業者の全員）」を加える。

第百七条中「他の共済契約」を「他の漁獲共済に係る共済契約」に改める。

第百八条第一項中「住所を有するもの」を「住所を有しかつ当該漁業を営む日数が一年を通じて九十日をこえるもの」に改める。

第百十条第三項中「第百四条第二号」を「第百四条第一号又は第二号」に改める。

第百十一条第一項中「（以下「基準漁獲金額」という。）」を削る。

第百十二条第一項中「被共済資格者に係る基準漁獲金額、」を「対象とする漁業の種別、被共済資格者に係る」に改め、同条第二項中「基準漁獲金額」を「漁業の種別」に改める。

第百十四条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　漁業法第七条の特定区画漁業権に基づく養殖業（前号に掲げる養殖業を除く。）であつて、政令で定めるもの

第百十六条第一項を次のように改める。

養殖共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、養殖共済の対象とする養殖業の種類に応じ、次に掲げるとおりとする。

一　第百十四条第一号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済にあつては、当該養殖業を営む中小漁業者であつて組合員又は組合員の直接の構成員であるもの

二　第百十四条第二号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済にあつては、農林省令で定める養殖業を営む組合員

イ　当該養殖業を営む組合員

ロ　第百十八条第三項の農林省令で定める養殖業の種類ごとに、組合員の直接の構成員で同項の一定の水域内において当該種類の養殖業を営む中小漁業者の全員をその構成員の全部とし、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲等農林省令で定める事項について農林省令で定める基準に従つた規約を有する団体

三　第百十四条第三号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済にあつては、組合の地区に係る地先水面において当該養殖業を営む者

第百十六条第五項とし、同条第三項中「第百十四条第三号」を「第百十四条第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第百十四条第二号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済については、農林省令で定める養殖業の種類ごとに、被共済者となる者が、政令で定めるところにより都道府県知事が地先水面を分けて定める一定の水域内においてその者（その者が第百十六条第一項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員のすべて）の営む当該種類の養殖業に係る養殖水産動植物及び養殖施設で共済目的とすることができるもののすべてを共済目的とし、その養殖業においてその養殖業を営む者が当該共済責任期間中に追加する養殖水産動植物（当該養殖水産動植物と同種のものに限る。）及び附加する養殖施設がある場合にはそのすべてを共済目的とすることを約する場合でなければ、組合は、その者と共済契約を締結することができない。

第百十九条第二項及び第百二十条第三項中「第百十四条第二号」を「第百十四条第三号」に改める。

第百二十四条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項第一号中「第百十四条第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、「同条第二号」を「同条第三号」に改め、同項第二号中「第百十四条第二号」を「第百十四条第三号」に「第百十八条第三項」を「第百十八条第四項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2　養殖共済の対象とする種類の養殖業のうち、その養殖業に係る経営事情及び養殖共済の共済事故の発生の態様に照らしてその養殖業に係る養殖共済の養殖水産動植物に係る共済金の支払につき特例を定め

る必要があるものとして政令で定める種類の養殖業に係る養殖共済については、その養殖共済の養殖水用動植物に係る共済金は、前項の規定にかかわらず、共済契約ごとに、当該共済責任期間における当該共済目的についての共済事故による損害額の合計額が当該共済価額に百分の三十をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額をこえる場合に支払うものとし、その金額は、共済契約ごとに、当該損害額の合計額のうちそのこえる部分の金額に当該共済契約に係る第百二十条第一項の割合を乗じて得た金額とする。

第百四十条及び第百四十一条を次のように改める。

（再共済金額）

第百四十条　連合会の再共済金額は、次に掲げるとおりとする。

一　漁獲共済及び養殖共済に係るものにあつては、共済契約ごとに、次に掲げる金額を合計して得た金額

イ　当該共済契約に係る共済金額のうち、連合会が組合とその支払についての責任を分担すべき部分の金額として政令で定めるところにより漁獲共済に係るものにあつては漁業の種別、養殖共済に係るものにあつては養殖業の種類に応じ組合の共済責任に係る危険の態様を勘案して農林大臣が定める方法により算定される金額（以下「団体責任分担共済金額」という。）をこえる部分の金額

ロ　当該共済契約に係る団体責任分担共済金額に百分の八十をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額

二　漁具共済に係るものにあつては、共済契約に係る共済金額に百分の九十をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額

（純再共済掛金）

第百四十一条　連合会の純再共済掛金の金額は、次に掲げるとおりとする。

一　漁獲共済及び養殖共済に係るものにあつては、共済契約ごとに、次に掲げる金額

イ　会員が支払うべき共済金の金額が当該共済契約に係る団体責任分担共済金額以下である場合にあつては、当該共済金の金額に第百四十条第一号ロの政令で定める割合を乗じて得た金額

ロ　会員が支払うべき共済金の金額が当該共済契約に係る団体責任分担共済金額をこえる場合にあつては、そのこえる部分の金額と当該共済契約に係る団体責任分担共済金額に第百四十条第一号ロの政令で定める割合を乗じて得た金額とを合計して得た金額

二　漁具共済に係るものにあつては、再共済金額に係る危険の態様を勘案して農林大臣が定める方法により算定される金額（以下「団体責任分担共済金額」という。）をこえる部分の金額

ロ　当該共済契約に係る団体責任分担共済金額に百分の八十をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額

二　漁具共済に係るものにあつては、共済契約に係る共済金額に百分の九十をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額

（純再共済掛金）

第百四十一条　連合会の純再共済掛金の金額は、次に掲げるとおりとする。

一　漁獲共済及び養殖共済に係るものにあつては、共済契約ごとに、次に掲げる金額

イ　会員が支払うべき共済金の金額が当該共済契約に係る団体責任分担共済金額以下である場合にあつては、当該共済金の金額に第百四十条第一号ロの政令で定める割合を乗じて得た金額

ロ　会員が支払うべき共済金の金額が当該共済契約に係る団体責任分担共済金額をこえる場合にあつては、そのこえる部分の金額と当該共済契約に係る団体責任分担共済金額に第百四十条第一号ロの政令で定める割合を乗じて得た金額とを合計して得た金額

二　漁具共済に係るものにあつては、共済契約に係る共済金額に第百四十条第二号の政令で定める割合を乗じて得た金額

第百四十六条の次に次の一条を加える。

（代位の場合における権利の取得）

第百四十六条の二　再共済金の支払を受けた会員が第百二十五条又は第百三十七条において準用する商法第六百六十一条の規定により権利を取得した場合には、連合会は、その権利につき、その再共済金の金額のその再共済金に係る共済金の金額に対する割合により権利を取得する。

第百四十七条中「第六百六十一条及び」を削る。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　政府の漁業共済保険事業

（漁業共済保険事業）

第百四十七条の二　政府が、行なう漁業共済保険事業は、連合会が漁獲共済及び養殖共済に係る漁業再共済事業によつてその会員に対して負う再共済責任を保険する事業とする。

（保険契約の当然成立）

第百四十七条の三　連合会とその会員との間に漁獲共済又は養殖共済に係る漁業再共済事業の再共済契約が成立したときは、これによつて、保険区分ごとに、政府と連合会との間に、その共済責任期間の開始日が同一の会計年度に属する漁獲共済又は養殖共済に係る共済契約についての再共済契約（以下「同一年度再共済契約」という。）に係る再共済責任を一体として、これにつき当該漁業再共済事業に係る漁業共済保険事業の保険契約が成立するものとする。

2　前項の保険区分（以下単に「保険区分」という。）は、漁獲共済に係るものにあつては漁業の種別、養殖共済に係るものにあつては養殖業の種類に応じて政令で定める。

（保険金額）

第百四十七条の四　政府の保険金額は、保険区分ごとに、同一年度再共済契約につき支払うべき再共済金の合計額が当該同一年度再共済契約に係る連合会責任総再共済金額をこえる場合に支払うものとし、その金額は、当該再共済金の合計額のうちそのこえる部分の金額に相当する金額とする。

（保険料）

第百四十七条の五　政府の保険料の金額は、保険区分ごとに、同一年度再共済契約に係る再共済金額の合計額のうち、政府の保険責任に係る危険に対応するものとして農林大臣の定めるところにより算定される部分の金額とする。

（保険料の払いもどし）

第百四十七条の六　連合会は、漁獲共済又は養殖共済に係る再共済契約につき第百四十二条の規定により再共済掛金の払いもどしをしなければならないときは、農林省令で定めるところにより、政府に対し、保険料の全部又は一部の払いもどしを請求することができる。

（保険金）

第百四十七条の七　政府の保険金は、保険区分ごとに、連合会が同一年度再共済契約につき支払うべき再共済金の合計額が当該同一年度再共済契約に係る連合会責任総再共済金額をこえる場合に支払うものとし、その金額は、当該再共済金の合計額のうちそのこえる部分の金額に相当する金額とする。

（通知義務）

第百四十七条の八　連合会は、漁獲共済又は養殖共済に係る再共済契約が成立したときは、農林省令で定めるところにより、農林大臣に対し、当該再共済契約に関し必要な事項を通知しなければならない。

2　連合会は、前項の規定により通知した事項に変更

があつたとき、又は同項に規定する再共済契約がその効力を失つたときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、これを農林大臣に通知しなければならない。

第百四十七条の九　連合会は、農林省令で定めるところにより、漁業共済保険事業の適正円滑な運営を確保するため必要と認められる事項を農林大臣に通知しなければならない。

（免責事由）

第百四十七条の十　次に掲げる場合には、政府は、保険金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

一　連合会が、法令又は連合会の共済規程に違反して再共済金を支払つたとき。

二　連合会が、損失又は損害の額を不当に認定して再共済金を支払つたとき。

三　連合会が、正当な理由がないのに、保険料の支払を遅滞したとき。

四　連合会が、第百四十七条の八又は前条の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

（納付金）

第百四十七条の十一　保険金の支払を受けた連合会は、当該支払を受けた保険金に係る保険区分に属する同一年度再共済契約につき第百四十六条の二又は第百四十七条において準用する商法第六百六十二条の規定により取得した権利を行使し又は処分して得た金額から、その行使又は処分に要した費用を控除した残額に、当該支払を受けた保険金の金額の当該同一年度再共済契約につき支払つた再共済金の金額の合計額に対する割合を乗じて得た金額を、遅滞なく政府に納付しなければならない。

（審査の申立て）

第百四十七条の十二　連合会は、漁業共済保険事業に関する政府の処分につき不服があるときは、農林大臣に対し、審査を申し立てることができる。

2　前項の規定による審査の申立てがあつたときは、農林大臣は、漁業共済保険審査会の審査を経て裁決する。

3　第一項の審査の申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

（準用規定）

第百四十七条の十三　政府の漁業共済保険事業については、第八十三条及び第九十六条の規定を準用する。

（漁業共済保険審査会）

第百四十七条の十四　農林省に、漁業共済保険審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2　審査会は、第百四十七条の十二第二項の規定によりその権限に属させた事項を処理する。

第百四十七条の十五　審査会は、農林大臣の任命する次の委員で組織する。

一　農林省の職員　三人

二　連合会の役員　三人

三　学識経験者　三人

2　審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

3　会長は、会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。

5　委員は、非常勤とする。

6　前各項に規定するもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第百六十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

第百六十七条を次のように改める。

（役員の欠格条項）

第百六十七条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

第百九十五条第三項中「前二項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項第二号中「第百十四条第二号」の下に「若しくは第三号」を、「その営む漁業の規模」の下に「（その者が第百十六条第一項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員の営む漁業の平均規模）」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による共済契約者に対する補助金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及漁業共済保険特別会計に繰り入れる。

第百九十六条第二項中「交付することができる」を「交付し、又は連合会が支払うべき保険料の全部若しくは一部に充てて、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の保険料収入に計上することができる」に改め、第六章中同条の次に次の一条を加える。

（漁業共済保険事業に関する事務費の繰入れ）

第百九十六条の二　政府は、漁業共済保険事業の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及漁業共済保険特別会計に繰り入れるものとする。

附則第二条第二項を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十二年十一月一日から施行する。ただし、目次の改正規定中第六章に係る部分の規定、第百九十六条第二項の改正規定、第百九十五条及び第百九十六条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条から第六条までの規定及び附則第七条中農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）第七十七条第十号に係る部分の規定は、公布の日から施行する。

2　附則第三条から第六条までに規定する各法律のこれらの規定による改正後の規定は、昭和四十二年度の予算から適用する。

（適用区分）

第二条　改正後の漁業災害補償法（以下「新法」という。）第八十条第二項、第八十五条第一項、第九十一条第四項、第百四条、第百五条第一項第一号ロ、第百八条第一項、第百十条第三項及び第百十二条の規定は、その共済責任期間の開始日が昭和四十三年一月一日以後の日である漁獲共済に係る共済契約（以下「新法適用漁獲共済契約」という。）について適用し、その共済責任期間の開始日が昭和四十二年十二月三十一日以前の日である漁獲共済に係る共済契約（以下「旧法適用漁獲共済契約」という。）については、なお従前の例による。

2　新法第百十四条第二号及び第三号、第百十六条第一項、第百十八条第三項から第五項まで、第百十九条第二項、第百二十条第三項並びに第百二十四条の規定は、その共済責任期間の開始日が昭和四十三年四月一日以後の日である養殖共済に係る共済契約（以下「新法適用養殖共済契約」という。）について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である養殖共済に係る共済契約（以下「旧法適用養殖共契約」という。）については、なお従前の例による。

3　新法第百四十条、第百四十一条、第百四十三条及び第百四十六条の二から第百四十七条の十三までの

規定は、新法適用漁獲共済契約又は新法適用養殖共済契約に係る再共済契約及び保険契約について適用し、旧法適用漁獲共済契約又は旧法適用養殖共済契約に係る再共済契約については、なお従前の例による。

4　新法第百九十五条第一項第二号及び同条第二項並びに第百九十六条第二項の規定は、新法適用漁獲共済契約又は新法適用養殖共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金について適用し、旧法適用漁獲共済契約又は旧法適用養殖共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

（漁船再保険特別会計法の一部改正）

第三条　漁船再保険特別会計法（昭和十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

漁船再保険及漁業共済保険特別会計法

第一条中「漁船損害補償法（以下法ト謂フ）ニ依ル漁船再保険事業」を「漁船損害補償法ニ依ル漁船再保険事業及漁業災害補償法ニ依ル漁業共済保険事業」に改める。

第二条中「普通保険勘定、特殊保険勘定」を「漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁業共済保険勘定」に改める。

第三条中「普通保険勘定」を「漁船普通保険勘定」に、「普通保険ニ関スル再保険事業」を「漁船損害補償法ニ依ル普通保険ニ関スル再保険事業」に、「法」を「同法」に改める。

第三条ノ二中「特殊保険勘定」を「漁船特殊保険勘定」に、「特殊保険ニ関スル再保険事業」を「漁船損害補償法ニ依ル特殊保険ニ関スル再保険事業」に改める。

第三条ノ四第一項及び第二項中「普通保険勘定又ハ特殊保険勘定」を「漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又ハ漁業共済保険勘定」に改め、同条を第三条ノ五とし、第三条ノ三中「法第百四十一条第二項及第百四十三条」を「漁船損害補償法第百四十一条第二項及第百四十三条並ニ漁業災害補償法第百九十六条の二」に、「再保険事業及漁業災害補償法ニ依ル漁業共済保険事業」を「漁船再保険事業及漁業災害補償法ニ依ル漁業共済保険事業」に改め、同条を第三条ノ四とし、第三条ノ二の次に次の一条を加える。

第三条ノ三　漁業共済保険特別会計ニ於テハ漁業災害補償法ニ依ル漁業共済保険事業ニ関スル再保険料、同法第百九十五条第二項ノ規定ニ依ル一般会計ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金及附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ保険金、同法第百九十六条第二項ノ規定ニ依ル交付金、保険料ノ還付金、借入金ノ償還金及其ノ利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第四条第一項中「普通保険勘定、漁船特殊保険勘定」を「漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁業共済保険勘定」に改め、同条第二項中「普通保険勘定又ハ特殊保険勘定ニ於テ」を「漁船普通保険勘定又ハ漁船特殊保険勘定ニ於テハ」に、「不足スル金額ヲ限度トス」を「不足スル金額ヲ限度トシ漁業共済保険勘定ニ於テハ保険料ヲ以テ保険金及保険料ノ還付金ヲ支弁スルニ不足スル金額ヲ限度トス」に改める。

第六条第一項中「普通保険勘定又ハ特殊保険勘定」を「漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又ハ漁業共済保険勘定」に改める。

第七条中「普通保険勘定及特殊保険勘定」を「漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定及漁業共済保険勘定」に改める。

第九条中「普通保険勘定又ハ特殊保険勘定」を「漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又ハ漁業共済保険勘定」に、「漁船普通保険勘定」を「漁船普通保険勘定」に改める。

附則第三項及び第四項中「給与保険勘定」を「漁船乗組員給与保険勘定」に改める。

附則第五項中「第三条ノ三」を「第三条ノ四」に、「法」を「漁船損害補償法」に改める。

附則第六項中「第三条ノ四」を「第三条ノ五」に、「給与保険勘定」を「漁船乗組員給与保険勘定」に改める。

附則第七項中「第三条ノ三」を「第三条ノ四」に、「法」を「漁船損害補償法」に改める。

附則第八項中「普通保険勘定」を「漁船普通保険勘定」に改める。

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正）

第四条　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁船再保険特別会計」を「漁船再保険及漁業共済保険特別会計」に改める。

（漁船損害補償法の一部改正）

第五条　漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第百三十九条第二項、第百四十一条第二項、第百四十三条及び附則第三項中「漁船再保険特別会計」を「漁船再保険及漁業共済保険特別会計」に改める。

（漁船乗組員給与保険法の一部改正）

第六条　漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条及び第三十三条第二項中「漁船再保険特別会計」を「漁船再保険及漁業共済保険特別会計」に改める。

第八十八条第一項の表中「漁船再保険審査会」を「漁船再保険及漁業共済保険審査会」に改め、同条第二項中「漁船損害補償法」の下に「、漁業共済保険審査会ニ付テハ漁業災害補償法」を加える。

（農林省設置法の一部改正）

第七条　農林省設置法の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「中小漁業融資保証保険事業」の下に「、漁業共済保険事業」を加える。

第四条第六十六号中「並びに中小漁業融資保証保険事業並びに漁業共済保険事業」を「、中小漁業融資保証保険事業並びに漁業共済保険事業」に改める。

第七十七条第九号の次に次の一号を加える。

九の二　漁業災害補償に関すること。

第七十七条第十号中「漁船再保険特別会計」を「漁船再保険及漁業共済保険特別会計」に改める。

（漁船損害補償法の一部改正）

第八条　漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）により政府の行なう再保険に関する事項を審査すること。」を

漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）により政府の行なう再保険に関する事項を審査すること。

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）により政府の行なう漁業共済保険事業に関する事項を審査すること。」

に改める。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百二十五号（昭四二・八・一）

◎外貿埠頭公団法

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　管理委員会（第九条―第十八条）
第三章　役員及び職員（第十九条―第二十九条）
第四章　業務（第三十条―第三十五条）
第五章　財務及び会計（第三十六条―第四十八条）
第六章　監督（第四十九条・第五十条）
第七章　雑則（第五十一条―第五十三条）
第八章　罰則（第五十四条―第五十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　外貿埠頭公団は、外国貿易の増進上特に枢要な地位を占める港湾において、外貿埠頭の整備を推進するとともにその効率的使用を確保することにより、港湾の機能の向上を図り、もつて外国貿易の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「外貿埠頭」とは、次の施設及びその附属施設の総体をいう。

一　本邦の港と本邦以外の地域の港との間に航路を定めて一定の日程表に従つて船舶を就航させ、主として貨物の運送を行なう事業（以下「外航貨物定期航路事業」という。）の用に供される船舶（以下「外航貨物定期船」という。）を係留するための岸壁及びその前面の泊地

二　前号の岸壁に係留される外航貨物定期船に係る貨物の荷さばきを行なうための固定的な施設

三　前二号の施設の機能を確保するために必要な護岸及び臨港交通施設

四　前各号の施設の敷地

（法人格）

第三条　外貿埠頭公団（以下「公団」という。）は、法人とする。

（公団の数及び事務所）

第四条　公団は、京浜外貿埠頭公団（以下「京浜公団」という。）及び阪神外貿埠頭公団（以下「阪神公団」という。）とし、それぞれ主たる事務所を東京都及び神戸市に置く。

2　公団は、運輸大臣の認可を受けて、必要な地は従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第五条　京浜公団の資本金は、二億一千万円と東京都及び横浜市が京浜公団の設立に際し出資する額の合計額とし、阪神公団の資本金は、二億九千万円と大阪市及び神戸市が阪神公団の設立に際し出資する額の合計額とする。

2　政府は、公団の設立に際し、前項の二億一千万円及び二億九千万円を出資するものとする。

3　公団は、必要があるときは、運輸大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4　前項の規定により公団がその資本金を増加するときは、政府並びに京浜公団にあつては東京都及び横浜市、阪神公団にあつては大阪市及び神戸市は、当該公団に出資することができる。

（登記）

第六条　公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第七条　公団でない者は、その名称中に外貿埠頭公団という文字を使用してはならない。

（民法の準用）

第八条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、公団について準用する。

第二章　管理委員会

（設置）

第九条　公団に、管理委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

（権限）

第十条　公団の事業計画、予算及び資金計画並びに決算は、委員会の議決を経なければならない。

（組織）

第十一条　委員会は、委員五人及び公団の理事長をもつて組織する。

2　委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3　委員長は、委員会の会務を総理する。

4　委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

（委員の任命）

第十二条　委員は、運輸大臣が任命する。この場合においては、公団に出資した地方公共団体の長がそれぞれ推薦した者のうちからそれぞれ一人を任命しなければならない。

（委員の任期）

第十三条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（委員の欠格条項）

第十四条　次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて当該公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二　当該公団が所有する施設を使用して事業を営む者又はその者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三　前二号の事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四　当該公団の役員又は職員

（委員の解任）

第十五条　運輸大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

2　運輸大臣は、委員が次の各号の一に該当するとき、その他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

（委員の報酬）

第十六条　委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

（議決の方法）

第十七条　委員会は、委員長又は第十一条第四項に規定する委員長を代理する者のほか、委員及び理事長のうち二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2　委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3　委員会は、公団の役員又は職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

（委員の公務員たる性質）

第十八条　委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　役員及び職員

（役員）

第十九条　公団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第二十条　理事長は、公団を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、公団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4　監事は、公団の業務を監査する。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は運輸大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第二十一条　理事長及び監事は、運輸大臣が任命する。

2　副理事長及び理事は、運輸大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

（役員の任期）

第二十二条　役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第二十三条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

二　第十四条第一号から第三号までの一に掲げる者

（役員の解任）

第二十四条　運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第十五条第二項各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

3　理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第二十五条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第二十六条　公団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

（代理人の選任）

第二十七条　理事長は、公団の理事及び職員のうちから、公団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第二十八条　公団の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第二十九条　第十八条の規定は、役員及び職員について準用する。

第四章　業務

（業務の範囲）

第三十条　公団は、第一条の目的を達成するため、京浜公団にあつては東京港及び横浜港の、阪神公団にあつては大阪港及び神戸港の港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域並びに同条第四項に規定する臨港地区及びその周辺の地域において、次の業務を行なう。

一　外貿埠頭の建設を行なうこと。

二　前号の規定により建設した外貿埠頭の施設のうち第二条第一号の岸壁及び同条第二号の施設（以下「岸壁等」という。）を有償で貸し付けること。

三　第一号の規定により建設した外貿埠頭に係る災害復旧工事を行なうこと。

四　前二号に掲げるもののほか、第一号の規定により建設した外貿埠頭の改良、維持その他の管理を行なうこと。

五　前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2　公団は、前項の業務の遂行に支障のない範囲内において、あらかじめ運輸大臣の認可を受けて、次の業務を行なうことができる。

一　前項第一号の規定により建設した外貿埠頭の円滑な利用を確保するために必要な倉庫、事務所、店舗その他政令で定める施設（次号において「倉庫等」という。）の敷地（その敷地内の道路を含む。次号において同じ。）をその外貿埠頭に隣接して造成し、及び管理すること。

二　委託に基づき、前号の敷地の造成と一体として建設することが適当であると認められる倉庫等の建設を行なうこと。

三　委託に基づき、港湾施設に関する工事並びにこれに関する調査、測量、設計、試験及び研究を行なうこと。

3　公団は、前項第一号の業務について運輸大臣の認可を受けようとするときは、あらかじめ、当該外貿埠頭に係る港湾の港湾管理者（港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。）に協議しなければならない。

4　公団は、第二項第一号の業務を行なう場合においては、政令で定める基準に従つてしなければならない。

（基本計画）

第三十一条　運輸大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項第一号の業務につき基本計画を定め、これを公団に指示するものとする。これを変更するときも、同様とする。

2　運輸大臣は、前項の基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該基本計画に係る港湾の港湾管理者に協議しなければならない。

（工事実施計画）

第三十二条　公団は、第三十条第一項第一号の業務を行なおうとするときは、運輸省令で定めるところにより、前条第一項の基本計画に基づいて工事実施計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　第三十条第三項の規定は、前項の工事実施計画を作成し、又は変更しようとする場合について準用する。

（岸壁等の貸付け）

第三十三条　公団は、第三十条第一項第二号の業務については、次の各号の一に掲げる者に対し、外航貨

物定期船の使用の一単位ごとに岸壁等を一体として貸し付けるものとする。

一　当該岸壁等に係る港湾を航路の起点、寄港地又は終点とする外航貨物定期航路事業を営む者

二　当該岸壁等に係る港湾について港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第一号の一般港湾運送事業の免許を受けた者

2　第三十条第三項の規定は、前項の規定により岸壁等を貸し付けようとする場合について準用する。

第三十四条　岸壁等の貸付料の額の基準及び算出方法に関し必要な事項は、政令で定める。

（業務方法書）

第三十五条　公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

第五章　財務及び会計

（事業年度）

第三十六条　公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画等の認可）

第三十七条　公団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　公団は、前項の規定による運輸大臣の認可を受けたときは、事業計画、予算及び資金計画に関する書類を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

（財務諸表）

第三十八条　公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　公団は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

3　公団は、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

4　公団は、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び決算報告書を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第三十九条　公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第四十条　公団は、運輸大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、運輸大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（京浜外貿埠頭債券及び阪神外貿埠頭債券）

第四十一条　京浜公団又は、阪神公団は、運輸大臣の認可を受けて、それぞれ京浜外貿埠頭債券（以下「京浜債券」という。）又は阪神外貿埠頭債券（以下「阪神債券」という。）を発行することができる。

2　前項の規定による京浜債券又は阪神債券の債権者は、当該公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4　公団は、運輸大臣の認可を受けて、京浜債券又は阪神債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6　前各項に定めるもののほか、京浜債券及び阪神債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第四十二条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は京浜債券若しくは阪神債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第四十三条　公団は、毎事業年度、長期借入金及び京浜債券又は阪神債券の償還計画をたて、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（補助金）

第四十四条　政府並びに京浜公団にあつては東京都及び横浜市、阪神公団にあつては大阪市及び神戸市は、予算の範囲内において、当該公団に対して、第三十条第二項第三号の業務に要する経費の一部を補助することができる。

（余裕金の運用）

第四十五条　公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他運輸大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行への預金又は郵便貯金

（財産の処分等の制限）

第四十六条　公団は、運輸省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第四十七条　公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（運輸省令への委任）

第四十八条　この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第六章　監督

（監督）

第四十九条　公団は、運輸大臣が監督する。

2　運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第五十条　運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してその業務及び

資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、公団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章　雑則

（解散）

第六十一条　公団の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第五十二条　運輸大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第五条第三項、第三十五条第一項、第三十七条第一項、第四十条第一項若しくは第二項ただし書、第四十一条第一項若しくは第四項、第四十三条又は第四十六条の規定による認可をしようとするとき。

二　第三十一条第一項の基本計画を定め、又は変更しようとするとき。

三　第三十五条第二項又は第四十八条の規定により運輸省令を定めようとするとき。

四　第三十八条第一項又は第四十七条の規定による承認をしようとするとき。

五　第四十五条第二号の規定による指定をしようとするとき。

（他の法令の準用）

第五十三条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第八章　罰則

（罰則）

第五十四条　第五十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十五条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律により運輸大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第六条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三　第三十条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第四十五条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第四十九条第二項の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

第五十六条　第七条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（公団の設立）

第二条　運輸大臣は、京浜公団又は阪神公団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、当該公団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　運輸大臣は、設立委員を命じて、京浜公団又は阪神公団の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、第五条第一項の地方公共団体に対して、当該公団に対する出資を募集しなければならない。

3　設立委員は、前項の募集が終わつたときは、運輸大臣に対して、設立の認可を申請しなければならない。

4　設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた地方公共団体に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

5　設立委員は、出資金の払込みがあつた日（出資金が分割して払い込まれるときは、第一回の払込みがあつた日）において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第五項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条　公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

第六条　この法律の施行の際現にその名称中に外貿埠頭公団という文字を使用している者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条　公団の最初の事業年度は、第三十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十三年三月三十一日に終わるものとする。

第八条　公団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第三十七条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

（港湾整備緊急措置法の一部改正）

第九条　港湾整備緊急措置法（昭和三十六年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　外貿埠頭公団が施行する外貿埠頭の建設又は改良の事業

（公職選挙法の一部改正）

第十条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条の二第一項第二号中「若しくは阪神高速道路公団」を「、阪神高速道路公団若しくは外貿埠頭公団」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十一条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「新東京国際空港公団」の下に「、外貿埠頭公団」を加える。

（所得税法の一部改正）

第十二条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中開拓融資保証協会の項の次に次のように加える。

外貿埠頭公団	外貿埠頭公団法（昭和四十二年法律第百二十五号）

（法人税法の一部改正）

第十三条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中海外経済協力基金の項の次に次のように加える。

外貿埠頭公団	外貿埠頭公団法（昭和四十二年法律第百二十五号）

（印紙税法の一部改正）

第十四条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中開拓融資保証協会の項の次に次のように加える。

一の二　外貿埠頭公団	外貿埠頭公団法（昭和四十二年法律第百二十五号）

別表第三の二の項中「（貸借権を含む。以下同じ。）、」を削り、同表の四の項中「（もつぱら自己の事務所の用に供する建物をいう。以下同じ。）」を削る。

（地方税法の一部改正）

第十六条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六

外貿埠頭公団	法律第百二十五号）（昭和四十二年

（登録免許税法の一部改正）

第十五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三中一の項の次に次のように加える。

一の二	外貿埠頭公団法（昭和四十二年法律第百二十五号）	一　事務所用建物（もつぱら自己の事務所の用に供する建物をいう。以下同じ。）の所有権（貸借権を含む。以下同じ。）の取得登記（権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。）又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利（土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）の取得登記 二　外貿埠頭公団法第三十条第一項（業務の範囲）の業務のための別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録 三　外貿埠頭公団法第三十条第二項第一号（業務の範囲）の道路その他政令で定める施設の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号、第二号又は第三号の登記又は登録に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。

号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「新東京国際空港公団」の下に「、外埠頭公団」を加える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

二十一　外貿埠頭公団が直接外貿埠頭公団法（昭和四十二年法律第百二十五号）第三十条第一項に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第三百四十九条の三に次の一項を加える。

21　外貿埠頭公団が所有し、かつ、直接外貿埠頭公団法第三十条第一項に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

第七百二条第二項中「又は第二十項」を「、第二十項又は第二十一項」に改める。

附則に第百一項及び第百二項として次の二項を加える。

（外貿埠頭公団に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例）

101　外貿埠頭公団に対して課する昭和四十三年度から昭和四十五年度までの各年度分の固定資産税に限り、第三百四十九条の三第二十一項の規定の適用については、同項中「二分の一」とあるのは、「三分の一」と読み替えるものとする。

102　外貿埠頭公団に対して課する昭和四十三年度から昭和四十五年度までの各年度分の都市計画税に限り、第七百二条第二項の規定の適用については、同項中「、第二十項又は第二十一項」とあるのは、

「若しくは第二十項又は附則第百一項の規定により読み替えられた同条第二十一項」と読み替えるものとする。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第十七条　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「新東京国際空港公団」の下に「、外貿埠頭公団」を加える。

（運輸省設置法の一部改正）

第十八条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十五号の二の次に次の一号を加える。

二十五の三　外貿埠頭公団を監督すること。

第二十六条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　外貿埠頭公団に関すること。

（内閣総理・法務・大蔵・運輸・自治大臣署名）

法律第百二十六号（昭四二・八・一）

◎道路交通法の一部を改正する法律

第一条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六節　交差点における通行方法等（第三十四条―第三十八条）」を「第六節　交差点における通行方法等（第三十四条―第三十七条）　第六節の二　横断歩行者の保護のための通行方法（第三十八条・第三十八条の二）」に、「第百十四条の二」を「第百十四条の二―第百十四条の二の二」に改める。

第三章中第三十八条を削り、第六節の次に次の一節を加える。

第六節の二　横断歩行者の保護のための通行方法

（横断歩道における歩行者の優先）

第三十八条　車両等は、歩行者が横断歩道により道路の左側部分（当該道路が一方通行となつているときは、当該道路）を横断し、又は横断しようとしているときは、当該横断歩道の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

2　車両等は、交通整理の行なわれていない横断歩道の直前で停止している車両等がある場合において、当該停止している車両等の側方を通過してその前方に出ようとするときは、当該横断歩道の直前で一時停止しなければならない。

3　車両等は、交通整理の行なわれていない横断歩道及びその手前の側端から前に三十メートル以内の道路の部分においては、第三十条第三号の規定に該当する場合のほか、その前方を進行している他の車両等（軽車両を除く。）の側方を通過してその前方に出てはならない。

（罰則　第百十九条第一項第二号の二、第百二十二条）

（横断歩道のない交差点における歩行者の優先）

第三十八条の二　車両等は、交差点又はその直近で横断歩道の設けられていない場所において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない。

（罰則　第百十九条第一項第二号の二、第百二十二条）

第四十一条第一項中「並びに第三十四条」を「、第三十四条」に改め、「第四項」の下に「並びに第三十八条第三項」を加える。

第四十一条の二第四項中「第四項まで」の下に「、第三十八条第三項」を加える。

第五十三条の付記中「第九号」を「第八号、同条第二項」に改める。

第五十七条の付記中「第一項については」の下に「第百十九条第一項第三号の二、」を加え、「第十号」を「第十号の二」に改める。

第三章第十二節中第六十三条の二の次に次の一条を加える。

（運行記録計による記録等）

第六十三条の三　自動車の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、道路運送車両法第三章又はこれに基づく命令の規定により運行記録計を備えなければならないこととされている自動車で、これらの規定により定められた運行記録計を備えていないか、又は当該運行記録計についての調整がされていないためこれらの規定により定められた事項を記録することができないものを運転させ、又は運転してはならない。

2　前項の運行記録計を備えなければならないこととされている自動車の使用者は、運行記録計により記録された当該自動車に係る記録を、総理府令で定めるところにより一年間保在しなければならない。

（罰則　第百二十一条第一項第九号の二、第百二十三条）

第六十四条中「又は第百三条」を「、第三条」に改め、「第四項」の下に「又は第百三条の二第一項」を加える。

第六十七条中「第八十五条第五項」の下に「若しくは第六項」を加える。

第七十一条中「及び第八十五条第五項」を「並びに第八十五条第五項及び第六項」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条の付記中「第五号から第七号まで」を「第四号から第六号まで」に、「第二号から第四号まで」を「第二号及び第三号」に改め、「第九号の二」の下に「、第百二十二条」を加える。

第七十四条の二第三項中「第一項、第二項又は第三項」を「第一項から第四項まで」に改める。

第七十五条第三項中「第八十五条第五項」の下に「又は第六項」を加え、「同条同項」を「同条第五項又は第六項」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4　前条第一項の安全運転管理者その他車両（軽車両を除く。以下この項において同じ。）の運行を直接管理する地位にある者は、当該業務に関し、車両の運転者に第五十七条第一項の規定に違反して積載をして車両を運転することを命じ、又は車両の運転者が同項の規定に違反して積載をして車両を運転することを容認してはならない。

第七十五条の付記中「第百二十三条」の下に「第四項については第百二十条第一項第十一号の五、第百二十三条」を加える。

第七十五条の四第一項中「二」を「二又は三」に改め、同条第二項中「左側の」を「高速通行路の左側端から数えて一番目の」に改め、同条第三項中「右側の」を「その通行している車両通行帯の直近の右側の」に改める。

第八十五条第五項中「二年」を「三年」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加え、同条の付記中「第五項」の下に「及び第六項」を加える。

6　大型免許を受けた者で二十歳に満たないものは、第二項の規定にかかわらず、大型自動車（政令で定めるものを除く。）を運転することはできない。

第八十八条第一項第一号中「（大型自動車に係る仮免許を含む。）」の下に「にあつては二十歳（政令で定める者にあつては、十九歳）に」を加え、同項第六号中「又は同条」を「若しくは同条」に改め、「一年」の下に「（第百三条の二第一項の規定により免許の効力を停止された者が当該事案について免許を取り消された場合にあつては、一年から当該免許の効力が停止されていた期間を除いた期間）」を加え、「又は免許」を「又はこれらの規定若しくは第百三条の二第一項の規定により免許」に改め、同項第七号中「又は」を「若しくは」に改め、「第四項の規定により」の下に「、又は第百七条の五第九項において準用する第百三条の二第一項の規定により」を加える。

第九十六条第四項中「第二項及び」を「第二項、第三項及び」に、「又は第百三条」を「、第百三条」に改め、「第四項」の下に「又は第百三条の二第一項」を加え、同条の付記中「第五項」の下に「及び第六項」を加える。

6　大型免許を受けた者で二十歳に満たないものは、第二項の規定にかかわらず、大型自動車（政令で定めるものを除く。）を運転することはできない。

第八十八条第一項第一号中「（大型自動車に係る仮免許を含む。）」の下に「にあつては二十歳（政令で定める者にあつては、十九歳）に」を加え、同項第六号中「又は同条」を「若しくは同条」に改め、「一年」の下に「（第百三条の二第一項の規定により免許の効力を停止された者が当該事案について免許を取り消された場合にあつては、一年から当該免許の効力が停止されていた期間を除いた期間）」を加え、「又は免許」を「又はこれらの規定若しくは第百三条の二第一項の規定により免許」に改め、同項第七号中「又は」を「若しくは」に改め、「第四項の規定により」の下に「、又は第百七条の五第九項において準用する第百三条の二第一項の規定により」を加える。

第九十六条第四項中「第二項及び」を「第二項、第三項及び」に、「又は第百三条」を「、第百三条」に改め、「第四項」の下に「又は第百三条の二第一項」を加え、同条の付記中「第五項」の下に「及び第六項」を加える。

第七十五条第三項中「次条」を「第百四条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（免許の効力の仮停止）

第百三条の二　免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して二十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止（以下この条において「仮停止」という。）をすることができる。

一　交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、第百十七条の違反行為をしたとき。

二　第百十七条の二第一号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三　第百十八条第一項第一号から第三号まで若しくは第五号又は第百十九条第一項第一号から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。

2　警察署長は、仮停止をしたときは、当該処分をした日から起算して五日以内に、当該処分を受けた者に対し弁明の機会を与えなければならない。

3　仮停止を受けた者は、免許証を当該処分をした警察署長に提出しなければならない。

4　仮停止をした警察署長は、すみやかに、当該処分を受けた者が第一項各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会に対し、総理府令で定める仮停止通知書及び前項の規定により提出を受けた免許証を

送付しなければならない。

5　前項の仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会は、当該免許証に当該仮停止に係る事項を記載しなければならない。

6　第四項の仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会は、当該事案について前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により処分移送通知書を送付するときは、あわせて当該送付を受けた仮停止通知書及び免許証を送付しなければならない。

7　仮停止は、第四項又は前項の規定により仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について前条第二項又は第四項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。

8　仮停止を受けた者が当該事案について前条第二項又は第四項の規定により免許の効力の停止を受けたときは、仮停止をされていた期間は、当該免許の効力の停止の期間に通算する。

（罰則　第三項については第百二十一条第一項第九号）

第百四条第一項中「前条」を「第百三条」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前条」を「第百三条」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　公安委員会は、そのあらかじめ指定した医師の診断に基づき、第八十八条第一項第二号、第三号又は第四号のいずれかに該当することを認定した者については、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行なわないで第百三条第一項又は第四項の規定により免許を取り消すことができる。

第百六条中「したとき、」の下に「警察署長が第百三条の二第一項の規定による処分をしたとき、」を加える。

第百七条第二項中「受けた者は、」の下に「第九十条第三項又は第百三条第二項若しくは第四項の規定により」を加え、同条第三項中「公安委員会」の下に「又は第百三条の二第四項若しくは第六項の規定により免許証の送付を受けた公安委員会」を加える。

9　第百三条の二の規定は、国際運転免許証を所持する者が自動車等の運転に関し同条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合について準用する。この場合において、同条中「免許の効力の停止」とあるのは「自動車等の運転の禁止」と、「仮停止」とあるのは「免許証」と、「免許証」とあるのは「国際運転免許証」と、「仮停止通知書」とあるのは「仮禁止通知書」と、同条第五項中「記載」とあるのは「総理府令で定めるところにより記載」と、同条第六項中「前条第三項」とあるのは「第百七条の五第八項において準用する前条第三項」と、同条第七項及び第八項中「前条第二項又は第四項の規定」とあるのは「第百七条の五第一項の規定又は同条第八項において準用する前条第四項の規定」と読み替えるものとする。

第百七条の五の付記中「及び第六項」を、「第六項及び第九項」に改める。

第百七条の六中「又は」を「若しくは」に改め、「したとき」の下に「又は警察署長が前条第九項において準用する第百三条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止したとき」を加える。

第百七条の七第一項中「又は第百三条」を「、第百三条」に改め、「第四項」の下に「又は第百三条の二第一項」を加える。

第七章中第百十四条の次に次の一条を加える。

（公安委員会の事務の委任）

第百十四条の二　公安委員会は、免許の保留及び免許の効力の停止に関する事務（これらの処分の際の弁明の機会の供与及び聴聞に関する事務を含む。）を警視総監又は道府県警察本部長に行なわせることができる。

2　方面公安委員会は、前条の規定により道公安委員会から委任された事務のうち、前項の事務を方面本部長に行なわせることができる。

第百十八条第一項第五号中「第一項」の下に「又は第百十九条第一項第二号の二中（歩行者の保護）」を「（横断歩道における歩行者の優先）、第三十八条の二（横断歩道のない交差点における歩行者の優先）」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反して積載をして車両を運転したこと。

第百十九条第一項第九号の二中「、第三号又は第四号」を「又は第三号」に改める。

第百二十条第一項第八号中「第二項」の下に「、第五十三条（合図）第一項」を加え、同項第九号中「第五十三条（合図）第一項、」を削り、「第五号、第六号若しくは第七号」を「第四号、第五号若しくは第六号」に改め、同項第十号中「、第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項」を削り、同号の次に次の一号を加える。

十の二　第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反した者（前条第一項第三号の二に該当する者を除く。）

第百二十条第一項第十一号の四の次に次の一号を加える。

十一の五　第七十五条（車両等の運行を管理する者の義務）第四項の規定に違反した者

第百二十一条第一項第九号中「第一項、」の下に「第百三条の二（免許の効力の仮停止）第三項（第百七条の五（自動車等の運転禁止等）第九項において準用する場合を含む。）、」を加え、同項第九号の二中「第七十四条の二」の上に「第六十三条の三（運行記録計による記録等）又は」を加える。

第百二十二条第一項中「第五号、第九号」を「第三号の二、第五号、第九号、第九号の二」に改め、「第十号の下に「第十号の二」を加え、「第二号の二、第五号若しくは第九号」を「第五号若しくは第九号」に改める。

第百二十三条中「第五号」を「第三号の二、第五号」に改め、「第十号」の下に「、第十号の二」を「第十一号

の四」の下に「、第十一号の五」を加える。

第二条　道路交通法の一部を次のように改正する。

目次中「第八章　罰則（第百十五条―第百二十四条）
第九章　反則行為に関する処理手続の特例
第一節　通則（第百二十五条）
第二節　告知及び通告（第百二十六条・第百二十七条）
第三節　反則金の納付及び仮納付（第百二十八条・第百二十九条）
第四節　反則者に係る刑事事件（第百三十条・第百三十一条）
第五節　雑則（第百三十二条）」を

に改める。

本則に次の一章を加える。

第九章　反則行為に関する処理手続の特例

第一節　通則

（通則）

第百二十五条　この章において「反則行為」とは、前章の罪にあたる行為のうち別表の上欄に掲げるものであつて、車両等（軽車両を除く。次項において同じ。）の運転者がしたものをいい、その種別は、政令で定める。

2　この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一　当該反則行為に係る車両等に関し法令の規定による運転の免許を受けていない者（法令の規定により当該免許の効力が停止されている者を含み、第百七条の二の規定により国際運転免許証で当該車両等を運転することができることとされている者を除く。）又は第八十五条第五項若しくは第六項の規定により当該反則行為に係る大型自動車を運転することができないこととされている者

二　過去一年以内に、第百三条第二項第二号又は第百七条の五第一項第二号に該当することを理由として、第百三条第二項若しくは第四項の規定による免許の効力の停止又は第百七条の五第一項の規定若しくは同条第八項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止を受けたことがある者

三　当該反則行為をした場合において酒気を帯びていた者（当該反則行為に係る罪が第百二十二条第一項に規定する罪である場合に限る。）

四　当該反則行為をし、よつて交通事故を起こした者

3　この章において「反則金」とは、反則者がこの章の規定の適用を受けようとする場合に国に納付すべき金銭をいい、その額は、別表に定める金額をこえない範囲内において、反則行為の種別に応じ政令で定める。

第二節　告知及び通告

（告知）

第百二十六条　警察官は、反則者（二十歳に満たない者を除く。以下この章において同じ。）があると認めるときは、次の各号に掲げる場合を除き、その者に対し、すみやかに反則行為となるべき事実の要旨及び当該反則行為が属する反則行為の種別並びにその者が次条第一項前段の規定による通告を受けるための出頭の期日及び場所を書面を告知するものとする。ただし、出頭の期日及び場所の告知は、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

一　その者の居所又は氏名が明らかでないとき。

二　その者が逃亡するおそれがあるとき。

2　前項の書面には、この章に定める手続を理解させるため必要な事項を記載するものとする。

3　警察官は、第一項の規定による告知をしたときは、当該告知に係る反則行為が行なわれた地を管轄する都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）にすみやかにその旨を報告しなければならない。ただし、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第六十条の二又は第六十六条第二項の規定に基づいて、当該警察官の所属する都道府県警察の管轄区域以外の区域において反則行為をしたと認めた者に対し告知をしたときは、当該警察官の所属する都道府県警察の警察本部長に報告しなければならない。

（通告）

第百二十七条　警察本部長は、前条第三項の報告を受けた場合において、当該報告に係る告知を受けた者が当該告知に係る種別に属する反則行為をした反則者であると認めるときは、その者に対し、理由を明示して当該反則行為が属する種別に係る反則金の納付を書面で通告するものとする。この場合においては、その者が当該告知に係る出頭の期日及び場所に出頭した場合並びにその者が第百二十九条第一項の規定による仮納付をしている場合を除き、当該通告書の送付に要する費用の納付をあわせて通告するものとする。

2　警察本部長は、前条第三項の報告を受けた場合において、当該報告に係る告知を受けた者が当該告知に係る種別に属する反則行為をした反則者でないと認めるときは、その者に対し、すみやかに理由を明示してその旨を書面で通知するものとする。この場合において、その者が当該告知に係る種別以外の種別に属する反則行為をした反則者であると認めるときは、その者に対し、理由を明示して当該反則行為が属する種別に係る反則金の納付を書面で通告するものとする。

3　第一項の規定による通告は、第百二十九条第一項に規定する期間を経過した日以後において、すみやかに行なうものとする。

第三節　反則金の納付及び仮納付

（反則金の納付）

第百二十八条　前条第一項又は第二項後段の規定による通告に係る反則金（同条第二項後段の規定による通告を受けた者にあつては、反則金及び通告書の送付に要する費用。以下この条において同じ。）の納付は、当該通告を受けた日の翌日から起算して十日以内（政令で定めるやむを得ない理由のため当該期間内に反則金を納付することができなかつた者にあつては、当該事情がやんだ日の翌月から起算して十日以内）に、政令で定めるところにより、国に対してしなければならない。

2　前項の規定により反則金を納付した者は、当該通告の理由となつた行為に係る事件について、公訴を提起されない。

（仮納付）

第百二十九条　第百二十六条第一項の規定による告知を受けた者は、当該告知を受けた日の翌日から起算して七日以内に、当該告知された反則行為の種別に係る反則金に相当する金額を政令で定めるところにより仮に納付することができる。ただし、第百二十七条第二項前段の規定による通知を受けた後は、この限りでない。

2　第百二十七条第一項前段の規定による通告は、前項の規定による仮納付をした者については、政令で定めるところにより公示して行なうことができる。

3　第一項の規定による仮納付をした者について当該告知に係る第百二十七条第一項前段の規定による通告があつたときは、当該仮納付をした者は、前条第一項の規定により当該通告に係る反則金を納

付した者とみなし、当該反則金に相当する金額の仮納付は、同項の規定による反則金の納付とみなす。

4 警察本部長は、第一項の規定による仮納付をした者に対し、第百二十七条第二項前段の規定による通知をしたときは、当該仮納付に係る金額をすみやかにその者に返還しなければならない。

第四節 反則者に係る刑事事件

（反則者に係る刑事事件）

第百三十条 反則者は、当該反則行為についてその者が第百二十七条第一項又は第二項後段の規定により当該反則行為が属する種別に係る反則金の納付の通告を受け、かつ、第百二十八条第一項に規定する期間が経過した後でなければ、当該反則行為に係る事件について、公訴を提起されない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、この限りでない。

一 第百二十六条第一項各号のいずれかに掲げる場合に該当するため、同項の規定による告知をしなかつたとき。

二 その者が書面の受領を拒んだため、又はその者の居所が明らかでないため、第百二十六条第一項の規定による告知又は第百二十七条第一項若しくは第二項後段の規定による通告をすることができなかつたとき。

第五節 雑則

（方面本部長への権限の委任）

第百三十一条 この章の規定により道警察本部長の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面本部長に行なわせることができる。

（政令への委任）

第百三十二条 この章に定めるもののほか、第百二十六条第一項又は第百二十七条第一項若しくは第二項に規定する書面の記載事項その他この章の規定の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表

反則行為の区分	反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
第百十八条第一項第三号又は第二項の罪にあたる行為（法令で定める最高速度又は第二十二条第二項若しくは第二十三条の規定に基づき公安委員会が定める最高速度を二十五キロメートル毎時以上こえる速度で運転する行為を除く。）	大型自動車、大型特殊自動車、トロリーバス及び路面電車（以下「大型自動車等」という。）	一万五千円
	普通自動車、自動二輪車及び軽自動車（以下「普通自動車等」という。）	一万円
	小型特殊自動車及び原動機付自転車（以下「小型特殊自動車等」という。）	七千円
第百十九条第一項第一号（第七条第三項に係る部分を除く。）、第二号、第二号の二、第三号の二、第五号、第九号、第九号の二若しくは第十五号又は第二項（第七条第三項に係る部分を除く。）の罪にあたる行為	大型自動車等	一万円
	普通自動車等	八千円
	小型特殊自動車等	五千円
第百二十条第一項第二号から第八号まで、第九号（第七十一条第一号、第四号、第五号又は第六号に係る部分に限る。）、第十号から第十一号まで、第十二号若しくは第十四号又は第二項の罪にあたる行為	大型自動車等	五千円
	普通自動車等	四千円
	小型特殊自動車等	三千円

反則行為の区分	反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
第百二十一条第一項第五号から第八号まで、第九号の二若しくは第十号又は第二項の罪にあたる行為	大型自動車等	四千円
	普通自動車等	三千円
	小型特殊自動車等	二千円

備考

反則金の限度額は、この表の上欄に掲げる反則行為の区分及びこの表の中欄に掲げる反則行為に係る車両等の種類に応じ、この表の下欄に掲げる金額とする。

第三条 道路交通法の一部を次のように改正する。

第九十六条第二項中「、大型特殊免許又は軽免許」を「又は大型特殊免許」に改める。

別表中「、自動二輪車及び軽自動車」を「及び自動二輪車」に改める。

附則

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条の規定中道路交通法目次の改正規定（「第百十四条」を改める部分に限る。）、同法第七十五条の四の改正規定及び同法第百十四条の次に一条を加える改正規定 この法律の公布の日

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。次項から附則第五項までにおいて同じ。）及び次項から附則第五項までの規定 この法律の公布の日から起算して三月を経過した日

三 第二条並びに附則第六項から第十一項まで、第十三項及び第十四項の規定 昭和四十三年七月一日

四 第三条及び附則第十二項の規定 道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第九十六号）第二条の規定の施行の日（昭和四十三年九月一日）

2 第一条の規定の施行の際現に大型自動車免許（以下「大型免許」という。）を受けている者で、大型免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許によつて運転することができる自動車の運転の経験の期間が通算して二年に達しているものは、同条の規定による改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第八十五条第五項の規定の適用については、これらの自動車の運転の経験の期間が通算して三年に達しているものとみなす。

3 第一条の規定の施行の際現に大型免許を受けている者及び大型免許の運転免許試験に合格して大型免許を受けていない者に係る大型自動車の運転及び大型免許については、新法第八十五条第六項及び第八十八条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新法第百三条の二第一項の規定は、第一条の規定の施行前に交通事故を起こした者で当該交通事故に関し同項各号のいずれかに該当することとなつたものについては、適用しない。

5 第一条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 第二条の規定による改正後の道路交通法第九章及び別表の規定は、同条の規定の施行前にした行為については、適用しない。

7 国は、当分の間、交通安全対策の一環として、第百二十八条第一項の規定により納付された反則金に係る収入額に相当する金額を、毎年度、政令で定める道路交通安全施設（国が設置するもの及び国の補助を受けて設置するものを除く。）の設置に要する費用に充てさせるため、交通安全対策特別交付金（以下「交付金」という。）として、交通事故の発生件数、人口の集中度等を考慮して政令で定めるところによ

り、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に交付するものとする。

8　前項の規定により交付すべき交付金の毎年度分の総額は、当該年度における反則金に係る収入見込額に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していないものを加算し、又は当該収入見込額から当該前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額をこえて交付した額を控除した額とする。

9　国は、都道府県又は市町村が、交付を受けた交付金を附則第七項に規定する道路交通安全施設の設置に要する費用に充てなかつたときは、政令で定めるところにより、その充てなかつた部分に相当する金額の返還を命ずることができる。この場合において、その返還された金額は、当該返還された年度の翌年度又は翌翌年度において、同項の規定により交付すべき交付金の当該年度の総額に加算する。

10　国は、交付金の用途及び道路交通安全施設の設置の状況等に関し、必要があると認めるときは、都道府県及び市町村から報告を徴することができる。

11　前四項の規定による交付金に関する事務は、自治大臣が行なう。

12　第三条の規定の施行前にした軽自動車に係る反則行為は、同条の規定による改正後の道路交通法第九章及び別表の規定の適用については、普通自動車に係る反則行為とみなす。

13　自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（反則行為に関する処理手続の特例の適用）

第十一条　道路交通法第九章及び別表の規定の適用については、第八条第二項第三号若しくは第四号又は同条第三項の罪にあたる行為は、同法第八章の罪にあたる行為のうち同法別表の上欄の同法第百二十条の罪にあたる行為の項に掲げるものとみなす。

14　自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二　道路交通法第九章及び別表の規定による交通安全対策特別交付金の額を決定し、及びこれを交付すること。

第十二条第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　交通安全対策特別交付金の交付に関すること。

第十七条第四号の四の次に次の一号を加える。

四の五　都道府県及び市町村（特別区を含む。）に交付すべき交付金の額の決定及び返還に関すること。

（内閣総理・法務・大蔵・自治大臣署名）

法律第百二十七号（昭四二・八・一）

◎船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　船舶からの油の排出の規制（第五条―第十条）
第三章　廃油処理事業等（第十一条―第二十六条）
第四章　雑則（第二十七条―第三十四条）
第五章　罰則（第三十五条―第四十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、船舶から海上に油を排出することを規制し、あわせて廃油処理事業等の適正な運営を確保するとともに廃油処理施設の整備を促進することにより、船舶の油による海水の汚濁を防止することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、「油」とは、原油、重油（運輸省令で定める重ディーゼル油を含む。以下同じ。）及び潤滑油並びにこれらの油の含有量が一万立方センチメートルにつき二立方センチメートル以上である油性混合物（以下単に「油性混合物」という。）をいう。

2　この法律において、「船舶」とは、海上航行の用に供する船舟類をいう。

3　この法律において、「油送船」とは、その貨物船の大部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶（もつぱらばら積みの油以外の貨物の輸送の用に供されるものを除く。）をいう。

4　この法律において「ビルジ排出防止装置」とは、船舶内に存する重油が船底に流入し、又はビルジ（船底にたまる油性混合物をいう。以下同じ。）が船舶から海上に排出されることを防止するための装置をいう。

5　この法律において「廃油」とは、船舶内において生じた不要な油をいう。

6　この法律において「廃油処理施設」とは、廃油の処理（廃油を生じた船舶内でする処理を除く。以下同じ。）の用に供する設備（以下「廃油処理設備」という。）であつて、その処理をする者の管理に属するものの総体をいう。

7　この法律において「廃油処理事業」とは、一般の需要に応じ、廃油処理施設により廃油の処理をする事業をいう。

8　この法律において「廃油処理事業者」とは、廃油処理事業を行なうことについて第十一条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者をいう。

9　この法律において「港湾管理者」とは、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。

（法の適用）

第三条　この法律のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船長に関する規定は、船長に代わつてその職務を行なう者に適用する。

（海水の汚濁の防止）

第四条　何人も、船舶から海上に油を排出することにより、海水を汚濁しないように努めなければならない。

第二章　船舶からの油の排出の規制

（船舶からの油の排出の禁止）

第五条　船舶（次条に規定するものを除く。）は、次の海域において油を排出してはならない。

一　本邦（本州、北海道、四国、九州及び運輸省令で定めるその附属の島をいう。以下同じ。）の海岸の基線（千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約（以下「条約」という。）附属書A(1)に規定する基線をいう。）から五十海里以内の海域（港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域を含む。）

二　本邦及び外国の沿岸海域であつて、政令で定めるもの

2　前項の規定は、油送船以外の船舶又は平水区域若しくは沿海区域を航行区域とする油送船（これに準ずる運輸省令で定める油送船を含む。）が次の各号の一に該当する場合における当該船舶からのその運航又は修理に関し必要な油の排出には、適用しない。

一　廃油処理施設が整備されていない港であつて運輸省令で定めるもの（以下この項において「施設未整備港」という。）に入港するため当該港に向つて航行中の場合（施設未整備港以外の港において航行中の場合を除く。）

二　施設未整備港において航行中の場合（施設未整備港以外の港に入港するため当該港に向つて航行中の場合を除く。）

3　前項に規定する油の排出は、海岸からできる限り離れて行なわなければならない。

第六条　総トン数二万トン以上の船舶であつて条約が日本国について効力を生ずる日（以下「条約発効日」という。）以後に建造契約が結ばれたものは、いかなる海域（港則法に基づく港の区域を含む。）においても油を排出してはならない。ただし、特別の事情により油を船舶内に保留することが適当でないと認められる場合であつて運輸省令で定める場合における前条第一項に規定する海域の外においての油の排出については、この限りでない。

2　前項に規定する船舶が同項ただし書に規定する油の排出をしたときは、当該船舶の船長は、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を運輸大臣に報告しなければならない。

第七条　前二条の規定は、次の各号の一に該当する油の排出には、適用しない。

一　船舶の安全を確保し、船舶若しくは積荷の損傷を防止し、又は海上において人命を救助するための油の排出

二　船舶の損傷その他やむを得ない原因による油の排出。ただし、当該油の排出を防止し、又は減少させるための措置をとつた場合に限る。

三　船舶の使用する重油又は潤滑油の清浄化により生ずる残留物の当該船舶からの排出

四　原油、重油及び船舶の機関室以外の場所から流出した潤滑油を含まないビルジの排出

五　捕鯨業に従事する船舶が現に捕鯨作業に使用されている場合の当該船舶からの油の排出

2　前項第三号の残留物の排出は、海岸からできる限り離れて行なわなければならない。

（ビルジ排出防止装置）

第八条　船舶所有者は、運輸省令で定めるビルジ排出防止装置を船舶に設置しなければならない。ただし、当該船舶の推進のために油を燃料として使用しない船舶については、この限りでない。

（油記録簿）

第九条　船長（もつぱら他の船舶に引かれ、又は押されて航行する船舶（以下「引かれ船等」という。）にあつては、船舶所有者。次項及び第三項において同じ。）は、油記録簿を船舶内（引かれ船等にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。第三

項において同じ。）に備え付けなければならない。ただし、油送船以外の船舶であつて当該船舶の推進のために油を燃料として使用しないものについては、この限りでない。

2　船長は、当該船舶に係る油の排出又は油に関する作業であつて、運輸省令で定めるものが行なわれたときは、そのつど、前項の油記録簿に運輸省令で定める事項を記載しなければならない。

3　船長は、第一項の油記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶内に保存しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、油記録簿の様式その他油記録簿に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

（適用除外）

第十条　第五条及び前二条の規定は、油送船以外の船舶であつて総トン数五百トン未満のもの及び総トン数百五十トン未満の油送船には、適用しない。

2　前二条の規定は、日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。）以外の船舶には、適用しない。

第三章　廃油処理事業等

（事業の許可及び届出）

第十一条　港湾管理者以外の者は、廃油処理事業を行なおうとするときは、事業区域ごとに、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2　港湾管理者は、廃油処理事業を行なおうとするときは、その廃油処理設備の設置の工事（工事を要しないときは、その事業の開始の日）の六十日前までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第十二条　前条第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二　事業区域

三　当該事業の用に供する廃油処理設備に関する次の事項

イ　設置の場所（船舶の場合にあつては、主たる根拠地）

ロ　種類及び能力

ハ　処理する廃油の種類

2　前条第二項の規定による届出をする港湾管理者は、前項第三号の事項を記載した届出書を運輸大臣に提出しなければならない。

3　第一項の申請書又は前項の届出書には、事業計画書、廃油処理設備の工事設計書その他の運輸省令で定める書類を添附しなければならない。

（許可の欠格条項）

第十三条　次の各号の一に該当する者は、第十一条第一項の許可を受けることができない。

一　この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二　第二十四条第一項の規定により第十一条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三　法人で、その業務を行なう役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

（許可の基準）

第十四条　運輸大臣は、第十一条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　当該事業の開始が当該事業区域に係る一般の需要に適合するものであること。

二　当該事業の遂行上適切な計画を有するものであ

ること。

三　当該事業の用に供する廃油処理設備が運輸省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

四　当該事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

（事業開始前の廃油処理設備の変更命令）

第十五条　運輸大臣は、第十一条第二項の規定による届出があつた場合において、当該事業の用に供する廃油処理設備が前条第三号の運輸省令で定める技術上の基準に適合するものでないと認めるときは、その届出に係る工事の開始前（工事を要しないときは、その事業の開始前）に限り、その届出をした港湾管理者に対し、廃油処理設備の工事設計の変更（工事を要しないときは、修理又は改造）をすべきことを命ずることができる。

（事業開始の届出）

第十六条　廃油処理事業者は、事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（廃油処理規程）

第十七条　港湾管理者以外の廃油処理事業者は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の条件について廃油処理規程を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　港湾管理者たる廃油処理事業者は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の条件について廃油処理規程を定め、あらかじめ、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

3　前二項の廃油処理規程は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二　料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三　料金の収受及び廃油処理事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

四　特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（廃油の処理の引受義務）

第十八条　廃油処理事業者は、正当な理由がなければ、廃油の処理の引受けを拒絶してはならない。

（廃油処理設備の変更）

第十九条　港湾管理者以外の廃油処理事業者は、第十二条第一項第三号の事項を変更しようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。ただし、同号の事項の変更であつて運輸省令で定める軽微なものをしようとするときは、この限りでない。

2　第十四条の規定は、前項の許可に準用する。

3　港湾管理者たる廃油処理事業者は、第十二条第一項第三号の事項を変更しようとするときは、その変更に必要な廃油処理設備の変更の工事の開始の日（工事を要しないときは、その変更の日）の三十日前までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。ただし、第一項ただし書の運輸省令で定める変更をしようとするときは、この限りでない。

4　第十五条の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。この場合において、同条中「その事業の開始前」とあるのは、「その変更前」と読み替えるものとする。

5　第一項の許可を受け、又は第三項の規定による届出をした廃油処理事業者は、その許可又は届出に係る第十二条第一項第三号の事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

6　廃油処理事業者は、第一項ただし書の運輸省令で定める変更をしたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（氏名等の変更）

第二十条　港湾管理者以外の廃油処理事業者は、第十二条第一項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（廃油処理設備の維持等）

第二十一条　廃油処理事業者は、当該事業の用に供する廃油処理設備を第十四条第三号の運輸省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2　廃油処理事業者は、廃油の処理の方法に関し運輸省令で定める技術上の基準に従つて廃油を処理しなければならない。

3　運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理設備又は当該事業における廃油の処理の方法が、第十四条第三号又は前項の運輸省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、廃油処理事業者に対し、その技術上の基準に適合するように当該事業の用に供する廃油処理設備を修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

（承継）

第二十二条　港湾管理者以外の廃油処理事業者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、廃油処理事業者の地位を承継する。

2　前項の規定により廃油処理事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（事業の休止及び廃止）

第二十三条　廃油処理事業者は、事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（事業の許可の取消し等）

第二十四条　運輸大臣は、港湾管理者以外の廃油処理事業者が次の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めて事業の停止を命じ、又は第十一条第一項の許可を取り消すことができる。

一　この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

二　正当な理由がないのに認可を受けた事項を実施しないとき。

三　第十三条第一号又は第三号に該当することとなつたとき。

2　運輸大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告した上、公開による聴聞を行なわなければならない。

3　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

4　聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（自家用廃油処理施設）

第二十五条　廃油処理事業の用に供する廃油処理施設以外の廃油処理施設（運輸省令で定める小規模のものを除く。以下「自家用廃油処理施設」という。）により廃油の処理を行なおうとする者は、その廃油処理設備の設置の工事の開始の日（工事を要しないときは、その廃油の処理の開始の日）の六十日前までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2　第十二条第一項（同項第二号に係る部分を除く。）

及び第三項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

3　第十五条の規定は、第一項の規定による届出があつた場合に準用する。この場合において、同条中「その事業の開始前」とあるのは、「その廃油の処理の開始前」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第二十六条　第十六条、第十九条第三項から第六項まで及び第二十条から第二十三条までの規定は、前条第一項の規定による届出をした者（以下「自家用廃油処理施設の設置者」という。）に準用する。

第四章　雑則

（港湾管理者への勧告）

第二十七条　運輸大臣は、港湾管理者の管理する港湾において廃油処理施設の整備が十分に行なわれていない場合であつて、船舶の油による海水の汚濁の防止のため必要があると認めるときは、当該港湾管理者に対し、廃油処理施設を整備すべきことを勧告することができる。

（港湾管理者に対する補助）

第二十八条　国は、必要があると認めるときは、廃油処理施設の建設又は改良を行なう港湾管理者に対し、予算の範囲内において、その建設又は改良に要する費用の十分の五を補助するものとする。

（報告の徴収）

第二十九条　運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、運輸省令で定めるところにより、船舶所有者又は船長に対し、当該船舶に係る油の排出又は油に関する作業に関し報告をさせることができる。

2　運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、運輸省令で定めるところにより、廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者に対し、その事業又はその廃油処理施設による廃油の処理に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第三十条　運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶又は引かれ船等を管理する船舶所有者の事務所に立ち入り、ビルジ排出防止装置、油記録簿その他の物件を検査させることができる。

2　運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者の事務所その他の事業場に立ち入り、廃油処理設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（油記録簿の写しの証明）

第三十一条　運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、前条第一項の規定により船舶又は引かれ船等を管理する船舶所有者の事務所に立ち入つた職員に、その職員が作成した油記録簿の記載事項の写しが真正である旨の証明を船長又は引かれ船等の船舶所有者に対して求めさせることができる。

（国の援助）

第三十二条　国は、船舶の油による海水の汚濁の防止に資するため、ビルジ排出防止装置及び廃油処理施設の設置又は改善につき必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

（研究の推進等）

第三十三条　国は、船舶からの油の排出の防止及び廃

油の処理に関する技術の研究その他船舶の油による海水の汚濁の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

（職権の委任）

第三十四条　この法律の規定により運輸大臣の職権に属する事項は、運輸省令で定めるところにより、海運局長に行なわせることができる。

第五章　罰則

第三十五条　第十一条第一項の規定に違反して廃油処理事業を行なつた者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十六条　第五条第一項又は第六条第一項の規定の違反となるような行為をした者は、三月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十七条　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　港湾管理者以外の廃油処理事業者であつて、第十八条の規定に違反したもの

二　第十九条第一項の規定に違反して第十二条第一項第三号の事項を変更した者

三　港湾管理者以外の廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者であつて、第二十一条第三項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したもの

四　第二十四条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五　第二十五条第三項において、又は第二十六条において準用する第十九条第四項において、それぞれ準用する第十五条の規定による命令に違反した者

第三十八条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第八条の規定に違反して船舶を航行の用に供した者

二　港湾管理者以外の廃油処理事業者であつて、第十七条第一項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた廃油処理規程によらないで廃油を処理したもの

三　第二十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十九条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第六条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第九条第一項又は第三項の規定に違反した者

三　第九条第二項の規定により油記録簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

四　港湾管理者以外の廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者であつて、第十六条、第十九条第五項、第二十二条第二項又は第二十三条（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたもの

五　第二十六条において準用する第十九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六　第二十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七　第三十条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

八　第三十一条の規定による証明を拒み、又は忌避した者

第四十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第四十一条　港湾管理者以外の廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者であつて、第十九条第六項又は第二十条（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたものは、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、第五条から第七条まで及び第九条の規定は条約発効日から、第八条の規定は条約発効日の翌日から起算して一年を経過した日から施行する。

（船舶からの油の排出の禁止に関する規定の適用）

第二条　第五条の規定は、次の各号に掲げる日までの間は、当該各号に掲げる船舶からの油の排出には、適用しない。

一　条約発効日の翌日から起算して三年を経過する日　油送船以外の船舶からの油の排出

二　条約発効日の翌日から起算して一年を経過する日　油送船からのビルジの排出

2　前項（同項第一号に係る部分に限る。）の場合において、油の排出は、海岸からできる限り離れて行なわなければならない。ただし、条約発効日の翌日から起算して一年を経過する日までの間におけるビルジの排出については、この限りでない。

3　第六条の規定は、条約発効日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、ビルジの排出には、適用しない。

（廃油処理事業に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に廃油処理事業を行なつている者は、第十一条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

2　前項の規定により読み替えられた第十一条第二項又は同条第二項の規定による届出をして港湾管理者たる廃油処理事業者に対する第十五条の規定の適用については、同条中「その届出に係る工事の開始前（工事を要しないときは、その事業の開始前）」とあるのは、「その事業開始前」とする。

第五条　港湾管理者以外の既存廃油処理事業者は、第十七条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して三月間は、廃油処理規程の認可を受けなくても、廃油を処理することができる。その者がその期間内に同項の認可を申請した場合において、認可があつた旨又は認可しない旨の通知を受けるまでも、同様とする。

2　港湾管理者たる既存廃油処理事業者に対する第十七条第二項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から起算して三月以内に」とする。

第六条　この法律の施行の際現に第十二条第一項第三号の事項を変更するため事業用廃油処理設備の変更の工事を行なつており、又はこの法律の施行の日から起算して二月を経過した日前に、同号の事項を変更するため事業用廃油処理設備の変更の工事を開始し、若しくは事業用廃油処理設備の変更の工事を行なわないで同号の事項を変更する港湾管理者たる廃油処理事業者に対する第十九条第三項の規定の適用については、同項中「その変更に必要な廃油処理設備の変更の工事の開始の日（工事を要しないときは、その変更の日）の三十日前まで」とあるのは、「この法律の施行の日から起算して一月以内」とする。

2　前項の規定により読み替えられた第十九条第三項の規定による届出をした港湾管理者たる廃油処理事業者に対する同条第四項において準用する第十五条の規定の適用については、同項の規定により読み替えられた同条中「その届出に係る工事の開始前（工事を要しないときは、その変更の日）」とあるのは、「その変更前」とする。

（自家用廃油処理施設に関する経過措置）

第七条　この法律の施行の際現に自家用廃油処理施設により廃油の処理を行なつている者は、第二十五条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

2　附則第三条第二項の規定は、前項の規定により読み替えられた第二十五条第一項の規定による届出をした自家用廃油処理施設の設置者（以下「既存自家用廃油処理施設の設置者」という。）に準用する。この場合において、附則第三条第二項中「第十二条第一項各号（港湾管理者たる既存廃油処理事業者にあつては、同項第三号）」とあるのは、「第十二条第一項第一号及び第三号」と読み替えるものとする。

第八条　この法律の施行の際現に事業用廃油処理設備（以下「事業用廃油処理設備」という。）の設置の工事を行なつており、又はこの法律の施行の日から起算して三月を経過した日前に、事業用廃油処理設備の設置の工事を開始し、若しくは事業用廃油処理設備の設置の工事を行なわないで廃油処理事業を開始する港湾管理者（既存廃油処理事業者を除く。）に対する第十一条第二項の規定の適用については、同項中「その廃油処理設備の工事の開始の日（工事を要しないときは、その事業の開始の日）の六十日前まで」とあるのは、「この法律の施行の日から起算して一月以内」とする。

2　前項の規定により読み替えられた第十一条第二項の規定による届出をして港湾管理者たる廃油処理事業者に対する第十五条の規定の適用については、同項中「その届出に係る工事の開始前（工事を要しないときは、その事業の開始前）」とあるのは、「その事業開始前」とする。

第九条　この法律の施行の際現に第十二条第一項第三号の事項を変更するため自家用廃油処理設備の変更の工事を行なつており、又はこの法律の施行の日から起算して二月を経過した日前に、同号の事項を変更するため自家用廃油処理設備の変更の工事を開始し、若しくは自家用廃油処理設備の変更の工事を行なわないで同号の事項を変更する自家用廃油処理施設の設置者に対する第二十六条において準用する第十九条第三項の規定の適用については、同項中「その

（既存自家用廃油処理施設の設置者を除く。）に対する第二十五条第一項の規定の適用については、同項中「その廃油処理設備の設置の工事の開始の日（工事を要しないときは、その廃油の処理の開始の日）の六十日前まで」とあるのは、「この法律の施行の日から起算して一月以内」とする。

2　前項の規定により読み替えられた第二十五条第一項の規定による届出をした自家用廃油処理施設の設置者に対する同条第三項において準用する第十五条の規定の適用については、同項の規定により読み替えられた同条中「その届出に係る工事の開始前（工事を要しないときは、その廃油の処理の開始前）」とあるのは、「その廃油の処理の開始前」とする。

第十条　この法律の施行の際現に第十二条第一項第三号の事項を変更するため自家用廃油処理設備の変更の工事を行なつており、又はこの法律の施行の日から起算して二月を経過した日前に、同号の事項を変更するため自家用廃油処理設備の変更の工事を開始し、若しくは自家用廃油処理設備の変更の工事を行なわないで同号の事項を変更する自家用廃油処理施設の設置者に対する第二十六条において準用する第十九条第三項の規定の適用については、同項中「その

変更に必要な廃油処理設備の変更の工事の開始の日（工事を要しないときは、その変更の日）の三十日前まで」とあるのは、「この法律の施行の日から起算して一月以内」とする。

2　前項の規定により読み替えられた第二十六条において準用する第十九条第三項の規定による届出をした自家用廃油処理施設の設置者に対する第二十六条において準用する第十九条第四項において準用する第十五条の規定の適用については、第二十六条において準用する同項の規定により読み替えられた第十五条中「その届出に係る工事の開始前（工事を要しないときは、その変更前）」とあるのは、「その変更前」とする。

（経過措置に関する罰則）

第十条　港湾管理者以外の既存廃油処理事業者又は既存自家用廃油処理施設の設置者であつて、附則第三条第二項（附則第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して届出書を提出せず、又は虚偽の届出書を提出したものは、一万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

（運輸省設置法の一部改正）

第十一条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号の十一の次に次の一号を加える。

十四の十二　廃油処理事業及び自家用廃油処理施設に関し、許可し、認可し、又は必要な処分をすること。

第二十二条第一項第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三　船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律（昭和四十二年法律第百二十七号）第二条第六項に規定する廃油処理施設（港湾役務提供用船舶を除く。）

第二条第五項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　廃油処理施設　船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律（昭和四十二年法律第百二十七号）第二条第六項に規定する廃油処理施設（港湾役務提供用船舶を除く。）

第二条第五項第十三号中「並びに船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶」を「、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶並びに船舶の廃油の処理の用に供する船舶」に改める。

第十二条第一項第八号中「補助」の下に「、船舶の廃油の処理」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則に第九十八項として次の一項を加える。

（廃油処理施設に対して課する固定資産税に関する特例）

'98　船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律

（昭和四十二年法律第百二十七号）第十一条第一項の許可を受けた者又は同法第二十五条第一項の規定による届出をした者が昭和四十二年一月二日から昭和四十五年一月一日までの間に新設した同法第二条第六項に規定する廃油処理施設で政令で定めるもの（第三百四十九条の三第六項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該施設に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年年度分の固定資産税に限り、当該施設に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

（船舶整備公団法の一部改正）

第十四条　船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

13　この法律において「ビルジ排出防出装置」とは、船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律（昭和四十二年法律第百二十七号）第二条第四項に規定するビルジ排出防止装置をいう。

第十三条第二号中「若しくは港湾運送用荷役機械」を、港湾運送用荷役機械若しくはビルジ排出防止装置」に改める。

第十九条中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　ビルジ排出防止装置を船舶に設置しようとする者に対し、その設置に必要な資金を貸し付けること。

（法務・大蔵・運輸・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百二十八号（昭四二・八・一）

◎所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約（以下「条約」という。）を実施するため、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（配当、利子又は使用料に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第二条　ブラジルの居住者（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人（同項第八号に規定する人格のない社団等

を含む。）で、ブラジル合衆国の条約第三条第一項に規定する居住者であるものをいう。以下同じ。）が支払を受ける条約第九条第一項に規定する配当で同条第二項第二文の規定に該当するもの、条約第十条第一項に規定する利子で同条第二項(a)から(d)までの規定に該当するもの及び条約第十一条第一項に規定する使用料のうち、同法の施行地にその源泉があるもの（その者の同法の施行地にある条約第四条に規定する恒久的施設に帰せられるものを除く。以下「配当等」という。）に対する同法第百七十条、第百七十九条又は第二百十三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

2　前項の規定は、配当等に対し所得税を課さず、又は配当等に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

（配当、利子又は使用料に対する申告納税に係る所得税等の軽減）

第三条　所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者又は法人税法第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当するブラジルの居住者が配当等に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の合計金額の百分の十に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

2　前項に規定する所得税額又は法人税額のうち同項に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

（双方居住者の取扱い）

第四条　所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者で条約第三条第二項の規定により条約の適用上ブラジル合衆国の居住者とみなされるものは、同法第二条第一項第五号に規定する非居住者とみなして、同法（第十五条及び第十六条を除く。）及びこの法律の規定を適用する。

（双方居住者の取扱い等で地方税に係るものに関する手続）

第五条　大蔵大臣は、条約第七条第二項の規定の適用があつた者に係る条約第三条第二項の合意をする場合又は地方公共団体が課する租税に関し条約第二十五条第二項の合意をする場合には、あらかじめ自治大臣に協議し、その結果に基づいて、これをするものとする。

2　自治大臣は、前項の規定により大蔵大臣から協議を受けた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体の意見をきかなければならない。

（実施規定）

第六条　第二条から前条までに定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附　則

1　この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2　第二条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年の翌年の一月一日以後に支払を受けるべき配当等について適用する。

3　第三条の規定は、施行日の属する年の翌年の一月一日（同条第一項に規定する者が法人である場合には、当該法人の同日以後最初に開始する事業年度の開始の日）以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する所得について適用する。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百二十九号（昭四二・八・二）

◎所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和四十二年法律第百五十三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条　この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約（以下「条約」という。）を実施するため、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の特例その他必要な事項を定める。

（配当に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第二条　ノールウェーの居住者（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人（同項第八号に規定する人格のない社団等を含む。）で、ノールウェー王国の条約第四条第一項に規定する居住者であるものをいう。以下同じ。）が支払を受ける条約第十条第一項に規定する配当で同法の施行地にその源泉があるもの（その者の同法の施行地にある条約第五条に規定する恒久的施設に帰せられるものを除く。）に対する同法第百七十条、第百七十九条又は第二百十三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配当のうち条約第十条第二項(a)の規定に該当するものに対する同法第百七十九条又は第二百十三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

（利子、使用料等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第三条　ノールウェーの居住者が支払を受ける条約第十一条第一項に規定する利子又は条約第十二条第一

項若しくは第六項に規定する使用料若しくは収入で所得税法の施行地にその源泉があるもの（その者の同法の施行地にある条約第五条に規定する恒久的施設に帰せられるものを除く。）に対する同法第百七十条、第百七十九条又は第二百十三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

2　前項の規定は、同項に規定する利子、使用料若しくは収入に対し所得税を課さず、又は当該利子、使用料若しくは収入に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

（配当、利子、使用料等に対する申告納税に係る所得税の軽減）

第四条　所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者に該当するノールウェーの居住者である個人が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の所得税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該各号に掲げる所得に係る収入金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

一　第二条に規定する配当に係る所得　百分の十五

二　前条第一項に規定する利子、使用料又は収入に係る所得　百分の十

三　第三条第一項に規定する利子、使用料又は収入に係る所得　百分の八・七

2　前項に規定する所得税額のうち同項に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

（配当、利子、使用料等に対する法人税の軽減）

第五条　法人税法第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当するノールウェーの居住者である法人（同法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該各号に掲げる所得に係る収入金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

一　第二条に規定する配当（次号の配当に該当するものを除く。）に係る所得　百分の十三

二　第二条ただし書に規定する配当に係る所得　百分の八・七

三　第三条第一項に規定する利子、使用料又は収入に係る所得　百分の八・七

2　前項に規定する法人税額のうち同項に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

（配当、利子、使用料等に対する地方税の課税の特例）

第六条　ノールウェーの居住者である法人に対して課する次の各号に掲げる地方税については、その課税標準である法人税額のうち前条第一項各号に掲げる所得に対応する部分の金額に係る税率は、それぞれ次の各号に掲げる税率とする。

一　道府県民税の法人税割　百分の五・八

二　市町村民税の法人税割　百分の八・九

三　都民税の法人税割　百分の十四・七

2　前項に規定するその課税標準である法人税額のうち前条第一項各号に掲げる所得に対応する部分の金額は、当該法人の法人税額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

3　二以上の都道府県又は市町村において事務所又は事業所を有する法人で第一項の規定の適用を受けるものが地方税法第五十七条第一項又は第三百二十一条の十三第一項の規定によりその法人税額を関係都道府県又は関係市町村に分割する場合には、当該法人税額を第一項の規定の適用がある部分の金額とその他の部分の金額とに区別して、それぞれ分割するものとする。

（双方居住者の取扱い）

第七条　所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者で条約第四条第二項の規定により条約の適用上ノールウェー王国の居住者とみなされるものは、同法及び地方税法の施行地に住所及び居所を有しないものとみなして、所得税法（第十五条及び第十六条を除く。）、地方税法（道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税に係る部分に限る。）及びこの法律の規定を適用する。

（双方居住者の取扱い等で地方税に係るものに関する手続）

第八条　大蔵大臣は、条約第四条第二項の合意をする場合又は地方公共団体が課する租税に関し条約第二十五条第二項の合意をする場合には、あらかじめ自治大臣に協議し、その結果に基づいて、これをするものとする。

2　自治大臣は、前項の規定により大蔵大臣から協議を受けた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体の意見をきかなければならない。

（実施規定）

第九条　第二条から前条までに定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令、自治省令で定める。

附　則

1　この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2　第二条及び第三条中所得税法第百七十条及び第百七十九条の規定に係る部分は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する配当又は第三条第一項に規定する利子、使用料若しくは収入につき、同日前に支払を受けるべき改正前の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（以下「旧法」という。）第二条に規定する使用料若しくは所得、配当又は利子については、なお従前の例による。

3　第二条及び第三条中所得税法第二百十三条第一項の規定に係る部分は、施行日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する配当又は第三条第一項に規定する利子、使用料若しくは収入で施行日以後に支払われるものについて適用し、施行日前に支払われる旧法第二条に規定する使用料若しくは所得、配当又は利子については、なお従前の例による。

4　第四条の規定は、施行日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲げる所得について適用する。

5　第五条の規定は、施行日の属する年の一月一日以後に開始する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲げる所得について適用する。

6　第六条の規定は、施行日の属する年の一月一日以後に開始する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき第五条第一項各号に掲げる所得に係る法人税額は、当該法人の法人税額のうち、当該所得に対応する部分の金額とその他の部分の金額とに区別して、それぞれ分割するものとする。

額を課税標準として課する道府県民税、市町村民税及び都民税について適用する。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百三十号（昭四二・八・二）

◎計理士の名称の使用に関する法律（衆法）

1　昭和四十二年三月三十一日において、大蔵省に備える計理士名簿に登録を受けていた者は、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずる業務（他の法律においてその業務を行なうことが制限されているものを除く。）を営むについて計理士の名称を使用することができる。

2　前項に規定する者以外の者は、計理士の名称を使用してはならない。

3　前項の規定に違反した者は、二万円以下の過料に処する。

附　則

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百三十一号（昭四二・八・二）

◎土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（衆法）

（目的）

第一条　この法律は、土砂等の運搬の用に供する大型自動車の使用について必要な規制を行なうとともに、土砂等の運搬に関する事業の協業化等を図ること等により、土砂等の輸送に関する秩序を確立し、もつて道路交通の安全に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「土砂等」とは、土、砂利（砂及び玉石を含む。）、砕石その他政令で定める物をいう。

2　この法律において「大型自動車」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三条に規定する大型自動車であつて、もつぱら貨物を運搬する構造のもの

をいう。

3　この法律において「事業用自動車」とは、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項に規定する事業用自動車をいう。

（表示番号の指定）

第三条　土砂等の運搬の用に供するため大型自動車（事業用自動車であるものを除く。）を使用しようとする者は、運輸省令で定めるところにより、次に掲げる事項を運輸大臣に届け出るとともに、運輸大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　経営する事業の種類及び規模その他の概要

三　自動車の自動車登録番号、車名、初度登録年及び最大積載量

四　運搬する主要貨物の種類及びその年間予定数量

五　自動車の車庫又は常置場所の位置

六　運転者を雇用する場合にあつては、運転者の勤務時間、乗務時間及び乗務距離

七　自らその運転者である場合にあつては、その乗務時間及び乗務距離

八　前各号に掲げるもののほか、運輸省令で定める

もの

2　土砂等の運搬の用に供するため大型自動車（事業用自動車であるものに限る。）を使用しようとする者は、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

3　第一項の規定による届出をした者は、当該届出事項に変更があつたときは、運輸省令で定めるところにより、すみやかに、その旨を運輸大臣に届け出るとともに、運輸大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

4　第一項又は前項の規定による届出は、道路運送法第九十九条第一項の規定による届出とみなす。

（表示番号等の表示）

第四条　土砂等の運搬の用に供する大型自動車（以下「土砂等運搬大型自動車」という。）を使用する者は、運輸省令で定めるところにより、前条第一項から第三項までの規定による指定に係る表示番号その他運輸省令で定める事項を当該土砂等運搬大型自動車の外側に見やすいように表示しなければならない。

（使用廃止の届出）

第五条　第三条第一項から第三項までの規定による表示番号の指定に係る土砂等運搬大型自動車を使用する者は、当該土砂等運搬大型自動車を土砂等の運搬の用に供しないこととなつたときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（積載重量の自重計の取付け）

第六条　土砂等運搬大型自動車を使用する者は、通商産業省令、運輸省令で定める技術上の基準に適合する積載重量の自重計（積載重量を自動的に計量するための装置をいう。）を当該土砂等運搬大型自動車に取り付けなければならない。

（使用の制限及び禁止）

第七条　運輸大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。

一　交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、道路交通法第十七条の違反行為をしたとき。

二　道路交通法第百十七条の二第一号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三　道路交通法第百十八条第一項第一号から第三号まで若しくは第五号又は第百十九条第一項第一号から第三号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。

2　警視総監又は道府県警察本部長は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、前項各号のいずれかに該当することとなつたと認めたときは、すみやかに、意見を附して、その旨を当該土砂等運搬大型自動車を使用する者の住所地を管轄する陸運局長に通報しなければならない。

3　運輸大臣は、第一項の処分をしようとするときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

第八条　運輸大臣は、土砂等の運搬のための土砂等運搬大型自動車の運転に係る労働につき、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第五条、第三十二条、第三十五条若しくは第三十七条の規定、同法第四十条の規定に基づいて発する命令の規定又は同法第五十一条の規定に違反する行為があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。

2　都道府県労働基準局長は、土砂等の運搬のための土砂等運搬大型自動車の運転に係る労働につき、前項の違反行為があつたと認めたときは、すみやかに、意見を附して、その旨を当該土砂等運搬大型自動車を使用する者の住所地を管轄する陸運局長に通報しなければならない。

3　前条第三項の規定は、第一項の処分をしようとする場合に準用する。

（自動車検査証の返納等）

第九条　運輸大臣は、第七条第一項又は前条第一項の規定により土砂等運搬大型自動車の使用を禁止したときは、当該土砂等運搬大型自動車の道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による自動車検査証を陸運局長に返納し、又は当該土砂等運搬大型自動車の同法による自動車登録番号標及びその封印を取りはずしたうえ、その自動車登録番号標について陸運局長の領置を受けるべきことを命ずることができる。

2　陸運局長は、前二条に規定する土砂等運搬大型自動車の使用の禁止の期間が満了したときは、前項の規定により返納を受けた自動車検査証又は同項の規定により領置した自動車登録番号標を返付しなければならない。

3　前項の自動車登録番号標の返付を受けた者は、当該自動車登録番号標を当該土砂等運搬大型自動車に取り付け、陸運局長の封印の取付けを受けなければならない。

4　陸運局長は、第一項の規定による命令に係る土砂

等運搬大型自動車であつて、道路運送車両法の規定による抹消登録をしたものについては、前二条に規定する土砂等運搬大型自動車の使用の禁止の期間が満了するまでは、同法第二十二条第一項の新規登録用謄本を交付しないものとする。

（不服申立てと訴訟との関係）

第十条　第七条第一項、第八条第一項又は前条第一項の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（協業化等の促進）

第十一条　国は、大型自動車を使用して行なう土砂等の運搬に関する事業（以下単に「土砂等の運搬に関する事業」という。）の協業化及びその経営の近代化を促進するため、税制上及び金融上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2　地方公共団体は、土砂等の運搬に関する事業の協業化及びその経営の近代化を促進するため、金融上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

（土砂等の運搬に関する事業を行なう者の団体）

第十二条　土砂等の運搬に関する事業を行なう者が次に掲げる事項の全部又は一部を行なうことを主たる目的として組織する団体（法人であるものに限る。）は、その成立の日から三十日以内に、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に、政令で定める事項を届け出なければならない。

一　構成員が行なう交通事故の防止を図るための措置に関する指導、調査及び研究

二　構成員が雇用する運転者の技能及び教養の向上を図るための指導、調査及び研究

三　団体としての交通安全に関する意見の公表又は行政庁に対する申出

四　行政庁が構成員に対して発する通知の構成員への伝達その他行政庁が交通安全に関し行なう措置に対する協力

五　この法律その他交通関係法令及び労働基準関係法令の違反行為の予防

2　内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を関係各大臣に通知するものとする。

3　都道府県知事は、第一項の規定による届出をしたときは、当該届出の内容を内閣総理大臣及び関係各大臣に通知するものとする。

（報告等）

第十三条　内閣総理大臣及び関係各大臣並びに都道府県知事は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による届出をした団体に対し、その行なう事業に関して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（指導及び育成）

第十四条　国及び地方公共団体は、第十二条第一項の規定による届出をした団体の指導及び育成に努めるものとする。

（土砂等の輸送体系の確立）

第十五条　国及び地方公共団体は、安全かつ合理的な土砂等の輸送体系を確立するため、鉄道又は船舶による大量輸送を促進するとともに、輸送施設の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（報告及び検査）

第十六条　運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、土砂等運搬大型自動車の運転に関し、前項各号のいずれかに該当することとなつたと認めたときは、すみやかに、意見を附して、その旨を当該土砂等運搬大型自動車を使用する者の住所地を管轄する陸運局長に通報しなければならない。聴聞に際しては、当該土砂等

する者の事務所その他の事業場又は土砂等運搬大型自動車の所在する場所に立ち入り、土砂等運搬大型自動車、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

3　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（権限の委任）

第十七条　この法律に規定する運輸大臣の権限は、政令で定めるところにより、陸運局長又は都道府県知事に委任することができる。

2　第七条第二項、第八条第二項又は第九条に規定する陸運局長の権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

（政令への委任）

第十八条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（罰則）

第十九条　第七条第一項又は第八条第一項の規定による処分に違反した者は、三月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第四条の規定に違反して、表示をせず、又は虚偽の表示をした者

二　第九条第一項の規定による命令に違反した者

三　第九条第三項の規定に違反した者

第二十一条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第六条の規定に違反した者

二　第十六条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人若しくは人の業務又はその法人若しくは人が使用する大型自動車に関し、第十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第二十三条　第三条第一項若しくは第三項又は第五条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条の規定は、公布の日から起算して九箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の際現に土砂等運搬大型自動車を使用している者は、この法律の施行の日から三箇月以内に、当該土砂等運搬大型自動車について第三条第一項の届出及び申請又は同条第二項の申請をすれば足りる。

3　この法律の施行（附則第一項ただし書の規定による施行をいう。以下この項において同じ。）の際現に土砂等運搬大型自動車を使用している者は、この法律の施行の日から三箇月以内に、第六条に規定する積載重量の自重計を当該土砂等運搬大型自動車に取り付ければ足りる。

4　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（運輸省設置法の一部改正）

5　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第四十号の二を第四十号の三とし、第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二　土砂等の運搬の用に供する大型自動車の使用を規制すること。

（自衛隊法の一部改正）

6　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百十四条の次に次の一条を加える。

（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の適用除外）

第百十四条の二　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）の規定は、自衛隊の使用する自動車については、適用しない。

（内閣総理・法務・通商産業・運輸・労働大臣署名）

法律第百三十二号（昭四二・八・三）

◎公害対策基本法

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　公害の防止に関する基本的施策
第一節　環境基準（第九条）
第二節　国の施策（第十条―第十七条）
第三節　地方公共団体の施策（第十八条）
第四節　特定地域における公害の防止（第十九条・第二十条）
第五節　公害に係る紛争の処理及び被害の救済（第二十一条）
第三章　費用負担及び財政措置等（第二十二条―第二十四条）
第四章　公害対策会議及び公害対策審議会
第一節　公害対策会議（第二十五条・第二十六条）
第二節　公害対策審議会（第二十七条―第二十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、事業者、国及び地方公共団体の公害の防止に関する責務を明らかにし、並びに公害の防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図り、もつて国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

2　前項に規定する生活環境の保全については、経済の健全な発展との調和が図られるようにするものとする。

（定義）

第二条　この法律において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2　この法律にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

（事業者の責務）

第三条　事業者は、その事業活動による公害を防止す

るために必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する公害の防止に関する施策に協力する責務を有する。

2　事業者は、物の製造、加工等に際して、その製造、加工等に係る製品が使用されることによる公害の発生の防止に資するように努めなければならない。

（国の責務）

第四条　国は、国民の健康を保護し、及び生活環境を保全する使命を有することにかんがみ、公害の防止に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、住民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（住民の責務）

第六条　住民は、国又は地方公共団体が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するように努めなければならない。

（年次報告等）

第七条　政府は、毎年、国会に、公害の状況及び政府が公害の防止に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、前項の報告に係る公害の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

（放射性物質による大気の汚染等の防止）

第八条　放射性物質による大気の汚染及び水質の汚濁の防止のための措置については、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）その他の関係法律で定めるところによる。

第二章　公害の防止に関する基本的施策

第一節　環境基準

第九条　政府は、大気の汚染、水質の汚濁及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2　前項の基準のうち、生活環境に係る基準を定めるにあたつては、経済の健全な発展との調和を図るように考慮するものとする。

3　第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4　政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

第二節　国の施策

（排出等に関する規制）

第十条　政府は、公害を防止するため、事業者等の遵守すべき基準を定める等により、大気の汚染又は水質の汚濁の原因となる物質の排出等に関する規制の措置を講じなければならない。

2　政府は、公害を防止するため、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭について、前項に準じて必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（土地利用及び施設の設置に関する規制）

第十一条　政府は、公害を防止するため、土地利用に関し、必要な規制の措置を講ずるとともに、公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域について、公害の原因となる施設の設置を規制する措置を講じなければならない。

（公害防止に関する施設の整備等の推進）

第十二条　政府は、緩衝地帯の設置等公害の防止のために必要な事業及び下水道その他公害の防止に資する公共施設の整備の事業を推進する措置を講じなければならない。

（監視、測定等の体制の整備）

第十三条　政府は、公害の状況をは握し、及び公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めなければならない。

（調査の実施）

第十四条　政府は、公害の予測に関する調査その他公害の防止のために講ずべき施策の策定に必要な調査を実施しなければならない。

（科学技術の振興）

第十五条　政府は、公害の防止に資する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成等必要な措置を講じなければならない。

（知識の普及等）

第十六条　政府は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止の思想を高めるように努めなければならない。

（地域開発施策等における公害防止の配慮）

第十七条　政府は、都市の開発、企業の誘導等地域の開発及び整備に関する施策の策定及び実施にあたつては、公害の防止について配慮しなければならない。

第三節　地方公共団体の施策

第十八条　地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、前節に定める国の施策に準ずる施策を講ずるほか、当該地域の自然的、社会的条件に応じた公害の防止のために必要なその他の施策を実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村の行なう施策の総合調整にあたるものとする。

第四節　特定地域における公害の防止

（公害防止計画の作成）

第十九条　内閣総理大臣は、次のいずれかに該当する地域について、当該地域において実施されるべき公害の防止に関する施策に係る計画（以下「公害防止計画」という。）の基本方針を示して関係都道府県知事に対し当該計画の策定を指示するものとする。

一　現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域

二　人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域

2　関係都道府県知事は、前項の指示を受けたときは、同項の基本方針に基づき公害防止計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けるものとする。

3　内閣総理大臣は、第一項の指示及び前項の承認を行なうにあたつては、あらかじめ、公害対策会議の議を経なければならない。

4　内閣総理大臣は、第一項の指示を行なうにあたつては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

（公害防止計画の達成の推進）

第二十条　国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第五節　公害に係る紛争の処理及び被害の救済

第二十一条　政府は、公害に係る紛争が生じた場合における和解の仲介、調停等の紛争処理制度を確立するため、必要な措置を講じなければならない。

2　政府は、公害に係る被害に関する救済の円滑な実施を図るための制度を確立するため、必要な措置を

講じなければならない。

第三章　費用負担及び財政措置等

（費用負担）

第二十二条　事業者は、その事業活動による公害を防止するために国又は地方公共団体が実施する事業について、当該事業に要する費用の全部又は一部を負担するものとする。

2　前項の規定により事業者に同項の費用を負担させる場合における負担の対象となる費用の範囲、費用を負担させる事業者の範囲、各事業者に負担させる額の算出方法その他その負担に関し必要な事項については、別に法律で定める。

（地方公共団体に対する財政措置）

第二十三条　国は、地方公共団体が公害の防止に関する施策を講ずるために要する費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならない。

（事業者に対する助成）

第二十四条　国又は地方公共団体は、事業者が行なう公害の防止のための施設の整備について、必要な金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならない。

2　前項の措置を講ずるにあたつては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

第四章　公害対策会議及び公害対策審議会

第一節　公害対策会議

（設置及び所掌事務）

第二十五条　総理府に、附属機関として、公害対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2　会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一　公害防止計画に関し、第十九条第三項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか、公害の防止に関する基本的かつ総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

三　前二号に掲げるもののほか、法令の規定により その権限に属する事務

（組織等）

第二十六条　会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2　会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3　委員は、関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4　会議に、幹事を置く。

5　幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6　幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7　会議の庶務は、厚生省環境衛生局において処理する。

8　前各号に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節　公害対策審議会

（中央公害対策審議会）

第二十七条　総理府に、附属機関として、中央公害対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一　内閣総理大臣の諮問に応じ、公害対策に関する基本的事項を調査審議すること。

二　前号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

3　審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

第二十八条　審議会は、委員二十人以内で組織する。

2　委員は、公害の防止に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　委員は、非常勤とする。

4　審議会の庶務は、厚生省環境衛生局において処理する。

5　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（地方公害対策審議会）

第二十九条　地方公共団体は、当該地方公共団体における公害対策に関する基本的事項を調査審議させる等のため、条例で定めるところにより、地方公害対策審議会を置くことができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中歴史的風土審議会の項の次に次のように加える。

公害対策会議	公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十二号）第二十五条第二項各号に掲げる事項を行なうこと。
中央公害対策審議会	公害対策基本法第二十七条第二項各号に掲げる事項を行なうこと。

3　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項に次の一号を加える。

十七　公害対策会議及び中央公害対策審議会の庶務に関すること。

第九条の二第二項中「第十四号まで」の下に「及び第十七号」を加える。

第二十九条第一項の表中「公害審議会」を「生活環境審議会」に改める。

（内閣総理・法務・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・建設・自治大臣署名）

法律第百三十三号（昭四二・八・一〇）

◎住居表示に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（町又は字の区域の合理化等）

第五条　街区方式によつて住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理な町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするように努めなければならない。この場合において、町又は字の名称をあらたに定めるときは、できるだけ従来の名称に準拠するとともに、読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

第五条の次に次の一条を加える。

（町又は字の区域の新設等の手続の特例）

第五条の二　市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、第二条に規定する方法による住居表示の実

施のため、地方自治法第二百六十条第一項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更（以下「町又は字の区域の新設等」という。）について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

2　前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から三十日を経過する日までに、その五十人以上の連署をもつて、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

3　市町村長は、前項の期間が経過するまでの間は、住居表示の実施のための町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出することができない。

4　第二項の変更の請求があつたときは、市町村長は、直ちに当該変更の請求の要旨を公表しなければならない。

5　市町村長は、第二項の変更の請求があつた場合において、当該変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出するときは、当該変更の請求書を添えてしなければならない。

6　市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該処分に係る町又は字の区域内に住所を有する者から意見をきいた後でなければ、当該議案の議決をすることができない。

7　市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案については、これを議決することを妨げない。

8　第二項の市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者とは、第一項の公示の日において選挙人名簿に登録されている者をいう。

第七条中「住居表示の実施」の下に「並びに第四条の規定による街区符号、道路の名称又は住居番号の設定、変更又は廃止」を加える。

第十条第二項中「第五条」の下に「、第五条の二」を加え、同条に次の一項を加える。

3　自治大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、報告を求め、又は援助若しくは助言をすることができる。

本則中第十二条の次に次の一条を加える。

（政令への委任）

第十三条　この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第二項を次のように改める。

（住居表示の実施に関する経過規定）

2　市町村は、従前のならわしによる住居の表示が住民の日常生活に不便を与えている市街地である区域について、すみやかにこの法律の規定による住居表示を実施するように努めなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　この法律による改正後の住居表示に関する法律（以下「新法」という。）第五条の二の規定は、この法律の施行の際すでに議案を議会に提出してある町又は字の区域の新設等に関する処分については、適用しない。

（町又は字の区域の新設等の処分に関する経過規定）

3　都道府県知事は、この法律による改正前の住居表示に関する法律の規定により住居表示の実施のために行なわれた町又は字の区域の新設等に関する処分で地方自治法第二百六十条第二項の規定による告示がなされたものについて、新法第五条の規定又は同法第十二条の規定により自治大臣が定めた技術的基準に適合していないものがあると認めるときは、当該告示がなされた日（当該告示がこの法律施行の日前になされた場合にあつては、この法律施行の日）から六月以内に、市町村長に対し、当該処分の是正のために必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

4　前項の求めに係る町又は字の区域の新設等の処分に関する市町村の議会の議決については、新法第五条の二第六項の規定を準用する。

（自治・内閣総理大臣署名）

法律第百三十四号（昭四二・八・一五）

◎貿易研修センター法

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　設立（第六条―第十条）
第三章　管理（第十一条―第十五条）
第四章　業務（第十六条―第十九条）
第五章　監督（第二十条・第二十一条）
第六章　解散及び清算（第二十二条―第二十四条）
第七項　罰則（第二十五条―第二十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　貿易研修センターは、わが国と外国との経済の交流の促進に資するため、貿易を主とする国際的な経済活動に係る業務に従事する者等に対し、その資質の向上に必要な研修を実施することを目的とする。

（法人格）

第二条　貿易研修センター（以下「研修センター」という。）は、法人とする。

（名称）

第三条　研修センターは、その名称中に貿易研修センターという文字を用いなければならない。

2　研修センターでない者は、その名称中に貿易研修センターという文字を用いてはならない。

（登記）

第四条　研修センターは、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第五条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、研修センターについて準用する。

第二章　設立

（発起人）

第六条　研修センターを設立するには、貿易を主とする国際的な経済活動について専門的な知識を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

（設立の認可）

第七条　発起人は、定款、業務方法書及び事業計画書を通商産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2　前項の業務方法書及び事業計画書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第八条　通商産業大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、申請の内容が次の各号の一に該当せず、かつ、その業務が健全に行なわれ、わが国と外国との経済の交流の促進に資することが確実であると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一　設立の手続又は定款、業務方法書若しくは事業計画書の内容が法令に違反するとき。

二　定款、業務方法書又は事業計画書に、虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けているとき。

三　他の研修センターがすでに成立していとき。

（事務の引継ぎ）

第九条　設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を研修センターの会長となるべき者に引き継がなければならない。

（成立の時期）

第十条　研修センターは、主たる事務所の所在地で設立の登記をすることによつて成立する。

第三章　管理

（定款記載事項）

第十一条　研修センターの定款には、次の事項を記載しなければならない。

一　目的
二　名称
三　事務所の所在地
四　業務
五　役員の選任方法その他の役員に関する事項
六　評議員会に関する事項
七　資産及び会計に関する事項
八　定款の変更に関する事項
九　解散に関する事項
十　事業年度
十一　公告の方法
十二　設立当初の役員

（役員）

第十二条　研修センターに役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

2　研修センターに、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事五人以内を置くことができる。

3　会長、理事長及び監事の選任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（役員の職務及び権限）

第十三条　会長は、研修センターを代表し、その業務を総理する。

2　理事長は、研修センターを代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して研修センターの業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を行なう。

3　理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して研修センターの業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4　監事は、研修センターの業務を監査する。

（代表権の制限）

第十四条　研修センターと会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研修センターを代表する。

（評議員会）

第十五条　研修センターの業務の運営に関する重要事項を審議させるため、研修センターに、評議員会を置く。

2　評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

3　評議員は、研修センターの業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて会長が任命する。

第四章　業務

（業務）

第十六条　研修センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　貿易を主とする国際的な経済活動に係る業務に従事する者等に対する専門的かつ効率的な研修の実施

二　前号の研修の実施に必要な調査研究

三　前二号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務

（定款及び業務方法書の変更）

第十七条　研修センターは、定款又は業務方法書を変更しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（事業計画及び収支予算）

第十八条　研修センターは、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財産目録、貸借対照表及び収支計算書）

第十九条　研修センターは、毎事業年度終了後二月以内に、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を通商産業大臣に提出しなければならない。

第五章　監督

（報告及び検査）

第二十条　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研修センターに対し報告をさせ、又はその職員に、研修センターの事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（監督命令等）

第二十一条　通商産業大臣は、前条第一項の規定により報告をさせ、又は検査を行なつた場合において、研修センターの業務又は会計が法令若しくはこれに基づく通商産業大臣の処分又は定款若しくは業務方法書に違反すると認めるときは、研修センターに対して、この法律の目的を達成するため必要な限度において、役員の解任、業務の停止、定款又は業務方法書の変更その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2　通商産業大臣は、研修センターが前項の規定による命令に従わなかつたときは、その役員を解任し、又はその業務を停止し、若しくは設立の認可を取り消すことができる。

第六章　解散及び清算

（解散）

第二十二条　研修センターは、次の事由によつて解散する。

一　定款で定めた解散事由の発生
二　破産
三　設立の認可の取消し

2　前項第一号に掲げる事由による解散は、通商産業大臣の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。

（残余財産の帰属）

第二十三条　研修センターが解散した場合における残余財産の処分については、政令で定める。

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第二十四条　民法第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで（法人の解散及び清算）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六条前段、第百三十七条前段並びに第百三十八条（法人の清算の監督）の規定は、研修センターの解散及び清算について準用する。

第七章　罰則

第二十五条　第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2　研修センターの役員又は研修センターの代理人、使用人その他の従業者が、研修センターの業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、研修センターに対しても同項の罰金刑を科する。

第二十六条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研修センターの役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第四条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第十六条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第十九条に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

五　第二十四条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

六　第二十四条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

第二十七条　第三条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）

第二条　この法律の施行の際現にその名称中に貿易研修センターという文字を用いている者については、第三条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条　研修センターの最初の事業年度の事業計画及び収支予算については、第十八条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「研修センターの成立後遅滞なく」とする。

（地方税法の一部改正）

第四条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第一号中「及び私立学校法第六十四条第四項の法人」を「、私立学校法第六十四条第四項の法人及び貿易研修センター」に改める。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

二十　貿易研修センターが貿易研修センター法（昭和四十二年法律第百三十四号）第十六条第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

（所得税法の一部改正）

第五条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中弁理士会の項の次に次のように加える。

貿易研修センター	貿易研修センター法（昭和四十二年法律第百三十四号）

（法人税法の一部改正）

第六条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中弁理士会の項の次に次のように加える。

貿易研修センター	貿易研修センター法（昭和四十二年法律第百三十四号）

（登録免許税法の一部改正）

第七条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二十八の項中「貿易大学校」を「貿易研修センター」に、「貿易大学校法」を「貿易研修センター法」に改める。

（法務・大蔵・通商産業・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百三十五号（昭四二・八・一六）

◎石炭鉱業年金基金法

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　設立及び会員（第六条・第七条）
第三章　管理（第八条―第十五条）
第四章　基金の行なう事業（第十六条―第二十条）
第五章　費用の負担（第二十一条・第二十二条）
第六章　財務及び会計（第二十三条―第二十九条）
第七章　監督（第三十条―第三十二条）
第八章　雑則（第三十三条―第三十七条）
第九章　罰則（第三十八条―第四十二条）
附則

第一章　総則

（基金の目的）

第一条　石炭鉱業年金基金は、石炭鉱業の坑内労働者の老齢について必要な給付を行なうことにより、その老後の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条　石炭鉱業年金基金（以下「基金」という。）は、法人とする。

（登記）

第三条　基金は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第四条　基金でない者は、石炭鉱業年金基金という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第五条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、基金について準用する。

第二章　設立及び会員

（設立）

第六条　石炭鉱業を行なう事業場であつて、坑内において石炭を掘採する事業を行なうもののうち、厚生年金保険の適用事業所であるものの事業主は、この法律の定めるところにより、全国を通じて一個の基金を設立しなければならない。

（会員）

第七条　前条に規定する事業主は、当然、基金の会員となる。

2　基金が第十八条第一項の事業を行なうときは、石炭鉱業を行なう事業場であつて、厚生年金保険の適用事業所であるものの事業主（前条に規定する事業主である者を除く。）は、当然、基金の会員となる。

3　理事のうち一人を理事長とし、理事において互選する。

4　役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができない。

（役員の職務）

第十条　理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2　基金の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3　監事は、基金の業務を監査する。

4　基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が基金を代表する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第十一条　基金の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（総会）

第十二条　総会は、理事長が招集する。総会員の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

2　総会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

3　前二項に規定するもののほか、総会の招集、議事の手続その他総会に関し必要な事項は、政令で定める。

第十三条　次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　毎事業年度の予算

三　毎事業年度の事業報告及び決算

四　その他定款で定める事項

2　理事長は、総会が成立しないとき、又は理事長において総会を招集する暇がないと認めるときは、総会の議決を経なければならない事項で臨時急施を要するものを処分することができる。

3　理事長は、前項の規定による処置については、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4　総会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

（総代会）

第十四条　基金は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2　総代は、政令の定めるところにより、会員のうちから選挙する。

3　総代の任期は、二年とする。ただし、補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。

4　前三項に規定するもののほか、総代会の招集、議事の手続その他総代会に関し必要な事項は、政令で定める。

（運営審議会）

第十五条　基金に、運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、理事長の諮問に応じ、基金の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3　審議会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

4　審議会は、委員十人以内で組織する。

5　委員は、基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

6　委員の任期は、二年とする。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

第四章　基金の行なう事業

（坑内員に関する給付）

第十六条　基金は、第一条の目的を達成するため、石炭鉱業を行なう事業場において会員に使用される厚生年金保険の第三種被保険者たる労働者（以下「坑内員」という。）の老齢について、年金たる給付の支給を行なうものとする。

2　基金は、定款をもつて、年金額、受給資格期間、支給開始年齢その他年金たる給付の支給に関して必要な事項を定めなければならない。

第十七条　基金は、定款の定めるところにより、坑内員又は坑内員であつた者の死亡に関し、一時金たる給付の支給を行なうことができる。

（坑外員に関する給付）

第十八条　基金は、前二条の事業のほか、会員（第七条第二項に規定する事業主を含む。以下この項において同じ。）の二分の一以上の者が希望したときは、石炭鉱業を行なう事業場において会員に使用される厚生年金保険の第一種被保険者又は第二種被保険者たる労働者（石炭の採掘の業務と緊密な関連を有しない業務として政令で定める業務に従事する者を除くものとし、以下「坑外員」という。）の老齢について、年金たる給付の支給を行なうことができる。

2　第十六条第二項の規定は、前項の年金たる給付について準用する。

3　基金は、第一項の事業を行なう場合には、政令の定めるところにより、坑外員又は坑外員であつた者の死亡に関し、一時金たる給付の支給を行なうことができる。

（裁定）

第十九条　年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、基金が裁定する。

（準用規定）

第二十条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十七条、第四十条の二及び第四十一条第一項の規定は、年金たる給付及び一時金たる給付について、同条第二項の規定は、一時金たる給付について準用する。この場合において、同法第四十条の二中「社会保険庁長官」とあるのは「基金」と、同法第四十一条第一項中「老齢年金、通算老齢年金又は脱退手当金」とあるのは「年金たる給付」と、それぞれ読み替えるものとする。

第五章　費用の負担

（掛金）

第二十一条　基金は、事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。

2　会員は、政令の定めるところにより、掛金を負担し、及び納付する義務を負う。

3　掛金の額は、年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用の予想額及び予定運用収入の額に照らして、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとにこの基準に従つて再計算されなければならない。

（準用規定）

第二十二条　厚生年金保険法第八十三条（第一項を除く。）及び第八十五条の規定は掛金について、同法第八十六条（第三項を除く。）、第八十七条（第六項を除く。）、第八十八条及び第八十九条の規定は、掛金その他この法律の規定による徴収金について準用する。この場合において、同法第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあるのは「基金」と、同法第八十六条第六項中「厚生大臣」とあるのは「基金」と、同法第八十五条第三号中「被保険者」とあるのは「坑内員又は坑外員」と、同法第八十六条第一項、第四項及び第五項中「第八十五条」とあるのは「第二十二条において準用する厚生年金保険法第八十五条」と、同法第八十七条第一項中「前条第二項」とあるのは「第二十二条において準用する厚生年金保険法第八十六条第二項」と、それぞれ読み替えるものとする。

2　基金は、前項において準用する厚生年金保険法第八十六条第五項の規定により国税滞納処分の例により処分をしようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第六章　財務及び会計

（事業年度）

第二十三条　基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算）

第二十四条　基金は、毎事業年度、予算を作成し、事業年度開始前に厚生大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十五条　基金は、毎事業年度、当該事業年度終了後三月以内に、厚生省令の定めるところにより、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の業務報告書を作成し、監事の意見をつけて、厚生大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

（借入金の制限）

第二十六条　基金は、借入金をしてはならない。ただし、基金の目的を達成するため必要な場合において、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（責任準備金の積立て）

第二十七条　基金は、政令の定めるところにより、年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金を積み立てなければならない。

（資金の運用）

第二十八条　基金の業務上の余裕金の運用は、政令の定めるところにより、安全かつ効率的にしなければならない。

（省令への委任）

第二十九条　この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第七章　監督

（報告書の提出）

第三十条　基金は、厚生省令の定めるところにより、その業務についての報告書を厚生大臣に提出しなければならない。

（報告の徴収等）

第三十一条　厚生大臣は、基金について、必要があると認めるときは、その業務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして基金の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2　前項の規定によつて質問及び検査を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（基金に対する命令等）

第三十二条　厚生大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金の業務の管理若しくは執行が法令、定款若しくは厚生大臣の処分に違反していると認めるとき、基金の業務の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金の役員がその業務の管理若しくは執行を明らかに怠つていると認めるときは、期間を定めて、基金又はその役員に対し、その業務の管理又は執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2　厚生大臣は、基金の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、基金に対し、その定款の変更を命ずることができる。

3　基金若しくはその役員が第一項の命令に違反したとき、又は基金が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、基金に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員の全部又は一部の改任を命ずることができ

る。

4　基金が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、同項の命令に係る役員を改任することができる。

5　厚生大臣は、前項の規定による処分をするときは、当該役員に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明すべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

第八章　雑則

（不服申立て）

第三十三条　年金たる給付又は一時金たる給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2　第二十条において準用する厚生年金保険法第四十条の二の規定による処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。

3　厚生年金保険法第九十条第二項及び第三項並びに第九十一条の二の規定は前二項の審査請求及び再審査請求について、同法第九十一条の三の規定は前二項に規定する処分の取消しの訴えについて準用する。

（時効）

第三十四条　掛金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2　掛金その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は第二十二条において準用する厚生年金保険法第八十六条第一項の規定による督促は、民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（届出等）

第三十五条　会員は、厚生省令の定めるところにより、坑内員（基金が第十八条第一項の事業を行なうときは、坑外員を含む。次項において同じ。）に関する厚生年金保険法第十八条第一項の規定による確認につき同法第二十九条第一項の規定による通知があつた事項その他厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

2　坑内員は、厚生省令の定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

3　受給権者は、厚生省令の定めるところにより、厚生省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

4　受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を基金に届け出なければならない。

（解散）

第三十六条　基金の解散については、別に法律で定める。

（省令への委任）

第三十七条　この法律に特別の規定があるものを除き、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第九章　罰則

第三十八条　第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした基金の役員又は職員を六月以下の懲

役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十九条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をして基金の役員を三万円以下の過料に処する。

一　この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第四章に規定する事業以外の事業を行なつたとき。

三　第二十八条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

四　第三十条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五　第三十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

第四十条　基金が、第三条第一項の規定に違反して登記することを怠つたときは、その役員を一万円以下の過料に処する。

第四十一条　次の各号に掲げる場合には、一万円以下の過料に処する。

一　会員が、第三十五条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　坑内員又は坑外員が、第三十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は申出をせず、若しくは虚偽の申出をしたとき。

三　戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、第十五条第四項の規定に違反して、届出をしないとき。

第四十二条　第四条の規定に違反して、石炭鉱業年金基金という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（基金の設立に関する経過措置）

第二条　基金を設立するに当たつては、三十人以上の設立委員を、第六条に規定する事業主の半数以上の者において互選しなければならない。

2　設立委員は、この法律の施行の日から五月以内に、基金の定款を作成し、設立総会の議決を経て、当該定款について厚生大臣の認可を受けなければならない。

3　厚生大臣は、前項の認可をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

4　設立委員が設立総会を招集しようとするときは、その日時及び場所並びに会議の目的となる事項を、開会の日の前日から起算して前十四日目に当たる日が終わるまでに、会員となるべき者に書面で通知するとともに、厚生大臣に報告しなければならない。

5　設立総会においては、会員となるべき者は、各一個の議決権及び選挙権を有する。

6　設立総会の議決は、会員となるべき者の二分の一以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数によらなければならない。

7　設立総会においては、設立委員の作成した定款を修正することができる。

8　設立総会は、第九条に規定する役員となるべき者を、会員となるべき者（法人にあつては、その代表者とする。以下この項において同じ。）のうちから選任しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、会員となるべき者以外の者から選任することを妨げない。

9　前項の規定により選任された理事となるべき者は、第九条第三項に規定する理事長となるべき者を互選しなければならない。

10　設立委員は、第二項の認可があつたときは、遅滞なく、その事務を前項の規定により互選された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

11　第九項の規定により互選された理事長となるべき者は、前項の規定により事務を引き継いだときは、遅滞なく、政令の定めるところにより、基金の主たる事務所において設立の登記をしなければならない。

12　基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

13　前各項に規定するもののほか、基金の設立に関し必要な事項は、政令で定める。

（協議）

第三条　厚生大臣は、石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）が施行されている間は、第八条第二項の認可をし、又は第三十二条第二項の規定による命令をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に石炭鉱業年金基金という名称を用いている者については、第四条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（最初の事業年度の特例）

第五条　基金の最初の事業年度は、第二十三条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十三年三月三十一日に終わるものとする。

第六条　基金の最初の事業年度の予算については、第二十四条の規定にかかわらず、設立委員が作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正）

第七条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号に次のように加える。

ノ　石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）

（厚生省設置法の一部改正）

第八条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中第六十二号の五を第六十二号の六とし、第六十二号の四を第六十二号の五とし、第六十二号の三を第六十二号の四とし、第六十二号の二の次に次の一号を加える。

六十二の三　石炭鉱業年金基金の定款又はその変更を認可し、これに対しその事業の状況に関する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

第十四条の二中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　石炭鉱業年金基金を指導監督すること。

第三十六条の四中「第六十二号の四」を「第六十二号の五」に改める。

（地方税法の一部改正）

第九条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「厚生年金基金連合会」の下に「、石炭鉱業年金基金」を加える。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第十条　社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十条（同法第百六十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）」を「、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十条（同法第百六十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）第三十三条第一項」に改める。

第三条中「若しくは厚生年金保険法第九十条」を「、厚生年金保険法第九十条若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項」に改め、同条第二号中「又は厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会」を「、厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会又は石炭鉱業年金基金」に改める。

第四条第一項中「年金給付」を「年金たる給付」に改める。

第九条第一項中「厚生年金基金連合会」の下に「、石炭鉱業年金基金」を加える。

第十九条中「厚生年金保険法第九十条」の下に「、石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項」を加え、「及び厚生年金保険法第九十一条（同法第百六十九条において準用する場合を含む。第三十二条第二項において同じ。）」を「、厚生年金保険法第九十一条（同法第百六十九条において準用する場合を含む。第三十二条第二項において同じ。）及び石炭鉱業年金基金法第三十条第一項中「厚生年金基金連合会」の下に「並びに石炭鉱業年金基金」を、「加入員」の下に「並びに石炭鉱業年金基金法第十六条第一項に規定する坑内員及び同法第十八条第一項に規定する坑外員」を加える。

第三十二条第一項中「若しくは厚生年金保険法第九十条第一項」を「、厚生年金保険法第九十条第一項若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項」に改め、同条第二項中「又は厚生年金保険法第九十一条」を「、厚生年金保険法第九十一条又は石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項」に改め、同条第五項中「第百六十四条第二項」の下に「並びに石炭鉱業年金基金法第二十二条第一項」を加える。

（所得税法の一部改正）

第十一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中石炭鉱業合理化事業団の項の次に次のように加える。

石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）

（法人税法の一部改正）

第十二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中石炭鉱業合理化事業団の項の次に次のように加える。

石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）

（登録免許税法の一部改正）

第十三条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三中十五の項の次に次のように加える。

十五の二　石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。

（内閣総理・法務・大蔵・厚生・自治大臣署名）

法律第百三十六号（昭四二・八・一七）

◎公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正）

第一条　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号を削る。

第十二条中「二年間」の下に「（障害補償及び遺族補償については、五年間）」を加える。

（厚生年金保険法の一部改正）

第二条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第三条第三号又は」を削る。

第五十六条第三号中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」の下に「（昭和三十二年法律第百四十三号）」を加え、「第三条第三号」を削る。

第六十四条中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第三条第四号又は」を削る。

（船員保険法の一部改正）

第三条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四十四条ノ三第一項中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第三条第三号又はハ」を削る。

第四十五条第二項中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）」を加え、「第三条第三号」を削る。

第十条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第三条第四号又ハ」を削る。

（国民年金法の一部改正）

第四条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項第一号中「及び国家公務員災害補償法」を「並びに国家公務員災害補償法」に改め、「場合を含む。）」の下に「並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）に基づく条例」を加える。

（児童扶養手当法の一部改正）

第五条　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の一号を加える。

十七の二　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）に基づく条例の規定に基づく年金たる補償

（特別児童扶養手当法の一部改正）

第六条　特別児童扶養手当法（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の一号を加える。

十八の二　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）に基づく条例の規定に基づく年金たる補償

十二年法律第百四十三号）に基づく条例の規定に基づく年金たる補償

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正前の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（以下「旧法」という。）第三条第三号又は第四号に掲げる補償（以下この項及び次項において「障害補償等」という。）を受ける権利を有する者に係る厚生年金保険法の規定による障害年金又は遺族年金で、この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「旧厚生年金保険法」という。）第五十四条又は第六十四条の規定によりその支給が停止されているものについては、なお従前の例による。ただし、障害補償等を受ける権利を有する者が旧厚生年金保険法第五十四条の規定の適用を受けている場合には、当該障害年金の支給については、第四条の規定による改正後の国民年金法第六十五条第一項第一号（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

3　障害補償等を受ける権利を有する者に係る船員保険法の規定による障害年金又は遺族年金で、この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の船員保険法（以下この項において「旧船員保険法」という。）第四十四条ノ三第一項又は第五十条ノ七の規定によりその支給が停止されているものについては、なお従前の例による。ただし、障害補償等のうち政令で定める年金たる障害補償を受ける権利を有する者が旧船員保険法第四十四条ノ三第一項の規定の適用を受けている場合には、当該障害年金の支給については、船員保険法第二十四条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日の属する月分から支給するものとする。

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

4　この法律の施行の際現に国民年金法の規定による福祉年金の受給権を有する者に対して旧法に基づく条例の規定に基づき支給される年金たる障害補償については、第四条の規定による改正後の国民年金法第六十五条第一項第一号（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

5　第五条の規定による改正後の児童扶養手当法第三条第二項第十七号の二の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に同法の規定による児童扶養手当の支給を受けている者に対して旧法に基づく条例の規定に基づき支給される年金たる障害補償は、同法第四条第三項第三号の規定の適用については、その者が当該児童を引き続き監護し、又は養育している間は、公的年金給付としない。

（特別児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

6　第六条の規定による改正後の特別児童扶養手当法第三条第二項第十八号の二の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に同法の規定による特別児童扶養手当の支給を受けている者に対して旧法に基づく条例の規定に基づき支給される年金たる障害補償は、同法第四条第三項第三号の規定の適用については、その者が同法第三条第一項に規定する児童を引き続き監護し、又は養育している間は、公的年金給付としない。

（文部・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百三十七号（昭四二・八・一七）

◎旅券法の特例に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、沖縄（硫黄鳥島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。以下同じ。）における旅券の発給等に関し、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の適用の特例を定めるものとする。

（旅券の発給の申請等）

第二条　沖縄においてする旅券法第三条第一項、第八条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の申請は、その申請者が南方連絡事務所（総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）第十三条に定める日本政府南方連絡事務所をいう。以下同じ。）に出頭の上、南方連絡事務所長を経由して外務大臣にするものとする。ただし、南方連絡事務所長がやむを得ない理由により申請者の出頭が困難であると認める場合には、申請者は、外務省令で定めるところにより、その指定した者を通じて当該申請に係る書類及び写真を提出して申請することができる。

2　前項の場合において、旅券法第三条第一項又は第八条第一項の申請をする者のうち、沖縄の法令に基づいて発給された沖縄の出域許可に関する書類の添附を必要とされる者にあつては、当該書類を同法第三条第一項又は第八条第一項の書類に加えて提出しなければならない。

3　第一項の申請に基づいて発給する旅券については、旅券法第三条第二項又は第八条第三項中「国内」とあるのは「沖縄」と、「本邦と特定の一又は二以上の外国との間を数次往復」とあるのは「沖縄と特定の一又は二以上の外国との間を数次往復（本邦を経由してする数次往復を含む。）」とする。

（旅券の効力）

第三条　前条第一項の申請又は同条第四項の請求に基づく旅券の発行は、外務大臣が行なう。

2　前項の規定により発行された旅券の交付は、南方連絡事務所長が行なう。この場合において、前条第一項の申請に基づく旅券にあつては、当該旅券の発給を申請した者又はその指定した者の出頭を求めて行なうものとする。

（数次往復用の旅券）

第四条　第二条第一項の申請に基づいて発給する旅券については、旅券法第十二条第一項中「国内」とあるのは「沖縄」と、「本邦と特定の一又は二以上の外国との間を数次往復」とあるのは「沖縄と特定の一又は二以上の外国との間を数次往復（本邦を経由してする数次往復を含む。）」とする。

（旅券の効力）

第五条　第二条第一項の申請をした者のうち、同条第二項の規定の適用を受ける者及び沖縄に居住する者で外務省令で定めるものに対し、同条第一項又は旅券法第九条第一項若しくは第十条第一項の申請に基づいて発給した旅券については、同法第十八条第一項第一号中「本邦」とあるのは「沖縄を出域せず、又は本邦」と、同項第二号中「本邦に帰国」とあるのは「沖縄に再入域したとき、又は沖縄及び本邦以外の地域から始めて本邦に帰国した後一月を経過」と、同項第三号中「国内」とあるのは「沖縄又は本邦」と、「国外」とあるのは「沖縄及び本邦以外の地域」と、「帰国」とあるのは「沖縄に再入域し、又は帰国」とする。

（権限の委任）

第六条　この法律及び旅券法の規定により外務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、南方連絡事務所長に委任することができる。

（外務省令への委任）

第七条　第二条から前条までに定めるもののほか、沖縄における旅券の取扱いその他これらの規定の適用を受ける旅券に関し必要な事項は、外務省令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（総理府設置法の一部改正）

2　総理府設置法の一部を次のように改正する。

第十三条第一項に次の一号を加える。

五　旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第百三十七号）の規定の適用を受ける旅券に関する申請書の受理その他の事務を行なうこと。

第十四条第三項中「第四号」を「第五号」に改める。

（旅券法の一部改正）

3　旅券法の一部を次のように改正する。

附則第七項を次のように改める。

7　沖縄（硫黄鳥島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。以下同じ。）、婦婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島をいう。）、沖の鳥島又は南鳥島に渡航する者及び沖縄から本邦に渡航する者に対しては、当分の間、政令で定めるところにより、身分証明書を発給するものとする。

（内閣総理・法務・外務大臣署名）

法律第百三十八号（昭四二・八・一九）

◎環境衛生金融公庫法

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　役員及び職員（第九条―第十八条）
第三章　業務（第十九条―第二十二条）
第四章　会計（第二十三条―第二十九条）
第五章　監督（第三十条―第三十二条）
第六章　補則（第三十三条・第三十四条）
第七章　罰則（第三十五条―第三十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　環境衛生金融公庫は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に密接な関係のある環境衛生関係の営業について、衛生水準を高め、及び近代化を促進するために必要な資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通し、もつて公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

（定義）